

予算特別委員会

2月25日（木）午後3時01分開議

- 議題1 委員長の互選について
- 2 座席の指定について
 - 3 副委員長の互選について
 - 4 予算審査の順序について
 - 5 その他

○出席委員（11名）

1 番 小 林 智 委員	2 番 山 田 良 秋 委員
3 番 狹 守 勝 義 委員	4 番 藤 野 和 美 委員
5 番 大 野 敏 行 委員	6 番 畠 山 美 幸 委員
7 番 長 島 邦 夫 委員	8 番 青 柳 賢 治 委員
9 番 川 口 浩 史 委員	10 番 渋谷 登美子 委員
11 番 松 本 美 子 委員	

○欠席委員（なし）

○委員外議員

森 一 人 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事 務 局 長	菅 原 浩 行
書 記	安 在 洋 子

○森 一人議長 予算特別委員会におきまして初めての委員会でございますので、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の松本美子委員さんに臨時委員長をお願いいたしたいと思います。こちらに来ていただけますか。

〔松本美子臨時委員長、委員長席に着席〕

○松本美子臨時委員長 それでは、年長のゆえをもちまして、私が臨時委員長の職務を行わせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

◎開会の宣告

○松本美子臨時委員長 ただいまから委員会を開会いたします。

(午後 3時01分)

◎委員長の互選

○松本美子臨時委員長 これより委員長の互選を行います。

どのような方法により行いますか、お諮りをいたします。

〔「立候補がいい」と言う人あり〕

○松本美子臨時委員長 それでは、指名推選で行わせていただきたいと思いますけれども、ご意見ございませんでしょうか。

長島委員。

○長島邦夫委員 指名推選で決まりでよろしいんですか。では、松本美子委員を推薦いたします。

○松本美子臨時委員長 ただいま松本委員が委員長にというふうな指名がございました。

指名されました松本委員を委員長に当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本美子臨時委員長 異議なしと認めまして、私が委員長に当選されましたので、よろしく願いいたします。

◎座席の指定

○松本美子委員長 それでは、座席の指定を行いたいと思います。

座席は、議席番号順といたしたいと思います。なお、最終番席は委員長席といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、指定をさせていただきます。1番席ですが、小林智委員、2番席が山田良秋委員、3番席は狛守勝義委員、4番席、藤野和美委員、5番席、大野敏行委員、6番席が畠山美幸委員、7番席が長島邦夫委員、8番席が青柳賢治委員、それから9番席が川口浩史委員、10番席は渋谷登美子委員、それに最後が私ということで松本です。よろしくお願いいたします。

◎副委員長の互選

○松本美子委員長 それでは、これより副委員長の互選を行わせていただきます。

どのような方法により行いますか、お諮りをいたします。指名推選あるいは投票ということになりますけれども、立候補もあります。

長島委員。

○長島邦夫委員 なるべく立候補がいいかなと思うのですけれども。

○松本美子委員長 立候補という意見が出ておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 それでは、立候補なさる方につきましては。

狛守委員。

○狛守勝義委員 それでは、1期生の議員4人が一応持ち回りで順番にというふうな話がありましたので、私でよければ一応立候補させていただきます。順番です。

○松本美子委員長 ほかにございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 それでは、異議なしと認めさせていただきます。

それでは、狛守委員が副委員長に当選ということになりますけれども、よろしくお願いいたします。

ただいま副委員長に当選されました狛守委員から就任のご挨拶をお願いいたします。

○狛守勝義副委員長 何分に経験不足ではございますが、精いっぱい務めさせていただきます。

きたいと思いますので、皆さんのご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○松本美子委員長 ありがとうございました。

◎予算審査の順序について

○松本美子委員長 次に、予算審査の順序についてお諮りいたします。

お手元に予算特別委員会、令和３年予算審査予定表をお配りいたしてあります。審査の順序は、配付した次の表のとおりでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 異議なしと認めます。

よって、審査の順序は配付した表のとおりとさせていただきます。

◎閉会の宣告

○松本美子委員長 これにて委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

(午後 ３時０９分)

予算特別委員会

3月9日（火）午前9時30分開議

議題1 「議案第17号 令和3年度嵐山町一般会計予算議定について」の審査について

○出席委員（１１名）

1 番	小 林	智 委員	2 番	山 田	良 秋 委員
3 番	狹 守	勝 義 委員	4 番	藤 野	和 美 委員
5 番	大 野	敏 行 委員	6 番	畠 山	美 幸 委員
7 番	長 島	邦 夫 委員	8 番	青 柳	賢 治 委員
9 番	川 口	浩 史 委員	1 0 番	渋谷	登美子 委員
1 1 番	松 本	美 子 委員			

○欠席委員（なし）

○委員外議員

森 一 人 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事 務 局 長	菅 原 浩 行
書 記	安 在 洋 子

○説明のための出席者

佐 久 間	孝 光	町 長
高 橋	兼 次	副 町 長
青 木	務	参事兼総務課長
木 村	公 正	総務課庶務・人事担当副課長
清 水	延 昭	総務課財政契約担当副課長
山 岸	堅 護	地 域 支 援 課 長
青 木	正 志	地域支援課政策創生担当副課長
馬 橋	透	地域支援課人権・安全安心担当副課長
石 樽	明 彦	地域支援課人権・安全安心担当危機管理幹
村 田	朗	税 務 課 長
賛 田	秀 男	税務課課税担当副課長
岡 野	富 春	税務課収納対策室長

高	橋	喜代美	町民課長
柳	澤	純子	町民課戸籍・住民担当副課長
大	島	行代	町民課保険・年金担当副課長
前	田	宗利	子育て支援課長
内	田	淳也	子育て支援課児童福祉担当副課長
根	岸	隆行	子育て支援課母子保健担当副課長
近	藤	久代	健康いきいき課長
太	田	直人	健康いきいき課社会福祉担当副課長
内	田	富恵	健康いきいき課健康管理担当副課長
萩	原	政則	長寿生きがい課長
菅	原	広子	長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長
簾	藤	久史	長寿生きがい課包括支援担当副課長
田	畑	修	会計課長
大	島	真弓	会計課会計用度担当副課長
永	島	宣幸	教 育 長

◎委員長挨拶

○松本美子委員長 皆様、おはようございます。委員会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、予算特別委員会のご案内を申し上げましたところ、委員の皆様にはご出席をいただき、誠にありがとうございます。

審査は本日から行いますが、慎重なる審査をお願いいたします。

委員の皆様に申し上げます。質疑をする場合には、簡潔かつ明瞭な形でお願いをいたします。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡明な答弁、説明をお願いをしたいと思います。

◎議長挨拶

○松本美子委員長 それでは、ここで森議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をいただきます。お願いいたします。

○森 一人議長 皆様、おはようございます。

先ほど松本特別委員長のほうからお話がありましてとおり、質疑に関しましては、議運に諮問をし、その後全協で皆様をお願いをしまいいりました。最初やりづらい部分も多々多々あるかとは思いますが、ぜひ徹底して質疑という形を取っていただきたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。4日間にわたる予算審査、慎重審査を何とぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○松本美子委員長 ありがとうございました。

◎町長挨拶

○松本美子委員長 次に、佐久間町長からご挨拶をいただきたいと思います。

○佐久間孝光町長 皆さん、おはようございます。

本日から令和3年度の予算を審議をいただきます。私にとりましては初めての予算編成になりますので、皆さんからいろいろご指導いただきたいと思います。

また、ワクチン接種に関しましては、皆様報道等を通してご案内のとおりかなと思

うのですけれども、国のほうの方針が本当に二転、三転、四転、もうやっと準備が進めるからというふうになると、また方針が変わってしまうと。そういう中においても担当課を中心に一致団結して準備に取りかかっていますので、今後ともご指導のほどよろしくお願いします。

以上です。

○松本美子委員長 ありがとうございます。

◎開会の宣告

○松本美子委員長 ただいまの出席委員は10名であります。定足数に達しておりますので、よって予算特別委員会は成立をいたしました。

(午前 9時31分)

◎開議の宣告

○松本美子委員長 直ちに本日の会議に入ります。

◎諸般の報告

○松本美子委員長 ここで諸般の報告をさせていただきます。

本委員会に付託された案件は、議案第17号 令和3年度嵐山町一般会計予算議定についての件、議案第18号 令和3年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件、議案第19号 令和3年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件、議案第20号 令和3年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件、議案第21号 令和3年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件及び議案第22号 令和3年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件、以上予算議案6件ですので、ご了承願います。

次に、本委員会の予算審査表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本日の委員会次第をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

最後に、この委員会の説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で委員長からの諸般の報告を終わります。

審査の方法についてお諮りをいたします。

議案第17号 令和3年度嵐山町一般会計予算議定についての件の審査は、歳出を基本に歳入、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書の添付書類を含め、予算審査表に基づき課、局ごとに議会事務局から行い、最後に総括質疑といたしたいと思います。また、議案第18号 令和3年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件から議案第22号 令和3年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件までの審査は、歳入歳出を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第17号から議案第22号につきましては、先ほど申し上げたとおり審査することに決定をいたします。

なお、議案第17号 令和3年度嵐山町一般会計予算議定について、総括質疑をされる委員は明日3月10日水曜の午後1時までに委員長へ届け出てください。

傍聴について申し上げます。当委員会への傍聴の申出がある場合には、原則許可をいたしたいと思いますので、ご了承願います。

それでは、本日の審査を始めます。

◎議案第17号の質疑

○松本美子委員長 議案第17号 令和3年度嵐山町一般会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議において提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

まず、議会事務局に関する部分の質疑からお願いをいたします。

なお、質疑がある委員は挙手により委員長指名後、発言をしていただきます。回数は1問につき3回までといたしますので、ご了承願います。質疑に際しましては、最初にページ数をお示しください。質疑は簡潔にお願いをいたします。それでは、質疑をどうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 質疑がないようですので、議会事務局に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで、休憩といたします。

休 憩 午前 9時39分

再 開 午前 9時41分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、税務課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 初めに、復興税の金額を伺いたいと思います。

○松本美子委員長 川口委員に申し上げます。

ページ数をよろしく願いいたします。

○川口浩史委員 ページはちょっと分からないのです。税収のところということでご了承いただきたいのです。復興税の税収があるはずなのですから。人数と金額をお聞きしたいと思います。

それから、非課税者というのが何人くらい嵐山町は、コロナの関係も含めて少し増えているのかなとも思いますので、伺いたいと思います。

16、17ページの個人町民税ですけれども、この均等割、所得割、ちょっとどういう計算の下でこの数字が出てきたのか伺いたいのと、法人も同じ質問です。法人は、均等割は増えているわけなのです。この増えた要因というのがコロナ禍の中で不景気と言われて、法人税割は大幅に落ち込んでいるわけですけれども、なぜ均等割は昨年から比べて増えたのか、併せて理由を伺いたいと思います。

償却資産、これ一般質問だったかな、補正だったかな、ちょっと質問があつて答弁があつたわけですけれども。昨年の予算でも10%減っていると、今年も10%ということ、この10%の見立て、どういうところからこの10%の削減が、その程度しか税収ないだろうということを見たのか伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

賛田副課長、お願いいたします。

○賛田秀男税務課課税担当副課長　お答えいたします。

まず、復興税につきましてですが、人数9,196人、500円掛けることで459万8,000円です。非課税者何人につきましては、すみませんが、資料はございません。

個人町県民税、どういうふうな計算かというご質問です。令和2年度の当初課税では9,341人という人数でしたが、昨年と今年の15歳から64歳までの人口総数の伸長率というもので計算した結果、令和3年度均等割9,196人となりました。内容につきましては、コロナの影響というのが一番問題になるかなと思ったのですが、この影響を受けやすい所得者、課税状況調査というものを基に試算をしているのですが、給与所得者と営業所得者、この所得者が一番影響があるのかなと考えまして、それがコロナの影響がどれだけあるのかというところで、財政と相談したりしたのですが、総務省が出した地方財政収支仮試算というものがございまして、地方税はマイナス6.8%となっておりました。そういうものを試算の中に組み込んで算出いたしました。また、農業所得、あとその他所得、年金所得者が多いのですが、その2つに関しましては例年どおりの算出により、若干前年より少ないという程度になっています。

次に、法人税ですが、法人税につきましては、対前年度26.3%の減、金額にして5,128万円のマイナスとなりました。その要因としましては、均等割につきましては、法人数が現状で406社、昨年の412社から若干法人数は減っております。法人税割につきましては、平成28年度の条例改正により令和3年度から新税率に移行することによりまして、資本金の1億円以下が9.7%から6%に、1億円超10億円以下が10.9%から7.2%、10億円超が12.8%から8.4%と税率が下がったために税収が大きく下がりました。また、コロナの影響ということで法人税が一番受けやすいのかなと思いますが、製造業は持ち直しておるとお聞きますが、観光業、飲食業またサービス業といったところは引き続き厳しい状況であるという、業種によって影響も大きいと聞いております。引き続きコロナの影響は大きいと考えまして、法人税につきましても先ほどの総務省の地方財政仮試算を考慮して試算した結果このようになりました。

均等割が増えたということですが、法人数は減っておりますが、例えば資本金が1,000万円以上1億円以下が61社から51社に減ったと、1億円を超え10億円以下の、50人以下が19社から21社に増えたという、クラスによつての増えた減ったで、金額としては増えたということで、また10億を超える50人以上が3社から4社になったと。一番高いクラスですが、そういうところでは均等割は増えたということかなと思います。

す。

また、償却資産につきましてです。償却資産につきましては、評価替えの年です。新規資産は不確定ですので計上はしませんでした。一般事業所の減価償却資産は申告に基づいて課税するものですので、評価替えはありませんけれども、償却としての減分は景気の動向を見て、例年マイナス10%で見えておりましたが、コロナの影響を考慮まして設備投資は控えるを見て、今年度はマイナス12%で計上をいたしました。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 そうですか。非課税者は分からないと。個人所得の金額というのは、それを持ってくるのですか。これだけ所得割、個人の均等割が詳しく出てお答えされましたので。ちょっと個人所得の金額だけ伺いたいと思います。あとは、ちょっと精査してみたいと思います。それだけで結構です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

賛田副課長、お願いいたします。

○賛田秀男税務課課税担当副課長 お答えいたします。

給与所得者の所得割額、課税標準額で6億9,631万4,000円です。

以上です。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 そう、ごめん。ただ、去年も聞いているし、決算でもその前は聞きましてので分かるかなと思ったのですけれども。1人当たりの平均の個人所得なのですから。ちなみに、昨年298万4,000円と答えているのですけれども。いいです。

○松本美子委員長 それでは、後ほどご答弁をいただきますけれども、お願いいたします。それでよろしいでしょうか、川口委員。

それでは、ほかに質疑のある方はどうぞ。

藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私のほうから1点だけなのですが。

花見台工業団地の固定資産税の金額が出るのであれば教えていただきたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

賛田副課長、お願いいたします。

○賛田秀男税務課課税担当副課長 お答えいたします。

大変申し訳ございませんが、今年度はまだ算出しておりません。平成31年度につきましては4億1,864万7,300円です。

以上です。

○松本美子委員長 よろしいですか。

ほかにごございますか。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 質疑がないようですので、税務課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩とさせていただきます。

休 憩 午前 9時54分

再 開 午前 9時56分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、総務課及び会計課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

青柳賢治委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 ページが58ページと59ページにかかります。町債ですけれども、今の税務課の説明でもかなり、6%からそれぞれ26.3%などの減に及んでくるということで、1億を超える法人、個人町民税、それから固定資産税が減額になるわけですけれども、予算でございますので、臨時財政対策債を入れて令和3年度の予算が組まれているわけですけれども、1億8,400万という相当な額の増額になっているのですけれども、その辺の町債の収入の確実性というのですか、その辺のところは大丈夫なのでしょうか、お尋ねいたします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

清水副課長、お願いいたします。

○清水延昭総務課財政契約担当副課長 お答え申し上げます。

令和3年度の町債に関するご質問でございますけれども、やはり一番大きな要因が

臨時財政対策債の増によるものが一番であると思われます。こちらにつきましては、令和2年度につきましては約2億8,400万円の発行でございましたが、令和3年度の発行予定額としまして4億3,100万円、約51%増を見込んでおります。こちらにつきましては、国の予算と関連するものが多くございまして、こちらにつきましては国の予算で令和3年度の財源不足額が約10兆1,200億円ほどございます。こちらにつきましては、国の一般会計からの加算額など、あと交付税特会からの補てん額などによりましてその財源の穴埋めをいたすところでございますけれども、令和2年度から4年度までの国と地方の折半ルールによりまして10兆2,000億円の不足でございまして、その半分の約5兆5,000億円は地方が臨時財政対策債を発行することとされております。その5兆5,000億円というのは、令和2年度の国の総発行数と比較しまして約74.5%の増額予算となっております。嵐山町で74.5%の増額を見ますと、約5億円の臨時財政対策債の発行が令和3年度に見込まれることとなりますけれども、嵐山町におきます令和3年度の当初予算では、歳入予算と歳出予算の総額のバランスを図りまして、5億円ですとかなり公債費、後ほど交付税から財政措置はされるといいましても5億円を見込むのは少し多いかと調整いたしまして、51%増の4億3,100万円で臨時財政対策債を調整したところでございます。それによりまして、令和3年度末の地方債の現在高の予定でございまして、約67億円が令和3年度末の地方債現在高と予定しております。そのうち臨時財政対策債の残高は約39億円となりまして、令和3年度末におけます地方債の臨時財政対策債の割合は53.5%の見込みでございます。ちなみに、令和2年度末につきましては56%でございましたので、約2.5ポイントほど臨時財政対策債につきましては現在高が減少する見込みでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 そうすると、国が一応補てんをしようという51%というところまでの限度で今回予算を組まれていると思います。ですけれども、これを限度額以内、例えば40%とか30%とかという形でも町の予算編成はあり得るのだと思うのです。それを目いっぱいここまで立てるといふ、いわゆる総務課としての状況というのは、それが通常ですよというような捉え方でよろしいのですか。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

清水副課長、お願いいたします。

○清水延昭総務課財政契約担当副課長 その辺でございませうけれども、先ほど申し上げましたとおり、国の臨時財政対策債発行限度額、恐らく5億円近くが提示されると予想されます。その発行限度額まで通常は毎年度借り入れることとなる予定でございませうけれども、当初予算の中では先ほども申し上げましたとおり74.5%増の約5億円を見込むよりも、それより20%少ない50%で見込んでおいて、それで結果、発行限度額がその額であるならば、町としましては幾ら後の財政措置がある財源、臨時財政対策債といえども町債でございませうので、発行はなるべく抑える方向性で考えていったほうが町の財政の健全化に向けた取組としては抑えていったほうが間違えはないかなとは思っております。ちなみに、臨時財政対策債という発行につきましては、地方の財政状況に応じて発行しないところもございませうし、発行するところもございませうし、それは地方自治体の財政状況に応じて決めることができるとされているものでございませう。

以上でございませう。

○松本美子委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 よく説明していただきました。ありがとうございます。この4億3,100万というのは確実に収入ができるということで、最後もう一度確認させていただきます。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

清水副課長、お願いいたします。

○清水延昭総務課財政契約担当副課長 4億3,100万円は、令和3年度の歳入として見込む予定でございませう。

以上でございませう。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方はどうぞ。

大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員 3点ほどお尋ねします。

ページ72、73、庁舎管理事業の中で、蓄電池を交換されるという説明がありました。この工事請負費の684万6,000円がそうであるかなと思うのですが。この蓄電池は何用の蓄電池で、何キロワットで、耐用年数はどのくらいのものを計画されているのでしょうか。

それから、もう一点が庁舎の電気は新エネルギーを使っていたような、私記憶して

いるのですけれども、それは固定プランなのか市場連動性なのか、お尋ねしたいと思います。

次に、74、75ページ、行政バス運行事業、250万円の運行委託料として予定されております。令和2年度はほぼ使えなかったです。令和3年度、4月1日からこれは運行できるという予定の中の予算だと思います。どの点のところで町民の要望に応じてこの行政バスが使えるという計画をされているのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

木村副課長、お願いいたします。

○木村公正総務課庶務・人事担当副課長 私から庁舎管理事業と新エネルギーの関係につきましてお答えをさせていただきます。

まず、庁舎管理事業の工事請負費でございますが、こちらはこちらの庁舎の4階に非常用発電機が設置されてございます。停電など災害が起こったときに電気をそこで発電させるといったものでございます。今回はその発電機のバッテリーを交換するというものでございまして、前は平成21年に交換をいたしました。寿命は大体5年から7年でございますので、もう既に寿命が来ているというような状況でございます。この発電機を始動するのに必要なバッテリーを交換をするということで、このバッテリーが劣化したり古いものになっていってしまいますと、その発電機が始動できないというような状態になってしまいます。バッテリーを確認をいたしましたら、大分劣化が進んでおりまして、膨らんで少し膨張しておりまして、ところどころ液漏れも見受けられたということでございまして、今回3年度に早めにこの工事を済ませて交換をしたいというふうに考えておりまして。バッテリーなのですけれども、イメージ的には車のバッテリーのような大きさのものなのですけれども、それが全部で66セルというふうに単位なりますけれども、66セルございまして、1つが大体見積もったところ6万1,700円かかります。非常に大きな発電機のエンジンというか、発電機を回しますので、それぐらいのバッテリーが必要だということで66セルが必要になるということで、申し訳ありません、それが何キロワットかというのはちょっと分からないのですけれども、大きき的には車のバッテリー程度の大きさのものが66あるということでございます。それで、それに伴う撤去費用も含めましてこれだけの工事請負費を計上させていただいております。

それと、新エネルギーにつきましてですけれども、こちらは庁舎のほうは今現在、東京電力のほうで契約をしております、新エネルギーということでまだ検討は今のところはしておりません。東電のほうなのですけれども、契約につきましては割引料金を適用させておりまして、今現在その料金で契約をさせていただいているというところでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、清水副課長、答弁をお願いいたします。

○清水延昭総務課財政契約担当副課長 それでは、お答え申し上げます。

行政バスの利用についてでございますけれども、令和元年度につきましては、約100件ほどのご利用がございました。令和2年度につきましては、ご存じのとおり緊急事態宣言中につきましては利用を停止しております。それ以外につきましては、消毒、それと乗車人数の制限あるいは県外の利用の停止等々、感染拡大防止の措置を取りつつ予約のほうを承っておりますけれども、実際に利用した件数というのが10月と11月に有料団体、民間の団体の方につきましては2団体、それ以外につきましては全て公用の小中学生の利用が15件で、合計で17件の実施状況となっております。後ほど緊急事態宣言が解除になりましたら、また同じく感染拡大防止の措置を取りつつ利用していただけたらと考えているところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員 新エネルギーについては私の思い違いでしたので、申し訳ございませんでした。蓄電池のほうなのですけれども、非常用ということでございます。もしものことがあった場合に非常に大事な蓄電池でございます。この蓄電池があることによっておおそ何日間ぐらいはこれが使えるよとかいう想定はされているのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

木村副課長、お願いいたします。

○木村公正総務課庶務・人事担当副課長 お答えいたします。

こちらのバッテリーは、その発電機を始動するためのバッテリーというふうに関しておりまして、バッテリーそのものでこの庁舎の電気を賄うということではございませんで、発電機を回すその燃料は軽油を用います。軽油が、庁舎の4階にタンクがご

ざいますが、そちらに900リットルためることができまして、今現在850リットル入っております。満タンですと、たしか20時間か24時間か、それぐらいはもつというふうに伺っております。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑ありますか。

渋谷登美子委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 23ページの地方交付税と、それから20ページの地方消費税交付金です。それと、それは予算案の参考資料にどのように算出しているか、なっているかというのは出ているわけなのですけれども、伺いたいのは、幼稚園費はどのぐらいその地方交付税に含まれているかということなののですが。令和3年1月22日の「町財政の見通し」というので報道資料があるのですけれども、それについていきますと、社会保障・税一体改革による社会保障の充実については次の措置を講じることとし、その地方負担については地方交付税措置を講ずることとするという形で、子ども・子育て支援制度においては、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を引き続き実施すること。それについては3,541億円です。なお、上記の子ども・子育て支援制度については、地方単独事業である公立施設分も含まれているものであることというふうになっています。それで、幼児教育の無償化という形になってきていて、そして新子育て安心プランの実現に必要な保育の運営費のうち、3歳から5歳児相当分に関わる地方負担については地方交付税措置を講ずることとしていることとなっているのですが、実際にこの20ページの予算措置を見てみますと、民間保育園などの保育費のほうにはそれは地方消費税交付金として大体24%分ですか、入っているのですけれども、幼稚園のほうは教育費になってしまうので、そここのところが出ていない。そうすると、これはどういうふうな単価計算をして地方交付税措置をしているのか。町立幼稚園に関しては、公設の地方独自のものですから、交付税の中に入っていないとはいけないのですけれども、その計算の方法が全く出ていないので、それについて伺います。

それと、もう一点、69ページに町村情報システム共同化推進協議会負担金が153万6,000円出ているのですけれども、これがデジタル庁のほうにどうつながっていくのか、伺いたいと思うのです。

○松本美子委員長 渋谷委員に申し上げますけれども、ただいまの質疑に対しまして、

こちらは担当が違いまして地域支援課のほうになると思うのですが、調べていただけますか。

○渋谷登美子委員 町村情報システム。それについては、総務課と思ったけれども…私メモしていたので。では、私が間違えているのかな。地域支援課ですね。総務課だと思ったのだけれども、すみません、失礼しました。

○松本美子委員長 ほかによろしいですか、1点で。

○渋谷登美子委員 いいです。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

清水副課長、お願いします。

○清水延昭総務課財政契約担当副課長 それでは、お答え申し上げます。

嵐山町立幼稚園におけます地方消費税と地方交付税の影響額というお問合せでございます。まず、交付税につきましては、基準財政需要額の中にその他の教育費というものがございます。こちらにつきましては、幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前の子ども等を基準とした需要額でございます。嵐山町におきましては、嵐山幼稚園の子どもの数が87人が基本となりまして、その単位費用等計算いたしまして、幼稚園におけます基準財政需要額が令和2年度で5,428万4,000円となっております。これが基準財政需要額に算入されることとなっております。

続きまして、地方消費税のほうにおけます幼稚園の影響額でございますけれども、令和3年度予算案の参考資料の中に20ページになりますが、引上げ分の消費税充当一覧がございます。こちらの中に従来よりの社会保障分と元年度よりの幼児教育無償化に係る影響額が含まれて算定されてございます。この中の民生費の欄のこども医療費給付事業、その下の子どものための教育・保育給付事業等にその幼稚園の年代の子ども含まれて計上されております。ですので、幼稚園の方の地方消費税における影響額というのはこちらでは含まれた額でお示しをしているところでございます。ほかを申し上げますと、歳入の部分で負担金等が、幼稚園の保護者の負担金等が減る部分について、幼稚園の方々の影響額というのが、歳入においてはその負担金の増減が影響額ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 そうしますと、町立幼稚園の金額、ちょっと幼稚園費の部分で地方

交付税に入っている5,428万円以外の部分に関しては、教育費のほうで、それはこちらに含まれているという、地方消費税の中の地方消費税交付金の中にそれが入ったということになりますか。ちょっとよく分からないのだけれども、ちょっと待って。私教育費のほうまで詰めてなかったから。これは民生費のほうで、全く教育費のほうに入っていないわけなのだけれども、地方消費税交付金というのがそこに入ってこないわけなのですけれども。一般財源化されているからそれが分からないので、よくあれなのですけれども、子どもの数の単位費用で87人分が5,428万円とすると、1人当たり62万円分ぐらいは入ってきているというふうに、地方交付税で入ってきていて、その他の部分というのが特別消費税交付金の中の民生費のほうに動いてしまっているというふうな形を見て、実際によく公立幼稚園は全額一般財源で負担するので公立の全部の自治体の負担になってしまうというふうに言われているのですけれども、実際はそうではないけれども、その民生費の部分にそちらが入ってしまっていったというふうに考えてよろしいのですか。

それに、臨時財政対策債もあるので、臨時財政対策債プラス地方交付税が一応国からの地方交付金と考えると、そこの中に地方消費税交付金と地方交付税とそれから臨時財政対策債の中にはそれが全部含まれていなくてはいけない形になっているのですけれども、その計算がされているかどうかなのですけれども。1人当たりで見ると62万円ぐらいというのが町立幼稚園の地方交付税算入額というふうに考えてよろしいのですよね、伺います。

○松本美子委員長 それでは、答弁を清水副課長、お願いいたします。

○清水延昭総務課財政契約担当副課長 お答え申し上げます。

地方消費税交付金、地方交付税、これはもう違うものでございます。地方消費税交付金の中で幼稚園の影響があるというのは、先ほど申し上げました幼児教育無償化に伴う影響分の中にその幼稚園に係る方々のその影響分として見てあるものでございまして、それで、令和3年度の国の地方財政計画上では幼児教育無償化に伴う影響分につきましては変わらず、令和2年度と同じ影響額をこの予算の中で見ているわけですが、その額が6,700万円を見込んでおります。それは、3歳から5歳までの無償化に伴う影響分として見ているものでございます。それで、消費税のほうはそちらでなっております、交付税のほうにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、基準財政需要額と基準財政収入額の差が普通交付税でございますけれども、その基準

財政需要額の中に5,428万4,000円が幼稚園の生徒の、先ほど渋谷委員がおっしゃいました1人当たり60何万円何がしがこちらの交付税の中に算入されて交付税措置されているという状況でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、渋谷登美子委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 そうしますと、今の幼稚園の教育費なのですが、今見ていますと、本年度は4,929万9,000円が予算計上されているわけです。地方交付税が5,428万円公設の経費として出てきているわけだから、この分の差額がどっちかという、町はほかのところに使ってしまったというふうに考えていいのですね。それに、地方消費税交付金もその中に入っているわけだから、そういう考え方になりますよね。親からの自己負担分というのが、バス代というのはあるから、そうするとおかしいなになっていますね。地方消費税交付金と3歳から5歳の教育費の無償化というのは実際上は地方交付税で措置されているけれども、その部分も別の形に、どっか別のところに使っているということになりませんか。おかしいなと思って。

○松本美子委員長 渋谷委員に申し上げますけれども、予想的な質疑というものは質疑になりませんので、明確なるものを質疑をしてください。

○渋谷登美子委員 すみません、これは確かな数字です。今聞いているのは、地方交付税にどれだけお金が入っているかということと、町立幼稚園の経費との差を言っているわけだから。

○松本美子委員長 その部分をお願いします。よろしいですか。

〔休憩したほうがいい〕と言う人あり〕

○松本美子委員長 それでは、質疑の途中ではございますけれども、45分まで、すみません、休憩させていただきます。

休 憩 午前10時30分

再 開 午前10時45分

○松本美子委員長 それでは、皆様おそろいでございますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

渋谷委員さんの質疑に対しまして最後の答弁ということになりますけれども、よろしくをお願いします。

青木参事兼総務課長、お願いいたします。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、先ほど幼稚園費の基準財政需要額の金額のお話を申し上げました。約5,400万円の需要額で見ているというようなお話でございましたが、この交付税制度の仕組み上からこの金額はそのまま交付税として当然交付されるわけではございませんで、基準財政需要額の全体が34億円ほどあるうちのこの5,400万円が幼稚園費に係るものということで算定がされているというものでございます。基準財政需要額に対しての交付税の実際の交付基準額、この割合が22%程度でございますので、厳密に申し上げれば、この幼稚園費5,400万円に対して約22%、1,200万円ほどが普通交付税として実際には交付がなされているというふうにお考えしていただければというふうに思います。

それと、もう一点、無償化の関係で地方消費税交付金、こうしたものも町に入っているだろうと。おっしゃるとおりでございますが、先ほど予算の参考資料20ページのところにこの引上げ分の地方消費税分、充当表を作成してご提示をさせていただいているところでございますが、確かに実際に交付がなされているということでございますので、幼稚園費に対してもこれが充当しているということでございますので、今後こうした表の作り方についても若干見直しをさせていただければというふうに考えてございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、質疑をいただきますけれども、どうぞ。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 213ページの職員の人数なのですが、昨年度より2人減るということで出ているわけなのですが、昨年のこの人数が適当なのかどうか確認したいのが、昨年一番残業が多かったのはどの分野で、どのぐらいの時間で、何人ぐらいが残業していたのかをちょっと伺いたいと思います。

それから、210、211、財源の問題なのですが、公債費が昨年よりは減るということで出ているわけですね。借入れ、町債よりは公債費のほうが上ですから、これは増えることはないわけで、財政を見る上では適当なわけです。だけれども、財政は厳しいということを言っているわけです。ちょっと私よくこの見方が分からなくて、

どこが厳しいのか。例えば決算で実質赤字比率、これはなし、連結もない、公債費率は25.0なのに9.0だと。本当に余裕があるわけです。将来負担比率350なのに86.2だということでもありますから、これでどうして財政状況が厳しいというふうに言えるのか、私には分からないのです。ちょっとその説明を、これ財政が厳しいというのはどっかの説明にも書いてありましたから、伺いたいのですけれども。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

青木参事兼総務課長、お願いいたします。

○青木 務参事兼総務課長 では、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、1点目のご質問でございますが、昨年の時間外の状況でどの課がというお話でございますが、大変申し訳ございませんが、手元に資料がございませんで、お答えのほうは致しかねます。大変申し訳ございません。

2点目の財政の全体的なお話ということでございます。先ほど委員さんのほうから公債費のほうは控えている、こんなお話もいただきました。これは財政の基本的な方針として、返す、公債費として借金返済をするよりも起債、発行のほうを抑えていけば、当然残高が少なくなっていくわけですから、そういったことについては努めてしていきましょうと。ただ、先ほどのご質問の中にもありましたが、臨時財政対策債、こうした国の制度による起債も発行せざるを得ない状況があると。こうしたものについては国の制度によるものということでございますので、増える部分についてはこれは致し方ないかなというふうには思っています。

また、先ほど幾つかの指標をお話をされました。確かに委員さんおっしゃるような見方も一つにはできるとも思われますが、こうしていろんな指標を同規模他団体であるとか県内のほかの自治体だとか、そういったものと比べた場合に決して嵐山町余裕があるというような指標ではないというふうに思っております。もう少し言わせてもらえれば、嵐山町大変だよね、こうした指標になっているというふうに私どもは考えてございます。1つ例を挙げれば、いつもお話出ますが、基金の残高、こうしたものについて県内の自治体でも一番少ないというような状況、これはどう見ても厳しいと言わざるを得ない。こうした状況を少しの打開をしていくために令和3年度の予算の編成の中でも本当に苦労してこの予算を作成をしています。町長の施政方針の中にもございましたが、本当に細かい部分もここまで削るのかと、そういった部分を各課

をお願いをしてさせていただいていると、苦労の末の予算だというふうに思っております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 そうですか。ちょっと時間外が分からないということであれば。

会計年度任用職員のフルとパート、新年度はどのくらいを予定しているのか、分かる範囲で結構です。今年度どうだったのか伺いたいと思います。

それから、財政の問題で具体的に聞きたいのは、何が一番いい数字かなと思って。起債制限比率はこれは制限されますので、これは今どのぐらいの数字になっているのか伺いたいと思います。

それと、他の自治体ということでお話しされて、多分そこだと思うのです。ほかの町村から見て嵐山町は下のほうにあるということで、数字だけを見たら決して健全ではない状況にはならないというか、健全であるというか、健全な状況だということが財政のことから見れば言えるのか、ちょっとそのことだけ確認したいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

木村副課長、お願いいたします。

○木村公正総務課庶務・人事担当副課長 私からは会計年度任用職員の人数につきましてお答えさせていただきます。

会計年度任用職員ですが、フルタイムの会計年度任用職員は令和3年度予算では1名を計画しております。この数字は昨年と同数でございます。また、短時間の会計年度任用職員ですけれども、こちらは令和3年度、112名を予定しておりまして、こちらは前年度から12名の増でございます。

以上です。

○松本美子委員長 続けて答弁をお願いいたします。

清水副課長、お願いいたします。

○清水延昭総務課財政契約担当副課長 それでは、お答えいたします。

今現在、起債制限比率というのは用いず、財政の健全化法に基づきまして、先ほど川口委員おっしゃったとおり、実質公債費比率並びに将来負担比率において財政の健全化を図ってまいるところでございまして、その実質公債費比率の上限が今現在、市町村は25%となっております。これを超える団体につきましては財政健全化団体とし

でもう赤字団体ということで指定を受けてしまいます。今現在、嵐山町は9.1%でございまして、こちらにつきましては嵐山町で申し上げれば恐らく18%から20%に達してしまうと、起債制限比率ではないですけれども、それ以上借りることができなくなる状態になります。借り入れられなくなる状態というのは、返せなくなる状態になるというものでございます。ですので、借入れと償還、このバランスは常に考えて財政の健全化を図っていく必要性があると考えております。財政プライマリーバランスは歳入予算における借入額と歳出予算における償還額、このバランスを常に黒字になるようによく調整しつつ健全化に向けた取組を図っていく必要があると考えられます。

以上でございます。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 健全だということが言えるのだと思うのです。25%に対して、公債費比率が今9.1、昨年の決算では9.0だったのですけれども、18から20、18を超えたら新規の起債ができなくなる可能性があるということですから、そこにはまだ遠いわけですね。まだ半分ですよ、18と見ても。ですから、健全だということが言えるというふうに思うのですけれども、その点はいかなのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、ご答弁をいただきます。

清水副課長、お願いいたします。

○清水延昭総務課財政契約担当副課長 健全化という面では確かに数値がそこまで達しておりませんので、健全化の範囲内にあるということは申し上げられると思います。ただ、やはり健全化を図る上、数値は健全化だけでも、実態の財政状況、一般のお宅でいえば家計の状況で申し上げると、先ほど総務課長のほうから申し上げたとおり、財政、貯金があまりにも嵐山町はなさ過ぎる。100入ってきたものを100使ってしまうと、財政は健全ですけれども、一向に状況はよくなりませんので、例えば100入ってきたら70使って、それで20は貯金をする、10はさらに歳入を増やすための投資をするというような形のサイクルを続けていけば徐々に健全化、財政状況の向上につながっていくものと考えられます。

以上でございます。

○松本美子委員長 ほかにございますでしょうか。

長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 2点ほどお聞きしたいのですけれども、歳入のほうですが、両方とも

47ページです。

最初に、下のほうに一般寄附が項目がありまして500万1,000円入っています。用途を特定しない寄附金ということで幅広く頂けるのかなというふうに思っていますが、ふるさと納税の寄附を含むと書かれておりますので、ふるさと納税のほうは大方分かるのであれば、どういうふうな試算をしているのかお聞きをいたします。

それと、財産収入のその上のほうに財産の貸付収入ということで土地建物の貸付収入、その中の金額が増えているものですから、何年か一度に支払いがあるからこういうふうに増える部分と、またこれからずっと何か賃貸が発生するものが出てきたのかどうか。ゴルフ場なんかそうは変わっていないでしょうし、鉄塔等も変わっていないと思うので、何か大きく変わったものがあるのかどうか、そこだけを聞かせていただければ結構です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

清水副課長、お願いいたします。

○清水延昭総務課財政契約担当副課長 それでは、お答え申し上げます。

まず、ふるさと納税につきましてお答え申し上げます。こちら寄附金の中には一般寄附金、民生費寄附金、衛生費寄附金等々いろいろな寄附金がございます。当初予算におきましては、ふるさと納税の寄附金だけを予算化させていただいております。それで、各それぞれの寄附金に割り振ることなく一般寄附金の中でふるさと納税総額500万円を見込んでいるものでございます。そのふるさと納税を除く一般的な寄附、ふるさと納税以外の寄附につきましては、全て科目設定で設定をしております。

続きまして、財産の収入でございます。増因としましては、今現在、まず土地の賃貸料でございますけれども、埼玉県、それと法人が11社、それと個人が2者の計14件に土地の貸付けを実施しておりましたが、令和3年度につきましては新たに法人の3社が増えたことによりまして、その賃貸料の増により土地の賃貸料が増加したものでございます。同じく建物につきましても、新たに観光地域づくり法人が設立されたことによりまして、その管理する観光施設の建物を新たに賃貸するということで建物賃貸料は前年に比べ大幅に増加したものでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 それでは、質問させていただきますが、寄附金のほうはどこも科目設

定、予想されているものはないわけですから、ふるさと納税が500万1,000円というのは全ての予想ですということによろしいですね。

それと、あと上の財産収入のほうなのですが、例年と違って令和3年度から法人が3社、これは多分建物とは言っていませんでしたから、土地なのでしょう。社名を言えないのであれば、大体どちら方面のあれなのかぐらい教えていただけますでしょうか。建物のDMOについては、これから何か所もそういうところが発生するわけですが、これについては大体分かりますから、結構です。その質問だけお願いします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

清水副課長。

○清水延昭総務課財政契約担当副課長 それでは、お答え申し上げます。

社名のほうはご容赦いただきたいと思います。新規に増えた3社のうち2社につきましては、太陽光発電施設、志賀地内のそちらにあります旧町道の部分の賃貸料でございまして、もう一社につきましては、DMOの管理の土地に関する部分の増加でございまして。

以上でございます。

○松本美子委員長 ほかにございませんか。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 先ほど渋谷委員が質問したところちょっと確認したいと思います。

消費税が10%になったことによって幼保無償化が始まったわけですが、先ほどの説明ですと、地方消費税交付金の中には私立の幼稚園と保育園の分は今年度は入っているということで6,700万円分ということで理解はするわけですが、地方交付税のほうには公立幼稚園の分の、先ほど言ったのが5,428万4,000円の中の22%の1,200万円が幼稚園に充てられるということでよろしいのか。27ページのところには、幼稚園のバス使用料169万4,000円がございしますが、幼稚園運行費はその倍ぐらいいはかかっているわけですので、ここに192、193のところ幼稚園送迎バス運行事業費は347万5,000円かかっているということですので、こちらは負担分が一般財源から178万1,000円出ている。幼稚園管理費としては、一般財源から188、189のところに4,740万5,000円が掲載してありますから、先ほどのお話ですと、ここに4,700万の中の1,200万円はさっきの交付税措置はされているという内容でよろしいのか、確認をさせていた

だきたいと思います。

それと、小さな金額ではございますが、69ページ、平和事業がございまして、これしばらくたつわけですが、毎年同じような金額で行われておりますが、今年度このコロナ禍という中でどのような活動をされるのか、また報償費は何人ぐらいを見込んでいるのか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

清水副課長、お願いいたします。

○清水延昭総務課財政契約担当副課長 それでは、お答え申し上げます。

まず、普通交付税の中で幼稚園に係るものが先ほど交付税額として1,200万円が嵐山町に交付される。それは、交付税総額6億、7億円のうちの1,200万円が幼稚園費として交付される。そちらが交付税がまず1点ございます。もう一点が地方消費税交付金として幼児教育無償化に伴って、幼稚園だけに限らず幼児教育無償化に伴う影響分として6,700万円が嵐山町に交付される。合わせて約8,000万が嵐山町に交付される。それで、歳出において先ほどおっしゃられた教育費の幼稚園費の中で、まず幼稚園管理費が4,700万円一般財源がある。もう一つ、園児の送迎バス運行事業で180万円ほど、教育振興費で90万円ほど、合わせて約5,000万円ほどが歳出される。8,000万入ってきて5,000万歳出されるということで、3,000万円はどこに充てているのというお話になるかとは思いますが、地方消費税交付金も地方交付税も一般財源として入ってきますので、特定財源でありませんが、全体の予算の中ではこの幼稚園費に全てかけれる、教育費及び幼稚園費に充当されるという考えにはならないでしょうか。もう制度上一般財源として地方消費税交付金と普通交付税は入ってきますので、どこにどう充てているということはちょっと申し上げられないと思いますので、その辺はご容赦いただきたいと思います。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

木村副課長。

○木村公正総務課庶務・人事担当副課長 私から平和事業につきましてお答えさせていただきます。

令和3年度の平和事業でございますが、今回報償費ということで5万円計上させて

いただきました。具体的な内容はまだ未定でございます。令和２年度、今年度ですけれども、今年度は終戦の記念日に合わせまして各新聞社がその特集を組んでおりました。その記事を少しいろいろ集めまして拡大しましてそれを役場の庁舎のホールで掲示をさせていただいて、それを平和事業ということでパネルの展示、そういったものを実施させていただきました。やはりコロナ禍ですので、なかなか講演会とかそういったものをやりたいのですけれども、まだちょっと難しいかなというふうに考えてはいるのですけれども、令和３年度につきましては今のところ何か講演会的なものができたらいいなというふうなことで今回計上をさせていただいたものでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 私も混乱しているのですが、今の平和事業は分かりました。先ほど来聞いておりますが、地方消費税というのは、これは公立は除かれているはずだと思うのです。

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸委員 入っているの。

〔「入っている」と言う人あり〕

○畠山美幸委員 そうなのだ。割と周りの公立幼稚園がやめていくというような話を聞いていたのですけれども、先ほど言ったその6,700万円の中の1,200万に対して不足はこの6,700万円のほうから入るということで公立幼稚園は運営ができているという考え方でよろしいのでしょうか、再度確認します。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

清水副課長。

○清水延昭総務課財政契約担当副課長 お答え申し上げます。

消費税は私立のも公立のも全部含まれています。それで、交付税は公立、町立の幼稚園の部分しか含まれておりません。それしか算定されておりません。その交付税の部分は1,200万円、それで私立も公立も、あと保育園だ、そういうところも全てが含まれているのが6,700万円という考え方でお話ししますと、いずれも6,700万と1,200万で8,000万円が入ってきます。でも、先ほど申し上げたとおり、1,200万円は公立の幼稚園の部分として入ってきますので、幼稚園費に直接、一般財源だから充てているという言い方はできませんが、こちらに充たっているということでございます。一方、

地方消費税交付金のほうも保育園も含まれておりますので、保育園の部分は民生費の子どものための教育、保育とかそういうところに充たって、それで幼稚園費の部分にも当然その6,700万円ございますので、それぞれ充たっているという状況でございます。よろしいでしょうか。

○松本美子委員長 よろしいですか。

○畠山美幸委員 なし。

○松本美子委員長 なしですか。ほかにごございますでしょうか。

藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 今の畠山委員と関連するのですけれども、その6,700万の中で保育園、幼稚園等の内訳は出ますでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

清水副課長、お願いします。

○清水延昭総務課財政契約担当副課長 それでは、お答え申し上げます。

先ほど御覧いただきました令和3年度予算案の参考資料の中で20ページに総務課長答弁でこの表の表記の仕方が少しくまなくないということで今後修正はさせていただきたいと存じますけれども、この中でこちら民生費の子ども学童保育事業等から保育所保育事業までが3歳から5歳におけます幼児教育無償化に伴う影響分としてこちらのほうに掲載をさせていただいているところでございます。ですので、保育園の部分、幼稚園の部分ということの表記は今のところしていないものでございますから、来年度以降の表の作成方法といたしまして、民生費だけではなく教育費のほうも記載させて、それを分けて表記できるような形に整えてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 表の作り方がということで答弁はあったわけですが、それは現時点においてもその幼稚園の部分がこの中でどこに該当するかというのは分かると思うのですが、それをちょっと教えていただけますでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

清水副課長、お願いいたします。

○清水延昭総務課財政契約担当副課長 こちらに表記の中でありますと、こども医療費

給付事業と子どものための教育・保育給付事業の中に幼稚園が含まれて表記されていると考えます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 この表の作り方がとおっしゃっていらして、来年度からということなのですが、R3年度についても表を正確なものに作り直していただいて、議会のほうにお示しいただければと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

清水副課長、お願いいたします。

○清水延昭総務課財政契約担当副課長 作成し直して議会のほうに提出させていただきますと思います。

以上でございます。

○松本美子委員長 ほかにございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 質疑がないようですので、総務課及び会計課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

休 憩 午前11時22分

再 開 午前11時26分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、地域支援課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔、明瞭な答弁、説明をよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

山田委員さん。

○山田良秋委員 予算書の77ページです。区分18のところで、負担金補助及び交付金という項目があるのですけれども、この東上線以下の同盟会議、それから定峰峠以下の同盟会議ですけれども、これはいつ頃始まったのか、また年、会議というのはやっているのかどうか、回数をまずお尋ねします。それだけです。

○松本美子委員長 ほかにはよろしいですか、1点だけで。

○山田良秋委員 はい、最初。

○松本美子委員長 一問一答ではありませんので、もし質疑の問題が何点かありましたら、一遍にどうぞ。

○山田良秋委員 では、続けてやります。

1番の東上線、東松山から複線化促進と書いてありますけれども、今の時代ネーミングも変わったと思うのです。

○松本美子委員長 山田委員さんに申し上げますけれども、この会議につきましては委員会ですので、自分で質問なされる問題というか、それを何点かあるようでしたら先に申し述べていただき、それから1回目がそれで終わると答弁いただきます。それで2回目答弁、3回目答弁ということで、3回またあるようでしたら質疑していただくというふうな形になると思いますので、今は77ページと言いましたけれども、もしほかにありましたらば。

○山田良秋委員 この77ページだけです。

○松本美子委員長 だけですか、分かりました。

○山田良秋委員 すみません。

○松本美子委員長 77ページの負担金及び交付金のところの何点でしょうか。東上線、定峰峠ですか。

○山田良秋委員 まず、2点です。

○松本美子委員長 2点ですか。分かりました。

○山田良秋委員 失礼しました。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

青木副課長、お願いいたします。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 お答えいたします。

東武東上線東松山寄居間複線化促進期成同盟会、こちらの設立ですが、昭和44年4月でございます。もう一点の定峰峠トンネル開削促進期成同盟会、こちらが昭和62年1月の設立でございます。令和2年度、東上線の促進期成同盟会のほうなのですが、こちらは毎年度陳情に行っております。東上線の本社のほうに行っておるのですが、今年度はコロナということで書面で陳情を行っております。定峰峠のほうなのですが、こちらは総会として町の職員と理事で町長、議長となっております、1回総会がご

ざいまして、またそのほかには県や県選出の国会議員や県議員への要望等の活動をしております。

以上です。

○松本美子委員長 再質問よろしいですか。再質問どうぞ。

山田委員。

○山田良秋委員 まず、1番の東上線の関係ですけれども、ネーミングはこのままで推進していくのかということと、あと定峰峠、トンネルがあればこしたことはないのですけれども、今の財政難の時代、こういったものを実現可能と思って本気になってやっているのかどうか。負担金少なくとも6,000円、8,000円かかっているわけです、町民の税金で、少ないですけれども、全予算にかかれば。そういったことなのですから、感想含めて当事者よろしく願います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

青木副課長、お願いいたします。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 お答えいたします。

定峰峠のトンネルなのですが、現在実際の活動というのが先ほど言った陳情、要望がほとんどでして、嵐山町といたしましては、熊谷、小川、秩父の県道を通っておりますが、嵐山の区間としては改良は済んでおります。ただ、そのトンネルに関して、秩父市と東秩父村のほうは進んでいないということがございますので、今後も粘り強く陳情を進めていくものだと考えております。

以上です。

○松本美子委員長 山田委員、どうぞ。

○山田良秋委員 このトンネルを、近くの住民というのは本気になって考えているかどうか、そういった時代になっていると思うのですけれども、進めていくということでよろしいですね。

以上です。

○松本美子委員長 答弁をいただきます。

青木副課長。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 現在そのように進めていくと考えております。

以上です。

○松本美子委員長 ほかにありますでしょうか。

青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 2点について質問させていただきます。

76、77ページ、一番下段の公共施設等総合管理計画改定業務委託料の500万です。これは見ると新規ということになっているのですけれども、29年3月頃にできた内容について回答するということなののですけれども、この見直し含めてどのような策定、業務委託料になるのか、内容について伺いいたします。

2点目ですけれども、162ページと163ページにかけてなのですが、ここに新規でハザードマップの作成業務委託308万、それからさらに国土強靱化計画策定業務委託400万、国でも昨今の災害含めてこのような指導があるのだということは存じ上げていますけれども、現在なお防災計画等が継続になっているわけです。その中でこのようなものがつくっていくということのその意義というか意味、いわゆるかぶるようなことが幾つか出てくるのではないかと、やっぱりその中に無駄もあるのではないかなというような思いを私はしているのですけれども、その辺の2本の新規の事業内容といますか、嵐山町にとってどういうふうになるのかなというような点をお聞かせいただきたい。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

青木副課長、お願いいたします。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 私のほうから公共施設等の総合管理策定業務の件についてお答えいたします。

こちら先ほど申し上げましたとおり、平成29年度に策定をいたしまして5年を経過しました。今年度、現在個別の施設計画というのを作成しておりまして、この基本的数値または今までつくられた学校等の計画、道路、橋りょう、下水道等のインフラ等を総合的に勘案して今後の町の更新、統廃合や長寿命化等の計画を計画的に行うことによって財政負担の軽減と平準化を図るための計画を策定を予定しております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきますけれども、馬橋副課長、お願いいたします。

○馬橋 透地域支援課人権・安全安心担当副課長 続きまして、ハザードマップと国土強靱化計画についてご説明させていただきます。

まず、ハザードマップ作成業務委託のほうなのですが、こちらにつきましては令和2年度も予算化しておりまして、今年度に策定予定でしたが、要因が幾つかありまして、策定できなかったということで、令和3年度に新規で載せさせていただいております。こちらにつきましては、コロナの影響でスタートがまず遅れてしまったということと、それからハザードマップ、嵐山町は今まで地震ハザードマップという形で作ってございましたけれども、こちらに県のほうで発表した水害リスク情報図、こちらを併せて載せるということで、水害の部分も併せて載せる形を作成することを検討しておりました。こちらにつきましては、県の水害リスク情報図のほう、発表が地域の分が11月頃になってしまったということで、そちらを反映させることが年度内に作成するのは非常に難しかったということと、あと、それから災害対策基本法の改正案ということで5段階の大雨警戒レベルのうちレベル4の避難勧告と避難指示、こちらを避難指示に一本化するという案が出ておりまして、こちらの改正も来年度に持ち越すという形になっております。こちらも併せて全てハザードマップのほうに掲載して作成すると、こういう予定で令和3年度のほうに載せてあります。本来であれば、今年度の予算ですので、持ち越し、繰越しということで繰越明許のほうをお願いするところだったのですが、年度途中で、34ページ、35ページをちょっと御覧いただきたいのですが、消防費の国庫補助金ということで社会資本整備総合交付金、こちらのほうでハザードマップに水害の関係を掲載した場合には補助金がいただけるという情報を入手しましたので、本来であれば今年度の予算を繰越しで進めていくところなのですが、あえて2年度予算を落とさせていただいて、令和3年度のほうに新規に掲載させていただいております。

続きまして、国土強靱化計画のほうなのですが、こちらにつきましては国土強靱化基本計画ということで国の計画と、それから埼玉県国土強靱化地域計画、こちらもう既に策定済みですので、こちらに準じて嵐山町の地域計画を策定するというものなのですが、こちらにつきましてはこの計画に基づく事業に対して経済的支援が受けられるという形になっておりますので、地域防災計画と多少かぶるところもあるのですが、内容的には別のものになっております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、質疑を青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 この嵐山町においては今個別計画ができつつあるのですか、できてい

るのかな。ちょっと私のはっきりしないのだけれども。その辺のものがあひながら、この5年の見直しといひますか、総合に関する調査、体制とかといひようなことを今答弁されましたけれども、必要になつてくると。いひゆる個別計画があるにもかかわらずこれが必要になるといひところがかちつと私よく分らないところあるのですけれども、もう少しその辺を説明していただきたいといひます。

それと、強靱化なのですけれども、ハザードマップのことは水害情報を入れて、それで嵐山町も、やっぱりこの間台風19号なんかは初めて経験したといひようなこともあったので大事だろうなと理解しますけれども、いひゆる国土強靱化策定業務といひのは400万、ほぼこれ自己資金ですね。そして、いひゆる今後のいろいろな支援が受けられるといひような予定があるといひことですのでけれども、そもそも防災基本計画といひ、いひゆる今町で災害対策基本法が確定したら進んでいくだろうといひようなことであるわけなのですけれども、そういひところの部分とこれがかぶるといひところがあるのだよといひつつ、ここにその必要性が出てくるといひのは、今後受ける支援といひものがどういひようなことの支援が受けていけるといひことにつくっていく予定なのですか、お尋ねします。

○松本美子委員長 それでは、答弁を青木副課長、お願いいたします。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 それでは、総合管理計画のほうの件についてお答えいたします。

現在、個別施設計画のほうは今年度作成中でございまして、本来であれば3月に作成が完了する予定でしたが、学校の統廃合の関係がございまして繰越しをさせていただきまして、来年度早々には完成させたいと思っております。それを個別の施設の全件目視等をさせていただきまして、現在この建物がAからDまで、よいから非常にもうすぐすぐ緊急性があるといひところまで判断しまして、そのものが個別施設計画でございまして。また、あと学校は学校のほうで管理計画といひのがございまして。先ほど言ったように道路と橋りょうはまた別にございまして。上下水道もまた別にございまして。それを全部1つにして全体的なものとして総合的に管理していこうといひのがこの作成する総合管理のほうの計画でございまして。

以上です。

○松本美子委員長 続けて、馬橋副課長、答弁をお願いいたします。

○馬橋 透地域支援課人権・安全安心担当副課長 国土強靱化計画ですけれども、こち

ら400万円という予算を計上しておりますけれども、こちらにつきましては計画についてはどこまでのものを作成するかというところで予算のほう大きく変わってまいります。ほかの市町村の形を見てみますと、平均600万円から700万円ほどかけて全て委託でつくっているところもございますし、職員が自前で、これは数が少ないのですけども、自前でつくっているというところは予算をほとんどかけずにつくっているという形もあります。ただし、こちらの計画につきましては、町で行うような事業は全てほとんど網羅されているような内容となっております。例えばまちづくりで行う道路整備ですとか長寿命化の関係ですとか、そういったところのいわゆる補助金、こちらのほうを申請するのにこの計画に基づいたものでないと申請できないという形になるというふうに言われております。それは令和3年度から本当はそういう予定になっていたわけなのですけれども、埼玉県の方で作成している市町村が今少ないということで1年先延ばしになっておりまして、令和3年度中に策定する予定であれば要件に該当するということで補助金の申請ができるという形になっておりますので、こちらのほうぜひ作成させていただいて町の補助金申請にスムーズに移行できるように考えております。

以上です。

○松本美子委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 この総合管理計画ですけれども、そうするとこの管理計画そのものというのはこれ500万かかるわけですから、大変厳しいという時代の中でしっかり本当に改定のないようなものをつくり上げなくてはならぬだろうと私は思います。そういう中で、この総合計画、これは5年ごととかに見直していくというような性質のものであるのかどうかということを最後に確認させていただきたいのが一つです。

それと、今の最後のこの強靱化計画、確かに道路も壊れたり何かするという、そこまで及ぶ強靱化の計画であれば、ぜひしっかりしたものをつくっていただきたいなと思います。最初の1点目だけちょっとお答えいただければありがたいです。

○松本美子委員長 それでは、答弁を青木副課長、お願いいたします。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 お答えいたします。

こちらのほうは30年間という長いスパンで計画を立てます。委員さんもおっしゃったとおり、つくったままですと全く意味がございませんので、KPI等の目標値を立てながら検証しながら進めていくというものでございます。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

〔「12時までやればいい」と言う人あり〕

○松本美子委員長 それでは、質疑をお受けいたしますので、どうぞ。

長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 お聞きをします。

例年より予算額が大幅に減ったり、また今年ぽっと出てきたものについてちょっとお聞きをいたしますが、まず最初に、71ページに広聴事業がありまして、モニターさんを委嘱して報償費を払っているわけですが、少ないところからなおさら下がって、モニターさんが減ってしまったのか、頼む内容が違ってきたのか、やり方が違ってきたのか、何か原因があるのだと思うのですが、教えてください。これが1つ目です。

次に、97ページに飛びまして、経済センサスの活動調査という、これは統計調査ですが、何年かに1度やっていると思うのですが、私が知っている事業所統計調査というのと、これはまた違うものでしたっけ。何年に1度やっているのかと、どのくらいの方に委員報酬をお支払いして嵐山町全町でしょうかからやっているのか、お聞きいたします。

それと、あと164ページ、ここに防災訓練の事業がございます。昨年もコロナ禍ということでできなかったです。今年はどのようなことをするのかなと言ったように、予算は3万円ですね。今までと同じようなことは当然できないのかなというふうに思うのですが、どのようなお考えからこの予算化なのでしょう。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁を青木副課長、お願いいたします。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 私のほうから町政モニターと経済センサスについてお答えいたします。

町政モニターなのですが、長島委員も再三ご指摘をいただいているのですが、なかなか増えてこないのが現状でございます。昨年度、今年度もモニターの方に対してアンケートを行ってございます。ネットのアンケートなのですが、やはりお願いしても皆さんが回答していただけないのが現状でして、その分で実績に合わせて減額させていただいております。

〔「何人」と言う人あり〕

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 現在モニター登録数が34人でございます。

経済センサスでございますが、こちらのほうは農業を経営している個人の方、または家事サービス等の事業所を除く国や地方公共団体も含めた全国全ての事業所が対象でございます。嵐山ですと約800事業所が対象でございます。報酬といたしまして9人の方を予定しております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、馬橋副課長、答弁をお願いいたします。

○馬橋 透地域支援課人権・安全安心担当副課長 私のほうから防災訓練事業につきましてお答えいたします。

防災訓練につきましては、来年度も大規模なイベント的な訓練というものは実施できないだろうということで、職員と防災会の方を中心とした避難所開設訓練、こちらのほうを充実したいと考えておりまして予算のほうを落とさせていただいております。

以上です。

○松本美子委員長 長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 最初から答弁いただいた順で行きます。

町政モニターの方は34人ということで、この方がお答えをいただけないから34人であるけれども、報償費といっても多分アンケートに答えていただいた方に何かを提供するというふうな形だというふうに思うので、アンケートに答えていただかないと報償費が出ないから報償費が下がるのか、もともと34の方が辞めたいという方がいるのかどうか、そこら辺がちょっとよく分からないので。大事な町のことについての意見をいただくわけですから、ここを充実していないとちょっとおかしくなってしまうのではないかと思いますのですが、質疑ですからそれ以上は言いません。

次に、センサスのことですが、これは昔の事業所統計調査とは違うのですか。いわゆる農業以外のお店ですとか企業さんですとか、そういうところを調査する事業が昔私もやったことがあります、大変な事業なのですが、それで、これは何年に1度と言いました。800の企業さんが大体対象になっていて、9人の方がやっていただけということなのですが、その点だけ教えてください。

それと、防災訓練なのですが、こういうコロナ禍において何かあった場合に避難所の対応等に防災訓練にこの費用は使っていきたいというふうなことです。ですけれ

ども、質問しなかったですが、自主防災組織のあれも随分下がってしまっているの、本当に職員さんがやるというだけのことになってしまうのでしょうか。そのところだけ教えてください。

○松本美子委員長 それでは、答弁を青木副課長、お願いいたします。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 それでは、お答えいたします。

町政モニターなのですが、報酬といたしまして、アンケートに回答していただいた方、1回につき500円の商品券相当分のもを送らせていただいております。

経済センサスなのですが、5年に1度行っておりまして、こちらは統計法に基づきまして実施しております。事業所統計調査との違いというのは、すみません、ちょっと手元にございませんで、後ほど回答させていただきます。

○松本美子委員長 それでは、答弁を馬橋副課長、お願いいたします。

○馬橋 透地域支援課人権・安全安心担当副課長 防災訓練に関しましては、避難所を開設の時点では職員が中心になって行うことを想定しておりますので、その辺を確実に開設できるようにしておくことが大事かなというふうに考えております。防災会の方につきましては、避難所の開設した後に運営していただくのをお手伝いしていただくことも当然考えておりますので、その辺を連携してやっていければというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長 長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 また、順序同じで行かせていただきます。

町政モニターの方、500円の、アンケートいただいた方にだけお支払いをしているというふうなことなので、質問はしなかったですが、年にアンケートをその方に、34人の方にどのくらい送っているのか、その現状だけちょっと教えてください。

それで、センサスについては結構です。

そして、防災訓練についてはそういう理由でということで、できる分としての自主防災組織が金額がこれ大きく下がっているのですけれども、今の関連からいくと自主防災組織のお力も借りるようなご答弁いただいたものですから、それだとちょっと違うのではないかなと思うのですが、どのような予算化なのかお聞かせしてください。

課長さん、お答えしていただければありがたいですが。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

青木副課長、お願いいたします。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 町政モニターのアンケートは今年度1回しております。また、先ほど回答漏れてしまったのですが、辞めたい方というのは、更新の年に継続しますかということで希望を取らせていただいております。また、なかなか回答が少ないということ、そのアンケートのやり方等もいろんなSNSを使ったやり方も検討していきたいと思っております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、続けて馬橋副課長、答弁をお願いいたします。

○馬橋 透地域支援課人権・安全安心担当副課長 自主防災組織の関係、育成事業のほうの金額が落ちている内容なのですけれども、こちらにつきましては、昨年宝くじの助成金を使いまして、その200万円使いまして七郷地区に防災倉庫を建てたのです。その関係で来年度はその予定がありませんので、単純に200万円減になっております。もともとのその64万円につきましては、例年どおり金額を要しておりますので、自主防災組織の方から申請があれば助成できるようになっております。

以上です。

○松本美子委員長 質疑の途中ですけれども、暫時休憩とさせていただきます。開始の時間につきましては1時30分でございます。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後1時30分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、地域支援課に関する部分の質疑を行いますので、質疑のある方はどうぞ。
畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 まず69ページ、先ほど渋谷さん、総務課でも言っていましたけれども、中間サーバー・プラットフォーム利用負担金、こちらが前年度と比べまして200万減っております。また、令和3年度予算案の参考資料の負担金及び補助金一覧のところを見ますと、こちらが中間サーバー・プラットフォーム利用負担金ということで、2つに分かれて負担金しているのですけれども、内容をお伺いしたいと思います。

そして、そちらのページ、同じく電算委託料、12委託料のところの電算委託料が昨年は2,000万多く、3,060万5,000円が掲載してあったのですが、今回は1,009万8,000円

ということで2,000万近く値下がったのですけれども、こちらの内容について伺いたいと思います。

そして、そちら、同じところの一番下の段といいますか、埼玉県電子申請サービス負担金10万2,000円、こちらが新しく入っていますが、内容を伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁を青木副課長、お願いいたします。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 それでは、まず最初に中間サーバー・プラットフォームの関係でお答えさせていただきます。

こちら減の理由なのですが、現在次期システムに向けた構築をしております。昨年度はその構築費があったのですが、今年度はその構築費が、額が安くなりまして、その分が減額となっております。

続きまして、電子自治体の電算委託料の関係なのですが、こちら2,000万の減が、今年度校務支援システムを導入する予定のものが、実際にまだ今年度は入っておりませんが、来年度当初はそのシステムの、これは県の共同化のほうで進めているのですが、まだ中身が決まっていないので、当初の予算としては計上しておりませんので、その分が減額となっております。

3つ目が負担金の埼玉県電子申請サービス負担金でございますが、こちらは昨年度までは手数料として取っておったのですが、県のほうで今年度から負担金として組むことになりましたので、こちらの分が手数料から負担金として加わっております。その分の増額でございます。

以上です。

○松本美子委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 中間サーバー・プラットフォームなのですが、システムの構築の費用が前回はかかっていたということで分かったのですが、これ負担金が2つに分かれているということはどういうことなのでしょうか。

そして、電算委託料ですが、共同化に向けて、たしかこの間何だったっけ、何かに載っていましたね。でも、それができなくなったというお話だったような気がするのですが、これ共同化に向けて令和3年度やっていくわけなのですが、今のところこの1,000万円ぐらいの電算委託料で仕事ができなくなってしまうということはないということでしょうか、2点につきまして伺います。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

青木副課長。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 お答えいたします。

中間サーバー・プラットフォーム、こちらが現在使っている部分と、来年度以降に構築する部分の2本となっております。

もう一つが校務支援システムのほうなのですが、先ほど申し上げたようにまだ仕様のほうが固まっておりますので、校務支援システムのほうはまだ実際に動き始めてはいないのですが、そのほかのものに対してはこの予算で稼働できる予定になっております。

以上です。

○松本美子委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 思い出しました。電算委託料のほうは補正予算のところで入っていたものと同じものでよろしいのか確認です。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 統合型校務支援システムですけれども、こちらについては先日補正予算のときに減額補正させていただくということで、小林議員のご質問にお答えをいたしました。昨年、この統合支援システムを埼玉県町村会が中心になって導入していこうということで協議していたわけですが、費用感等、合致しなかったということで一旦解散になったと、中止になったということです。その後、美里の町長さんが発起人になっていただきまして進めてきたわけなのですが、セキュリティ面、その面が十分ではないのではないかということで嵐山町は判断をいたしまして、そちらには参加しなかったということです。今そういう状態でございますので、令和3年度の当初予算では計上ができないということでございます。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 先ほど畠山さんが質問したような感じなのですが、町村情報化システム共同化推進協議会負担金153万6,000円とありますけれども、これがデジタル庁と直接関わるようなものというのはどこに入っていくのかなというのが一つ。

それから、76ページ、77ページですが、公共施設等総合管理計画改定業務委託料が

500万円で、公共施設個別施設計画策定業務が、これが終わったという形で1,232万円になっていますが、実際にこれの成果物というのですか、成果物は議会の議員のほうに、これは公共施設の策定業務というの、かなりどんなふうなものになってくるのか、皆さんに配付していただければありがたいかなと思うのですし、あと公共施設等管理計画に関しても、そういったものの内容的なものが公表されるような形でお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

それと、163ページの国土強靱化計画400万ですけれども、これ策定に係って住民参加はどうなっていくのか。国土強靱化計画というのはどんなふうなものかというのを見ていると、やはり住民参加もかなりあるようなのですが、ここの予算ではそれが見えてこないのですが、その点について伺います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

青木副課長、お願いいたします。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 答えいたします。

埼玉県情報化システム共同化推進協議の負担金でよろしいわけですね。こちらが先ほど言った町村会の共同化に関するものでして、どちらかという県内の町村の協議会でやっている負担金でございます。デジタル庁とは、また別のものがございます。

もう一点なのですが、公共施設総合管理計画と個別施設計画の関係なのですが、先ほど午前中もお話しさせてもらったのですが、個別施設計画のほうは今年度策定の予定でしたが、学校の統廃合の関係がまだ確定していないということで、来年度繰越しをさせていただきまして、来年度に策定予定でございます。その場合、策定の前にパブリックコメント等も取る予定でございますので、公表はする予定でございます。

2点、以上です。

○松本美子委員長 それでは、馬橋副課長、答弁をお願いいたします。

○馬橋 透税務課課税担当副課長 それでは、国土強靱化の計画についてお答えいたします。

こちらにつきましては、先ほどもお答えしたところなのですが、町のほうでどこまでのものを作成するかというところで、まだ検討段階であります。委員さんおっしゃったように、町民参加です。そういった意見も何うことも大事かとは思いますが、この計画の内容自体が先ほどもご説明したとおり、この計画の中にあら

ゆる事業を入れておくと、その事業に対する補助金が充てられるという、そういった内容のものになっておりますので、その予算も含めてどこまでのものをつくるかというのはこれから検討させていただきたいのですけれども、埼玉県地域計画ができておりますので、それに準じた形で嵐山町も作成できればいいかなというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 ごめんなさいね。そうすると、デジタル庁に関係するものというのは、今この69ページあたりの地域支援課に関わるものではないというふうな形で考えていいのか伺います。

それと、公共施設の管理計画で、個別計画に関してはパブリックコメントを取るのですか、そして公共施設総合管理計画についてはどういうふうな形になるのか。これは、個別計画については私が覚え聞いてというか、自分で理解した範囲では、今年度末はできなかったけれども、その後にできるという形だったので、これはどういう形になるのかよく分からないのですけれども、そうすると、これもパブリックコメントを取って、そして総合管理計画もパブリックコメントを取るという形になるのか、それはいつぐらいになるのか伺いたいと思います。

国土強靱化計画なのですが、どの時点で発注されるのでしょうか、業務委託について。内容がある程度定まっていないと業務委託はできないので、業務委託、どの辺でできるのかなというのをひとつ伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁お願いいたします。

青木副課長。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 お答えいたします。

デジタル庁に関しての予算的なものは、この予算書にはございません。それから、総合管理の計画、個別管理の計画なのですが、個別管理のほうが予算のほう繰越しをさせていただきまして、ある程度議会のほうで、学校の方向性も決まりましたら、それを含めたもので、そんなに遅くならずに策定はしたいと思っております。そのパブリックコメントは、当初は取る予定と考えております。総合管理計画のほうは、まだパブリックコメントを取るまでの決定はしておりません。また、個別管理計画のほうの議員さんへの配付なのですが、予算の関係で印刷製本等もなかなか取っておりませ

るので、どのような形になるかは分からないのですが、なるべく公表できるようにはしたいと考えております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁を馬橋副課長、お願いいたします。

○馬橋 透税務課課税担当副課長 国土強靱化計画なのですけれども、ただいま地域防災計画、こちらのほうの策定を進めておりまして、先日の予算のほうで認めていただいて、来年度に予算を繰り越しております。策定のほうで準備は始めておりまして、まだ業者が決まっていないのですけれども、地域防災計画等のほうの関連もございまして、そちらのほうの業者が決まって、地域防災計画のほうがある程度見通しがついてから、国土強靱化のほうに取りかかりたいと考えております。時期的にはできるだけ早い段階で取り組みたいと考えております。

以上です。

○松本美子委員長 渋谷登美子委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 すみません、私よく分からないのですけれども、公共施設個別施設管理計画というのは、学校統合の問題が決着しないと、これはできないということになってくる、出てこないという感じなのですか。今の話を聞いていると、そういうふうな形になってきていて、そうすると、かなり繰越し、繰越しになっていくのかなと思うのですけれども、一体いつにその条例案、実際にこういった学校統合するかしないかとか、そういうふうな問題が出てくるので、私は個別管理計画だから、例えばそれぞれの施設がどの程度もつか、耐用年数があるかとか、そういった老朽化がどういうふうな形になっているか、それについての施設の管理計画というか、といったものができると思ったのですが、個別管理計画だから。だけれども、それは、それをそういったものではなくって、学校施設をどうするかという形のものがこの公共施設個別施設計画になっていくということで今聞こえたのですけれども、そういうことですか。そのところ、そうすると何か随分時間がかかってくるなと思うのですけれども、伺います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

青木副課長、お願いいたします。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 お答えいたします。

個別管理計画のほうなのですが、当初は統合するということで統合するのを前提に

つくっておりました。それが統合が今のところなくなるというか、すぐ進むという話ではなくなってしまったので、今のところ現在考えているのは、このまま学校が存続した場合の今後の大規模改修等が出てくると思いますので、それに基づいた個別計画になってくると思います。それが作成できましたら、それと、今までつくってある、午前中も申したのですが、道路とか橋りょう、下水道等のインフラも含めた総合的な管理計画になっていくと思っております。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑ある方はどうぞ。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 77ページの初めに企画総務事業の比企市町村推進協議会負担金、これは大河ドラマだということで説明あったのですけれども、これどこに負担金を出すのか伺いたいと思います。それで、どういう形で使われるのかも伺いたいと思います。

それから、広域路線バスですけれども、2万円削減すると。昨年2万9,000円増額して、今年は2万円削減と。どうしてこんなに、昨年は2万9,000円上げたのに今年は下げてしまうのか、どういう計算の下でこうなってしまったのかを伺いたいと思います。

それから、先ほどの公共施設等の管理計画なのですが、私ちょっとよく分からないのですけれども、この5年前に、平成29年につくったときに、何かこういう問題があったとか、それを改修したとかという、そういうことはあったのですか。ただ単にこういうこと、プレスをここに入れたら30年で壊れるものが50年もちますよとかという、そういう計画をつくる、するのがこの計画なのです。どうして僅か5年で改定しなければならないのか分からないので、伺いたいと思います。

それから、85ページの人権対策啓発事業、人権の花事業ということで書いてあるのですけれども、これどういう事業なのかを伺いたいと思います。

それと、163ページの国土強靱化、これは青柳議員の答弁に地域防災計画と重複するというので、そんな答弁でしたね。縦割り思考の省庁の、同じようなものになるのだということで答弁あったわけですが、これは担当課としては少し整理してもらいたいというものであるのか、整理してもらいたいというものであれば、ちょっとお話を伺いたいと思うのです。

それから、次の防災行政無線、164、165、今まで建っていなかったところへ建てる

ようになって、かなり聞こえるようになってきたのかなとは思いますが、まだ聞こえないよというところがあるのか伺いたいと思います。

それと、昨年も聞いておりますけれども、復興税、復興税は何に使うのか伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁を青木副課長、お願いいたします。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 それでは、私から比企の協議会とバスの補助、総合管理計画についてお答えいたします。

比企の協議会のほうなのですが、こちら支払いのほうは幹事町村であります滑川のほうに負担金を支払う予定となっております。

また、バスの補助なのですが、こちらは例年、毎年度、距離と、ある任意の日に調査をした乗客数の割合を計算して、熊谷市、嵐山町、小川町で率として負担しておりますので、毎年度額が変わってきております。赤字補てん額相当をその率で割り返しておりますので、年度によって額が変わってきております。また、総合管理計画のほうなのですが、こちらは当初つくったときは、町内の施設がどういうものがあるというのがばらばらだったものを一つにするというのが当初の目的でございまして、それに基づいた修理等というのが今年度つくっております個別管理計画で、学校等は除いておりますが、施設を目視等で一棟一棟確認して、ある程度緊急度をはかって、今後の修繕等の目安としていく予定でございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、馬橋副課長、答弁をお願いいたします。

○馬橋 透税務課課税担当副課長 まず初めに、人権の花事業についてご説明します。

こちらにつきましては、川越・東松山人権啓発活動地域ネットワーク協議会というのがございまして、人権擁護委員さん等で成り立っているものなのですが、こちらの協議会のほうで6年に1回持ち回りで回ってくる事業で、各小学校にチューリップの球根を配布して、例年新小学1年生に植えていただくというような事業を行っております。前回は、ちなみに平成27年度に実施しております。

続きまして、163ページの国土強靱化のほうなのですが、地域防災計画とかぶるかというようなお話だったかと思うのですが、当然関連するところはございますけれども、全く同じところがあるということではなくて、地域防災計画につき

ましては、法律に基づいて町のほうで必ず定めなければいけないものなので、こちらについては策定する責務はあるのですけれども、強靱化のほうにつきましては、一応災害対策基本法のほうで法律の根拠はあるのですけれども、必ずしも町のほうで定めなければいけないというところではないのです。ただ、先ほども何度も答弁でさせてもらっているように、この計画がないと補助金の申請ができないという形になっておりますので、これは必ず策定しなければいけないと。中身につきましては、当然担当課のほうで精査もできますし、どのようなことをこの計画にのせていくかということも全て得られますので、そういった形でやっていきたいと考えております。

それから、続きまして防災無線の関係なのですけれども、デジタル化が終了しまして、広域でかなり聞こえるようにはなっているのですけれども、まだよく聞こえないですということで、町民の方からお電話いただくことはよくあります。ただし、これにつきましては、現地に必ず行くようにしているのですけれども、部屋の中にいる状態で聞こえないという方が多いのです。そもそも防災無線につきましては、外で聞こえるようにということで、外で聞く設定になっておりますので、申し訳ないのですが、外に出てちょっと聞いてみてくださいということで、外に出ればよく聞こえるという場合もございます。外に出ても、なおかつちょっと聞こえづらいという場合には、無料で電話応答サービスとかも行っていますので、そういったところですか、安心メールを紹介させていただいて別の形で対応させていただいております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、山岸地域支援課長、お願いいたします。

○山岸堅護地域支援課長 復興税につきましてお答えをさせていただきます。

昨年と同様のご質問をいただきました。この税に関しましては、法律名が今すぐ出てこないのですが、この復興税に関する法律が定められております。その中で使途がやはり定められておりまして、こちらについては東日本大震災が2011年3月11日に発生しまして、その後3年から5年程度の間だったと思いますが、緊急的な防災事業のための財源措置ということで、この復興税が始まったという経緯がございます。復興税、一般財源でございますので、例えばハードの整備をしたとしても、それに対する人権費等にも充てられるというようなことになろうかと思えます。財源自体は一般財源ですので、どこにどういうふうにとということでお答えすることはなかなか難しいということで昨年もお答えをさせていただきました。

○松本美子委員長 それでは、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 大河ドラマ、77ページ、滑川が何、幹事の役をしているのですか。滑川町に払うということなのですか。どういう使われ方をするのかというのは分からないのですか。ただ払ってくれということ、ああ、いいですよ、そういうことで払うようにしたのでしょうか、ちょっと伺いたいと思うのです。

バスなのですから、赤字補てん分で、思ったよりお客さんが乗っていたということで2万9,000円去年は上げたのだけれども、そんなに負担してもらわなくても大丈夫ですということになって2万円を引き下げたと、9,000円で結構ですよという、そういうことになったわけですか。それでよいのかどうか伺いたいと思います。

公共施設、目視程度ではかって、これが計画って言えるのかねって、何か聞いていて思ったのですけれども。これをつくらなければいけないのかと思うと。目視で見て、それで計画をつくる、その程度のものだということでもいいわけなのですね。確認です。

それから、国土強靱化も補助金をもらうためにこれつくるのだと、要はそういうことですね。それで、防災計画等は重複しているということで、ちょっと国のほう、担当課としてはその分は仕事取られてしまうわけですから、少し整理してもらったほうが課としてはありがたいのですという、そういうことになるのではないですか。補助金がもらいたいということだけであれば。補助金は別のルートでもらえればありがたいのだということ、そういうことでいいのではないですか。ちょっと伺いたいと思います。ちょっと首ひねっているので、議長が、突っ込み過ぎだということで。いいです。

防災行政無線、やっぱりここもちょっと突っ込み過ぎてしまうから、あれでやりたいと思うのです、総括のほうで。

復興税、やっぱりお金我々払うのですから、町民からもらうのですから、金額聞いたら459万8,000円だということです。やはりこれだけの、去年も似た金額が書いてありますけれども、それに対する、何に使うか、防災のための施策ということでは基本的に決まっているわけですね。人件費にも払えるということなのですから。それを決めていないでお金だけ取るというのはいかがなものかなって思うのですけれども、ちょっと私の考え方が違うのであれば伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

青木副課長、お願いいたします。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 お答えいたします。

比企市町村推進協議会なのですが、こちらのほうが滑川町長が会長になっておりまして、滑川町が事務局となっております。内容といたしましては、こちら令和4年度の大河ドラマに向けていろいろなPRをしていきたいということです。初年度はまだ事業内容は決まっていますが、パンフレット等やのぼり旗等を作っていきたいなど考えているという話を聞いております。

続きまして、バスの補助でございますが、こちらがバス業者から毎年度事業実績を出していただきまして、昨年度より運行に係る赤字額というのが減額しております。この減額している分にその率を掛けておりますので、その分が今年度減額になっていられると思います。

また、総合管理計画のほうなのですが、個別管理計画のほうは目視等と言ったのですが、実際に工事等をする場合は、必要があればコア抜き等の大規模な確認等はしていかなければ工事等に入れませんので、そちら、あくまでも第1段階ということで、作成するときにはそのような形で進めさせていただきました。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁を馬橋副課長、お願いいたします。

○馬橋 透税務課課税担当副課長 国土強靱化地域計画につきましては、議員さんのおっしゃるとおり、計画を策定するという事はかなりの負担であります。ですが、計画の順番でいきますと、国土強靱化計画のほうが上位計画という形になっておりますので、形としてはその計画があって、地域防災計画があるというような、本来は流れになっているものです。ただし、法律的な根拠はなかったもので、皆さん、その強靱化計画のほうは策定していなかったという形に今なっておりますので、負担は負担なのですが、なるべくこの予算も400万円今回いただいておりますけれども、なるべく予算を使わない形で作成できればいいかなというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、山岸地域支援課長、答弁お願いいたします。

○山岸堅護地域支援課長 まず、公共施設総合管理計画、それから国土強靱化計画、こちらに関して少し追加ということでご答弁をさせていただきます。

これまで国の方針として、今までは省庁単位で補助金というのが決められてきたと

いう流れがございます。それがあある時点から、例えば総合戦略ですとか、今回DMOなんかそうですけれども、総合戦略ですとか、公共施設等の総合管理計画あるいは国土強靱化計画、こういった計画に一旦はのせないと、各省庁の補助金もいただけないという流れに変わってきています。今そういう意味ではハードを整備して補助金をいただくとうすると、この公共施設等の管理計画による長寿命化であるとか、国土強靱化計画によるハード面の強化というのでしょうか、そういったところに事業が乗っていかないと、補助金の対象にならないというのが流れになっております。別のルートでというお話をいただいたのですけれども、恐らくなかなか別のルートというのは今後も難しいのかなというふうには思われます。そういった意味で計画を策定していくということです。特に国土強靱化計画については、地域防災計画との関係もございすが、地域防災化計画は主に内容的にはソフト面になるかと思ひます。国土強靱化は防災に限らずハード面、そういった内容になっていくのではないかと考えております。

続いて復興税の関係でございますが、こちらについては先ほどもご答弁申し上げましたけれども、2011年に東日本大震災がありまして、その後3年か5年だと思ったのですが、今日ちょっと法律のほうを持ってきていなくてはっきりお答えできなくて申し訳ございませんが、3年か5年かの間に緊急的に地方で行う防災対策ということでこの復興税を納めていただくというのが法律の内容になっているかと思ひます。

○松本美子委員長 それでは、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 そうですか。課長の言いたいのは分かりました。復興税の関係なのですけれども、2013年度から2037年度までの15年間なのです。その間に防災のための施策として1人当たり500円ということで使うように、それを防災のために使ってくれと、使うようにということで我々も払うよ、もうこれは強制的ですので、なっているわけです。税務にいたのですから、詳しいでしょうけれども。その使い道がこれからですというのは、いかがなものかなというのが私の疑問なのです。昨年と同じ答弁で、今年も多分同じ答弁だろうなと思ひながら質問したのですけれども、やはりある程度のこういうものを使いたい、そういうことがあつて私はしかるべきだというふうに思ひうのです。結果でこういうものに使いましたではなくて、こういうものに使いたいというのが、目標があつてしかるべきだと思ひうのですけれども、ちょっと考えただけ伺いたいと思ひますが。

○松本美子委員長 それでは、答弁を地域支援課長、お願いいたします。

○山岸堅護地域支援課長 復興税に関しましては、これはもう用途も法律で定められておりますので、それによって決まってくるということです。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方はどうぞ。

藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 それでは1点だけ。77ページの総合管理計画、業務の関係ですけれども、この委託料500万円ということですが、この委託先はどのように選定するのかということだけ、1点だけ質問いたします。よろしくお願いします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

青木副課長、お願いいたします。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 お答えいたします。

個別管理計画のときはプロポーザルを行っておりました。ですので、できましたら担当としてはプロポーザルをしたほうが実際に中身も分かると思いますので、いいのかなとは考えておりますが、まだ決定はしておりません。

以上です。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 それでは、質疑がないようでございますので、地域支援課に関する部分の質疑を終結いたします。

休憩とさせていただきます。

休 憩 午後 2時11分

再 開 午後 2時14分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、町民課に関する部分の質疑を行います。

説明員の皆様に申し上げます。質疑に対しましては、簡潔かつ明瞭な答弁、説明をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 1点だけお尋ねしたいと思います。

予算書112ページから113ページにかけまして、これも新規ということで高齢者の保

健事業と介護予防の一体的実施に係る費用ということで、会計年度任用職員が302万7,000円という報酬が計上されております。それで、この事業そのものは今までやられてきた内容とどういう点が変わって、どういうことが求められているのか。それと、この財源内訳の中にある諸収入なのですけれども、1,252万5,000円という内訳なのですが、これ51ページには約938万6,000円という金額が載っているのですけれども、あとそのほかに何をもってこの諸収入が構成されるのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁を大島副課長、お願いいたします。

○大島行代町民課保険・年金担当副課長 それでは、一体的事業の内容についてお答えさせていただきたいと思います。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る費用、一体的実施なのですけれども、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施は高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、後期高齢者に対する保健事業について市町村が介護保険の地域支援事業と一体的に実施することができるようにした取組でございます。具体的には企画調整を担当する医療専門職員と、地域を担当する医療専門職員をそれぞれ設置させていただきます。企画調整を担当する専門職員は、まずPDCAサイクルによる事業計画を作成、またKDPシステムを利用した分析、健康課題の明確化を行い、事業実施における地域ごとの保健課題の把握を行います。地域を担当する専門職員は、高齢者に対する相談、指導などの個別的支援を実施したり、介護予防による通いの場等へ積極的に関与し、フレイル予防の普及啓発、受診勧奨や介護サービスの利用勧奨などを行います。この事業は令和元年5月公布の医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部改正により、市町村において高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する枠組みの構築がなされたものであり、広域連合が一体的実施等の保健事業を市町村に委託し、委託を受けた市町村が医療専門職を配置して事業を実施するものです。

それから、諸収入の1,252万5,000円の財源充当ですけれども、先ほど委員様おっしゃられたとおり、51ページにございます一体的実施等受託事業収入938万6,000円のもの、そのうちの358万6,000円分がそれぞれ一体的実施分として充当されてございます。残りの800万、900万ほどに関しましては、人間ドック委託料、健康診査、がん検診委託料などに充当されているものでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 なかなか専門性のある言葉で、我々だと何かよく理解がしにくいところもあるのですけれども、この事業をやることによって嵐山町の、いわゆる後期高齢者ですから、75歳以上、その人たちにどのような状態というか、状況が生み出されるということになるのでしょうか。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

大島副課長。

○大島行代町民課保険・年金担当副課長 それでは、お答えいたします。

メリットということになりますけれども、介護保険で、介護事業で今行っている通いの場等がございます。ああいったところから積極的に職員のほうで顔を出してアプローチをしていって、いわゆるそういう中でも元気な方もいらっしゃいます。元気な方がいらっしゃいましたら、その方には元気でいつづけてもらうようなアプローチ、お話をさせていただく。中には元気でないと言ったら失礼ですが、フレイル関係の方もいらっしゃるかと思います。そういった方が適切に医療につながるような助言、アドバイス、そういったものを行っていくというのが最大のこの事業のメリットなのかなというふうに思っております。

以上です。

○松本美子委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 大まかなことは今の話でよく分かりました。それで、2人の専門的な方を、どういふようになるのでしょうか、それは雇用するのか、それとも委託、その仕事自体を委託していくことになっていくのか。そうすると、これだけの予算を投じるわけですから、相当な機会、嵐山町の高齢者の方と触れ合ったり、元気になっていくような形が進むのかなというふうに考えるところですが、それでよろしいのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

大島副課長。

○大島行代町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

委員さんおっしゃったとおり、そういったような効果、期待というものを私どもも持って事業には接していきたいとは思っております。何分この事業自体が初めて令和2年度から始まりました。令和2年度から始めた自治体もございます。令和3年度か

ら始まる自治体もございます。令和4年度に実施を予定している自治体もございます。そういった中で、まだ事業の内容が皆さん不透明な状態で、手探りでやっている状態でございます。4月、5月に事業実施、4月、5月、6月ぐらいまで事業実施の計画を立てて広域のほうに提出して、それで承認を受けてから事業が実施されるということで、なかなか滑り出しがスムーズにはいかないかとは思いますが。ただ、先ほど委員さんがおっしゃっていただいたように積極的に入り込んでいって、高齢者、国保の方が抜けて、後期になって、後期で今いうと健診ぐらいしか目立ったアプローチがないものですから、それを超えて75歳以上の方にも健康を維持していただけるような積極的な事業を自主展開していけたらと思っております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、高橋町民課長、答弁をお願いいたします。

○高橋喜代美町民課長 すみません、1点補足でございますが、後期広域連合のほうから委託を受けまして938万6,000円をいただくのですが、このうち580万円は正規職員の給料等に充てられます。というのは、この事業を企画立案して、まずいろいろな計画を立てなければなりません。そういった部分につきましては、臨時的な任用の職員では難しいだろうということで正規の職員を考えております。そして、先ほど副課長のほうからご答弁させていただいたような通いの場へ出向いていく職員につきましては、会計年度任用職員など、そういった職員を雇用してやっていく予定でございます。追加でした。

以上です。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 111ページの国民年金施行令改正に伴うシステム改修、ちょっと内容を伺いたいです。

それと、国保への繰出金なのですが、これは減っている理由を伺いたいと思います。

そして、113ページのただいまの高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施ですが、ただいまの答弁ですと、出向いていろいろお話を聞くということであったわけですね。それは、課長の答弁ですと、会計年度任用職員がやるのだと。会計年度任用職員は、この300万円の予算で何人確保というか、何人いる予定なのでしょうか。取りあえずそれを伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

大島副課長、お願いいたします。

○大島行代町民課保険・年金担当副課長 答弁させていただきます。

まず初めに年金の法改正に伴うシステム改修業務ですけれども、こちらの内容につきましては、平成30年度の税制改正に伴って今回令和3年度より実施されるシステム改修になります。それから、令和2年度の税制改正に伴うシステム改修、令和2年度の税制改正に伴って令和3年度より施行される内容に関するシステム改修、それから年金生活者支援給付金のシステム改修ということになります。

また、繰出金が減っている理由でございます。こちら本年度より一般会計繰出金の中のそのほか繰入金にございました事務費等保健事業分につきまして、その保健事業分の繰り出しを終了したことにより、その分がほぼマイナスになっているという状態になってございます。

それから、会計年度任用職員の雇用の人数の予定ですけれども、先ほどお話しさせていただきまして、4月から6月の間にいろいろと事業計画を立てていくので、その中で変化があるかと思えますけれども、現段階では当初3人程度を見込んでおります。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 年金改正のほうは、そうすると電算機の改修をするということで、この改正は町民にとってはあんまりありがたくない改修、改正なのですか。ちょっと内容が分かったら伺いたいと思います。

それから、国保の件なのですが、保健事業と言ったよね。保健事業をやめたというのは、これどういう理由からなのですか。統合されたのが広域になったのが契機になっているのですか。でも、もう広域になって3年、何年かな、ですので、それどういうものだったのかちょっと伺いたいと思います。今急に言われたので、分からないので。

それから、一体的実施ですけれども、この302万7,000円というのは3人分ということなのですか。今後の計画をつくっていく中で変わるかもしれないということなのですか。大体3人いれば出かけていって、これは町外の施設も関係するのですか。そこにまで出かけていって、町民であればお話を聞いてくるという、そういうことなのですか。町外も関係するのかどうか伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁を大島副課長、お願いいたします。

○大島行代町民課保険・年金担当副課長 お答え申し上げます。

まず、年金の関係でございますけれども、町民にとって好ましいことかどうかとなると、好ましくならないように税制措置がされていると思われれます。ちょっと申し訳ございません。税の細かい内容までは私も完全に把握しておりませんので、そうならないように、たしか判定等できるようにされていると思って認識しております。

それから、繰出金の減っている理由の保健事業です。保健事業をやめたという言い方がざっぱくで大変失礼いたしました。そのほか繰入金というものは、今まで法定繰入れ分と法定外繰入れ分というものに分かれてございました。その法定外繰入れ分というのが保健事業分というふうに言われているものでございます。保健事業分は、保健事業分をやめたからといって保健事業をしないのではなくて、今まで国保会計と町との取決めの間で保健事業分をある程度町の一般会計から出していただくというような取決めがあったのですけれども、これは、いわゆる法定外繰入れに該当しますので、こちらのほうにつきましては、法定外繰入れは望ましくないということで、令和3年度より保健事業分イコール法定外繰入れ分というものを計上することを終わりにしたということでございます。

それから、一体的実施で町外の施設ということでございますけれども、町外の施設に出かけることは基本的に現段階では想定しておりません。まずは町内の介護事業の中の通いの場というのが幾つかあるかと思っておりますけれども、そういったところに介護情報等、積極的に顔を出していきたいというふうに思っております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 国保の関係なのですが、これ何、取決めをやめたというのは、何か国からそういう指導とか法律でそういう関係になったのか伺いたいのと、これ一般会計からの繰入れをやめたら、当然国保分の負担が増えるわけですね。国保財政の会計の全体の中でそれはやりくりしているということなののでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

高橋町民課長、お願いいたします。

○高橋喜代美町民課長 お答えいたします。

取決めというよりも保健事業、今までは一般会計からも出していたという

うのは、国保の被保険者も町民であることに変わりはないから、国保、町民の健康保持増進のために、一般会計からも幾分か持ちましょうということで従前はやってきたものと思っています。そうしたところ、現在ではそういった法定外繰入れをすることが国保財政上好ましくないということで、そういった法定外繰入れをしている町村は、いわゆるインセンティブです。そういうところで減点というか、法定外繰入れをしないで、全てが法定繰入れだけで済んでいればもらえる加点が法定外繰入れをしているとももらえない。ということは、逆に国保の財政上マイナスが生じてしまう。確かに今までは一般会計でもらえれば、国保の財源を幾分か使わないで済む面もあるのかもしれないのですが、それに代わって余りあるものがある、何と言ったらいいのでしょうか。きちんと法定内の事業をやったほうが国としてきちんと認めてもらえる。それですので、従前一般会計からいただいていた保健事業分につきましては、令和3年度からはいただかないということになりました。取決めをやめたということではないと思います。

それと、国保全体の中で被保険者の負担が増えてしまうのではないかとということですけれども、保険税を上げるということではございませんので、国からそういったいただいている補助金なりを使って一般会計からもらっていた分は補てんできると、そのように財政主幹課では考えて、このような経緯に至りました。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、ほかに質疑のある方はどうぞ。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 まず、33ページの社会保障・税番号制度、マイナンバー制度のことですけれども、昨年に比べて、こちら400万ほど下がっておりますが、前回のときはマイナポイントがもらえるという政策がありましたので、町も頑張っていただきまして、本当に今埼玉県内4位ということで頑張っていただいておりますが、これマイナポイントが本来であれば3月31日で終わるわけだったですけれども、何か延長するという話もありますし、もう少し頑張れたのではないのかなと思うのですが、パーセンテージ、何件ぐらいをこれ目標になさっているのか伺いたいと思います。

その下の下に279万9,000円、こちらは前回、令和2年度に聞いたときには令和元年12月末で15.3%の取得状況であったと。早期取得を促した場合にインセンティブ、これインセンティブだったのだろうか、ちょっと。今回すごい、これが倍近く、前回140万

だったところが279万9,000円ということで、これインセンティブという考え方でよろしかったのか伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、柳澤副課長、答弁お願いいたします。

○柳澤純子町民課戸籍・住民担当副課長 社会保障・税番号制度、個人番号交付金の補助金についてお答えいたします。

まず最初の事業費の補助金のほうは国の事業費、国で示された事業費を人口割したものの金額になっておりますので、こちらのほうで、町で下げたというわけではないのです。

それで、マイナポイントの延長の件なのですが、3月末までに個人番号カードを申請した人に限っては延長されて、9月まで、そのマイナポイントの制度の、マイナポイントの券が使えるというふうに延長になりましたので、今でも窓口で積極的に申請される方は多いです。それで、マイナンバーカードの交付の計画の質問があったかと思いますが、国が示しているマイナンバーカードの交付計画というのは、令和3年度末で7割、令和4年度末でほとんどの国民というか、町民の方に交付できるように進めてくれという提示がありまして、嵐山町でもそのように積極的に交付の案内のほうを進めているところでございます。

それで、あと社会保障、その税番号、似たような補助金なのですが、もう一つの事務費補助金に関しては、今回額が増えているのは前回は時間外手当と郵便料のほうも、そちらのほうに入れていたのですが、今回は報酬のほう、町民課の戸籍のほうの担当でも会計年度任用職員の方とか、任期付職員の方がいらしているのですが、そちらの報酬のほうも事務費で対応できるということで、会計年度任用職員の人で8割、任期付職員の方は5割のほうをこちら事務費で対応できるということが、補助金の対象経費が具体的に示されてありましたので、こちらのほうに、予算のほうにもあらかじめ入れましたので、少し額が大きくなっております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、高橋町民課長、お願いいたします。

○高橋喜代美町民課長 それでは、私のほうから、最後にインセンティブという考えでよいかというご質問がございました。それにつきましては、令和元年度の決算ではマイナンバーカードが大変よく推進できたということで加算がいただきました。ただ、

その加算がもらえるかどうかというのは、最後に結果が出てみないと分からないので、今回の当初予算においてはそういったものは含まれておらない金額でございます。

以上です。

○松本美子委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 分かりました。それで、先ほど目標が、令和3年度が7割を目標、私も前回の予算書には、だから令和2年度は50%を目標で、令和3年は、ここ75%って書いてあるのですが、令和2年度は50%で、令和3年度は75%という考え方でよかったのか、確認で。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

柳澤副課長、お願いいたします。

○柳澤純子町民課戸籍・住民担当副課長 それでは、質問に対してお答えいたします。

交付計画で確かに令和2年度末で、一応交付目標は5割で、3年度末は確かに国のほうで示している計画でいくと7割ということであったのですけれども、大体2割ずつ交付をしていけば、令和4年度末で100%に、100%、ほとんどの方が持っていたような計画で、今のところ予定ではその計画のとおりに行くには毎月400枚程度交付していかないと間に合わないのですけれども、でも現在では月に変化はあるのですけれども、330枚から、低いときは200枚ぐらいのときもあるのですけれども、今は、3月は特に確定申告の会場でPRを積極的にやっているのです、3月は結構数字は伸びるのかなとは思っているのですけれども、町民課の職員の人も一体となってPRのほうを頑張っているところです。

以上です。

○松本美子委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 質疑がないようでございますので、町民課に関する部分の質疑を終結させていただきます。

休憩を取らせていただきます。それでは、55分まで休憩させていただきますので、お願いいたします。

休 憩 午後 2時42分

再 開 午後 2時55分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、子育て支援課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 25ページの子ども家庭支援センターの一時預かりですけれども、昨年というか今年は何人ぐらいいたのでしょうか。今年も変更があるのかなのか確認したいので、伺いたいと思います。

それから、115ページのこども医療費なのですけれども、10月から18歳までと拡大されるわけですけれども、ただ不思議なのが減額されているのです。拡大されるのにどうして減額になるのか、ちょっとその理由を伺いたいと思います。

それから、その上の学童保育なのですけれども、92万9,000円増えた理由を伺いたいと思います。

それから、各学童保育の来年度の人数は何人になるのか伺いたいと思います。

それから、119ページの保育所保育事業ですけれども、待機児童は来年度はいないということで、どこかのあれで答弁ありましたけれども、ちょっと確認で伺いたいと思います。

それから、入園の通知が嵐山は何月の何日頃発送しているのか伺いたいと思います。

それと、子ども全体の関係なのですが、課全体なのですけれども、虐待などは嵐山町には今年度どのくらいあったのか。その対応は、この新年度にどういう形で載っているのか、もしあったのであればどういう形で載っているのか伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁を内田副課長、お願いいたします。

○内田淳也子育て支援課児童福祉担当副課長 それでは、私のほうからは、まず115ページのこども医療費の件をお答えさせていただきます。

川口委員の質問で、10月から18歳まで拡大したのになぜ減額なのかというご質問でございます。これにつきましては、当初予算を見込むに当たりまして、令和2年度の実績を基に算出しておりまして、令和2年度、今年度、コロナの影響なのか分からないですが、医療費が非常に少なかった状態です。現に今回の3月補正でも900万減額

で落とさせていただいております。その関係で、まず医療費の見込みが減額となっていて。もう一つは少子化ということもありまして、子どもの数が減っているということで、このような金額になっております。実際には10月からの18歳までの拡大で350万円を見込んでいるところではありますが、それ以上の減額538万3,000円ほど今年度は実績で減と見込んでの数字となっております。

続きまして、学童保育室でございます。まず、学童保育室の予算の増ですが、こちら修繕費のところが主となっております。こちらにつきましては、学童保育ひまわり第2クラブの床が今フローリングになっているのですが、こちらが経年劣化でかなりささくれ立ってきておりまして、お子様がはだし等で夏場遊んだりするのに、けがが生じるおそれがあるということで、こちらの修繕費を主に考えております。

令和3年度の学童保育の入園状況でございますが、各学童で申し上げさせていただきます。まずひまわりクラブが65名、ひまわり第2クラブが49名、てんとう虫クラブが57名、子どもの森が40名となっております。そのうちひまわりクラブにつきましては、定員のほうがちょっとオーバーしてしまいまして、5年生、8名が保留という形になっております。

続いて、保育所の待機児童でございますが、令和3年度、今のところは待機児童はございません。

続いて、入園の案内なのですが、既に2月に内定通知のほうは発送させていただいております。現在保育料の算定等をしまして、保育料の決定通知を今後発送する予定でございます。

続いて、虐待ですが、令和2年度につきましては、虐待はございませんでした。ただ、相談という形で20件ほど、延べではございますが、相談が入っているところでございます。令和3年度の対応というところではございますが、こちらにつきましては、町にあります子育て世代包括支援センター、また子ども家庭支援センターのほうで相談業務等を行いながら、いち早くそういった早期発見、早期対処ということを心がけてやってまいりたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

前田子育て支援課長、お願いいたします。

○前田宗利子育て支援課長 それでは、私のほうから子ども家庭支援センターb & gら

んさんの一時預かりについてお答えをさせていただきます。

この子ども家庭支援センターb & gらんさんを設置するときに、一時預かり事業をするということで条例上はなってございました。一時預かり事業としてはあるのですが、昨年度から事業展開をしていく中で、今やっていますのが支援の必要なお子さんにつきまして生活習慣を身につけたいとか、コミュニケーション能力を身につけたいとか、そういった意味で一時預かりではなくて、ライフスキルを身につける教室ということで放課後実施をさせていただいています。そういった関係で、来年度につきましても一時預かり事業につきましても、もうしばらくの間見送りをさせていただいて、こういった支援の必要なお子さんたちへのライフスキルを身につける教室を主にやっていきたいということで考えております。ですので、今のところ一時預かり事業については純粹に一時預かりということでの事業の活動はございません。

以上です。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 分かりました。学童のひまわりが定員オーバーということで、8人が保留になっているということです。これは大変困ってしまっていると思うのです、親御さんは。これを何とかしてあげようということで考えてはいないのですか。何か対応、そのままほったらかして、そのままのわけなのですか。ちょっとそれだとまずいかなと思うのですけれども、何かあるのか伺いたいと思います。

それから、保育園の入園通知なのですが、その内定の、ちょっと嵐山は遅いということを知っているのです。入園が決まって、仕事も行くようになるわけですから、入園が決まらないで仕事に行ってしまうわけにいきませんから。ですから、何か上尾だかどこだったかな、1月だか早い段階でもう来ているということで、これももう少し早くならないのかって問合せ来たのですけれども、どうなのですか。嵐山のシステム上、これは難しいのですか、ちょっと伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

内田副課長、お願いいたします。

○内田淳也子育て支援課児童福祉担当副課長 保育園の入園通知の関係でお答えさせていただきます。

保育園の募集につきましては、10月末で締め切らせていただきまして、継続の利用につきましては、継続の方は12月頭までの締切りということで今回募集をさせていた

だきました。継続の方が全部そろって、その後入所の調整をさせていただいたところ
でございます。その際に、中には管外、町外を利用される方、また逆に町外から嵐山
町の保育所を利用されたいという方もございますので、その辺の情報のやり取りの期
間もあります。それを踏まえまして、1月の下旬に児童福祉審議会を開かせていただ
きまして、最終的に入園の園児の調整を行ったところでございます。それまでの間、
各保育園に希望者の名簿を渡しまして、その後いろいろ調整等させていただいた期間
が大体1か月ぐらいかかっております。その後、1月末に児童福祉審議会をやった後
に決裁を取りまして、内定通知のほうを出させていただきました。すみません、ちょ
っと手元に資料が、2月の中旬には内定通知のほうを出させていただいております。
その後、やはり辞退者ですとか、そういったのが出てきて、調整して最終的に今現在
固まってきたという状況ではございます。川口委員ご指摘のように、通知のほうが遅
いというお声があるということです、これにつきましては改善できるところは改
善して、できるだけ早く通知を差し上げるような努力はしていきたいと思っております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

前田子育て支援課長、お願いいたします。

○前田宗利子育て支援課長 それでは、私のほうから学童の保留の件につきましてお答
えさせていただきます。

昨年度は要望がございまして、保留の親御さんたちと協議をさせていただいて、教
育委員会のほうで南部交流センター、そういったところをお借りして対応するような
お話をさせていただきました。昨年度はコロナの影響もあって、その後その要望がな
かったのです。話はそのまま終わってしまったのですが、今回もこういった8人の方
がいらっしゃいますので、ご相談を受けて、昨年度の要望のときにお答えさせていた
だいたような形で対応は考えていきたいというふうには思っております。

以上です。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 入園通知なのですけども、考えていきたい、現状はしょうがないの
ですけども、ぜひこれは保護者の身になっていただきたいと思うのです。いろいろ
手続踏まなければならないことは分かりますけれども、それはやっぱりそこを早めて

やっていくしかないと思うのです。今のお話ですと、本当に丁寧にやっているなということは感じますけれども、やっぱり入園が決まらないと仕事に行けないわけですから、そこから、決まってから仕事探しになる方もいるわけですので、ぜひそれはやっていただきたいと思うのです。課長、黙っているけれども、あまりやる気はないのですか、どうですか。ちょっと課長から答弁いただきたいと思うのですけれども。

○松本美子委員長 それでは、前田子育て支援課長、お願いいたします。

○前田宗利子育て支援課長 私のほうから答えさせていただきます。

一応例年入所の判定につきましては、児童福祉審議会を開いて、その結果によりまして内定の通知を発送させていただいています。ですから、早くても1月の下旬に入所の判定をさせていただいて、2月の上旬というのが例年やっていた通知です。基本的には保育所というのは、仕事を既にしていて、保育の必要性があるからということでお預かりをするということですのでございますので、保育所が決まってから保育園に入れるというのは、ちょっとまた保育の必要性の問題からいくと違ってくる判定になってしまいますので、それもありますので、仕事の関係は重々分かっておりますけれども、厳密に言いますと、保育の認定というのはそういうふうになりますので、あまりその辺を厳しくしてしまうと、ちょっと入る方のほうにも不利になってしまうかなということもありますので、嵐山町としてはそういったことで、2月の上旬にはなるべく早めに内定を出したいというふうには思っております。

以上です。

○松本美子委員長 ほかにございますでしょうか。

藤野委員さん、どうぞ。

○藤野和美委員 それでは、115ページのこども医療費給付金とひとり親家庭等医療費給付金の関係についてお聞きします。

こども医療費給付金が今回18歳まで拡大されたわけですが、そうしますと、ひとり親家庭等医療費給付金、これは519万6,000円あるわけですが、その対象がかぶるというか、ひとり親家庭等医療費給付金の対象者の方も当然大きく言えばこども医療費給付金の中にカウントされるというケース、対象者としてはあると思うのですが、その関係はどういうふうになっているかなと思ひまして、お聞きいたします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

内田副課長、お願いいたします。

○内田淳也子育て支援課児童福祉担当副課長 それでは、こども医療費とひとり親家庭医療費の対象者の関係ということでお答えさせていただきます。

今回こども医療費が10月から18歳まで拡大されます。そうすることによりまして、藤野委員おっしゃるように、独り親家庭の18歳までの部分の対象者がかぶってくる形になります。こちらにつきましては、こども医療費のほうで対象とするような形になります。したがって、独り親家庭につきましては、令和3年度10月以降は親のみが対象という形になってくると思います。予算上は独り親家庭につきましては、昨年と同額で計上させていただいているのですが、これにつきましては期間が半年間というところと、あと少しずつではありますが、独り親家庭はやっぱり増えてきております。昨年と比べると、若干ではありますが、令和元年度のときには204人だったのが令和2年度に206人ということで、少しずつ伸びてきているというところもあるのですけれども、微量ではあるのですが、同じ額を計上させていただいたということになります。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、続けて渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 41ページで、早期不妊治療補助金が20万円、127ページに不妊治療支援事業50万円なのです。具体的に、これ今回の、来年度は医療保険の対象になるという形で、かなり積極的に補助金とか助成を増やすという形で国のほうは言っているのですけれども、嵐山町で50万円にしたということで、医療保険に不妊治療が入ってくるわけだから、市町村としてはその前提として取り組むべきことというのはかなりあるのではないかなと思うのですが、その点について伺います。50万円というと、猫の不妊治療と同じ金額で、人間と同じかと思ったのですけれども。

それと、次ですけれども、55ページと116ページと117ページで、子ども家庭支援センターが2,000万円です、支出も。今年度で助成金が終了になると考えるわけですが、令和3年度で終了になるわけですから、次は町単独事業に移行するのですけれども、それについての準備というのか、令和3年度はそれをかなりやらなくてはならないのかなと思うのですが、その点について伺います。

それと、124と125ページで、母子予防接種事業があります。この20年の、昨年の10月ぐらいからHPVワクチンについて、厚労省が非常に一生懸命個別勧奨するようというふうな形で出しているのです。個別勧奨が他市町村でも始まっていて、これ

は被害者の人たちはかなり問題があるというふうに言っているのですが、実際に嵐山町はどのくらいの人数の予算を取って、そしてこの実態というのはどうしていくのか。個別勧奨を実際に始めるのか。個別勧奨をするということの問題点は大きいので、国がやるからと言ってやらないという方法はないのかなというふうに思っているのですが、伺います。

それから、126ページと127ページだと思うのですが、母子健康診査任務業務委託というのが753万8,000円ほど上程されています。これ大体どのくらいの予定人数で行っているかということを伺います。

それと最後、もう一つ、先ほどの川口さんの保育所の入園通知の話なのですが、保育園が入園が決まらなと仕事を探せないということではなくて、もあるのだと思うのですけれども、入園が決定しないと、どうしたらいいか分からないので、会社のほうに育休の延長というのをやらなくてはいけないということで、そうするとお母さんが子どもを持って会社に行ったりいろいろ、今はテレワークもあるからなのですから、そこの折衝が非常に難しいということで、それについてのもう少し早めるという方向はないのですか。そこのところがかなり厳しいみたいです、ということです。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

根岸副課長、お願いいたします。

○根岸隆行子育て支援課母子保健担当副課長 それでは、お答えいたします。

まず不妊治療の助成金の関係なのですが、こちらは、まずは不妊検査です。検査については5件を積算しております。それから、不妊治療費です。治療に関しては4件を見込んで、昨年と同じ50万円で積算をさせていただきました。

続きまして、引き続いて子宮頸がんの通知の関係でございます。こちらに関しては、昨年秋10月ですか、国から、厚生労働省のほうからの通知を受けまして、委員さんのおっしゃるように勧奨という形ではなく情報提供です。というのは、こういった子宮頸がんのワクチンが定期接種としてあるということを知らない、対象者の中で知らない方がかなりいらっしゃるという形ということを受けまして、あくまでも町が積極的に勧奨するのではなくて、こういった定期接種として子宮頸がんのワクチンが受けられますよということを情報提供するという形で、リスクももちろんございますけれども、それを十分に国の厚生労働省が作成した、改定したリーフレットなども一緒に昨

年度発送させていただいたのですが、昨年度は最後の対象年齢が小学6年生から高校1年生相当の女の子が対象になるのですが、昨年度については最後の年に当たる高校1年生の女子にだけ発送させていただいたのです。あくまでも情報提供という形で発送させていただきました。

それから妊婦健診の、どれくらいの人数で見ているかというご質問ですが、こちらに関しては妊婦さん80人で積算をさせていただきました。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、子育て支援課長、お願いいたします。

○前田宗利子育て支援課長 それでは、私のほうから、27ページ、子ども家庭支援センターの件と、保育所入所の通知の件についてお答えさせていただきます。

子ども家庭支援センターb & gらんざんにつきましては、渋谷委員さんおっしゃるとおり、令和3年度までb & gの助成金2,000万円というのをいただきます。ですので、今回の令和3年度予算が最終の助成の期限ということになってございます。その後、どういったことになるかということを考えてみまして、実は国のほうで子ども家庭総合支援センターというセンターを多分2022年までですが、各市町村に設置するようにというような、努力義務ですけれども、そういった通知が来ております。ですので、嵐山町としては今の子ども家庭支援センターを、国で言っています子ども家庭総合支援センターの機能として移行していきたいと。そして、国のほうからの補助金等を活用して運営ができればというふう考えております。

次に、保育所の入所の件ですが、確かに早くお出ししたいというのは重々承知しています。嵐山町、今待機児童がいて、本当にぎりぎりまで入所の調整をしておりました。ですので、1月の下旬というのは本当にぎりぎりまで入所調整で入れるようにということで遅くなっておりますが、来年、再来年になりまして、待機児童がなくなりますから、入所の余裕ができてくれば、もう少し早めに入所判定もできるのかなというふうには思っておりますので、なるべくできる限り早く通知ができるような形で入所判定ができればというふうには思っております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、渋谷委員、質疑をどうぞ。

○渋谷登美子委員 まず不妊治療の件なのですが、これは検査が5件で、治療が4件ということですから、私多分今の年代の、30代後半から40代にかかっている女性たちで、

かなり悩んでいらっしゃる方が多いなと思うのですが、それ家庭も男性も含めて、それについてこの数でいいのかなって。子どもが少ないということもあるので、でもこれは実際にこの金額では全然多分不足ですよ。それで医療保険になるわけで、医療保険になったら50万円の治療費があったとして、15万円で済むという形になりますね。そのくらいの金額のものだから、やはりちょっと国のほうではもう少し、これは私が見たのは1月22日の報道資料なのですが、国のほうからの交付金算定とか、そういったものはないのかどうか伺いたと思います。ここもう少し増やすことができなかったのかなというのがひとつ気になっていますので、それでその取組としてやっぱり前年度と同じような感じでやっていくのかどうか。もう少し積極的な部分があるのかなと思うのですが、その点について伺います。

子ども家庭支援センターについてですけれども、国の努力義務という形で進むということで、今現在だったら、ほとんど一般財源入っていないわけです。国の努力義務だから、それは一般財源でもやっていかなくてもいけないという形になっていくのかどうか。それと人数的には職員の人数がこれで、今2,000万だけれども、3人から4人の人数は必要という形になっていますが、そこら辺の積算、これからなのでしょうけれども、どのような形で、この1年間で努力なさるということですね。どういうふうな形になっていくのか伺いたと思います。

それから、次に予防接種事業なのですが、私は今回情報提供という形で、結局情報提供して、どのくらいの方が接種されたのか。高校1年生の段階の方で3回接種された方があったのかどうか伺いたと思います。それに対して厚労省のリーフレットを見ていますと、実際にかなり前回のものと変わってきているなというふうな感じで見ていて、例えば若い人が増えている。子宮頸がん罹患する若い人が増えている。若い人が増えているのではなくて、検診をするようになったので、私はそう思うのです。母体数が増えた結果、検診するようになったので、ちょっと引かかる人が増えてきたということで、実際的には60代、70代のがんなので、一般的にというかそういうふうなものなので、かなり厚労省のリーフレットも積極的になっているか、ワクチン接種をさせるためのリーフレットが配布されているなというふうに思うのです。それについて、嵐山町では被害の関係のこと、例えば記憶喪失になったりとか、それから身体に不随意運動が出るとか、そういった形のものが今ちょっと数字では覚えていないのですけれども、日本脳炎の予防接種の10倍以上はあると言うのです。そういっ

たことの具体的な情報を提供しているかどうか伺いたいと思うのです。これは副反応に入ってしまうと、子宮頸がんの場合は治療できるのですけれども、副反応の場合は全然治療できないのです。そのことも併せてお知らせしないとイケないと思うのですが、その点について伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

根岸副課長、お願いいたします。

○根岸隆行子育て支援課母子保健担当副課長 それでは、お答えいたします。

まず不妊治療の件なのですが、こちらは今年度の実績が、まず今日現在、検査が5件です。それから、治療のほうで6件ございます。こういったことも踏まえて、積算というか予算見積りをさせていただいたのですが、今後もし増加となった場合に、そのときにまた補正等で対応させていただければと考えております。

それから、子宮頸がんの関係です。11月に高校1年生の保護者の方に通知をさせていただきまして、情報提供という形で今日現在5件ほど問合せが、電話も含めてございまして、中にはこちらに直接予約票を下さいということで取りにいらした保護者の方もございます。そのときには、もちろん厚労省のパンフレットも改めてお渡ししまして、その中でこのパンフレットに書いてある以上のことは、こちらとしては特にはお伝えしていないのですが、ただ一つは、やはりかかりつけのお医者さんとよく相談していただいて、よくリスクと有効性を相談していただいて、その上で判断をしていただきたいという形ではお話をさせていただいております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、続けて前田子育て支援課長、答弁をお願いいたします。

○前田宗利子育て支援課長 子ども家庭支援センターの今後と来年、令和3年度予算も含めて今後の見通しということですが、一応国のほうの助成金はもう既に始まっていて、嵐山町も手を挙げればもらえるのですが、全額b&gからの助成金ということでもらっていませんが、今多分300万前後が国の事業費として補助の対象として見られていると思いました。子ども家庭支援センターのb&gらんざんにつきましては、b&g財団との話の中で、当然町単独の運営になってもなるべく同じような機能で運営をしてもらいたいということでこの助成金を受けていますので、その辺は今後町の方針もありますけれども、なるべく国の助成金を活用して、なおかつ機能的

には今の機能ができるように形で運営できればというようなことは考えています。ただ、2,000万円いただいていますけれども、この2,000万円でいろんな備品とか、今後使えるようなものについてはそろえさせていただいて、なるべく運営のランニングコストだけで何年かいけるような形で令和3年度予算も見ましたけれども、そういった意味でいろんな備品ですとか、工事ですとか、そういったもろもろのものに対して助成金のあるうちに使わせていただいて、4年目以降についてはランニングコストでなるべくいけるような形でそれを考えております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 子宮頸がんワクチンについてなのですが、ドクターの反応というのは、どのドクターも製薬会社との関係が非常に強いので、積極的なのではないかなと私思う。それで、実際に話をしても被害実態を知らない方のほうが多いので、めったに遭いませんからね、実際に副反応に遭っている方というのは、どういうふうな状況になっているのか。その点についてドクターとの話というのは、町はどういうふうにしているのか伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

前田子育て支援課長、お願いいたします。

○前田宗利子育て支援課長 私のほうから最後のHPV、予防接種についてお答えさせていただきます。

渋谷委員さんがおっしゃるとおり、重篤な副反応が起こる場合もありますし、その子宮頸がんを予防できるメリットもございます。国から来ているのは情報提供ということで、その有効性とリスクと両方が載っているパンフレットが来ています。ですと、情報を知らなかった、HPVの予防接種が定期接種だということを知らなかったということがないように情報提供としてはお送りしたいとは思っています。ただ、その中にはちゃんと受ける、受けないの判断ができるように正しい情報を伝えていきたい。情報というのは生ものですから、どんどんこういうふうないろんな研究もされていて、今はそのHPVのワクチンについても9価という新しいワクチンが出たりしています。ですので、いろんなものがありますので、そういった面で安全性とリスク等をちゃんとしっかり両方伝えるような形でお伝えして判断をしていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 ページ数が117ページの子ども家庭支援センター運営事業の中の12番の委託料の中に前回警備委託料が入っていたのですが、今回入っていないのですけれども、その件についてお伺いします。

次に、124、125ページの予防接種事業ですけれども、こちら600万削減されておりますが、令和2年度はコロナ禍ということもあってインフルエンザの予防接種を受けなかったとかいろいろ、あと子どもさんが受けられなかったことはないと思うのですが、子どもさんの人数が減ってのこの減額なのか確認したいと思います。

2点です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

内田副課長、お願いいたします。

○内田淳也子育て支援課児童福祉担当副課長 それでは、私のほうからは117ページの子ども家庭支援センター運営事業の中で委託料の件で答えさせていただきます。

令和2年度警備費を計上させていただいたのですが、当初警備会社を入れてのセキュリティのシステムを導入する予定だったのですが、それにつきましては費用対効果等を勘案した結果、導入しなかったので、今年度につきましては予算を落とさせていただいているところでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、引き続き根岸副課長、答弁をお願いいたします。

○根岸隆行子育て支援課母子保健担当副課長 それでは、お答えいたします。

予防接種事業の、なぜ減額なのかというご質問でございますが、こちらに関してはご指摘のとおり、子どもの数が減少していることが一つ、それからもう一つは今年度あった風しんの追加的対策事業、こちらのクーポン券の発送が2年間でクーポンの発送を全て終わっておりますので、その作成等の委託の部分が新年度はなくなりますので、その分の減額になっております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 124ページの件は分かりました。

費用対効果で警備は必要ないでしょうということで大丈夫なのでしょう。すぐ民家が道を挟んで反対にもありますし、大丈夫かなと思いますけれども、その辺伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

内田副課長、お願いいたします。

○内田淳也子育て支援課児童福祉担当副課長 場所も学校地内ということで、確かに委員さんおっしゃられるように道挟んで反対側に民家がございます。そういった関係もありますので、警備費のほうは除かせていただきました。

以上となります。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 2点あります。

先ほどから出ていますこども医療費、115ページの18歳拡大分でございます。予算としては350万。これは議会基本条例の1ページにも載っているわけですが、ここに至る佐久間新町長のお考えももちろんおありだったのでしょうけれども、この18歳に拡大をしたという町の考え方です。このところを確認しておきたいのが一つです。

それと、次のページなのですけれども、117ページの先ほどから出ているこの支援センターなのです。これも諸収入が2,000万ということで運営がなされていて、大変ありがたい事業なのだろうなと思っています。その中で、これだけの経費をかけるわけですし、それからこの事業自体がいわゆるそこにお世話になる子どもたちもいるわけです。そういった子どもたちがお世話になる前に当然学校のほうで何らかの反応があって行ったり、いろんなケースがあると思うのですけれども、この令和3年度では、この予算で何人ぐらいを支援していこうと、そして随時子どもがお世話になるわけではなくて、回転もしていくのだと思うのです。元へ戻っていく、元気になっていくということが求められるわけですから、その辺についてこの予算の中でどのように担当課としてはお考えになっているのかお尋ねしたいです。

○松本美子委員長 それでは、答弁を内田副課長、お願いいたします。

○内田淳也子育て支援課児童福祉担当副課長 私のほうからこども医療費の関係で答えさせていただきます。

こども医療費につきましては、基本的な考えといたしまして、子育て世代の経済的負担の軽減というところが根底にございます。その中でも今年度コロナでかなりのご家庭で経済的負担が強いられている部分もございます。それもこの先の見通しが立たない状態でもありますので、少しでも子育て世代の方に給付をして、負担を減らしたいという考えの下に拡大させていただきました。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、前田子育て支援課長、お願いいたします。

○前田宗利子育て支援課長 子ども家庭支援センターの令和3年度というか、今の現状も含めてお答えをさせていただきたいと思います。

今b&g財団のほうとの協議の中では、大体15名ぐらいを目途にということで、定員ですね、お話がありまして、今現在登録している児童数が12名になります。一遍に12名ってなかなか難しくて、要は支援が必要なお子さんだったりしますので、1日に大体5名か6名、コミュニケーション教室ですとか、生活習慣教室ですとか、そういったスキルを身につける教室を開くということで、5、6名のお子さんを曜日を変えて見ているというような現状でございます。学校と連携という部分もありまして、なかなか支援が必要というお子さんについては児童福祉担当としてもありますので、そういった意味で今後も当然そういったお子さんたちをここのセンターでお受けして、通常の中庭の中でちゃんとスキルが身につくようになるようにとか、もしくは学校生活の中でもちゃんとコミュニケーションが取れるようにとか、そういったスキルを身につけるような支援は続けていきたいというふうに思っております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 この子ども家庭支援センターですけれども、佐久間町長の施政方針にもこの支援センターを中核に据えて子どもを支援していくというふうにありました。そんな中で、このコロナが非常によくない、子どもたちにも。私もある程度知っている範囲ですけれども、例えば5年生、6年生ぐらいで活発にやってくる、成長過程の中での、いわゆる子どもの何というのでしょうか、無気力だったり、コロナ疲れだったりいろいろあると思うのです。それはコロナ関係か分からないものですが、そういった子どもたちも非常に増えてきているようなことも見受けられるのです。ですから、それがやっぱりなかなかこういう、ここの支援センターその

ものはあまり皆さん触れないように、そっとというような感じで今まで流れてきていたわけですが、今後はここの支援というのはどうあるべきかという、町もしっかりした基本方針のようなものを持って臨んでいていただかなければならないのだと思うのです。それはやっぱり一人一人の子どもがそれぞれ全部個性が違いうように、そこに行かなくても何とか元気になる子もいるだろうし、どうしてもそこに生活習慣だとか何かが至らず行かなくてはならないケースもあるかもしれません。やっぱりそこに行くまで段階のところをしっかりと判定を、判定と言っては言葉がよくないかもしれませんが、見極めてあげるというようなのが我々大人の責務、責任ではないかなというふうにも思うので、この部分というのは非常にこれから、将来のある子どもたちなのです。その子どもたちがしっかりと基本的に、精神的に立派にやっぱり生きていくということを手助けする支援センターだと私は思っています。ですから、b & gのこの諸収入がもし2,000万でまた継続、その云々は分かりませんが、この事業は大事な事業だということをもう少し町民の皆さんに分かってもらって、そういったようなところの篤志家の思いを集めていくというような面もあっても私はいいのかなと思っていますのでございますが、特に答弁は要りませんが、課長その辺で考えていらっしゃるればお答えいただいて、それで結構でございます。

○松本美子委員長 それでは、前田子育て支援課長、答弁をお願いいたします。

○前田宗利子育て支援課長 青柳委員のおっしゃるように、質問の中に、実はB & G財団さん、日本財団がこのセンターをつくったときに貧困世帯を対象にということで、広報しないというようなことで始まったのですが、実は今年度になって、日本財団のほうから方針等の転換がありました。実はここのセンターについては、そういった支援の必要な家庭だったり、お子さんだったり幅広く支援をしていくと。ですから、貧困とか関係なくやっていくようなセンターなので、ぜひ多くの広報をして、そういった支援をするところですよと、幅広く支援をしているところですよということで広報してくださいというふうに変わってきました。なので、来年度につきましては、そういった方針転換もございますので、機を見て、そういった青柳委員さんからのご指摘にあるような広報活動についてもやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 質疑がないようでございますので、子育て支援課に関する部分の質疑を終結させていただきます。

休憩とさせていただきます。

休 憩 午後 3時45分

再 開 午後 3時47分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、健康いきいき課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑がある方はどうぞ。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 53ページの学生実習委託金、これは前にも載っているわけですが、ちょっと内容を伺いたいと思います。人数も分かりましたら、伺いたいと思います。

それから、122、123ページ、健康づくり事業、去年は40万円ほど減ったのですが、今回は124万円増えるということで内容を変えたのかどうか。昨年減らして今年増やした、その理由を伺いたいと思います。

それと、次の124、125ページのがん検診ですが、これ減らしているわけですね、34万円。その理由を伺いたいと思います。

それから、一番下の新型コロナワクチン接種ですが、どういうふうな形でやっていくのか分からないのですが、テレビを見ていると、いろんな市がシミュレーションしているわけですが、本町ではそういうことはもうしているのか。それから、健康いきいき課、この課だけで対応できるのか、どんな体制でやるのかを伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

近藤健康いきいき課長、お願いいたします。

○近藤久代健康いきいき課長 お答えいたします。

まず、53ページの学生実習ですが、こちらは看護学校が1校、あと保健師の

大学が1校という形になっております。人数につきましてはちょっと手元に今資料がないのですけれども、私の記憶によりますと、保健師のほうは1グループで2名、看護師は同じく1グループで2名と記憶しております。

続きまして、122ページの健康づくり事業の増額の理由なのですけれども、こちらは保健師が1名、産休育児休暇に入っておりますので、産休代替という形で会計年度職員の予算を計上させていただきました。

それから、124ページのがん検診の減額の理由なのですけれども、ここ何年か受診者の数が減ってきておりまして、特に一般会計で計上しているものは国保加入者と後期高齢者の加入者を抜いたものですので、やはりその辺りの若い年代の方が減ってきているという理由もあるのかなということで、全体的に受診者数が減っているの、それに合わせて金額を減らしております。

続きまして、同じページでコロナウイルスの予算についてなのですけれども、シミュレーションにつきましては、比企医師会といろいろな部分で調整中で、できれば合同でシミュレーションが今後やれるといいなということで今検討しているところでございます。また、職員体制につきましては、政策会議を開催させていただきまして、各課の協力を得て今年度も準備をしているところですが、来年度につきましても同じような形でご協力をいただくとともに、会計年度職員を計上させていただいてまいりまして、事務職が2名、それから看護師1名、それと保健師1名の会計年度職員も追加して対応していきたいと考えております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、川口委員、質疑をどうぞ。

○川口浩史委員 53ページの実習生なのですけれども、具体的にどういう形を実習しているのですか。どんな形なのか伺いたいのと、実習生からお金を取っているわけなのですか。これはどこからか来るわけなのですね。このお金の出どころをちょっと知りたいので、伺いたいと思います。

それから、124、125ページのがん検診なのですが、減っているということで、どういう理由か。人口が減っているからこっちも減ってしまうのか分からないのですけれども、今年集団をしなかったわけですね。来年は集団検診をしていくのか。やっぱり集団が、大きな人数が検診を受けることになるわけですので、そこを伺いたいと思います。やはり検診しっかり受けて、病気にならないで働いてもらうということが一番

いいわけですので、伺いたいと思います。

新型コロナワクチンはそうですか、分かりました。大変な状況、いろいろ今日の始まりも町長からお話あったのですけれども、本当に日ごとに変わっているような状況で、その中で対応は大変だと思うのですけれども、よろしくお願ひしたいと思いますが、いいです。

○松本美子委員長 それでは、健康いきいき課長、近藤さんお願ひいたします。

○近藤久代健康いきいき課長 それでは、私からは学生実習についてお答えいたします。

看護学生も保健師の学生も同じなのですけれども、役場のほうに来ていただきまして、健康いきいき課、それから長寿生きがい課、子育て支援課がやっている健診であったり、教室であったりというものに一緒に参加をしていただいております。また、それ以外にも保健師がいる事務室のほうに一緒にいていただいて、どのような相談を受けているかとか、電話対応をしているかというのも併せて勉強していただいているような状況でございます。

私からは以上です。

〔「お金はどうしているの」と言う人あり〕

○近藤久代健康いきいき課長 失礼いたしました。謝金という形で学校から頂いております。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願ひいたします。

内田副課長。

○内田富恵健康いきいき課健康管理担当副課長 それでは、私からがん検診についてお答えいたします。

集団検診につきましては、令和2年度におきまして3密を防げないという理由で中止をさせていただきましたが、令和3年度につきましては、密を避けた体制で行うということで、例年よりも1日ずつ増やした日数を取り、住民検診であれば四日から五日、婦人科検診につきましては3日から4日と、1日ずつ増やし、1日の人数を全体の10人から20人減らした計画により実施をする予定でございます。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 今も質問があったのですが、一応ちょっと確認のためにもう一度私も

質問します。

コロナウイルスの関係の125ページですけれども、政策会議を継続的に実施をしながら、今言ったように任用職員を4名そこに入れさせていただいて、準備万端進めていますというふうな返答だったというふうに思います。人数的にも高齢者が、前に聞いているのが5,200人、一般の方が9,000人と、そういうふうなワクチンが入り次第、シミュレーションもして徐々に進めていくということでございます。今朝の町長の話にもあったように二転三転して、多分これは接種の入手ができないから接種の時期が遅れる可能性がありますと、そういうことだというふうに私は受け取っているのですけれども、ほかには何も問題はないですね。その確認だけしたいなと思ひまして、今しています。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

近藤健康いきいき課長、お願いいたします。

○近藤久代健康いきいき課長 それでは、お答えいたします。

委員さんがおっしゃるとおり、ワクチンの供給がどのくらい、いつ、何人分来るのかというのがまだ示されておりませんので、そういう状況ですと、どこの医療機関で何人接種をしてもらうか。集団接種で何人接種をするかというスケジュールが立てられないというところで、今なかなか計画が進まない。はっきりした状況を住民の皆さんにお知らせができないような状況となっております。

以上です。

○松本美子委員長 ほかにございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 質疑がないようでございますので、健康いきいき課に関する部分の質疑を終結させていただきます。

それでは、暫時休憩をさせていただきますして、15分間ということにさせていただきます。

休 憩 午後 3時59分

再 開 午後 4時13分

○松本美子委員長 それでは、時間が少しまだありますけれども、全員がおそろいでございますので、これより休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、長寿生きがい課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員 3点ほどお伺いしたいと思います。

106、107ページ、高齢者就業促進事業の中のシルバー人材センターの補助金で、1日目の説明の中で浄化槽の入替えをするのだと、50人槽を5人槽に入れ替えるのだということの説明がありました。この浄化槽が経年劣化したために入れ替えるのか、もしくは今のシルバー人材の事務局の職員がそんなに数がいないので、この大きな槽から小さな槽に入れ替えるのか、その辺ところがどうなっているのか教えてください。

同じページの、高齢者外出支援事業、高齢者外出支援タクシー実施委託料780万7,000円。方式が変わったということなのですけれども、詳細を教えてください。

次に、109ページの同じく高齢者運転免許自主返納支援タクシー実施委託料、これも同様な形になったのか。その3点ほど教えていただきたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

萩原長寿生きがい課長。

○萩原政則長寿生きがい課長 お答えします。

まず、1点目のシルバー人材センターの補助金約500万円が増えている理由ということで、委員さんのお話にあったように、50人槽の浄化槽を5人槽に替える工事をシルバーのほうに補助金として渡してお願いするものです。理由でございますが、シルバー人材センターの建物の裏、浄化槽が設置してあるところが町道53号線という町道が走っております。隣接地の開発のときに、この道路について調査を担当課のほうでしたところ、ネットフェンスがかかっていると。よく調べましたら、浄化槽もそこにかかっているということで、今回浄化槽の50人槽を5人槽に場所を変えるのと併せて、ネットフェンス等も道路にかからないように撤去し直すものでございます。

続いて、タクシー券の利用の仕方についてです。まず今現在のタクシー券の利用を先にお話しして、来年度、令和3年度からこうなりますというのを話したいと思います。まず、今現在のタクシー券ですが、対象者が65歳以上の運転免許証を持っていない方が対象でございます。チケットがどういうふうに使えるかという、総額が

1,000円までの場合、半額の500円。半額と言って申し訳ありません。1,000円までの場合、一律500円です。1,000円から2,000円までの料金のときは半額を支給、2,000円を超えた場合は1,000円の支給、限度額が1,000円となっています。これが通常の利用の場合です。次に、家にタクシーを迎えに来てくれた迎車の場合です。1,000円までは同じく500円の補助。1,000円から3,000円まで、先ほどは2,000円まででしたが、3,000円までの間は半額の金額。3,000円を超えた場合は1,500円ということで補助をしておりました。

令和3年4月から要綱の見直しをしまして、もう告示行為も終わっております。4月からはどうなるかと申しますと、令和3年度中にまず何歳になるかというのを見てもらいます。令和3年度中に66歳以上の方が対象となります。66歳から69歳の方につきましては、1か月当たり2枚、最高24枚のチケットが渡されます。70歳から74歳の方、1か月当たり3枚、最高36枚を交付します。75歳以上の方につきましては、1か月当たり4枚、最高48枚のチケットを交付します。1枚当たりのチケットは500円の価値というところで、複数枚、1枚、2枚ではなくて、例えば1,500円の区間に乗った場合、3枚一緒に渡しても結構ということで、複数枚利用可能です。ただし、1,400円の区間に乗って、2枚と400円を払えばいいのですけれども、3枚チケットを払った場合、1,400円のところ1,500円ですけれども、おつりは渡されないというふうになっております。以上が変更点でございます。

そして最後に、自主返納の方はどうだったのかというお話ですけれども、同じく自主返納の方についても1枚当たり500円のチケットとなりました。有効期限が申請をしてから1年間というところは変わりません。枚数も15枚は変わっていませんけれども、同じように1枚当たり500円というふうに変更させていただきました。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員 浄化槽の件は町道53号線にネットフェンスがかかっていたということで、そこと干渉していたところをはっきりと区割りをするために、今回5人槽でそもそも足りるので、ちょうどこの時期にそこを交換しようということなわけですね、はい、分かりました。

高齢者外出支援タクシーの使い方が誰しもが使いやすくなってくるのかなという気がいたします。ただし、今まであった65歳以上だったのが65歳でなくて66歳になった

ということでございます。そして、年代によって枚数が違ってくということです。
この使い方は1日何枚使ってもいいよということは、これを使い切ってしまったら、
その年度はそれ以上の追加はありませんよと、これで終わりですよということなので
しょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

萩原長寿生きがい課長、お願いいたします。

○萩原政則長寿生きがい課長 答えします。

先ほど説明した中でちょっと説明漏れがあったので、追加させていただきます。タ
クシー券、令和3年度は66歳からと申し上げました。将来的に70歳以上にしたいとい
うふうに考えております。要綱の改正では、令和3年度については66歳、令和4年度
については67歳ということで、毎年1歳ずつ年齢を上げていき、最後は70歳以上とす
るものでございます。

チケットがなくなってしまうらどうなのというお話ですけれども、渡しただけで、
その年度で終わりということになっています。早くのうちに終わったからといって、
追加して、また3月まで使ってくださいではなくて、渡されたものを、その方の考え
方で3月までに利用するという形になっています。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員 タクシー券でもう一回だけお尋ねします。

年代別で枚数を分けてきたということは、過去の使い方の実績等を勘案して、年代
によってこのように枚数を分けたのでしょうか、その辺だけお尋ねします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

萩原長寿生きがい課長、お願いいたします。

○萩原政則長寿生きがい課長 答えします。

要綱の改正をするときに要綱をどういうふうに改正しようかということで町長と何
度も協議をしました。利用者、あとタクシー業者が分かりやすい形がまず一番です。
そして、お客様が、利用者が一番利用しやすい形、そして前年と同じくらいの予算に
なるようにというのもその中に考えました。その中で当初65歳以上全員、今と同じで
48枚出したときはどうなるのということでシミュレーションを出すと、現在の予算よ
りはるかに超えてしまったと。町長の考え方としては、以前65歳になる前は75歳以上

の方が対象で渡していたのを、令和元年度から65歳以上に引き下げた、引き上げたというのですか、対象を拡大したのですけれども、60代の方というのはまだ元気でそれほど、中にはタクシー券が必要な方がいらっしゃいますけれども、やはり75歳以上、高齢者になったほうを手厚く補助金を交付しようということで、75歳以上については今と同じ48枚、そして70から74歳の人を36枚。将来的には60代は1年ずつ伸ばしていつて、なくすと。60代については2枚ということで積算をすると、大体前年と同じぐらいになるのではないかなという試算の下、要綱も改正させていただきました。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方はどうぞ。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 同じ107ページの、初めにシルバー人材センターなのですが、浄化槽は分かりました。シルバー人材センター自身の補助金が上がっているのですけれども、これは働く人が増えたということでこの事業費を増やしたのか、ちょっと内容を伺いたと思います。

それから、ただいまの高齢者の外出支援タクシーなののですけれども、券が余って売買というのは別にそれは構わないよということなのか伺いたいのと、あと65歳から70歳未満までを今後は自分でお金出してやってくださいということになるわけですね。その考えを取り入れたというのはどういう経緯からこの考えにしたのか、ちょっと伺いたいと思うのですけれども。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

菅原副課長、お願いいたします。

○菅原広子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、お答えいたします。

107ページのシルバーに関する補助金なののですけれども、こちらにつきましては前年度と比較しますと526万6,000円の増額となっておりますが、ほとんどの500万近くが浄化槽の入替え工事となっておりますので、数万円が増えているわけなののですけれども、そちらにつきましてはシルバーの事務局長の人件費が少しだけ上がりましたので、少し増加している状況です。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁いただきます。

萩原長寿生きがい課長、お願いいたします。

○萩原政則長寿生きがい課長 チケットが余った場合、使わない場合、売買していいのかというお話ですが、売ったり、あげたりすることは禁止です。高齢者の外出支援ですから、もらった方は有効に使っていただきたいと思います。

次に、60代の方にチケットを渡さなくなるという件ですが、75歳以上、高齢になればなるほど外出支援が必要だと思っていますので、年齢が多い人に手厚くチケットを渡すという考えで、60代の方は毎年年齢を上げていって、5年後には70歳以上にしたいというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 高齢者外出の件なのですが、年齢が上がれば上がるほどそうなりますね。ただ、65歳からでも必要な方というのは、私はいると思うのです。むしろ特異な例の場合は、ぜひ対象にしていくべきではないかなと思っているのです。というのは、車の免許を持っているのですが、病気とかがで一時的に、頻繁にというか、病院に通うような場合には自分の車で運転というのは危ないですから、むしろそれはしないほうがいいわけで、それをこのような制度を一時的なもので利用してもらうということのほうが私はいいと思うのです。治ったら、またその券は返してもらうということで、必要な分だけ渡して終わりにするとかでいいと思うのですけれども、そういうふうに必要な方というのが必ずいるはずなのです。その人たちへの対応というのは、切り捨てではあまりにもまずいのではないかと思いますのですけれども、いかがでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

萩原長寿生きがい課長、お願いいたします。

○萩原政則長寿生きがい課長 運転免許証の自主返納を見ますと、100%ではないですが、ほとんどの方が70歳を超え、80歳に近くなって、80歳の声を聞いたぐらいから返す人が多いというふうに考えております。60代の方は全くいないとは言いませんが、持っていない方はもともと持っていなかった方、50代でも必要がなかったということで取っていなかった方というふうに考えていますので、60代の方については、今渡している人はそれをいきなりなくしてしまうというのは問題なので、1年ずつ伸ばしていったという考えになっています。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかにございますか。

長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 今説明していただきましたから、よく分かったのですけれども、ただ以前からこのタクシー事業というのは、中心地の方はよく利用しているけれども、町の中心地から離れれば離れるほど利用者が少ないと。嵐山の場合は南北に長いですから、そういう傾向があるのかな。やっぱり料金が高くなってしまうから、タクシー等をそうそう使えないというふうなことがあったのかなと思います。ただ、今回の場合は持っている枚数は幾らでも使えるのだということですから、1人で乗っても、誰か誘い合って乗っても、それはそういうやり方はできるのかなというふうには思うから、逆にいい部分もあるかもしれませんけれども、離れれば離れるほど困っている人は、それを使い終わってしまったらないわけなので、そこら辺をどのように考えたのかなと思って、今もう一度説明をしていただきたいなと。その基本に、ここをこういう選択をしたというあれをお聞かせしていただきたいのですけれども。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

萩原長寿生きがい課長、お願いいたします。

○萩原政則長寿生きがい課長 お答えします。

駅に近い方が利用が多くて、遠い方というほうが利用が少ないという、まずお話でした。今現在、令和3年の2月現在、令和2年度の利用した人をちょっと今集計を見ましたら、一番申請率、申込みが一番多かったのが志賀でございます。免許を持っている人がそこに何人いるかというのは分かりませんが、住基の人数から申請をした人数を計算しますと、2月末で19%。一番少ないところが古里です。2.9%。多分古里については、嵐山郷さんとかユートピアさんがあるので、その施設の人は住所はありますけれども、申請していないのかなというふうに思いますので、古里はちょっと除きますと、次に少ないのが越畑、これも多分らんざん苑さんになるかなと思うので、その次が根岸、5.26%等となっています。やはりこれを見ていくと、鎌形については8.13%ということで8%。多いところと比べると、志賀は約19%ですから、10%以上違うのかなというふうに思っています。

どうしてそういう差が出てくるのかなというのを、課の中でちょっと話し合ったことがあるのですけれども、調整区域については、土地がたくさんあるので、子ども世帯も隣接して近くに家を建てる方が多いのかな。小さいときから駅に両親だとかおじ

いちゃんとかに学校に行くときも乗せてもらったりしているというのが多いのかなというふうに思われます。その子たちが大きくなって近くに家を建てたときは、やっぱり自分がしてもらっていましたから、おじいちゃんとかに孫とか子どもがおじいちゃん乗っけていくよとかという形でタクシーを使わずに、各家族の人が送迎をしたりしているのが多いのかなというふうに思います。

一番多いのが志賀なのですが、考えられるのが志賀2区だと思います。志賀2区については、ちょうど自分と同級生ぐらいが、開発したときに親が買っている世代で、ちょうど80歳になるぐらいの親世代だと思います。しかしながら、ほとんど自分の同級生と一緒に住んでいなくて、外に出ている方がほとんどです。と考えると、志賀は自分のその土地しかありませんから近くに家を建てるということも無理です。で、やはりタクシー券の利用が必要なのかなというふうに思っています。そんな形で多分駅に近いところと遠いところは申請率が違うのかなというふうに思っています。では、遠い人に48枚ではなくて多くという、ではどこからを境目にするとかというと、逆に言うと少なかった人から問題が出たりということで、やはり同じ数だけ交付するのが一番平等だというふうに考えまして、年齢に応じて同じ枚数というふうに決めさせていただきました。

以上です。

○松本美子委員長 長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 平等の考え方でいけば、一部にはそういう本当に理想的なあれにも見えますけれども、実際住んでいるのは同じ町内であっても中心地から例えば役場から何キロとか、駅から何キロというと、不利の人は当然いるわけです。その家庭の環境がどういうふうになるかというのはちょっと私にも分かりませんが、そういうことも考えたあれにしていただければよかったな。もう少し自分の考えに入ってしまったうまくないのかもしれないけれども、やはりこれを一旦やってみていただいて、使う勝手の人がどういう方がいらっしゃるのか、それをまた見て、直せるところは直してやっていただければというふうに思います。答弁は結構ですから。ありがとうございました。

○松本美子委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 1つの項目で2点だけお聞かせ願いたいのですが、私はちょっ

と無知なので、勉強のためにお聞きしたいのですけれども、シルバー人材センターの補助金、先ほど来からお話のある、これ浄化槽の入替えが入っているから多いということは分かりました。この浄化槽、50人槽を5人槽にするという話なのですけれども、まずシルバー人材センターさんが入っている施設は誰が持っていらっしゃるのですか。それが1点。

それと、その浄化槽入替えというのは、今町が進めている下水道の公有化というか町有化というのですか、その事業には入らないのですね。そこに入らないかどうか。そういう点で2点聞かせていただきたいのですが。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

萩原長寿生きがい課長、お願いいたします。

○萩原政則長寿生きがい課長 シルバーさんの浄化槽については、もともと幼稚園のときに設置しているものですので、設置をしたのは町というふうに考えております。今現在、維持管理のほうはシルバー人材センターが委託を出して、毎月点検や法定点検、清掃等を行っております。町からは、町が推進しています浄化槽のPFI事業というのでしたっけ、のほうには多分委託はできないと思います。シルバー人材センターからはちょっと分かりませんが、シルバーに補助金を渡して、シルバーが実施するほうが、町が工事を発注するより安いというふうに見積りが出ましたので、今回はシルバーさんのほうに補助金として渡す形を取っております。

以上です。

○松本美子委員長 小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 分かりました。今のお話から聞くと、これの項目、予算の項目は高齢者就業促進事業ですね。そのことと、シルバーさんが借りている建物の設備である浄化槽の入替え工事、これは所有者がやるべきなのではないですか。そう思うと、これを高齢者促進事業だというのはいかがなものかなという点がちょっとあったものですから、その辺の見解をちょっと教えていただきたいのですが。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

萩原長寿生きがい課長、お願いいたします。

○萩原政則長寿生きがい課長 目、事業です。事業名は高齢者就業促進事業という形になっていますけれども、その中で負担金補助及び交付金というところでシルバー人材センターの補助金ということで予算を取らせていただいております。

以上です。

○松本美子委員長 小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 分かりました。これ事業をされることは大変結構なことだし、私もこれ賛成です。ただ、私も予算とか決算の勉強をさせていただいている中で、町の所有しているものをシルバー人材さんに多分貸しているのだと思うのです。そういった中で、町の施設の設備の更新をするのに、どうしてそれが高齢者促進なのか、さっきからの質問のあれになってしまうのですけれども、そういう疑念、ちょっとどうなのかなと思ったものですから、それだけなのです。本来は、これシルバーさんで、管理費はやっぱりシルバーさんが払っているのですね、今も。清掃、これは下水道事業のほうではないから、建物附属の浄化槽ですね。ということは、所有者は、あるいは借りている利用者が契約して、業者さんに来ていただいて清掃だとか、いろいろしていただいていると、こういうことになるのかなと思うので、シルバーさんが契約している。というのは、町との契約が貸借の、場所を借りる契約はそうになっているのだったら、私は全然問題ないと思うのです。ただ、その浄化槽を入れ替えるのも借りている人の負担なのだ、これ補助金ですから、考えになってしまうのはちょっと理屈が合わないと思ったものですから。ただ、やること自体は結構なことなのでぜひやっていただきたいのですけれども、こういう考え方の整理というのはぜひしていただきたいなと思います。私はこれ以上は申し訳ありませんが。

○松本美子委員長 よろしいですか。

○小林 智委員 答えは要らない、結構です。

○松本美子委員長 答弁よろしいでしょうか。

ほかに質疑のある方は。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 ページ数を書いていないので何とも言えない。すぐ出てこないのだけれども、高齢者の、ごめんなさい、介護保険の利用料の助成なのですが、一般財源のほかに諸収入が50万円となっているのです。その50万円というのはどう考えても高額医療との関係の返還金が50万円という形しか今のところ見つけれないのだけれども、それはどういう理由でそうになっているのか。一般財源としてそのままいくのではなくて、こういったものをここに入れるというふうな、何かマニュアルみたいなものがあるのですか。何だろうとか思って見ているのですけれども。何ページってすぐ出れ

ないから、さっとページ数が出せないのだけれども。

○松本美子委員長 介護保険の関係を申していますか。

○渋谷登美子委員 諸収入のところで50万円があるのが何か変だなと思って、この諸収入のあれは何になるのだろうと思って見ていたのですけれども。55ページに高額医療合算介護サービス等費介護保険利用料助成金返還金という50万円があるのです。それって本当なら一般財源に入るものなのではないかなと思うのですけれども、それが一般財源のほかにそっちに諸収入というふうな形で、何ページになるのだろ、メモしていないから。介護保険利用料助成金は108ページ、109ページで、そこに諸収入が50万円出ていて、一般財源が461万円ですか。これなぜこういうふうな形になるのかなと。よく分からないのだけれども。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

萩原長寿生きがい課長、お願いいたします。

○萩原政則長寿生きがい課長 答えします。

まず、予算書の108から109ページを御覧ください。一番下から2つ目に（4）、事業名ですが、介護保険利用料助成事業というものがございます。こちらが、ちょっと例を挙げて説明させていただきます。介護保険を使う方については1割負担から3割負担で利用します。ほとんどの方がもう介護をするような人は所得がないので、ほとんどの人が1割負担です。例えば20万円のサービスを受けたと。自分で自己負担は1割ですから2万円を負担します。そして、この特別会計のほうにあるのですけれども、高額介護というものがございます。所得の少ない人は、一月当たり1万5,000円が限度額となっています。今の人の例でありますと2万円払っていますので、1万5,000円から5,000円多く払っていますので、5,000円は高額介護という形で毎月お金が戻ってきます。そして、今言っている108、109ページですが、自分で払った金額が今5,000円補助してもらっていますから、1万5,000円です。所得の少ない方はその15%、1万5,000円の15%なので2,250円、100円未満切捨てで、2,200円が毎月こちらの一般会計から利用した人にお金が行く制度になっているのが108、109ページです。そして、渋谷委員さんが今聞いた54、55ページの、歳入で入ってきている50万円です。利用者が1年間で介護保険とその人の医療保険、例えば国保であったり、後期であったり、その両方を自分が払った金額を一定以上超えると、今度はその割合に応じて介護保険のほうで、高額医療合算サービス費ということで年間で戻ってきます。戻ってくるので

すけれども、その計算には町が補助した、さっきの場合だと2,200円の部分も合わせて二重で補助をされてしまう形になっています。それなので、高額合算を渡すときに、町の2,200円、今さっき言った2,200円分の1年間のものに応じた15%等は二重もらいにならないように、その分を一般会計に戻すというのが54ページ、55ページにあります50万円の歳入になっております。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 それは分かるのだけれども、なぜそれが一般財源になって、諸収入でここに出てくるのかが分からない。そして、ごめんなさい、ついでのですけども、この金額が、利用料の助成が若干ですけども、上がっていますね。それって、令和2年度の実績に合わせてそういうふうな形になっているのか。これごめんなさいね、不足分で、何でだろうと思っていたものだから、伺います。急に言われる。よくよく考えないと、私分からないですね。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

菅原副課長、お願いいたします。

○菅原広子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 お答えいたします。

利用料助成事業の増額につきましては、令和2年度の実績を見まして、大体30人ぐらい増加するのではないかと見まして、増加させていただきました。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 高額医療費の合算の関係が返還されるのと、介護保険の利用料の助成とはまたちょっと違うタイプのものだと思うのです。なぜそれがそこに突然行くようなシステムになっていくのかが分からないのです。そういうふうにするようにという規則みたいなものがあるのですか、マニュアルみたいなのが。なぜだか分からない。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

萩原長寿生きがい課長、お願いいたします。

○萩原政則長寿生きがい課長 介護保険利用料助成事業は、町単独事業でございます。したがって、特別会計でなく一般会計の108、109ページに歳出が載っています。合算については、ここで渡した部分も計算のうちに入って、1年間を通しての合算で渡しますので、その渡した部分も合わせてもらう形になるので、町のほうが渡すときに、もしこの町の単独事業がなかった場合と、あった場合の差額を一般会計のほうに入る

という形にしております。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方はいらっしゃいましたら、どうぞ。

藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 それでは、また1点お聞きします。

107ページの外出支援タクシーの件なのですが、内容は先ほど皆さん質問されて、お聞きしたわけですが、その中でシミュレーションをしたと、65歳以上の人を含めて、同じ状態にしたときにシミュレーションをしたということで、その差額をどのくらいあったのか、その辺をちょっとお聞きします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

萩原長寿生きがい課長、お願いいたします。

○萩原政則長寿生きがい課長 答えします。

令和元年度はもう決算が終わっていて、利用した数が分かっていますので、令和元年度の資料を基に算出させていただきました。まず元年度の状況で、1枚当たり500円で、全員に対象者65歳以上に500円をすると、単純に掛け算になりますけれども、個人の人に幾ら支払ったというのが町のほうでは分かっているのです。おのおのの人の払った金額を合計して、それを500で割った場合、それが限度額の48枚を超えていた場合は48枚として計算をしています。そうすると、利用枚数が実際は1万523枚の利用枚数だったものが、それで計算すると約1万5,000枚になります。その時点で500円を掛けると、既に予算額を超えていました。その後は計算はしておりません。

続いて、1人24枚ずつ、今まで2年度までの状況のものと、3年度以降のもの、両方とも24枚、24枚渡したときはどうなるかなというシミュレーションをしたら820万ということで、もう既に超えておりました。利用勝手がよくなったというのは見ずに、単純に計算した時点で超えております。最終的に落ち着いたのが先ほど説明した形になっています。ただし、昨年度までは受付が3月の末、30日、31日の2日間受付業務を開始しています。今年度については、3月の広報に差し込みで申請用紙を入れて、原則郵送でお願いしますという形で送っています。そして今日、今何枚もう申請が来ているかなと見たところ、既に232人の方が申請をしています。まだ広報が、もうそろそろ回り切るところかなと思うのですが、この後どれだけ前年等と比べて増えるかというのまでは計算はしておりません。あと、同じに使った場合というものを計算しているだけなので、実際に例えば年度末にあとチケットが何枚残っ

ているからというふうに、それをもったいないからどっか行って使ってしまうとか
いうところまで計算に入れていませんので、実際最終的に幾らになるというのがち
よっと読めない状況ですけども、予算を組む時点では前年と同じぐらいで大丈夫だ
ろうということで組ませていただいております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 今回の支給は大きく変わった、それに伴っていろんな問題が出てくる
可能性も当然あるわけですけども、使い勝手がよくなっていくことによって申請人
数が増えていくというのは可能性が有りますね。そういう意味では、増えた場合でも、
今後の方針ですけども、補正を組んで、でもこの仕組みは維持していくというふう
にお考えでしょうか。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

萩原長寿生きがい課長、お願いいたします。

○萩原政則長寿生きがい課長 答えします。

申請をしてチケットをあげてしまいますので、予算がなくなったからここで終わり
ですということではなく、最後まで使えるように、もし足らなくなるようでしたらば、
また補正予算等でお願いしたいと思います。その節はよろしくお願いいたします。

○松本美子委員長 そのほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 質疑がないようですので、長寿生きがい課に関する部分の質疑を終
結させていただきます。

◎散会の宣告

○松本美子委員長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦勞さまでございました。

(午後 4時57分)

予算特別委員会

3月10日（水）午前9時30分開議

議題1 「議案第17号 令和3年度嵐山町一般会計予算議定について」の審査について

○出席委員（１１名）

1 番	小 林	智 委員	2 番	山 田	良 秋 委員
3 番	狹 守	勝 義 委員	4 番	藤 野	和 美 委員
5 番	大 野	敏 行 委員	6 番	畠 山	美 幸 委員
7 番	長 島	邦 夫 委員	8 番	青 柳	賢 治 委員
9 番	川 口	浩 史 委員	1 0 番	渋谷	登美子 委員
1 1 番	松 本	美 子 委員			

○欠席委員（なし）

○委員外議員

森 一 人 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事 務 局 長	菅 原 浩 行
書 記	安 在 洋 子

○説明のための出席者

佐 久 間	孝 光	町 長
高 橋	兼 次	副 町 長
青 木	務	参事兼総務課長
清 水	延 昭	総務課財政契約担当副課長
近 藤	久 代	健康いきいき課長
藤 原	実	環 境 課 長
千 野	政 昭	環境課環境担当副課長
柳 下	和 之	技 監
杉 田	哲 男	農 政 課 長
安 藤	浩 敬	農政課農業振興担当副課長
藤 永	政 昭	企 業 支 援 課 長
中 村	寧	企業支援課商工・観光担当副課長

小 輪 瀬	一 哉	企業支援課企業誘致推進室長
伊 藤	恵 一 郎	まちづくり整備課長
久 保	雄 一	まちづくり整備課道路担当副課長
安 在	知 大	まちづくり整備課都市計画担当副課長
山 下	隆 志	上下水道課 長
今 井	良 樹	上下水道課下水道担当副課長
永 島	宣 幸	教 育 長
村 上	伸 二	教育委員会事務局 長
金 子	美 都	教育委員会事務局教育総務担当次長
加 藤	憲 史	教育委員会事務局新校開校準備室長
溝 上	智 恵 子	教育委員会事務局教育総務担当指導主事
不 破	克 人	教育委員会事務局教育総務担当指導主事
平	博 之	教育委員会事務局学校給食センター所長
田 中	恵 子	教育委員会事務局嵐山幼稚園長
清 水	彩 子	教育委員会事務局生涯学習担当主席主査
植 木	弘	教育委員会事務局交流センター所長
川 上	力	教育委員会事務局交流センター副所長
岡 本	均	教育委員会事務局知識の森嵐山町立図書館長
吉 川	壮 司	教育委員会事務局知識の森嵐山町立図書館 主席主査
杉 田	哲 男	農業委員会事務局 長 農政課長兼務
金 子	政 己	農業委員会事務局次長

◎開議の宣告

○松本美子委員長 それでは、皆さんおはようございます。

ただいまの出席委員は全員であります。よって、予算特別委員会は成立をいたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎諸般の報告

○松本美子委員長 ここで報告をいたします。

本日の委員会次第は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎発言の訂正

○松本美子委員長 ここで、近藤いきいき課長より、3月9日の審査における健康いきいき課に関する部分の川口浩史委員に対する答弁について、訂正の申出がありましたので、これを許可します。

近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

先日の川口委員の質問に対する答弁の一部に誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。

予算書の53ページの学生実習の人数につきまして、看護学生2名1グループ、保健師学生2名1グループと答弁いたしましたが、正しくは看護学生2名1グループ、保健師学生3名2グループ、栄養士学生2名1グループとなります。

ここに、おわびと訂正をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議案第17号の質疑

○松本美子委員長 議案第17号 令和3年度嵐山町一般会計予算議定についての件を議題といたします。

既に長寿生きがい課に関する部分の質疑が終了いたしております。本日は、環境課

及び上下水道課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 初めに、31ページの一番上の粗大ごみの手数料なのですが、金額、件数とも増えるという見込みなのですけれども、どういう見込みからこういう増えるを見たのか伺いたいと思います。

それから、130、131ページ、外来生物駆除対策に要する経費ということで、外来生物対策事業、これに対する金額がもっと増やしていくべきではないかなと思うのです。あちこちでアライグマや、アライグマはよく見るのですけれども、あと浮かばないな、その駆除を、駆除対策するためにどうして増えなかったのか、増やす必要はないということで増やさなかったのか伺いたいと思います。ちなみに、これ去年は減らしているわけなのです。減らしたままの金額でやっていますので、ちょっと伺いたいと思います。

それから、ポイ捨て条例に基づいた対策なのですけれども、若干増えていますけれども、その理由を伺いたいと思います。

それから、その下の第二種の鳥獣個体分析、これが減っているわけなのですけれども、これは分析ですから、駆除とか、対策を目的にしたものではないとはいえ、しっかりとした調査は必要だと思うのです。これ減らしていいのか。どうして減らしてしまったのか、減らして大丈夫なのかを伺いたいと思います。

それから、次の132、133ページの河川水質検査委託料、この件について若干増えているわけですが、増やした内容を伺いたい。まず、そこを伺うか、それちょっと伺いたいと思います。

それから、その下に一部事務組合塵芥処理の費用が増えていますけれども、増えた内容を伺いたいと思います。

それと、158、159ページの都市下水路の関係ですが、費用増えていないので、今回は増えるのではないかなと思っていたのですけれども、川島川の大腸菌調査はこの金額でできるのか伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

藤原環境課長、お願いいたします。

○藤原 実環境課長 それでは、私のほうから6番目の衛生組合の塵芥処理費の上だった理由についてお答えいたします。

こちらのほうは毎年度、前年の実績に対して決められた割合を掛けまして、それで出しているのですけれども、前年度に比べまして、今年度のほうはコロナの影響もあったのかもしれませんが、ごみの搬入量が増えまして、それに基づきまして、それに比例して、塵芥処理費が増加し、それで嵐山町の負担金も増えたという状況がございます。

6番目のお答えは以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、千野副課長、よろしくお願いします。

○千野政昭環境課環境担当副課長 それでは、自分のほうから、まず最初に粗大ごみの処理の手数料に関してお答えさせていただきます。

これに関しましては、令和2年度の個別回収の申請の実績に基づきまして増額をさせていただいたものであります。

それから、外来生物の経費をもっと増やすべきと、そういったお話がありましたけれども、基本的に月曜と金曜日で巡回作業をお願いしておりまして、その中で環境課の分に関しては4時間ということで見させていただいて、月曜日に箱わなを開けて、金曜日に捕れた分を殺処分と、そういった流れでやっているものですから、もっと増やすべきではないかということでありましたけれども、捕獲頭数もほぼ前年並みで推移してまして、200頭前後で推移していますので、継続してこの程度の予算を計上させていただきました。

それから、ポイ捨てに関しまして増額になった理由ということだと思っておりますけれども、令和2年度当初の予算が週1回の巡回の予算ということでありましたけれども、週1回では人員の確保も難しいし、週2回実施したほうがいいということで、年度途中で予備費で増額した経緯があります。3年度に関しましては、年度当初から週2回巡回をすると、そういった形で予算を計上させていただきました。

それから、第二種鳥獣の個体分析調査の関係ですけれども、中身といたしましては、イノシシの個体分析ということで、捕獲頭数の実績に基づきまして、農政課のほうにも確認いたしましたところ、令和2年度につきましては、前年度、令和元年度が33頭

だったということで、30頭分の予算を計上させていただきまして、令和3年度につきましては、今年度、令和2年度の実績に基づきまして、今のところ12頭捕獲があるということで、20頭分の予算を計上させていただきました。

それから、河川水質の増やした内容ですけれども、こちらにつきましては通常というか、これまでは6か所、6地点で、河川に応じた、各河川の環境基準に即した分析を行ってきたわけでありまして、川島川の関係がありまして、川島川の流入点というところで取っていたわけですが、今度はそれに加えて、川島川流入後というところで、市野川の測定地点を1か所増やしたと、そういった中身の予算増になっております。

自分のほうからは以上です。

○松本美子委員長 それでは、山下上下水道課長、答弁お願いいたします。

○山下隆志上下水道課長 それでは、私のほうから159ページになります都市下水路費の関係につきましてお答えをいたします。

委員さん、川島川の水質検査、この予算ではというお話でございましたけれども、この川島川の関係につきましては、計上されております清掃業務委託料180万のこの予算の範囲内で実施をする予定でございます。実際の水質検査に関しましては、先ほど環境課のほうから説明がございましたように、環境課サイドで水質検査は行っております。実際に水質の関係は環境課のほうにお任せをしまして、上下水道課のほうでは、この川島川を含む上流部分の都市下水路も含めて清掃をして、消毒をして、この水質をなるべくよくしていくという作業を行っている状況でございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 31ページの粗大ごみですけれども、そうしますと実績から見て大きく増えるという見方をしているわけですが、そんなに大きく伸びたわけですか、令和2年は。そこを確認したいのと、あと今度変わりますよね、搬入方法が。変わってもごみの出るのは同じだけれども、費用面での変更はないということなのですか。少し上がるのかどうか伺いたいと思います。

それから、131ページの外来生物なのですけれども、やはり駆除を徹底してやっていこうと。アライグマはその対象ですからね。イノシシや、何でしたかあれは、対象ではないですけれども、やっぱりそのために必要な予算は担当課としてはしっかり取

っていくということを求めていくべきだと思うのですけれども、実績とか、月曜日に捕って、金曜日に何だとかって、そんな程度では減らないですよ。これ本当に減らそうということを徹底して考えないと、担当課なのですから。私は、それ必要だと思うのですけれども、ちょっとお考えを伺いたいと思います。

イノシシも、そんなことでいいのかなと。イノシシの被害、私もごみをあさっているとかがかでも聞くのだということをよく実家のほうで聞くのですけれども、きちんとした、少なくとも減額というのはいかなものかなというふうに思います。昨年はそうすると、金額は余ったということでもいいのか。まだ終わっていないのですけれども、余っているということでよろしいのか伺いたいと思います。

河川の水質は分かりました。1か所ね。臭気、騒音、これは現状のままということと言えるのでしょうか、伺いたいと思います。

衛生組合への負担金は、ごみが増えているということで、これは実際に見ているのですか。何トンぐらいあったものが令和2年は何%増とかと、5%とか、10%とかと、そういうのをしっかり見てこの数字を出してきているのか伺いたいと思います。

159ページの都市下水路なのですが、問題は清掃、課長は私の一般質問に清掃だけではなくて、少し流れる角度が緩くなってきたのではないかと、水がそこにたまって菌が増殖するのではないかとということでおっしゃったわけです。その場所について、もう分かっているのか。その対策はしっかりこの予算でできるのか、そこを伺いたいと思うのです。分かっているならば、何もカメラ入れる必要はないのですけれども、分かっていたら、そこをまず調査する必要があるわけですので、ちょっと伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

藤原環境課長、お願いいたします。

○藤原 実環境課長 それでは、衛生組合の塵芥費の件につきましてお答えいたします。

こちらのほうは、衛生組合のほうから届いている資料によりますと、令和2年度に、昨年度に負担金の計算をしたごみの搬入量に対して、今年度負担金を計算した搬入量が約500トン増えております。全体でこれだけ増えていて、それで案分いたしますので、嵐山も増えていて、そういうことでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

千野副課長、お願いいたします。

○千野政昭環境課環境担当副課長 それでは、自分のほうから、まず最初に粗大ごみの処理手数料の関係ですけれども、先ほども答弁させていただきましたとおり、実績に基づいたものということで、予算編成時の実績に基づいて、令和2年度に関しましては、月平均4万5,000円ぐらい出ておりましたので、そういった形で若干低めに抑えて4万円の12か月と、一月当たり4万5,000円というところで平均が出ておりましたので、こういった予算計上をさせていただいております。

それから、外来生物に関して予算が減ったというお話だったのですが、予算が減ったのは消耗品の部分でありまして、消耗品のところで4,000円程度ですか、減っているかと思うのですが、基本的には会計年度任用職員の巡回に関しましては減ってはいない、同額程度になっていますので、駆除を徹底したほうがいいという話なのですが、箱わなの保有数にも限界がありますので、箱わなの保有している範囲内で、アライグマの発生が多く見込まれるところにも率先して箱わなを設置しておりますので、継続してというか駆除を実施していきたいというふうに考えております。今現在、町内で58か所ぐらい箱わなが設置されておりまして、まだ余裕が10基ぐらいはあるかと思うのですが、町独自で、例えばここに設置したらかかりそうとか、そういったところがあれば、また巡回職員と相談して設置をして、捕獲を試みたいというふうに考えております。

それから、環境調査業務の臭気、騒音の委託に関しましては現状のままで、騒音と、あと悪臭の関係のほうを測定させていただく予算となっております。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○千野政昭環境課環境担当副課長 分かりました。

先ほど申し上げましたとおり、個体分析の関係で被害が出ているとは思いますが、実際に捕獲実績が減ったということで、そういった形にさせていただいたわけなのですが、被害については、あと農政課のほうとも連絡、連携しながら確認をしてまいりたいと思いますけれども、そういった形でよろしいでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

山下上下水道課長、お願いいたします。

○山下隆志上下水道課長 それでは、159ページの都市下水路の関係でお答えをさせて

いただきます。

委員さんおっしゃいますように、以前のお答で、管路の途中でたるんでいる部分があって、滞留している部分があって、恐らくそこで増殖をしているというふうなお話をさせていただいたかと思います。令和2年度の事業費の中で、清掃と消毒を兼ねて業務を発注して、既に業務完了しております。その作業の中で、一部でございすけれども、たるんでいる部分が発見されまして、その部分を清掃して、消毒しております。ただ、さらに上流がまだ残っておりますので、この都市下水路、排水路も含めまして、私どものほうで管理している部分がトータル延長で10キロほどございす。延長が多いものでございすから、こちらの残された調査に関しましては、今後計画をつくってやっていく必要があらうかと思ひます。今後は財政当局のほうとも相談をしながらやっていく必要が出てきようかと思ひますけれども、2年度にやった調査の中では、そういう部分は一部発見されて、既に清掃は済んでおります。

以上でございす。

○松本美子委員長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 1点だけです。1点だけご質問いたします。

131ページの空き家等管理事業ですけれども、この金額が3万3,000円計上ですけれども、空き家等の問題、これはずっと問題が継続しているわけですから、その業務内容、その対策がこの予算でできるのかということをお聞きいたします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

千野副課長、お願いいたします。

○千野政昭環境課環境担当副課長 それでは、自分のほうから、空き家の管理事業に関して、その業務内容についてお答えさせていただきます。

この予算でできるのかということでございすけれども、中身的には消耗品費、危険な空き家の緊急対応の消耗品、こちらのほうを購入する予算、それから通信運搬費として、不在者財産管理人を選任する場合となったときの連絡用の郵便切手、こちらのみ予算計上させておると、そういったことでございす。

失礼しました。空き家の対策というか、要は空き家敷地内に雑草が繁茂してしまったりだとか、そういったことに関しましては、基本的には土地の所有者の方に適正管理をお願いするという形でありますけれども、どうしても所有者の方のほうでお願い

できないといった場合にはやむを得ずというか、環境課のほうで直接適正管理を行う、そういったことも実施しております。

以上です。

○松本美子委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 この問題は当然発生してから住民の方から通報があるという形で動いているのが現状かなと思うのですけれども、やはりこれ一定程度巡回をして、様子を町のほうからも積極的に把握していくという姿勢がないと、相当ひどい状態になってからの対処ですので、余計いろんな問題が、それからコストも当然かかってくるということになりますので、少ない人員の中で大変だとは思っているのですけれども、ぜひそういう形のものが今の予算等の中でできるのかということをお聞きいたします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

藤原環境課長、お願いいたします。

○藤原 実環境課長 それでは、お答えいたします。

藤野委員おっしゃるとおり、積極的にこちらから働きかけをして、問題点を抽出して、アプローチをかけなければいけないというのはおっしゃるとおりでございます。昨年度も特に地産団地がやはり多いということで、私どもはリストアップをしまして、二人一組で現地調査を、私も直接行きました。現状特にこれは近隣に影響があるなというものに関しましては、すぐに郵便でその旨通知をして善処するようにはアプローチを行っております。令和3年度も引き続き藤野委員のご指摘のとおり、その辺の活動は続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松本美子委員長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

山田委員、どうぞ。

○山田良秋委員 131ページ、1点のみです。

河川美化清掃事業というのが（9）であります。そのところですが、嵐山町には1級河川、小川のほうから流れてくる槻川、それから、玉川のほうから流れてくる都幾川、その他、市野川とかいろいろあります。川は年々水が汚れてきて、水量も少なくなっています。これは山の手入れが今なかなかされないから、そんなふうになっているなと思います。魚の数も激減しています。昔は嵐山町に川島の堰がある前にアユが上ってきたのです、天然のアユが。それももうなくなっています。それで、

この事業の昨年度の実績ですけれども、ちょっとお尋ねしたいのですけれども。

○松本美子委員長 申し訳ありません。山田委員さん、決算ではないので、予算ですから今後のことというような形で聞いていただくか、どうして、その部分に遡ってお聞きしたいのか、すみませんが、もう一度質疑していただければありがたいのですが。

○山田良秋委員 ちょっと、もう一回お願いします。

○松本美子委員長 ただいまの質疑に対しまして、どのような形で前年度はというような質疑だったと思うのですけれども、それだと決算という形になります。ですから、今現在は予算をやっておりますので、予算審議ですから、新年度になったら、どんなふうな形でやりますでしょうかというか、そんなような形で聞いていただければ、答弁があると思います。お願いします。

○山田良秋委員 分かりました。今年の予定ですね、それを伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

千野副課長、お願いいたします。

○千野政昭環境課環境担当副課長 では、私のほうから、河川美化清掃事業の中身ですけれども、これが例年行っていますウグイの放流、今年度につきましてはコロナの関係で実施できなかったわけですが、来年度につきましては、また幼稚園、保育園の園児さんと一緒にウグイの放流を実施したいというふうに考えております。それが河川美化清掃につながるという形で予算計上させていただいております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、引き続き山田委員、どうぞ。

○山田良秋委員 予定として、何キロぐらい、どの辺に放流するのですか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

千野副課長、お願いいたします。

○千野政昭環境課環境担当副課長 量といたしましては30キロを予定しておりまして、場所といたしましては、パーベキュー場のところで放流と、大体予定をしております。

以上です。

○松本美子委員長 はい。

○山田良秋委員 分かりました。子どもの方も参加させる予定だということですね。分かりました。

以上です。

○松本美子委員長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 私も1点だけです。130、131ページの地域猫活動推進事業でございます。

こちら県支出金が40万円入っておりますが、毎回毎回課のほうで補助金を見つけてきてくださって、活動させていただいているところでございますけれども、この県支出金は3年間ということでお伺いしておりますので、今年度で終わってしまうのか、いつから始まったのかなと思ったのですけれども、今年度で終わってしまうのか、確認したいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

千野副課長、お願いいたします。

○千野政昭環境課環境担当副課長 自分のほうから、地域猫活動につきまして、その補助金の内容をご答弁させていただきます。

基本的にというか、地域猫の補助金、県の補助金、最初地域猫推進事業の補助金が28年度から3か年ということで始まって、それが28、29、30と。それから、飼い主のいない猫の不妊去勢手術の補助、これがその翌年から始まりましたので、31年度から3か年ということで、31、32、令和3年度までという形で予定しておるところでございます。

以上です。

○松本美子委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 そういうことは、10万は町のほうのその他の財源で入れていただいているのですけれども、これで来年度で終わってしまっ、その後やっぱり資金がないと大変だなと思うところなののですけれども、何か今後の資金を見つけていただく予定はありますでしょうか。また、実績に基づいて、予算これで足りているのかお伺いしたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

千野副課長、お願いいたします。

○千野政昭環境課環境担当副課長 それでは、令和3年度で終わってしまうということなので、ひとまずというか、県の生活衛生課のほうと確認をしてみたいと思うのですけれども、県の補助金と合わせて、動物基金の無料不妊手術チケットというのも活用

しながらやっておりますので、そうですね、手術、予算的には1匹当たり5,000円の補助なので、80匹分あるわけなのですが、そこまでは実施頭数がありませんので、予算には余裕があるかと思います。ですから、新たな補助金なりがあるかどうか、その辺については確認していきたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 132、133ページになるのですが、ごみ資源収集運搬委託料が8,465万9,000円かな、違ったかな、これなのですけれども、来年度、令和4年度から委託先が変わるので、焼却場が変わるので、当然ごみ収集運搬に関わるものも変わってきて、分別も変わるということでしたね。そうすると、それに関わる、今嵐山町は2社の事業者がごみ収集運搬しているわけなのですけれども、これについての分別の話し合いとか、住民への周知と、それから収集運搬に関する経費も令和4年度から変わってくると思うのですけれども、それについての協議というのはどのような形で進められていくのか伺いたいと思います。今年度です。

それともう一つ、これ言ってもしょうがないかなと思いながら、128ページ、129ページの環境審議会は科目設定なのです。130、131ページのストップ温暖化に関しては4万2,400円か、4万2,000円で約1回分ぐらいの計上かなと思うのですけれども、これ経費が当初で出なかったということもあるのだろうと思うのですが、環境問題に関しての住民との説明会があまりないとか、これはどういう理由からなのか。単に科目設定するしか余裕がなかったということなら、それでいいのですけれども、その3点伺います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

藤原環境課長、お願いいたします。

○藤原 実環境課長 それでは、ごみ収集運搬事業の住民の周知についてお答えいたします。

この前全協でご報告をさせていただきました。今後正式にオリックスと渋谷委員さんご指摘の分別とか、あとは各構成町村の収集運搬業者が今度寄居まで持っていくことになりますので、その辺の調整とか、それを予定ですと、今年の4月から1年間かけてその辺を事業者と一緒に調整をさせていただいて、それで併せて住民の周知もそ

の間十分に行っていくという説明を受けております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、続けて千野副課長、答弁お願いいたします。

○千野政昭環境課環境担当副課長 自分のほうから、環境審議会の関係とストップ温暖化の委員会の関係で答弁させていただきます。

まず、環境審議会につきましては、科目設定という形になっているわけなのですが、審議会の中で、環境基本計画に関することが審議されるということでありまして、環境基本計画自体、令和5年度までのものになっていまして、そうした中でも社会情勢の変化を踏まえて、必要に応じて計画を見直すという形になっていますので、その環境指標の見直し等は検討する必要があるかなというふうには考えております。

それから、ストップ温暖化の委員会に関しましては、令和元年度に1回会議を実施いたしまして、2年に1度町長に報告するという形になっていますので、令和3年度にも1回開催する予定の予算計上をさせていただいております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 ごみ収集運搬に関しては、嵐山町が委託するわけなのだけれども、その事業者は嵐山町の業者というよりも衛生組合の管内で全部どうするかということ話を話合って、それからやっていくということで、それに関しては、この収集運搬委託料の中に話合いに参加するとか、協議をするような、また寄居まで行くことに関しての経費まで含まれているということで考えていいのですか。

環境審議会に関して、ごめんなさい、よく分からなかったのだけれども、この事態なので、科目設定だけしておいて、いつか、もしかしたらやるかもしれないということなの。私、かなり深刻な問題になってきているので、ストップ温暖化も環境審議会も町のほうで政策ができなかったら、普通審査、審議委託しない、答申とか、そういったものは求めないので、そういった状況では、環境課の状況がないということなのか、状況として伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

千野副課長、お願いいたします。

○千野政昭環境課環境担当副課長 自分のほうから、ごみ資源収集運搬の関係でお答えさせていただきます。

オリックスのほうに民間委託になるということなのですから、寄居町のほうへの収集運搬、運ぶという予算取りはまだなされておられません。

それから、環境審議会につきまして、そうですね……

○松本美子委員長 それでは、答弁をすみません、藤原環境課長、お願いいたします。

○藤原 実環境課長 それでは、環境審議会の、今後なぜ予算化していないかということにつきましては、こちらのほうは副課長からもありましたように、ストップ温暖化の実施計画のそれぞれのまとめた作業に対して委員会にかけるということで、ストップ温暖化推進委員会のほうは組ませていただいていますけれども、環境審議会のほうは、今のところ緊急的にかけるといえるものはございませんし、予定もございませんので、もしそういう必要がございましたら、緊急的な場合は予備費対応とか、そういうのになると思いますけれども、事前に分かることに対しては、またこちらからご提案をして、予算化をさせていただければと思います。

それと、ごみ収集の予算化、予算の見積りは、現状の今までどおり見積りをご提示させてもらっているのですけれども、そちらの今度の民間委託の関係の調整に関しては、今のところ衛生組合のほうから負担金とか、そういった提示、こういうことに経費がかかるという、そういう申出というか、そういうのは示されておられませんので、令和3年当初予算積算当時はそういうものも提示されておらなかったもので、今回は例年どおりの予算の見積りと、そういう形で組ませていただいております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、ほかに質疑のある方はどうぞ。

長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 158、159ページに載っています自然緑地の管理活用事業なのですが、主に小千代山の関係なのかなというふうに思ったのですが、確認でほかにもあるのかどうか。そして、その中に除草の委託が出ておりますが、これは間伐等は入っていないの。本当に下草刈りみたいなものだけなのか。それと、面積はどのくらいをこの除草委託にはしているのかどうか。それが全体のどのくらい、毎年全部できるというわけではないでしょうから、今年の割合は大体どのくらいを目指しているのか、お聞きをしたいと思います。

それと、下にモウモウ少年団の補助金入っていますが、ほかには自然緑地でボランティア団体が活動しているということはないのでしょうか。

それと、次のページに行きまして、このトラスト地の管理事業なのですけれども、やっぱりここにも除草委託が載っております。ここは、ほとんど除草委託かななんて思ったりなんかするのですけれども、町有地のトラストの管理をするということですが、全部をあれですか、面積は大体どのくらい、これも割合的に毎年できるわけではないでしょうから、割合等を教えていただきたいと思いますのですが、その2つだけです。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

千野副課長、お願いいたします。

○千野政昭環境課環境担当副課長 自分のほうから、まずは自然緑地管理活用事業の関係でご説明させていただきます。

まず、除草委託の内容ですけれども、將軍澤の里山の除草です。こちらが下草刈りのほうが、毎年実施分が7,254平米、3年度実施分が3,073平米という形になっています。それから、蝶の里公園の除草委託ですけれども、下草刈りが1万4,391平米、それから伐採更新が9本、それから枯損木処理が3本といった中身になっています。

続きまして、大平山山頂公園の除草ですけれども、こちらにつきましては下草刈りのみで、1万1,750平米。

〔「これは自然緑地の……」と言う人あり〕

○千野政昭環境課環境担当副課長 はい。

〔「これは自然緑地のほうのことですね。次のページではないですね」言う人あり〕

○松本美子委員長 申し訳ないですけれども、2回目でしたら、手を挙げていただいて、すみませんが、質疑していただきたいと思います。

〔「はい。質疑ではないです。確認だけでした。」

はい、どうぞ」言う人あり〕

○千野政昭環境課環境担当副課長 千手堂小千代山の緑地の除草につきましては、下草刈りが1,500平米、それから伐採更新が28本といった中身になっています。

それから、自然保護団体がモウモウさんのほかにという話ですけれども、そのほかに挙げるとしたら、自然の会・オオムラサキですとか、そういったところでも保全活動を実施いただいております。

それから、トラストのほうですけれども、トラストのほうにつきましては、下草刈りのほうが、町有地分が1万2,000平米、それから、武蔵嵐山公園というふうと呼ん

でいるのですけれども、そちらのほうにさらに1,000平米、それから枯損木処理が7本といった形で予算計上しております。

以上です。

○松本美子委員長 長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 では、最初に自然緑地のほうから話行きますけれども、細かく教えていただいたのですが、小千代山のほかに將軍澤の町有林、あと蝶の里公園の除草等入っているということですが、ここで、まず1つ聞きたいのは、將軍澤の下草刈り等は林業研究会やっていたかなと思うのですけれども、その団体は何か解散をしたということでございますから、もうそこには、いわゆる委託業者さんが入ってやるということだけになってしまうのだ。ボランティアはなくなったわけですね。それと、あとはそんなに大きな間伐があるわけではなく、ところどころ間伐をしていると、そんな数字に今聞きました。ですから、今質問したボランティア団体の関係の林業研究会等の話をちょっと聞かせていただきたいと。將軍澤についてはやっていたということでございますから。

それで、將軍澤については地元の人たちが草刈りもやっているかなというふうに思うのですけれども、これは自然緑地の中ではないですか。その2つだけ確認させてください。

それと、トラスト地の関係ですけれども、こちらについての面積等も分かりましたので、結構です。全体の今年のこの面積聞きましたですが、トラストの中のことに限れば、全部が対象になっているのかどうか、お聞かせいただけますか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

千野副課長、お願いいたします。

○千野政昭環境課環境担当副課長 自分のほうから、まず將軍澤の自然緑地という話だったのですけれども、將軍澤の里山という観点で、こちら林業研究会ではなくて、將軍澤区、区のほうの方に下草刈り等を実施していただいております。

トラスト3号地の関係ですけれども、あくまでも町有地分のみ実施していますので、全体というところではありません。全体の面積ということでよろしいですか。

〔「再質問で」と言う人あり〕

○松本美子委員長 再質問ですけれども、長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 さっきは口を挟んでしまってすみません。町で持っているトラストの

面積は答えますよね。だから、その全部をやるのですか、それとも今年度の予算の部分はこの部分だけ、大体何割、場所ではなくて、何割ぐらいをやるのか、それを割合で結構ですよ。面積ではなくて、どのくらいの部分をやるのか教えていただければ。後行ったときに目安で分かりますので。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

千野副課長、お願いいたします。

○千野政昭環境課環境担当副課長 トラスト3号地、町有地の面積が3万8,249平米ありまして、その中で1万3,000平米という形になっています。

以上です。

○松本美子委員長 ほかに質疑のある方はありませんか。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 質疑がないようでございますので、環境課及び上下水道課につきましての質疑を終結とさせていただきます。

ここで休憩いたします。

休 憩 午前10時25分

再 開 午前10時41分

○松本美子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

委員の皆様申し上げます。質疑と質問の違いにつきましては、しっかりと確認をしながら質疑でございますので、単刀直入に執行側に聞いていただければというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

続いて、農政課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をよろしくお願いいたしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 今年度の予算の中で、有機農業に対しての施策はどこに反映されているのか伺います。

○松本美子委員長 1点でよろしいでしょうか。

○渋谷登美子委員 はい。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

杉田農政課長、お願いいたします。

○杉田哲男農政課長 私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

有機農業に関する支援策といたしまして、歳入につきましてが41ページの環境保全型農業直接支払事業補助金ということで、こちらにつきましては堆肥の施肥費であったり、緑肥等で農薬等、化学肥料を使わないで実施する農業につきまして、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1という形で支出をさせていただいているものでございます。歳出につきまして、139ページのところでございます農業者支援事業の環境保全型農業直接支払事業補助金ということで、58万円のほうを予定をさせていただいております。昨年の実績でございますけれども、町内、町外で3団体の申請のほうがございました。

以上でございます。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 これに関しては、補助申請があったら、その額で全額というふうな形、有機農業の団体からの全額という形で出せているということでしょうか。これは、令和2年度に続いて同じような算出でよいのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

安藤副課長、お願いいたします。

○安藤浩敬農政課農業振興担当副課長 それでは、私よりお答えさせていただきます。

まず、6月末に申請書というので、締切りで、計画ということで頂きます。その後、当然農作物ですから、栽培が入りますので、栽培が終わって、12月、1月に実績値というのを頂戴します。そのときに多いのが農薬を使ってしまったと、当然そういうのがいろいろありますので、そうなってしまうと、当初の計画から抜いていって、最終的に当初の計画どおりできた農作物について補助をすると、そういうような形になりますので、途中でどうしてもということで申請から外れていくというものはございます。それで、2月に最終的に取りまとめて、本当の今時期です、3月になって金額をお支払いすると、そういう形で1年回っていくものでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 そうしますと、有機農業の環境保全型直接支払事業の補助金という

のは大体有機農業の、これほとんど野菜になると思うのですが、大体嵐山町のどのぐらいを予定しているというふうに、総量のどのぐらいを予定しているってお考えなのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

安藤副課長、どうぞお願いいたします。

○安藤浩敬農政課農業振興担当副課長 私よりお答えさせていただきます。

現在有機農業でこちらの申請を頂戴しているのが2団体ございます。1団体は、水稻、お米と大豆をやっております。遠山ではお米と大豆で、1,000平米当たり1万2,000円の補助になります。もう一団体に関しましては、農作物が野菜類及び果樹とか、あと穀物とか、そういう形で幅広くやっている団体でございまして、そちらも同じように1,000平米当たり1万2,000円という形になります。現実にも見て、補助の額としてはやっぱり水稻が効率がいいという、水稻は面積たくさんやりますので、野菜ですと1アール100平米とかというのでもなかなか大変ですので、水稻ですと、黙って1,000、2,000という田んぼ1枚でやりますので、今は水稻をやられている方がかなり金額は、かなりの補助のほうを交付しております。ですから、野菜ですと、面積がそれほどいきませんので、なかなか苦しいのかなというのが思っています。町として今有機農業がどのくらいやっているかというのは、正直把握をしてございません。いろいろ直売所に出されている方とか、お名前は存じ上げているのですが、誰がどのくらい作っているかというものまでは把握をしておりませんので、もしこの環境保全型農業をやるよとなると、ある程度把握ができるのですが、今のままですと把握をしておりませんので、そのようなお答えになってしまいます。申し訳ありません。

○松本美子委員長 それでは、答弁を続けてお願いをいたします。

杉田農政課長、お願いいたします。

○杉田哲男農政課長 私のほうから補足をさせていただきたいと思います。

来年度予算でいたしますと、今副課長のほうがお話をさせていただきましたけれども、水稻、こちらで5万平米、これにつきましては1反、10アール当たり4,400円というふうな基準単価でございます。続きまして、有機農業です。そちらにつきましてが2万平米、これは1反当たり、10アール当たり1万2,000円の試算。続きまして、これはまた野菜でございますけれども、農産物直売所のほうで予定をしてございますけれども、約1万平米1万2,000円で、増額の10アール当たりが1万2,000円の補助単

価ということで予定をさせていただいてございます。合わせて58万円という試算でございます。

○松本美子委員長 ほかにございますでしょうか。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 ページが142、143の1目林業振興費の林業振興事業でございますが、こちらが、去年は森林環境譲与税を活用して800万円を使って伐採委託料ということで、800万ついていたわけなのですが、今回それがなくなりまして、風倒被害予防委託料になっております。これおととの台風の影響で去年は予算が多かった。今回は普通の通常に戻ったということでよろしいのか、確認したいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

杉田農政課長、お願いいたします。

○杉田哲男農政課長 林業振興費のほうで、令和2年度につきましては埼玉県自動車税の財源の見返りということで、里山・平地林事業実施をさせていただきました。約800万程度ということでさせていただきましたけれども、この事業、28年から町で実施をしまいいりまして、おおむね公共的な地域についての手入れのほうが終了したということで、今年度につきましては計上していないということでございます。森林環境譲与税のほうにつきましては、特に今年度まちづくり整備課のほうで遠山道のほうの倒木等の伐採、こちらを100万円程度予定させていただいてございますけれども、森林環境譲与税につきましては、そういった使途で使ってございます。

以上です。

○松本美子委員長 ほかにありますでしょうか。

長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 今私も質問しようかなと思っていたのですが、林業振興事業、まず最初に2点あるのですが、その理由は大方分かっていました。施政方針等に書かれていましたので、そういうふうなことなのかな。ただ、一つの理由として、公のものについては、林地についてはそれでいいかなというふうに思うのですが、民間の場合はなかなか手がつけられないというか、この平地林事業を使っても一度やっていただいたら、継続的にその山の管理をなさないと。だけれども、それもやっていただいたけれども、それもできない方がいらっしゃるわけです。そういうふうな理由があるから、この平地林事業、民間には駄目なのかな。終わってしまったのかな。もう

途中から、最初の頃だけですよね、民間が利用できたのが。その後みんな公的なところだけだと。まして、これが終わったというふうなことになる、この後こういう、この事業ももちろん100万円しかもうないですから、林業のあれはできないかなと思うのですけれども、今年度の予算の中にもほかには、そういうふうな対策というのはなされていないですよ。そこら辺をちょっと、もし終わるのであれば、ほかのことは考えられるのかどうかお聞きをしたいと思います。

それと、あと1点、その前のページなのですが、これはもう多面的機能支援事業なのですが、これはどんな事業だかもう十分分かっている、内容的なことではなくて、変わらず県のお金等もついています。ですけれども、この嵐山町全体を見渡して、いろんな方が申請しているかなと思うのですが、どういうところに使われているのが一番多いのですか。いろんな用途があると思う。堀さらいもあるでしょうし、草刈りもあるでしょうし、いろんなところがあるのですけれども、项目的にどんなものが多いのか、それを把握していないものですから、教えてください。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

杉田農政課長、お願いいたします。

○杉田哲男農政課長 まず、1点目の森林の事業のほうにつきましてお答えさせていただきます。

里山・平地林事業、長島委員おっしゃるとおり、実施をして5年間、協定に基づいて維持管理をしていただくと。そういった部分もやはり希望する方といいますか、公的に伐採をするエリアがやはり人目につくようなエリアをということでの県の指導がございますので、そういった視点から場所のほうの選定をさせていただいている状況でございました。そこのエリアを5年間やるということがやはり所有者の方もちょっと重荷になっていた部分というのも拭い切れないというふうに感じております。この事業につきましては、県が独自でやっている事業でございますので、国の施策といたしますと、森林環境譲与税等々、これから森林環境税も町のほうの歳入といたしまして入ってくるわけでございますけれども、こういった財源を活用しながら、今後町として森林施策をどういうふうにしていくかということにつきましては、これから検討させていただきたいというふうに考えてございます。ただ、町でも林業に関する団体、林業研究会ございましたけれども、高齢化等々、また林家が少ないという部分もありまして、解散というふうな方向になってしまいました。そういったところも鑑みなが

らこれから検討させていただければというふうに考えてございます。

2点目の多面的機能支払交付金でございます。こちらにつきましては、北部地域と南部地域において、町内で約10団体が土地改良区、土地改良組合を中心とした組織として、その地域の農家の方々を巻き込んだ形での活動を実施させていただいてございます。道普請であったり、水路の簡単な堀さらいであったり、また大きなところにつきましては、農道の路肩の除草作業等々も実施をしてございます。北部地域につきましては、やはり用水の要となりますため池であったり、堰であったり、そういったものの簡単な維持管理、そういった費用を捻出するということで事業実施をさせていただいてございます。当然土地改良区、土地改良組合の役員のみならず、地域の農業者の方々のご協力をいただきながらこの事業を実施していくということを、今後も行政のほうといたしまして力を入れて進めさせていただければなというふうに考えてございます。

以上です。

○松本美子委員長 長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 林業のほうにつきましては、結構です。

多面的機能のほうの話なのですが、全体的内容はそれで私も分かっているつもりなので、ですけれども、どういう部分が、各団体に支払いもしていくわけでしょうから、その団体の申請の中でどういう部分が多いのか、北部についてはため池の関係が多い、それと南部のほうは堀さらいだとか、草の除草の関係だとか、おっしゃいましたですけれども、どの部分が金額的な中でウエートが多いのか、そこだけ教えてくださいいただけますか。

○松本美子委員長 それでは、答弁いただきます。

杉田農政課長、お願いいたします。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきたいと思います。

使途といたしましては、南部地域、北部地域に合わせましても、やはり基幹排水路のしゅんせつ、泥さらいですね、そういったものがかなりのウエートを占めている状況でございます。やはり農家の方々ができる作業と専門の土木業者のほうにお願いをして実施をしなくてはならない事業ありますので、そういったものについては、やむを得ず外部委託のほうをさせていただいておりますけれども、そういった費用はやはり基幹水路の堀さらい、どぶさらいというか、土をしゅんせつする作業、そこが比較的

多いように見受けられます。また、北部地域につきましては、ため池の中に倒木のおそれのある木がございますので、そういったものの伐採作業、これもやはり専門家の方をお願いをしなくてはできませんので、そういう費用が北部地域とするとウエートを占めているというふうに担当としては感じてございます。

以上です。

○松本美子委員長 長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 繰り返しの部分もありますけれども、全般的に農作業等がやりやすいように、または施設を元に戻すような感じの事業だというようなことでいろんな使い方があるのだというのが分かりました。そういう中においても重機等をお願いする場合は、自分の組合の中で持っている方が持って行って、割合と安くやる場合もあるでしょうし、そういうふうな金額のつけ方というのは、見方については内容は分かっているけれども、なかなか難しいと。見方とするのは難しいというふうに取りましたので、後でまた質問するときがあるかもしれませんが、今日はこれで結構です。ありがとうございました。

○松本美子委員長 そのほかに質疑の方はどうぞ。

藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私は138、139ページのところでございます。

第1点目は、地産地消事業がここで15万計上されているわけでございますけれども、具体的にはどういうふうな形をやるのかということをまずお聞きします。

それから、2点目は、農業者支援事業が437万9,000円減額されておりますけれども、この理由についてお聞きします。

3点目は、嵐丸塾の運営事業も、これが前年に対して38万9,000円減額になっております。この理由をお聞きします。では、よろしくお願いいたします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

安藤副課長、お願いいたします。

○安藤浩敬農政課農業振興担当副課長 私より、まず地産地消事業についてお答えさせていただきます。

地産地消事業につきましては、地元の農産物の販路拡大、農家業者の皆さんの所得向上に資するためという形であまり限定的にせずに予算の計上をしております。今現在かなり使わせていただいておりますのが小麦の農林61号を使った協賛店を増やす

ための試作品、試作用の小麦を提供したりとか、また新商品を開発したときにちょっとしたお手伝い、また当店では嵐山町産の小麦を使っておりますという形でポスターを使ったり、タペストリーを使ったりという形で側面からの支援というふうな形で取っております。また、その他特別決めておりませんので、お米のちょっとしたチラシを作りたいので、町のほうで少しお手伝いしていただけないでしょうか。今ネット印刷ですと1枚2円とかでできます。2円、3円でできる時代ですので、では、ネット印刷のほうをお手伝いしますということで、こちらに関しましてはもう限られた中で知恵を絞って、こちらでお手伝いをしていくというような形になります。もう小麦につきましては、地方創生事業が令和元年で終わりました、小額のほうでやっておりますので、その中で地元の消費拡大で、ありとあらゆるもののお手伝いと、そのような形でご理解いただきたいと思います。

続きまして、嵐丸塾についてお答えをさせていただきます。嵐丸塾につきましては、昨年と減額になっているということでご指摘をいただきました。実際は増額になっておりまして、実は嵐丸塾は、嵐丸塾を創設したときに5年間のリースで、トラクター、ハウレンソウの播種機、あと保冷库ですね、コンテナ、こちらのほうをリースでお借りしております。こちらがリース料が年間72万円です。6万円掛ける12月です。こちらのほうをずっと計上しておりました。昨年コロナの臨時交付金を活用させていただきました192万円だったのですが、その3つの設備の残額を買い取ってしまいましたので、72万円がそういう形でなくなりました。もう嵐丸塾で完全に使えるという形に所有権が移っております。

実際研修生につきましては、現在女性の研修生がお一人おります。4月1日付で2名もう研修生が決まっております。1名が20代の女性ということで、千葉県から家族総出で移住ということで、20代の独身の女性でいらっしゃるということで、家族で応援したいということで、1人で行かせるのはということで、家族で、4人家族で行きますということで、お一人、それもまた空き家でして、空き家を購入して、農業用空き家を購入して、もう今お仕事を辞めて嵐山町に来るという形で準備が整っております。

もう一名の方は、新しいバージョンなのですが、農家指定といいまして、嵐丸塾はもともと農家生まれの方は駄目でした。事業が始まったときは、農家ではない人の新規就農者を促進するために農家生まれではない人、例えば私ですね、私は入れなかったのです。それがこういう時代になって、農家生まれの人ほど大切にしないで駄目

ではないかという形でかなり強く出まして、県のほうも方針転換をして、農家で生まれた方でも結構ですと。トラクターがあったり、農地があったり、有利だけれども、それでも大丈夫ですということで、2年前から農家以外を受け入れていいという形になりました。今回は嵐山町の30代の男性がお仕事をやられて、今辞めて農家なのですが、お父さん、お母さんもお勤めをされていて、農業をあまりよく分からないということで、嵐丸塾に入って、今度ハウレンソウだけでありません。露地野菜一般ということで嵐丸塾の4月1日付で入って、何とか支援をしていくということで、4月1日では3人体制になりますので、そういう意味で実質増額というような形で考えております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

杉田農政課長、お願いいたします。

○杉田哲男農政課長 私のほうから、2点目の農業者支援事業の減額につきまして、お答えさせていただきたいと思います。

こちらにつきましては、令和元年、2年の債務負担事業で、嵐山の農業振興地域の整備計画の見直し、全体見直しの事業のほうを実施してございました。こちらのほうが令和2年度予算で643万円ということでございましたので、こちらの金額のほうが減額と、主な原因となつてございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、ほかに質疑のある方はどうぞ。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 139ページの今の農業者支援事業の中の千年の苑の指定管理委託料なのですが、こちらは農政で、DMOの指定管理は企業支援と、ちょっとこれどっちかに合わせたほうがやりやすいのではないかな。今は高橋副町長が両方とも理事長でいいでしょうけれども、行く行くそんなに長くやるわけではないと思いますので、分かれた場合にいかがなものかなと思ひまして、不都合はないのかなと思いますので、ちょっと伺いたいと思います。

それから、その下の有害鳥獣なのですけども、若干増えているのですけれども、少し機材とか体制とかが拡充されたのか伺いたいと思います。

それから、次の141ページの先ほどの沼の件なのですが、各沼のため池の調査をも

うどのぐらいやっているだろうね。5、6年、6、7年なのですか。大きく減額されているので、大体調査が終わってきているということでこの減額になってきているのですか。いやいやまだあるのだよということであればあるのか、ちょっと伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

安藤副課長、お願いいたします。

○安藤浩敬農政課農業振興担当副課長 それでは、私より有害鳥獣事業につきまして、捕獲事業についてご説明させていただきます。

川口委員、増額という形でお話をいただきました。こちらは昨年コミュニケーション不足で、少し減額をしてしまったのです。これでできるからという形で減額をしてしまったのですが、やはり中身を見ると減額をするどころではありませんので、今年は元に戻させていただきますという形で増額をさせていただきました。設備につきましては、豚コレラ等もありまして、埼玉県のほうが力を入れておりまして、県の事業を活用しまして、くくりわな、今年間捕獲ができるようになっていきますので、くくりわなを53基ほど、こちら無償貸与ということで、埼玉県から嵐山町どれだけ欲しいですか、頂ける分だけ下さいと言ったら、53基頂戴できまして、53基で猟友会の皆さん、また猟友会には加入していないのですが、ご協力をいただいている皆さんにお渡しし、個人のくくりわなを使ってやられている方もいらっしゃいますので、そういうことは、私たち望んでおりませんので、できる限り応援したいと思っております。増額というわけではなく、元に戻させていただいたというふうにご理解頂戴できればと思います。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、引き続き杉田農政課長、お願いいたします。

○杉田哲男農政課長 まず、1点目の千年の苑手芸施設のほうの指定管理につきましてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、農林水産事業費のほうで建築のほうを行いまして、施設管理を行っていたという観点のほうから、相手先につきましては観光協会でございますけれども、農政課のほうが所管となって指定管理の手続を実施しているということでご理解をいただければというふうにご考えてございます。

2点目でございます。ため池のほうの関係でございます。こちらにつきましては、

農業用のため池に関しましては、いろいろな調査を実施してまいりました。西日本豪雨の中で、ため池の堤が壊れてしまって、下流域に甚大な被害を及ぼしたというところが起因なわけでございますけれども、それぞれ昨年まで堤の耐震診断を実施してまいりました。耐震診断が、実施が終わりましたので、これまた昨年から法の施行がございまして、今年度につきましては、こちらに説明書きのほうでありますけれども、劣化調査を柏木沼ほか4か所を実施する予定でございます。県、国のほうからのお話をさせていただきますと、防災重点ため池、嵐山町につきまして27か所ございます。こちらにつきましては、全域こちらの劣化調査のほうを実施を求められてございますので、今後県、国のほうの予算を見ながら補正で対応させていただきまして、調査の結果、非常に補修工事等々が必要になってきた場合につきましては、今後そういったハード事業のほうに入っていくというふうに考えてございます。

以上です。

○松本美子委員長 続きまして、川口委員、お願いいたします。

○川口浩史委員 千年の苑なのですが、管理を農政で、こっちの手芸は、ラベンダーのほうは企業ということで、そうなのでしょう。DMOはそっちでなっていますね。何ちょっと違うわけね、今首ひねったので。ラベンダーも農政のほうでやるということなのですか。ちょっとそこがよく分からないので。課が違うから、少し支障が出るのではないかって、そこを私はちょっと心配しているのです。どっちかに寄せたというか、合わせたほうがいいと思いますので。ちょっと首ひねったので、どういうことなのか。ラベンダー、どっちがやるのか伺いたいと思います。

それから、ため池なのですが、27か所のうちの今年は、今年って新年度は4か所をやるのだよということで作るわけね。耐震診断で問題になった堤というのはなかったのですか、工事はないように見えますので。診断した結果、別にどこも異常はなかったということで終了したということでもいいのですか、ちょっとこれは確認です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

杉田農政課長、お願いいたします。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

ラベンダー園そのものの維持管理につきましては、観光協会のほうにお願いをさせていただいているという状況でございます。ただ、作付等々に関しましてであったりですとか、ラベンダーを活用した事業、こちらにつきましては農産物になりますので、

オイルの加工品であったり、そういったものにつきましては、農政課のほうもご協力をさせていただきながら、一緒になって事業を実施していくというふうな考え方を持っています。そういった中で、やはり、千年の苑につきましては、そういう手芸をやったりですとか、町民の方にもいろいろ体験をしていただくような教室、そういったものも実施をしていくということをもって農政課のほうで所管をさせていただいてございますので、今後もラベンダー園、ラベンダー等々に関しまして、作付から利活用については、側面ながら観光協会と一緒に事業を実施していきたいというふうに考えてございます。

続きまして、ため池のほうでございます。こちらにつきましては、耐震診断を昨年まで実施をさせていただいてございまして、これもため池の構造そのものが非常に古くからありますので、耐震診断の結果につきましては非常に悪い数字が出てございます。そういった中で、今年度劣化調査を4か所まず当初予算で計上させていただいてございますけれども、残りの27か所につきましても先ほど答弁させていただきましたけれども、国の補助金があるうちに補正予算等でお願いをさせていただきまして、劣化調査の状況も踏まえまして、駄目なものについてはその後に改修工事を実施していくと、また必要ないものについては廃止を含めて検討させていただくというふうな方向になるかと思えます。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方はいらっしゃいませんか。

青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 今川口委員さんの千年の苑の手芸施設の管理委託料なのですけれども、今回初めてここが計上されているわけなのです。それで、ここの63万円という金額が出てきています。この根拠となる計算根拠というのでしょうか、教えていただければと思いますが。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

杉田農政課長、お願いいたします。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきたいと思えます。

こちらにつきましては、基本的にこちらからお願いをしている事業といたしまして、講師養成講座、こちらを2回ほど実施をしていただいて、ラベンダー、今後予想されますお祭りであったり、そういったものに関してスタッフのほうの育成ということを

目的とさせていただきます。それ以外につきましては、トイレ、事務所、施設のほうの清掃業務でございます。5月から10月につきましては毎日、閉館期間につきましては、1週間に1回程度、1時間程度の清掃で終わるかというふうなことで見込んでございますけれども、そちらのほうの費用、また電気代であったり、水道代であったり、浄化槽の点検であったり、施設の維持管理費、そういったものを含めまして、63万円ということで試算をさせていただいてございます。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかでございますか。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 質疑がないようでございますので、農政課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩とさせていただきます。

休 憩 午前11時15分

再 開 午前11時17分

○松本美子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、企業支援課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 3点あります。

145ページです。いよいよ川島地区の産業系土地利用の推進等の企業を進出を促すための経費ということで、測量設計委託料、交通協議作成委託料というものが今回計上されました。それで、議会基本条例の説明の中にもかなり具体的な将来にわたる効果なども含めておりますけれども、この内容といいますか、お伺いしたいのが一つです。

それと、その下にあります地域活力の管理事業の中で、今回やっぱりこれも地域活力創出拠点指定管理委託料ということで369万9,000円が計上されております。ここに至る根拠をお尋ねします。

それと、3点目が、ページをめくっていただいて、147ページ下段になりますけれども、いよいよ地域の新規で観光地域づくり法人の事業推進に要する経費というのが計上されてまいります。補正予算等もあったわけですが、いよいよ、この6,851万2,000円というものがいわゆるDMOの組織のほうにここから行くわけですが、この、ある程度内容ですね、こういった内容が、この金額が構成されるのか、3点についてお尋ねいたします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

小輪瀬企業誘致推進室長、お願いいたします。

○小輪瀬一哉企業支援課企業誘致推進室長 それでは、企業誘致事業につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、予定をしております事業の概略から申し上げたいと思います。初めに予定をしております区域でございます。川島地区の鬼鎮神社の北側にございます市街化調整区域のエリアでございます。町の総合振興計画、都市計画マスタープランにおきまして、工業系の土地利用を目指すエリアということで位置づけがされている場所になっております。地区の状況なのですが、面積は約15.2ヘクタール、地権者につきましては、中の土地、共有の筆もございます。共有の筆につきましては1名というカウントをさせていただいているところなのですが、地権者につきましては、約70名ということで、予定をされている区域の中に居住をされている方についてはいらっしやらないという状況になっております。この産業系土地利用を具体的に進めるに当たっての事業の手法なのですが、業務代行方式による組合施行の土地区画整理事業によりまして進めていきたいということで考えております。

この事業内容なのですが、組合施行の土地区画整理事業ということで、地権者によりまして土地区画整理組合を設立はするわけなのですが、豊富な資金力、あとはノウハウを持つ民間事業者が組合との契約に基づきまして、業務を代行して区画整理事業を実施するというものでございます。一般の組合の土地区画整理事業におきましては、執行者である、これは理事が執行していくわけなのですが、一般的な事業の進め方といたしましては、理事さんは組合を運営して事業を進めていかなくてはならないというような心理的な負担があったりとか、必要な資金については、当然区画整理事業ですので、出来上がった保留地を財源にして事業を進めていくわけですが、最初から保留地できないわけです。ある程度事業が進んで、造成を

進めていかないと保留地ができてこないわけでございます。それまでの事業資金はどうするかといいますと、理事の連帯保証により借入れをしなくてはならないわけでございます。このような連帯保証によって資金を借り入れるというような資金的な負担があったりするわけでございますが、この業務代行方式によれば、これらの負担をリスクを回避ができるかなということで考えております。県内では、既に6地区で事業実績がございます。三郷市、久喜市、坂戸市、桶川市、狭山市、あと吉見町、この6地区で事業実績があると。また、ほかにふじみ野市、蓮田市においてもこの事業内容で、今事業を具体的に進めるに当たっての調整が行われていると。もう少し幅広く見まして、関東近県でも茨城県の五霞町、つくばみらい市、神奈川県海老名市等でも事業実績があるところでございます。

このような事業ですけれども、事業の流れ、次に申し上げたいと思います。まず、短期と長期でスケジュールを今整理をしているところでございますが、まず短期の部分から申し上げたいと思います。まだ仮称なのですけれども、川島地区の土地地区画整理組合の設立準備会の発起人会というものを既に昨年の12月に皆さんにご理解いただき、立ち上げが済んでいるところでございます。次に、地権者の皆さんにお越しいただきまして、説明会を予定しているところでございます。今緊急事態宣言発令中でございますので、解除になりましたら、速やかに実施をしていきたいと考えております。説明のほうを行いまして、この事業に対しての仮同意のほうを皆さんからいただきたいと。仮同意の集まり具合を見まして、次に、まだ仮称でございますが、川島地区の土地地区画整理組合の設立準備会というものを立ち上げていきたいと考えております。準備会の立ち上げが終わりましたら、次に先ほど申し上げました業務代行者の、まだ予定者という扱いになりますけれども、予定者の選定を行いたいと。次に、土地地区画整理組合の設立、または土地地区画整理事業の認可を県のほうから申請を行って得ていきたいと。認可が下りましたら、組合また業務代行者が連携をして、事業実施を進めていくということで考えております。

次に、もう少し長いスパンで見た長期のスケジュールを申し上げたいと思います。まず、来年度の令和3年度につきましては、農林調整、測量等を行ってまいりたいと。次の令和4年度につきましても引き続き農林調整を行ってまいりたい。農林調整につきましては、令和4年度で、できればけりをつけて、令和5年度に都市計画手続、これは市街化区域への編入、あと用途地域、準防火地区計画、土地地区画整理事業の都市

計画手続を行ってまいりたいと。それが済みましたら、令和6年度、7年度で、仮換地指定や造成工事などの実際の面整備の事業を実施をできればと。令和8年度に清算、事業完了ということで進めていけたらと考えているところでございます。

短期スケジュールと長期スケジュールの関係性なのですけれども、短期スケジュールの中で、土地区画整理組合設立、土地区画整理事業の認可というものを私申し上げましたけれども、その部分が長期スケジュールで申し上げた都市計画手続とイコールになるというイメージで捉えていただければと思っております。

また、長期スケジュールの中で申し上げました農林調整、これは今現在でも準備に取組をしているところでございます。こちらにつきましては、先ほどトータルの面積15.2ヘクタールと申し上げましたが、そのうち約8.9ヘクタールが農地であるというところで、この農地を産業系の土地利用を進めるに当たって、市町村の支援を行っていただける県の担当課がでございます。こちらの助言をいただきながら、この農地を転用するための対県農林、あとは国の農林に対して、もろもろ事業の規模についての必要性だとか、あとは事業の確実性、町の農業振興の考え方だとか、農業経営の影響等を整理を行いまして、説明を行い了解をいただくというのがこの農林調整の中身になります。ほかの地区でもそうなのですが、すぐお願いすれば、はいよって返事をしていただけるわけではなくて、かなりハードルが高いというところで、このスケジュール、予定どおり進むかどうかというのはなかなか不確定な部分があるのですが、差し当たってはそのような考えで進めていけたらと考えているところでございます。農林調整都市計画手続までが町のほうの仕事と、それ以降につきましては、組合と業務代行者が事業を進めていくという役割分担で考えております。

次に、この事業の概要を今申し上げましたが、それにおいてのお願いをしております令和3年度の予算の位置づけということで申し上げたいと思います。まず、測量設計委託料なのですけれども、先ほど短期のスケジュールの中で、業務代行予定者の選定ということで私申し上げました。この選定の中で、業務代行者の皆さんにこの事業、組合区画整理事業実施を前提としまして、地区をこういう地区だよ、皆さん、業務代行者、手を挙げてもらえますかという案内をしますので、その中でどうしても測量、こういう地区だよというのを示すのにこの測量が必要だというところで実施をするものでございます。

次に、交通協議資料等作成委託料の550万なのですけれども、この土地利用を実現

するために、実現をした際には周辺を含めて交通の流れがかなり変わってくるかなというところで、将来交通量を推計しまして、交通管理者、または道路管理者等と必要な協議を行うために、あとは事業推進に必要な資料作成を行う内容でございます。

次に、(仮称)川島地区土地区画整理組合設立準備会補助金の20万円なのですが、準備会が立ち上がりましたら、この運営を補助をするものということで、消耗品だとか、あとは先進地でございますので、そちらを視察に行ったりだとか、そういった経費で考えております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、続けて答弁をいただきます。

中村商工・観光担当副課長、お願いいたします。

○中村 寧企業支援課商工・観光担当副課長 それでは、2番目の指定管理委託料の根拠のほうを説明させていただきます。

ここに書いてありますとおり維持管理に要する経費でございまして、修繕料、消耗品、光熱水費、トイレの清掃、こちらは現在毎日3時間やっておりますが、同等の清掃をやってもらうようお願いしてあります。それから、消防設備点検、空調の保守点検、それから自動ドアのメンテナンス等の維持管理経費で計上してございます。

続きまして、147ページ、観光地域づくり法人推進事業の補助金の内容でございします。こちらのほうはDMO補助事業といたしまして、国の補助申請の窓口といたしましては、地域支援課で申請をしておるのですが、大きく分けてソフト事業とハード事業がございします。まず、ソフト事業のほうから説明させていただきますと、ソフト事業の中でも2点、2事業ございします。1点目は、DMOの事業といたしまして、DMOの組織の管理運営費でございします。こちらは、観光協会における人件費のほうを見ております。それから、こちらのほうは総務担当、農業者の専門担当、これ農場長と申します。施設管理者、こちらがパーベキュー場と学校橋河原の施設を管理する施設長という方でございします。あとは事務職員でございします。事務局長を含めた職員3名の人件費でございします。

それから、先ほど説明いたしました嵐なびの指定管理で、1階の販売員の運営がございしますが、この販売員の人件費もこちらの補助金のほうに該当いたしますので、嵐なびの補助員の人件費はこちらで計上しております。

次に、土産品の新商品を開発する経費も含まれておりまして、開発の費用ですとか、

開発をした際のPRのためのパンフレット作成等をこの予算の中に計上しております。

続きまして、学校橋河原での開発費ということです。今現在、学校橋河原、県から占用を取っております、川遊び場として運営をしておりますが、来年度の早い時期に新たに商業地域として県からエリアの認可を受けまして、正式なキャンプ場としてスタートを予定しております、そちらのキャンプ場の運営がスムーズにいくために必要な経費が計上をされております。業務委託料、これは受付員でしたり、トイレの清掃でしたり、キャンプ場のグラウンドの中の草刈り等の業務委託費、それから運営管理費として、今度は広場占用ではなく、商業地利用の河川占用になりますので、占用料が発生いたします。そういったものと、運営管理に必要な修繕費、消耗品等が含まれております。こうして、学校橋河原のほうは商業地利用を取らせていただきますと、今環境美化協力費ということで、分かりやすく言えばもうけられない、料金の徴収になっておりますが、今度は許可をいただいて、商業地利用が正式になれば、入場料として河川区域内に入る方から徴収ができますので、その分収入が上がるという運営になってまいります。

続きまして、ソフト事業の2点目でございます。千年の苑事業でございます。こちらのほうは、一番大きなところでラベンダー園の圃場の管理料でございます。それから、令和3年度のラベンダーのお祭り自体は行わないのですが、摘み取りですとか、先ほど農政課のほうでも答弁ありました手芸施設による教室等を行う予定でございます。そちらのほうのイベント経費が計上しております。また、ラベンダー園のほう、皆さんご心配していただいておりますが、ラベンダー以外の需要にも応えられるような新規作物の導入に取り組む経費、令和3年度に計上させていただいておりますので、そちらのほうの新規作物の試験費、そういったものも計上させていただき、新しい千年の苑の形というものをみんなで検討していこうというものであります。

最後に、これハード事業になります。DMO事業ということで、こちら具体的に申しますと案内看板を設置したいと思っております。現在駅から杉山城までの表示が案内板がありません。ですので、こちら多言語化で整備していく予算が組まれております。また、嵐山溪谷のバーベキュー場でございますが、新たな体験の取組といたしまして、薫製体験ですとか、農林61号を利用したパン作り等の体験ができるイベントと申しましょうか、そういった体験型の商品ですか、そういうものを開発する予定ですので、

その体験に必要な備品購入費を内容に入れさせていただいております。

最後に、学校橋河原でございますが、こちらのほうは先ほど申し上げました商業地利用でキャンプ場に正式になりますと、今度は正式な学校橋河原ではなく、仮称ではございますが、学校橋河原キャンプ場とか、そういった看板を新たに掲げてまいりたいと思いますので、そちらの案内看板の設置費を計上させていただいております。以上が概略の補助金の内容とさせていただきます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、続けて青柳委員、質疑をどうぞ。

○青柳賢治委員 まず、1点目の川島の予算の内容というのですか、お聞かせいただきました。まだまだハードルが高い部分の説明はよく聞いて分かりましたけれども、何とかここまで進んでこれたということは嵐山町にとっても非常に明るいことなのだろうと思います。それで、これ地権者にはかなりメリットがあるというような説明になってくるわけですが、やはりその部分のいわゆるスピーディーな、新しい何て言いましたか、業務代行方式ですか、これだから今各地で進められているということなのですが、その辺の地権者へのデメリットというのでしょうか、私もちょっと調べてみたところ、あまりなさそうですけれども、心配している方も中にはいらっしゃるの、その辺があったらひとつお聞かせをしていただきたいということが一つです。

それから、あと決算根拠のほうはこれで説明で分かりましたから結構でございます。

あと、3点目のやつですけれども、かなりボリュームもあって、金額も大きく、一つ一つのいわゆる備品購入だったり、いろいろなものがしっかりと精査をした上で進めていただいているのだろうなと思うところでございますが、ボリュームはかなり相当になるわけです、この内容そのものが。そういう点については、担当課としては十分その辺のところは、これから先のことも考えてやっていただいているのかなという点をお聞かせいただければと思います。2点で結構でございます。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

小輪瀬企業誘致推進室長、お願いいたします。

○小輪瀬一哉企業支援課企業誘致推進室長 それでは、川島地区進めていくに当たっての地権者のデメリットということでお答えしたいと思います。

先ほどの説明の中でも説明会を行うということは申し上げました。その中で事業内

容のほう説明をして、地権者の皆さんにはご理解をいただきたいというふうに考えております。あわせて、土地利用に関してのアンケートというものもそれぞれ個別にお願いをしようと思っております。そのアンケート、地権者の皆様から帰ってきたアンケートになるべく沿った形で進められればと考えているところでございます。ただ、これは想定なのですけれども、実際現地見ますと、農地が多いのですが、耕作している方というのがほとんどいらっしゃらないのです。ただ、仮にまだ耕作を続けたいという方がいらっしゃいますと、産業系の土地利用ですので、あの区域の中では耕作はできないということは想定はできるのですけれども、代替地を手当てするなど、地権者の意向を調整しながら進められればと思っております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

藤永企業支援課長、お願いいたします。

○藤永政昭企業支援課長 最初の質問は業務代行方式のデメリットはあるのかというご質問だったかと思います。今これがちょっと抜けていたかなと思いますので、私のほうからお答えさせていただこうと思います。

この業務代行方式に至るまでには、担当課内でも当初は町が開発して進めるという段階からいろいろ調査研究して、どういったやり方が一番この地区を整備するにはいいのだろうかというところをずっと検討してまいった結果、この業務代行方式というところに今たどり着いているところでございます。この業務代行方式、いろいろ中身見ると、青柳委員さんもおっしゃっていたように、なかなかデメリットがないのかなというふうに思われると思います。私もそう思いました。いろいろ調べても、そのデメリットというのがなかなか出てこないのです。いろいろ課内で、デメリットって何かあるのかなというところで検討した中では、例えば業務代行方式だと、業務代行者が決まったとします。事業始まりました。そのとき、その業務代行者が例えば倒産だとか、そういったことがあったときに、ちょっとデメリットとしてはあるのかなと。ただ、これも全て町のほうの負担云々というのは全然出てこない方式でございまして、もしそうなった場合には違う会社のほうに引き続き公募なりで事業のほうを実施していただくということが可能だというふうに考えておりますので、強いて言えば、もし業者が倒産した場合には、一旦ストップするような状況が出てきてしまうのかなというところがデメリットかなというぐらいに思っております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

中村商工・観光担当副課長、お願いいたします。

○中村 寧企業支援課商工・観光担当副課長 それでは、3点目の地域づくり法人のボリュームについての再質問にお答えさせていただきます。

委員ご心配のとおり大変なボリュームでございます。この観光協会ですが、近い将来DMOに観光庁の認可をいただいて、DMOとして設立するわけですが、当然プレーヤーである観光協会だけでは、このボリュームがこなせるというのはちょっと大変なのかなということでございますが、先ほど農政課のほうでも答弁はありましたが、千年の苑事業、ラベンダーの圃場の管理、運営は側面的に協力していくという力強いお言葉があったとおり、観光担当は観光担当で側面的に様々な分野で協力して進みたいと思います。

また、DMOになるためには補助金のほうも令和4年度まで申請して採択していただく関係で、その申請窓口としても地域支援課のほうで中心になってやっております。そうした関係課が協力する中で、こうした大きいボリュームのほうを何とか必ずクリアをして進みたいと考えております。また、DMOになる観光協会は、CMOという人材も早期に人材として決定をして、CMOというのは、チーフマーケティングオフィサーということで、最高マーケティングの責任者を置くことになっておりますので、そうしたことも早々人材を確保して、こちらの内容がクリアできるように頑張ってもらいたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、質疑のある方はいらっしゃいますよね。

質疑の途中でございますけれども、暫時休憩をさせていただきます。

再開につきましては1時30分とさせていただきます。

休 憩 午前11時50分

再 開 午後 1時30分

○松本美子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

企業支援課の質疑から入りますので、質疑のある方はどうぞお願いいたします。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 145ページの地域商業等活力創出支援事業、これ大きく減らしてしま
すけれども、どんな活動にしていくのか伺いたいと思います。

それから、企業誘致条例、企業奨励金、雇用促進奨励金、従業員転入奨励金、対象
がないということで……

〔何事か言う人あり〕

○川口浩史委員 あった。対象がないということなのだと思うのですけれども。では、
答えがあったというので、いいです。

川島地区の区画整理の関係なのですが、これまず組合施行だと。町施行と組合施行
との違いが何かちょっと私もよく分かっていないのですが、町施行だとまずかったと、
組合施行のほうがいいのだということを決めた、それは根拠何か伺いたいと思います。

それから、ここは工場だけを目指すのか、住宅地も造っていく予定なのか伺いたい
と思います。

それから、費用が全くご報告なかったのですけれども、お答えなかったのですけれ
ども、全体でどのくらいかかる費用なのか伺いたいと思います。

それで、組合方式に土地区画整理組合にしたのはなぜか。用地買収、用買方式で
できるのではないかと思うのですけれども、それでは何かまずいところがあったのか、
しっかり議論というかお考えになって区画整理組合にしたのか伺いたいと思います。

それから、次の147ページのDMOの関係なのですが、民間のノウハウを使ってと
いうことで、民間使えば何かうまくいくような感じを与えているのですけれども、三
セクだってそうだったわけですね、第三セクターだって。地方公共団体だけでは駄目
だと、民間だけでも駄目だと、両方併せたものが第三セクターだということで、これ
は非常にいい方法だと。しかし、三セクであちこちで潰れたわけですね。うまくい
かなかったと。私は、こういう危険がここにあると思うのです。潰れたところは大変な
損害を自治体が負ってしまっているわけなのです。民間企業より自治体のほうが多く
の損害を出しているというところが多いわけです。そういうところはしっかり学んで
いるのか伺いたいと思います。

それから、DMOも失敗があるのではないかと思うのです。これはアメリカで始ま
ったみたいなののですけれども、アメリカ自身もDMOでやって失敗に終わったとい
うところがあるというふうにネットで調べていたらありましたけれども、国内でもある
のではないかと思うのです。民間のノウハウ使えばうまくいくというものではないと

いうことを私は思っていますので、本当にこれは危ないなという思いもしていますので、明確な答えがいただけるのか伺いたいと思います。

それから、このDMOの関係で、施設長、農場長、事務局長、それに職員、この方たちは幾らぐらいの給料をもらうのか伺いたいと思います。

それと、これだけのことをやっていくのに企業支援課だけで、あとはDMOだけでいいのかと思うと、企業支援課だけの体制で私は不十分ではないかなと思うのですが、体制面をこのままでやるのかどうか伺いたいと思います。

それと、具体的にどういう企業がここに入ってくるのか、それを伺いたいのと、どのくらいその企業がお金を支出するのかを伺いたいと思うのです。それで、この前条例のときに、総務課長が全体の支出の半分を下回るようなことでお話ししていましたけれども、あれは間違いですよ。半分以上でないと駄目なのです。私言うの忘れてしまったのですけれども、あれは訂正しないといけないなと思いますので、後でちょっと調べて訂正していただきたいと思うのです。全体の中の地方公共団体が負う支出は半分以上でないと、地方公共団体がやっていいものを民間が一部が入ってもいいということでない、兼業禁止に当たってしまいますので。ちょっとそのところだけ申し上げておきたいと思います。分かりましたか、何を聞いたかというのは。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

小輪瀬企業誘致推進室長、お願いいたします。

○小輪瀬一哉企業支援課企業誘致推進室長 それでは、川島地区の関係につきまして私のほうから答えたいと思います。

まず、今回組合施行ということで予定をしております、その理由、町施行では駄目かということなのですが、町施行の区画整理といいますと、嵐山では実績はないのですが、中心市街地ですとか、町の行政としてやるべき事業が多分に含まれる場合は町施行でやるケースが多いと。組合施行というのは、分かりやすく言いますと組合員皆さんのまちづくりなのだよというような性格、地域で組合員皆さんで行っていくまちづくりだと、そういうものが組合施行でやられるというケースが多いと思われます。今回中心市街地ではありませんので、皆さんによる、当然行政とは連携をするのですが、まちづくりを進めていくということで、組合施行ということで考えております。

次なのですが、住宅は中に入るのかという話なのですが、今回は産業系を目指すということで住宅が立地できるということは想定として考えておりません。

次に、費用面なのですが、これはまた順次事業が進んでいきまして、業務代行者のほうが決定をして県の認可が下りて、業務代行者のほうが決まって詳細な設計に基づいて事業費がどのくらいかかるかということは決まってくるかと思います。ただ、用買方式と絡んでくるところではあるのですが、実は今回組合施行の業務代行方式ということで進めようという方針を出す前に、川口委員がおっしゃられた町が事業主体による、町が買収をして開発の協議を行って事業を進めるということも確かに検討いたしました。ただ、想定される事業費が35億円程度ということで、これはもし仮に実施をするということになりましたら、町がその費用を賄うと。結果的にはもくろみどおり企業に売ればそれは回収できるわけなのですが、この費用を今町のほうでリスクを負って負担していくというのはどうなのだろうと。この財政状況が厳しい中で、そのようなリスクを取って町が進めていくことはどうなのだろうということで、現状のやり方に今なっているという経過、状況でございます。

川島地区の内容につきましては以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

中村副課長、お願いいたします。

○中村 寧企業支援課商工・観光担当副課長 続きまして、地域商業等活力創出推進委員会の補助金についてお答えいたします。

昨年までは200万円の補助金がついておりました。今年は10万円ということなのですが、昨年まではさくらまつり、中心市街地をにぎやかにしてさくらまつりも開催するというので、さくらまつりの事業のほうで使わせていただきましたが、コロナ禍の中、今年のさくらまつりは中止となりましたので、その辺の事業費が減額になりました。また、この委員会では中心市街地の空き店舗を利用して新規に創業する事業者に対して100万円限度額で、2分の1ということで50万円までの補助金を給付しておりましたが、今現在では令和3年度にこの補助金を使って創業する方がまだいらっしゃいませんので、当初ではその額は抜いてあります。この10万円なのですが、駅西のロータリーが存在しますが、そこに商工会のほうで花壇の管理を、花の植栽等を行っておりました。現在はラベンダーがきれいに植えられておりまして、丁寧な管理がされていると思いますが、そちらのほうを継続して令和3年度には引き続きやっ

ていくものであります。また、空き店舗利用の補助金に関しましては、商工会と町でも中心市街地の中の新たな空き店舗を利用した事業者を積極的に募集し支援をするスタンスでありますので、そういった方が現れたときにはまた補正で議員の皆様にはご協力いただきまして、補正させて対応を考えております。

以上であります。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

藤永企業支援課長、お願いいたします。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、観光地域づくり法人関係の、いわゆる今後DMOという組織の関係につきまして答弁させていただきます。

今川口委員さんからいろいろ民間のノウハウを利用したということで第三セクターの失敗例だとか、またはアメリカでも失敗例はあるとか、そういったお話のほうがありました。必ずこのDMOが成功するということは確かにはないかなと、保証されたものではないかなというふうには思いますが、今回嵐山町のほうではラベンダーのそういったものをメインにいろいろ観光で稼いでいこうというところで、DMO化にしていくという話が多分出てきたのかなというふうに私は受け取っていますが、この中でこのDMO事業が成功するか、失敗しなくて大丈夫なのかとご心配をいただいているのかなと思うのですが、この2年間は国の補助金をいただきながら、観光事業が発展をするためにいろいろと今検討をしながら新しい事業を始めたりとか、観光事業につきましてはこの2年間補助金をいただいている中でまず整備をしていこうという予定をさせていただいておりますので、この2年間かなりいろんな案を出しながら観光協会、また町、関係する課、部署といろいろ協議をしながら、こういったことをやれば稼げるのだろうかというのは、内部のほうではちょっと検討もし始めてはおりますが、今後もそういった検討のほうしながら稼げるような観光協会にしていくというところでございますので、それを成功させるという気持ちで今担当課としては頑張っているところでございます。

また、企業支援課だけでは不十分ではないかというようなお話もありました。一応来年度は担当課としては企業支援課が担当するというところでやっておりますが、いろいろ観光の絡みによっては関連する課というのも出てきますので、そういった部署と協力をしながら進めていくということになるかなと思います。

また、どういう企業が入ってくるのかというお話があったのですが、これは、すみ

ません、ちょっとどういうご質問かというのあまり理解できなかったのですが、正会員という意味でしょうか、それとも何か観光で企業がどっか入ってくるのかいという
そういう……正会員の……すみません、お待たせしました。一応今正会員のほうは、
嵐山町、らんざん営農さん、太陽ホールディングスさん、新埼玉環境センターさん、
東武鉄道さん、観光タクシーさん、嵐山町の商工会、シルバー人材センター、埼玉縣
信用金庫、埼玉中央農業協同組合、東武トップツアーズ、ヌエックベストサポートさん
は正会員という形で予定しております。

給料関係、これにつきましては、職員の給与につきましては観光協会のほうで職員
の給与の規定というのを定めておりまして、その規定に基づいた給料が支払われると
いうことになっておりますので、ちょっとそちらのほうは手持ち資料がございません
ので、観光協会の給料の規定に基づいた給料が支払われるということでご理解いただ
ければと思います。

○松本美子委員長 それでは、青木参事兼総務課長のほうから答弁をいただきたいと思
いますので、お願いいたします。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、町の兼業禁止に関する自治法の規定につきまし
て、改めてご答弁をさせていただきたいというふうに思います。

過日にご答弁させていただきましたが、自治法の規定では、「地方公共団体の長は、」
途中割愛しますが、「主として同一の行為をする法人の取締役たることができない」
というような規定がございます。この「主として同一の行為をする法人」、どういっ
たものかということ、この解釈でございますが、普通地方公共団体に対する請負が当
該法人の業務の主要部分を占めるというような解釈があります。この主要部分の比率、
これが50%以上を占めている場合にはこういった「主として同一の行為をする法人」
に該当するのだと、こうした解釈がなされています。ですので、50%以上超えていれ
ば、その法人の主たる職に就くことができないと、こうした解釈だということござ
います。ただ、50%以上というのは一つの目安であって、それ未満であってもその内
容によっては該当することもありますと、このような法の解釈がなされるというこ
とで改めて申し上げさせていただきました。

○松本美子委員長 それでは、質疑をどうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 では、その件はもう一度調べてみたいと思います。

川島の関係なのですが。技監に伺いたいのですけれども、この手のものが県の認可というのは、この手のというか、嵐山町が今計画しているものが、組合の認可というの出されれば認可されるでしょうということになるのかどうか伺っておきたいと思っています。ちょっと分からないかな、分からなければ結構ですけれども。

それから、町が中心になって、これは用買のことで説明したのかな。町施行ではないね。町が中心になって用地買収して施行するということは支出が大きいと、35億。リスクを負ってやるのはどうかということで。では、これ民間というか組合員に、組合員だって同じではないのですか、このリスクを負うというのは。町が負わないだけで、これはいかがなものかなと思います。正直でいいですよ。この答弁は。やっぱりこういうリスクというものを考えて町ではやらない、用買方式は取らなかったのだということを私も確認できたのでいいのですけれども、ただこれは組合でも言えるということではないのですか。組合はこういうリスクは負わないでやれるのだということであれば分かるのですけれども、そうではないでしょう。ちょっと何かあったらお答えいただきたいと思います。

区画整理は、副町長は平沢を中心になってやってきたわけですから、そのような実績を持っている方ではありますよ、それは。それは私も思っていますけれども、だからといって今度のものがなぜ組合施行ではなくて区画整理なのかというのが私にはよく分からないのです。用買は分かりました。リスクを負うというのは、35億のリスクを負うということでは分かりましたけれども、何かありましたら伺いたいと思います。組合でも同じリスクを負うだろうということをお聞きしたいと思います。

それから、DMOの関係なのですが、成功が保証されたものではないということであると、そういったことはもうご存知のわけです。どこかでもうまくいかないようなことになったら、引き際というのはしっかり確認しておいたほうがいいと思います。町への対応云々といって、企業はそういう点ではうまいなんて言い方は悪いですが、でも、しっかりしたところがありますから、町もそういう点でのしっかりしたところを持っていかないとならないなというふうに思います。何より観光資源が定着していないわけです。ラベンダーが駄目なのですから、一部分しか駄目なのですから。観光資源がしっかりしていれば私もこういう聞き方しませんけれども。ある程度人は呼べるだろうと、あの10ヘクタールなれば。でも、そうはいかないわけですから、ほかの花で本当に呼べるのかというのが分からない中でDMOだけを先行してやるというの

は、私はいかがなものかなと思います。ちょっとあれだね。これ答弁いいや。総括でやっているから。一つだけ確認。分かりました。

〔何事か言う人あり〕

○松本美子委員長 川口委員に申し上げますけれども……

○川口浩史委員 分かりました、いいです。

○松本美子委員長 質疑のみということでお願いします。

○川口浩史委員 分かりました。いいです。ちょっと一つだけ確認。学校橋河原は東松山との協議が必要だと思うのですけれども、そこまでは入らないということなのか。東松山との協議は済んでいるのかどうかをちょっと確認したいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

柳下技監、お願いいたします。

○柳下和之技監 土地区画整理の組合の認可についてお答え申し上げます。

区画整理事業につきましては、まず土地区画整理法の手続の前に都市計画法の手続がございます。都市計画法上で区画整理を都市計画決定するという手続がありますので、その後に土地区画整理の組合の設立の認可という手続になります。ですので、都市計画法の手続の段階から県の市街地整備課というところで区画整理については担当しておりますけれども、そちらの部署にご指導をいただきながら手続のほう進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご質問の、出せば認可されるのかとか、そういう全く調整もなくぼんと出すとか、そういうやり取りではなくて、しっかりご指導いただきながら進めてまいりたいと思いますので、最後はしっかり認可いただけるように進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、引き続き小輪瀬企業誘致推進室長お願いいたします。

○小輪瀬一哉企業支援課企業誘致推進室長 それでは、川島の組合にしてもリスクがあるのではないかというお話なのですけれども、この区域、開発の話は持ち上がった経過がかなり古くて、もう昭和63年頃から当初区画整理の計画ございました。ただ、バブル崩壊後の土地下落だとか同意がなかなか、反対意見が多いだとか、そういった事情によりまして進捗しなかったと。その次には、町内の企業さんが拡張をしたいということで開発をしようという話も持ち上がった経過がございました。ただ、企業さんの事情等によりそれも進まなかったと。ある程度開発については皆さんやる気、やる

気といたしますか、計画はあるのだなということは承知は地権者の皆さんしていただいているかなと思っております。あとは、当然リスクについても先ほど私最初の回答の中で地権者説明会を行った上で仮同意をいただく形を考えていると申し上げましたが、その中でこういった事業スタイルについても丁寧に説明をした上でご理解をいただいて進めていきたいと考えております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、続けて答弁をいただきます。

中村副課長、お願いいたします。

○中村 寧企業支援課商工・観光担当副課長 続きまして、学校橋河原の東松山との協議についてお答えいたします。

委員ご心配のとおり、学校橋河原は東松山市に隣接しております。現在河川区域内川遊び場として県土整備事務所と広場占用ということで許可を取らせていただきまして、許可をいただいている土地は河川区域内でありまして、東松山の土地は一切ございません。ですので、そういった商業地利用になりましても同様、県と町との占用許可になります。ただ、先ほど来東松山ということでご心配になったところは、学校橋河原が当初平成13年から広場占用ということで取らせていただいたのですが、初めて取るときに県土整備と協議したところ、その川は地域住民が利用していたという経緯もありまして、多くは大蔵、根岸の方、それと隣接する東松山市の方が川で何かを洗ったり、川遊びをしていたという経緯もありますので、県のほうから占用取るに当たって、東松山市さんにもこういったことで広場占用取りますよということで1回協議をしてくださいというのが当初ありました。それ以降更新更新で参りまして、現在では10年間の長期にわたる占用許可をいただいております、その中で今度は広場占用ではなく商業地利用という許可を取り直す中での協議は東松山市さんとはございませんで、あくまでも県と町との占用許可になります。そういったことでございますので、東松山市の許可というのは一切ございません。

以上でございます。

○松本美子委員長 続けて、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 今の学校橋の関係なのですが、手続上はそうなのだと思いますが、やっぱり話ぐらいはしておいたほうがいいのではないかなって思うのです。向こうの議員もどういう感情持って質問してくるか分からないし、現市長もそうですけれども。

これはどうですか、町長、副町長。課の人では多分今と同じ答弁になってしまうと思いますので。挨拶というか、話ぐらいはしておいたほうがいいと思うのですけれども、そんなことは必要ないというお考えですか、ちょっと伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁を高橋副町長、お願いいたします。

○高橋兼次副町長 それでは、私のほうからお答え申し上げたいと思います。

今委員のお話もございましたので、手続上は問題がないというふうに思っておりますけれども、ただ隣接することは間違いないので、そういう機会がありましたら東松山のほうにも話はしておきたいというふうに考えております。

○松本美子委員長 それでは、そのほかに質疑のある方は。

長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 今の144、145のページですけれども、最初にお聞きしたいのは商工会の関係の商工会の補助事業です。ここのこの算定値を出すには計算式がありまして、商工会のあれは指定事業掛ける0.55というのがよく商工会の壮行会等でも聞き、そういうものが出てくるのだというふうなことでございますけれども、今年の場合は100万円ほど上がっているわけですが、どここのところに変化があったのか分かるようでしたら教えてください。

それと、先ほども質問が出ていましたが、地域活力の創出支援事業、大幅に減になったわけでございますけれども、昨年もさくらまつりは中止になっています。今年度も中止ということが早めに出ていますから、予算上は当然つけられないわけですし、空き店舗のほうもそうそう変化があるわけではないですし、ただほかにも今まであったと思うのですが、商工会のほうからの新規事業のものに対してあったのか。例えば朝市等をいつ頃から実施するというふうなことがあった中においても10万円しかつかないのか、そういう要請はなかったのか。また、これからそういうあれが出た場合には、先ほどの話ではないですが、補正等組ませていただくという可能性もあるのかどうか、そここのところをお聞きをしたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

中村副課長、お願いいたします。

○中村 寧企業支援課商工・観光担当副課長 それでは、答弁いたします。

まず最初に、商工会の補助事業でございます。昨年度より108万8,000円ほど増額しております。この要因といたしましては、まず根拠となるこの算出なのですけれども、

指定事業から県の補助金を引いた額を55%掛けまして、その額の端数を切り捨てた額が673万円となっております。この100万円ほど増えた要因なのですが、このところ商工会が令和元年、2年と国認定の経営発達支援計画ですとか、令和2年には県の認定する事業継続協力支援計画というものを策定しております。そういった計画を策定する中で若干指定事業の需要が増えたということもありますが、大きい要因といたしましては、令和2年に取りました、正式には令和元年度に取りました事業継続協力支援計画というのがございまして、これはこの計画を定めますと、そもそもこの計画の目的なのですが、このところ災害が多うございます。令和元年の台風19号ですとか、地域的に多大な被害をもたらされまして、一般の方だけではなく当然事業者もこの災害によって頼る相談窓口というのですか、その復興支援の計画がないわけで、どこを頼ったらいいのかという路頭に迷ってしまう事業者等が増えておりますので、この計画を定めることによって小規模事業者に対する復興支援を構築するという計画でございます。それを県の法認定を受けましてシステムを、計画を構築したのですが、その中で支援をする中で今の経営指導員が格上げしまして、法定経営指導員という者を置かなくてはいろんな支援が恩恵にあずかれないということで、1名の職員が法定経営指導員になりまして、1か月3万円ほど手当がつきます。そうした3万円ほどのアップがありますと36万円ほど人件費が増えます。そういったものもありまして、さらに総務費の中が増えているのですが、確定申告の支援も行っておりまして、この確定申告の支援システムの推進費というのがこのところ増えまして、このシステムというのは県の商工会連合会で埼玉県中の商工会が共通して使っているシステムなので、このシステムはどうしても使わないと確定申告の支援ができませんので、そこが推進費が増額したのが一番の要因となって100万円ほど上がっております。

それから、次に地域商業等活力創出推進委員会ですが、新規のものを要望された場合ということでございますが、既に朝市ずっとやって、こちらの委員会の補助金の中で朝市も使っていたのですが、現在はこの補助金からは費用は出しておりませんが、今コロナ禍にはなっているのですが、一応自主的に継続はしております。また、このところいろんな計画等ございますので、新しいアイデアが出てきましたら積極的に前向きに受け入れて、議員の皆さんにも理解をいただこうと考えております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 それでは、先ほどの補助金のほうから再質問させていただきますが、商工会の中でいわゆる会員に向けて様々なよい事業といいですか、会員のためになるような新しい事業を進めるに当たり、経営指導員がランクアップしたと。その経費分が上がっていますよ、それも一つの要因ですよということで今お聞きをしました。いわゆる指定事業ですから、そういうものが何かあるのではないかなというふうに思ったのですが、結局的にはなかなかもうこれからは商工会が事業を進めれば進めるほど経費的にかかるわけなので、ほかのものは多少なり下がったとしても、この部分のこの式、これは絶対崩さないでいただいて、これは基本的な、職場の基本的なものですから商工会法で守られているわけですから、ぜひ守っているいろんなものが上がっていった場合には伸ばしていただきたいなというふうに思います。よいことだなというふうに思っています。これは再質問、もうその後ありません。

活力創出支援事業なのですが、確かにさくらまつりがなくなると大きくするものがないのです。そして、朝市についても自分たちの力でもうかなり事業継続になっていますから、そろそろ補助も必要ではないというふうな感じもするのですが、これから駅前の開発が終わり、もう当初からあそこになれば朝市はあそこでできるねとか。その場合には多少なりとでも仮設の店舗みたいのも建てられればいいねとか、そうすれば駅の周りに人が集まってきていいねというふうな、あれは前から話が出ています。嵐なびができて、いろいろなものに売店についてもこれからさらに拡充していくということでございますので、さらに人があそこに集まりやすくなるかなというふうな感じには思います。そういうときに当然新規需要は多分私出てくるのではないかなというふうに思っていますので、そのときには先ほど答弁があったと同じように補正等も組ませていただいて、あくまでもこの金額にこだわるわけではないと、そういうふうな取り方をしてよろしいでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

藤永企業支援課長、お願いいたします。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

今最初の質問で副課長のほうから答弁したとおり、商工会さんとは常日頃もういろんな意味で、いろんな関係で打合せのほうはさせていただいております。朝市の話具体的にちょっと出てきましたけれども、今年度ほとんど朝市中止になってしまったのが現状でございますけれども、このコロナ禍でも何とかこの朝市どこか違う場所に替

えたりだとか、そういうこともできないとか、そういったような検討もちょっと協議したりしてきております。なかなか今実際には実施できていない状況でございますけれども、先ほど話が出てきたように、駅前整備したときにはあそこの朝市というのも有効だよねというような話でどういうふうにやっていくか、そういうのも事前にいろいろ検討していこうとか、そういった話も商工会さんとは打合せのほうはずっとさせていただいております。また、何か新しい事業、コロナ禍だからこそ何かこういうのやったらどうかというのが案があったらどんどん出してくださいと。商工会さんのほうで何かこういったのどうかなとかというのがあったらどんどん出してくださいと、検討しますよということも打合せの中では私のほうからお伝えさせていただいておりますので、何かしら新しい事業なり、会員のため、もしくは町民のためになるような、そういった事業が提案をされたときには前向きに町のほうでも検討していきたいなというふうには思っております。

以上、そんな形では考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○松本美子委員長 それでは、長島委員どうぞ。

○長島邦夫委員 1点だけ。今答弁いただいたのですが、駅前の状況が徐々に徐々にこれから変わってくるかなというふうに思うのです。今も質問の中に入っていましたが、そうなってくると、商工会も今DMOの中の正社員になっていると、正会員になっているということですから、当然タッグを組んでやる部分もあるかなというふうに思いますが、そういうことを考えると、さらに密接にあそこのところの活用というのが広がってくると。もう我々議員の中で話をしていても、あそこが、農協があっちへ今度引っ越してしまうのだと。では、そこの跡地はどうなのだろうねとか、ほかの金融機関さんもちょうとあそこへこれからずっとやるというあれもないみたいだよなんていう話も出ます。そういう中において、やはりDMOと商工会がタッグを組んで、これからさらにやっていっていただいたほうがいいかなというふうに思うのですが、もう一回確認のため、その質問させていただきました。

○松本美子委員長 それでは、藤永企業支援課長、答弁をいただきます。

○藤永政昭企業支援課長 お答えさせていただきます。

今委員さんおっしゃったとおり、来年度4月には観光協会の事務局も今の交流センターのほうに事務局自体を移転する計画をしておりますので、そうすると同じ建物の中に商工会と観光協会の事務局が入るという形にもなりますので、より打合せだとか

そういったものもしやすくなる環境になります。そうすれば、例えばこちらの担当のほうで行けば、もうそこで3者での協議もすぐできる、そういうような環境にもなりますので、協議につきましては個々に商工会、観光協会ともに連携して事業については進めていきたいと思いますという話は私のほうからもさせていただいておりますので、委員さんおっしゃるとおり、そういった形でどんどん進めていきたいというふうには思っております。

以上でございます。

○松本美子委員長 そのほかにございますか。

大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員 1点だけです。企業、誘致事業の中でも何人かお尋ねになっていますし、かなり細かく答弁していただいています。1つ私お聞きしたいのは、昨年の12月に発起人会がここで立ち上がったということでございます。発起人会の人数といえますか、それは地主なのか、地主以外の人も発起人会の中に入っているのか。それから、これが組合方式でやるということで、工業団地造るにしても住宅団地造るにしても道路造ったり、水路造ったり、遊水地を造ったり、緑地公園を造ったりしながら、そういったものを造ったそれ以外のところを保留地として販売していくわけですから、減歩されるわけですね、地権者は。そうしないと事業は恐らくできないと思うのですが、発起人会の皆さんはそういったことはもう重々承知だよということで発起人会が立ち上がったものなののでしょうか、お尋ねします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

小輪瀬企業誘致推進室長、お願いいたします。

○小輪瀬一哉企業支援課企業誘致推進室長 それでは、ご回答申し上げます。

発起人会につきましては、昨年の12月、9名で立ち上げをいただいております。こちらの人選につきましては、もともと川島のあの区域には水利組合がございまして、そちらの水利組合のほうに代表者として推薦をいただいた方が発起人会になっていただいているという形でございます。地主以外の方につきましてはいらっしゃいません。全て地主の方でございます。減歩についてなのですが、減歩率が何%ぐらいだよとか、そういう具体的な話は今現在ではしておりません。ただ業務代行方式、先ほど申し上げたのですが、一言で言ってしまうと業務代行方式なのですが、いろいろやり方がございます。その中の一つの方法として、従前地を業務代行者のほうで

買い上げてしまうという方法もあるのです。その辺り地権者の意向を確認しながら、
どういう方法がいいかというところで確認をしながら進めていきたいというふうに考
えております。

以上です。

○松本美子委員長 大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員 最初の説明が、要するに地権者に対する説明、組合員になる人への説
明が大変大事だと思うのです。発起人会の皆さんが同じような考えを持って、こうし
なければいけない、こうしていくのだよという考えがないと、後々いろいろな地権者
が入っていますから、問題が生じてこないとも限らない。そこら辺のところをきっか
りとやっていただきたいというふうに思います。

最後にもう一つだけ。地権者には土地としては戻ってこないわけですね。事業費が
全部精算して土地が売れたら、その売れた上がりの中から地権者に分配されるという
ことなのですか。ちょっとそこらのところは私にはまだ理解できていないのです。そ
のところだけお尋ねします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

小輪瀬企業誘致推進室長、お願いいたします。

○小輪瀬一哉企業支援課企業誘致推進室長 それでは、お答えいたします。

地権者の意向によっては、例えば大口の地権者などで企業用地として整備後も使い
たいのだという意向ももしかしたらあるかもしれない。そういう方については、工業
系ですから、その用途に合致すればあの区域に残ることは可能かと思えます。最初の
説明大事だというのはもちろん承知をしておりますので、きちんと皆さんに説明した
上で理解をいただいて進めていければと思っております。ただ、先ほど来申し上げて
おりますけれども、アンケートによりまして地権者の意向を把握しまして、なるべく
沿った形で進めていければと考えております。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかにございますか。

藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 それでは、私のほうは147ページの観光地域づくり法人の関係につい
てちょっとお聞きいたします。

国の補助金があと2年間ということでありまして、実際には町一般財源から

は3,400万何がしのが支出されるわけです。これはあと2年間おおよそ続くということであると思うのですが、先ほど青柳委員の質問への答弁の中で、かなり詳細に費用に関して、項目について言っていただきました。一つ人件費は、大体どのくらいこれを占めているのかということ。それから、この詳細をもう既に計算済みであるのであれば、議会のほうにそれを示していただくことができるかということでございます。

それから、3点目は当然この金額は観光協会、法人にとっては収入になっていくわけですが、一方ではバーベキュー場とか学校橋等をこれからやっていくということになりますと、法人にとっては当然それもある意味は収入になってくると思うのです。ですから、では町から補助金は出しますが、その中で収益、要するに利益が上がったと、バーベキュー場の収入等で想定できるわけですので、その辺の関係をどういうふうに考えているのかというのを、それについてお聞きいたします。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

中村副課長、お願いいたします。

○中村 寧企業支援課商工・観光担当副課長 それでは、お答えいたします。

観光地域づくり法人推進事業の中の補助金の中、これソフトになりますが、DMO組織の管理運営ということで、人件費といたしましては2,270万円ほど内容に含んでおります。それと、この申請の内容を議会のほうに提供できるかということに関しましては、ちょっと私のほうでは即答できませんので、また協議しましてご回答させていただきますと思います。

それから、観光協会の収益が上がった場合、利益はどうなるかということですが、まず観光協会のほうで1年間やってみましてどのくらいの利益が出るかというのが想定できません。当初利益は上がるという計画では組んでおりますので、利益が上がった場合は当然次年度でまた事業計画がございますので、繰り越していくという基本的な考えなのですが、当初はそういった利益については繰り越して事業費に充てるという考えでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、藤野委員どうぞ、質疑を。

○藤野和美委員 このDMO等の考え方、当然これは自立した経営体になっていくとい

うことになるわけなのですが、今お聞きしますと、ほとんど町の費用で運営をしていくということで出発ということなのかなと思っているわけです。今のお聞きしましても、利益云々かんぬんは要するに想定できないという状態なのです。要するにやってみようということで、頑張ろうという状態であると思うのです。ですから、そういう意味ではスタートラインとしては非常に厳しい状態にあると思うのです。人件費がこれだけの中でもウエート占めている。当面観光協会は町からの補助金のみで運営をしていくということになっているのでしょうか、それはどうですか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 今委員さんのほうからいろいろご心配をいただくようなご質問いただきました。当面この2年間は国の補助金をいただきながら新しくDMOという申請のほうしまして、認可されたらDMOという形で観光協会始まっていくわけですが、その2年の補助金が終わると、もう補助というのがなくなります。基本的には町からの補助というのもないという想定でこの2年間のうちに観光業が成り立つような、そういったものをやっていかなければいけないという中で今スタートラインに立って、来年度はどうしていこうとかとかというのをいろいろ理事会も含めて検討していくという形になります。あくまでも今回のこの予算、いろいろ幾つか予定した事業のほうも答弁させていただきましたけれども、この内容につきましても今後いろいろ話ししていく中で、場合によってはこれももしかしたらあまり利益上がらないかもしれないから、こういうほうがいいのではないかと、多少内容も変わる可能性はあるかとは思いますが、とにかく利益を出していけるような、そういったものをこれからはどんどん考えて、自立して観光協会が運営できるように考えていきたいと思いますという前提で今現在は事務局とも話をしているというところでございます。なかなか利益の想定できない部分は今現在ありますけれども、それを現実のものにしていく、そういうことを考えていこうというところで今現在の状況でございます。

○松本美子委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 現状はそういう状態だということだと思うのですが、いずれにしましてもこの一般財源から3,400万の出費があるということは、町民から見て非常に厳しい視線を浴びせられているということを指摘をしまして、質問を終わりにいたします。

以上です。

○松本美子委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 質疑がないようでございますので、企業支援課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩とさせていただきます。

休 憩 午後 2時32分

再 開 午後 2時45分

○松本美子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

委員の皆様申し上げますけれども、質疑は質疑として簡潔に質疑をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

本日は、続いてまちづくり整備課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 2点お尋ねをさせていただきます。

152ページから153ページにかけまして、上のほうから2行目ぐらいに、幹線道路の整備に要する経費ということで測量設計委託料2,830万、町債を発行しながら国庫支出金を財源、あと一般財源は一応133万5,000円ぐらいなのですけれども、この工事についてもどの程度の測量設計、いわゆる予定されている路線の部分を含めて網羅した形の測量設計まで進めることができるのかどうか、その辺について確認をさせていただきたいと思います。

それと、次の157ページになりますけれども、武蔵嵐山駅西口の整備事業でございます。ここのところは駐輪場の測量設計ということになっているのですけれども、これちょっと私の解釈だと、この間全協で説明があった駐輪場の部分とは別のようなところかなと思うのですけれども、これの内容です。今回は測量設計までぐらいしかできないのか、この予算の中で。建物等、いわゆる置けるような状況にまでは至らないのかと思いますけれども、その2点についてお聞かせいただきたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

久保副課長、お願いいたします。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 答弁させていただきます。

153ページの幹線道路の1―23号線につきましてです。1―23号線は都市計画道路になりますが、都市計画道路のまだ未整備部分の1.1キロのうちの深谷嵐山線から入ったほうの800メートル位置を、用地測量費の測量業務の実施を予定しております。

続きまして、157ページの駅西の駐輪場の関係になります。駐輪場につきましては、駅西のエレベーター付近の駐輪場の測量設計業務になります。面積的には207平米の駐輪場の測量設計の業務のほうの予定をしております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、引き続き青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 まず1点目ですけれども、これが今あそこで、図書館の前から来ている道路ぶつかっていて、その先がおよそ延長1,100メートルということになるのですけれども、何かこれ300メートル残すという、何ていうのだろう、その測量設計委託というのはどういうものなののでしょうか。全線というか、いわゆる延長距離は1.1キロあるわけですから、そこまでの測量で十分間に合っていくのだよというようなことであれば理解できるのですけれども、その辺の距離の、予算上そこまでしかないというようなことなのかどうか含めて。

駐輪場のことをちょっと私今あれしてしまったのですけれども、駅前のところにてきるやつでいいのですか、もう一回そこだけ確認させてください。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

久保副課長、お願いいたします。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 答弁させていただきます。

1―23号線につきましては、今年度測量設計業務をやらせていただいて、これにつきましては全線1.1キロ、1,100メートル、やらせていただきます。次に測量業務になりますので、一応工区分けをさせていただきまして、まず一番最初に深谷嵐山線のほうから800メートル区間の用地測量業務をやらせていただいて、そちらのほうから完成させていただければと思っていまして工区分けをさせていただきました。

以上になります。

○松本美子委員長 それでは、答弁いただきます。

伊藤まちづくり整備課長、お願いいたします。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、駅西整備地区の駐輪場の関係につきましてお答えさせていただきます。

位置につきましては、今の嵐なびがあります、その脇のホームのところですか。以前説明させていただいたとおり、あそこに駐輪場を造るということでございますので、そちらの設計業務をさせていただいて、その次の年に協議に入っていくということでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 いいですか。

そのほかにございますか。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 158、159ページ、都市公園等管理事業のところ、今回町長の施政方針の中に遊具の点検などをするというような内容が書いてございました。こちら修繕料が60万5,000円、昨年よりアップしています。そして、遊具点検委託料もこれはまた新しく入っております。これで何か所ぐらいやるのか、説明をいただきたいと思います。

もう一点は、次の160、161ページの（7）の武蔵嵐山管理活用事業、こちら110万円が削減になっていて、町名発祥の地である嵐山溪谷の遊歩道の維持管理をするということで除草作業の委託料になっているわけですが、これが減った理由というのは先ほどからあったDMOとか、そちらのほうで何か仕事が行くから、これはこれだけで済んでいるのか確認したいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

安在副課長、お願いいたします。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 都市公園等管理事業の修繕料と、あと遊具の点検料について説明いたします。

こちらのほうの修繕料につきましては、むさし台の東側小公園というところのベンチの修繕を予定しております。遊具の点検のほうですが、こちらのほうにつきましては、昨年の12月8日に資格を持っている方の法定検査ということで点検をしていただきまして、公園につきましては都市公園7か所、あとフィットネスパーク、こちらの遊具を点検いたしました。中で指摘を受けましたのが菅谷公園のブランコと、あとチ

ェーンネットクライマーという遊具でして、そちらにつきましては、今年度で対応できるものにつきましては修繕をさせていただくという形で今進めております。

公園については以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

伊藤まちづくり整備課長、お願いします。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、160、161の武蔵嵐山管理活用事業につきましてお答えさせていただきたいと思います。

昨年度につきましては、修繕料として110万円計上させていただきました。なお、こちらにつきましては、今年度、令和2年度に大幅な修繕を開始したということで、この令和3年度につきましては除草作業のみということで計上させていただいております。修繕が終わったということで、来年度につきましては除草作業のみというふうにさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 159ページのほうだけお願いします。都市公園7か所とフィットネスパークと、菅谷公園のブランコと、何とかクライマーというものを、その辺を直す、修繕するということですが、今フィットネスパークもあまり子どもの遊ぶような遊具はないですが、この7か所とフィットネスパークにある遊具も修繕されるのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

まちづくり安在副課長、お願いいたします。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 遊具の修繕ですが、指摘を受けたものにつきまして、優先的に修繕のほうをさせていただくということで、段階的に単にさびが出ていますとか、そういったことであるならばまだ支障はないということなのですが、亀裂が入っていたりですとか、そういったものは一応現在の段階では使用中止をかけさせていただいて、その後どういう形で修繕するのが一番望ましいかというところをちょっと相談させていただきながら、実際に予算の範囲内のほうで修繕させていただくという形でやらせていただいております。フィットネスのほうのところも当然のことながら点検を受けた中で指摘を受ければ、そっちを直したり新しく設置したりということも踏まえながらやらせていただければと思っております。

以上です。

○松本美子委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 修繕していただければいいのですけれども、もう劣化がひどくて、よく撤去という方法を取る場合もありますね。そういうお考えはあるものがあるのか、どうなのでしょう。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

伊藤まちづくり整備課長、お願いいたします。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

都市公園につきましては、遊具はそんなにないので、いろいろ考えながらやっています。というのは、基本的には児童公園も都市公園も遊具はあります。やっぱり町としては優先順位というか、選択と集中ではないのですけれども、使うものと今あるものをなるべく長寿命化というか直しながら、どうしても使えないものについては撤去という、その色分けをしてやらせていただきたいと考えているところでございまして、基本的には都市公園にあるものについては修繕して直したり、また予算があれば建て替えていくという考えです。ただ、児童公園につきましては地元の要望もあるので、基本的にはお子さんの使われていないものについては撤去も含めて検討して、地元の理解を得たら撤去という考えで進めさせているところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 ほかに質疑ありますでしょうか。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 82、83ページの駐輪場管理事業なのですが、減額されているわけなのですが、この理由を伺いたいと思います。

それから、156、157ページで、西口の関係で駐輪場の建設をするということで、何台分ぐらいになるのでしょうか。

それから、西口は業者の方がいらっしゃるわけですね。前にもちょっとお話ししましたけれども、民業圧迫に建設したらなると思いますので、きちんとお話ししているのかどうか伺いたいと思います。

それから、その下の都市計画基礎調査、これは今マスタープランをつくっていて、それとは違うものがここの基礎調査ということになるのでしょうか。それと整合性があるのかどうか伺いたいと思います。

そして、その下に平沢土地区画整理がありますけれども、また今年も減額されていますけれども、いよいよ終了するのかなって思っているのですが、次年度、来年度、終了するのかどうか伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

久保副課長、お願いいたします。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 答弁させていただきます。

157ページの駅西の駐輪場の台数になりますが、今現在150台を見越しております。
以上です。

○松本美子委員長 続けて、答弁をいただきます。

安在副課長、お願いいたします。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 私のほうから、都市計画基礎調査と、あと区画整理事業について説明させていただきます。

都市計画基礎調査は、都市計画法第6条に基づき全国的に行われる調査です。おおむね5年置きに行われるのですけれども、今回は平成27年度に行っております。こちらのほうは都市における人口、産業、土地利用、交通など現況及び将来の見通しを定期的に把握して客観的、定量的なデータに基づいた都市計画の運用を行うための基礎になるもので、主に県のほうで行うものを町の方でやっていただく。委託を受けて、嵐山町としての分を委託するという、委託して調査する内容のものになっております。

続きまして、区画整理事業について説明いたします。令和3年度末に換地処分を目標に事業を進めております。現在は、事業計画の変更について県と協議のお話をさせていただいたところでございます。令和3年度は補助金の内示をいただいておりますが、換地処分に必要な換地処分通知作成業務、それから登記嘱託書作成業務、あと国土調査法の19条5項申請の作成、また換地修正業務等を予定しています。事業の終了なのですけれども、換地処分は令和3年度末を目標にしています。その後、各個人との清算事務というのがあるのですけれども、組合解散までにつきましては令和7年度末として進めているところでございます。

以上になります。

○松本美子委員長 それでは、伊藤まちづくり整備課長、お願いいたします。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、駐輪場の関係につきましてお答えさせていただきます。

まず最初に、82、83ページの駐輪場管理事業の減額でございまして、こちらにつきましては、駅東につきまして、東武様の土地を延ばして一応計画はさせていただいたので、土地借上料だけは計上させていただきました。ただ、東武との協議と、あとなかなか進まない、駅東の拡張よりも駅西というのを優先的にするために減額させていただいて、今現在の状況と今回は変わりはございません。

続きまして、駅西地区の西口の関係の駐輪場です。民業を圧迫しないのではないかという話でございまして、もちろん地権者の方に説明をさせていただきたいと思えます。取りあえず、全体的な、基本的な計画につきましては既に地域の方に説明をさせていただきます。ただ、駐輪場の方に個別に説明というのはまだしていませんので、この駐輪場の設計ができて、こういうことになりますよという話につきましては、説明させていただきます。もちろん民業を圧迫するようなことないように十分にご理解をいただきながら進めさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、質疑を、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 82、83ページの東口の駐輪場なのですが、そうすると拡張するという話があったわけですが、その拡張はもうないということよろしいのですか。西口にこれだけの駐輪場を造るからいいということなのですか。

西口は、いつ頃できる予定なのですか。ちょっと、その時間差によって造ったほうがいいという形にもなると思いますので、伺いたいと思います。

それから、民業を圧迫しないと言うけれども、まだちょっと、議長が質疑だか何だか分からなくなってしまうよなんて目つきしていたけれども。やっぱり駐輪場を造たらもう民業圧迫なのです。設計図ができれば、設計図ができてから話に行くということ。何、そんなことされたら困ると言ったら、では、やめるのですか。やめることを持って行けるのであれば、私は大事なのですが。だから、事前がやっぱりいいですよ。事前に行って話をして、こういうのを造らせてもらってもいいですかということね。困っていることがあったら、やっぱりしっかり聞いてくる。どういうことを言うか分かりませんが、やっぱり事前に行っていただきたいというふうに思うのですけれども、ちょっとお考えを伺いたいと思います。

平沢の区画整理、何かもうとっくに終了するような感じでいたと思うのですけれども、またここで、何事業変更して、令和7年、2025年だということでもありますから、

きっと、またそこでは終わらないのだろうなって、さらに延びるの確実だろうなって思うのですが、やっぱりそうでしょうか。そうなるでしょうか、ちょっと伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

伊藤まちづくり整備課長、お願いいたします。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

駅東口の駐輪場につきましては、一回大きく閉鎖したときは、かなり駐輪場の台数が混んでいていろいろ苦情をいただきました。広げられるものなら広げたいという希望はございますけれども、なかなかいろいろ難しい面もございますので、今のところは、現状でさせていただきたいと考えております。ただ、全くしないというわけではございませんので、検討の一つとしては入っているところでございます。西口につきましては、やはり最初の駅西の整備計画をつくるときには地元説明会も行っておりますので、その辺で進めさせていただいて、また詳しく、個別にはなるべく早期に入ってご理解をいただきたいというふうに考えているところでございます。

区画整理につきましては、先ほど副課長から話したとおり、一度事業計画の変更は考えているところでございます。ただ、これはもう最後の変更というふうに事務局でも考えておりまして、それに向かって誠心誠意進めさせていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔「駐輪場いつできる、西口の整備は」と言う

人あり〕

○松本美子委員長 もう一度、すみません、伊藤まちづくり整備課長、お願いいたします。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 答弁漏れで申し訳ございません。

西口の駐輪場につきましては、来年度設計をして、再来年度工事で完成というふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 そうすると、3年後なのですね、供用開始が3年後。混雑は確かに一時よりは少なくなったかなって、私もそういう実感はしています。それで、西口は有

料化にするわけでしょう。東口はどうするのですか。同時にするのか。同時にしなかったら意味がないですよ。ちょっと、ここにはないわけですが、そこまでちょっとお聞きできればと思うのですけれども。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

伊藤まちづくり整備課長、お願いいたします。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 2つの駐輪場につきましては以前からご質問をいただいて答弁させていただいて、有料化の方向で検討するよというふうな話をさせていただいたと思います。その方向に変わりはありません。ちょっと時期については、東口、西口含めていろいろ検討しながらさせていただきたいと思います。もちろん西口につきましては最初から説明したとおり、もう有料化を基本に考えさせていただきます。東につきましては、時期を見ながらいろいろ協議しながらまた検討させていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔何事か言う人あり〕

○松本美子委員長 ほかにございますか。

大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員 1点だけお願いします。155ページ、河川の改修等で志賀沢川のしゅんせつ工事、計画されています。この700万7,000円で、どこからどのところまで計画されていて、時期はいつなのか、そのしゅんせつの方法はどのような方法なのか、お尋ねします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

久保副課長、お願いいたします。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 答弁をさせていただきます。

志賀沢川のしゅんせつにつきましては、延長が1.38キロメートル、一応全線を考えております。時期につきましては、河川等で用水等、排水等も使われている時期もございいますので、そこら辺は協議しながら発注時期を見極めながら発注のほうはさせていただければと思っています。作業内容につきましては、しゅんせつ工事、土砂の撤去と、あとは木の伐採等も含めて行わせていただければと思っています。

以上になります。

○松本美子委員長 大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員 この志賀沢川の河川のそばに道路も通っているところと道路の通っていないところとあって、民有地なんかもあって、そこに入らなければならない部分もあるのですけれども、その辺のところのやり方というのはどのようにお考えなのか。

○松本美子委員長 答弁をいただきます。

久保副課長、お願いいたします。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 答弁させていただきます。

河川のところから入れるところにつきましては河川内に入りまして、小さい重機でやらせていただければと思っています。あと、河川に入れないところにつきましては、また周りの地権者と協議させていただきまして、用地のほう貸していただきまして作業のほうができればと考えております。

以上になります。

○松本美子委員長 そのほかにありましたら。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 大野さんの質疑に続くのですけれども、志賀沢川をしゅんせつしますと、そのまま市野川に行きますよね。市野川はどこら辺に行って、しゅんせつするということは工事が、洪水にならないようにという形ですから、その続きの市野川はどういうふうな形になっていくのか、それは県の事業だと思うので、どういうふうな接続になっているのか伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

伊藤まちづくり整備課長、お願いいたします。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 市野川につきましては、昨年度からしゅんせつを進めて、今年度、また今年度もずっと、嵐山町も含めて滑川のほうまでしゅんせつを行っています。もちろん東松山のほうもしゅんせつを行っていますので、市野川についてもしゅんせつは県のほうでしていますので、引き続き嵐山のほうも一緒にしゅんせつさせていただいて、河道を確保すると考えております。

以上でございます。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 今やっているところだと思うのですけれども、小川町の端っこのほうまでそれは行くのですね。嵐山町全域をしゅんせつするということですよ、あの

市野川の。ということに今聞こえたのですけれども、そうではなくて、東松山のほうから順々に上がっていくと、小川町部分というのは、小川町のところまで市野川が延びているから、そこのところまで行って、そしてしゅんせつと、志賀沢川のしゅんせつが終わってから市野川だとうまくいかないなと思っているのですけれども、市野川のしゅんせつ工事が終わって志賀沢川の水がずっと流れるような形に持っていかないと、上流部分もあふれていくと思うのですけれども、そこは昨年度の台風であふれたところですから。市野川がね。だから、そこのところの接続というのですか、どういうふううまく。時期を見てという形でしたけれども、市野川がある程度終わってからでないと、志賀沢のしゅんせつが行って、ずっと水が流れていくと、水がそのところでまたあふれるという形にならないですかね、台風のときに。そこのところが心配なのですけれども。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

伊藤まちづくり整備課長、お願いいたします。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

志賀沢川の普通河川のしゅんせつの時期には県のしゅんせつは全て終わっているかなと考えしておりますので、県のほうが終わって、町がまたしゅんせつを始めると。そういう考え、時期としてはそうなるかなと考えているところでございます。もちろん今年1年間で終わるわけではなくて、数年かけて志賀沢川をやらせていただけますので、全線をやるのはもうちょっと時間かかるかなって考えているところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 1.4キロで、今年度の予算でやるので、志賀沢川は全部終わるということではないのですね。そうすると、志賀沢川、1.4キロよりもあったのかな、どのくらいかなって今考えているのですけれども、どのくらい距離になります。

○松本美子委員長 それでは、答弁いただきます。

伊藤まちづくり整備課長、お願いいたします。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 全体的な計画では、その1.7キロを3年間に分けてさせていただいて、早く終われば、内容によってちょっと延びる場所もありますけれども、基本的には3年間かけて志賀沢川をしゅんせつするという考えで今現在いるところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 157ページの駅西口の件なのですが、今回測量設計委託料と、それから工事請負費が入っているわけですが、総工費が約7億円ということで縮小されたということであるわけですが、費用的に現在どの段階まで来ているのかと。今年の分が、それからさらにその後どのくらい、その費用負担も含めてあるのかということです。ちょっとお聞かせ願えればと思うのですが。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

久保副課長、お願いいたします。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 答弁をさせていただきます。

駅西につきましては、来年度、駐輪場と、あと駅西の整備工事を行いまして、次の令和4年度で一応完成予定になっております。その令和4年度の事業費につきましては約1億4,000万の事業費で一応計画する予定でございます。

以上になります。

○松本美子委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 これも確認なのですが、そうしますと、令和4年度で1億4,000万と。これで費用的には終了ということでよろしいですね。

○松本美子委員長 答弁いただきます。

伊藤まちづくり整備課長、お願いいたします。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 現在計画している武蔵嵐山駅西口地区都市再生整備計画事業につきましては、それは全てその事業費でもって実施する予定でございます。ただ、ちょっとまた詳細設計もしませんので、設計によっては変更になるかもしれませんが、今現在の予定ではその金額で全て終了する予定でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 それでは、質疑がないようでございますので、まちづくり整備課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩とさせていただきます。

休 憩 午後 3時16分

再 開 午後 3時22分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、教育委員会事務局に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 168、169ページの奨学資金貸付、若干増えているわけですが、やはりコロナ禍の中で少し借りの方が見込まれるということで増やしたのか、ちょっと増やした理由を伺いたいと思います。

それから、その下の（７）の教育相談員運営事業が増えていますけれども、それと次のページのさわやか相談員の金額も増えているのですけれども、いじめ、不登校等の人数がいるということで増えているということでの金額増ということで理解してよろしいのか伺いたいと思います。

それから、199ページ、日赤なのですが、どんな工事をするのかを伺いたいと思います。

それと、209ページの学校給食の関係なのですが、どこか人数載っていたかな。人数をちょっと聞きたいので、何人分になるのか伺いたいと思います。

それから、今私会計でやっていますが、公会計にしていくお考えもあるのかなって思ったのですが、ちょっとその辺も伺いたいと思います。

それと、35人学級を市町村が行う場合には県が負担しますよ、たしかそんなことだったと思うのですが、嵐山町は今35人を超えている学級というのがどのくらいあるのかを伺えればと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

金子次長、お願いいたします。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 順次お答えをさせていただきます。

まず168ページ、169ページで、奨学資金の貸付委員会でございますが、こちらは委員報酬と費用弁償が条例で定められており、それに応じて金額として載せさせていた

だいております。

また、コロナ禍において借りる方が多くなったかというお話もいただきましたが、実際に借りる方に関しては、令和3年度の予定としてまず4人、それから、もう締切りは過ぎてしまいましたが、今後この委員会で審議をして貸付けの希望をされている方が現在3人いらっしゃいます。

続きまして、教育相談員運営事業でございます。こちらに関しては、相談員の相談室でございます。教育相談室が毎週1回ということでございまして、これは定期的でございます。このほかに月1回掛ける12月の学校巡回ということをしてさせていただきたいと考えております。これに関しては、やはりコロナ禍で子どもたちの安定、それから相談、こういったことを特に重視して行いたいということで学校巡回をさせていただくものでございます。

続きまして、さわやか相談員でございます。170ページでございます。こちらに関しての昨年度との比較で増額になった部分に関しては、会計年度任用職員の期末手当の割合が高くなったためにその分増額ということでございます。

続きまして、給食の関係でございます。209ページでございます。学校給食費補助事業ということで、令和3年度本格的な実施ということでございまして、子育てのしやすいまちづくりの一環として子育て世帯の経済的負担の軽減を主としております。第2子に関しましては年額の2分の1相当額、第3子以降に関しては年額の全額を対象としておりまして、人数でございます。こちらに関しては児童手当の人数を算出根拠としております。第2子に関しては392人、第3子に関しては76人ということで計上させていただいております。

続きまして、給食の公会計化ということでございますが、さきの一般質問等でも質問をいただいていたことではございますが、給食の公会計化にするに当たってはいろいろな、例えばシステムの導入、運営、それから人力的な確保、様々なまだ課題がございまして、今後検討をさせていただくということでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

溝上指導主事、お願いいたします。

○溝上智恵子教育委員会事務局教育総務担当指導主事 35人学級に関しましてお答えいたします。

今年度、35人の基準外の申請をしている学校につきましては、志賀小学校の2年生になります。36名でございますので、基準外の申請をして2学級ということで県費の教員で対応をさせていただいております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

清水主席主査、お願いいたします。

○清水彩子教育委員会事務局生涯学習担当主席主査 では、答弁させていただきます。

日赤社屋の修繕につきましてですが、こちら平成21年に塗装工事をしており、10年以上が経過しまして、外壁にひび割れ等、かなり腐食のほうが見られるようになっております。今年県からの補助金を2分の1いただきまして、外壁の塗装工事、それからしっくい補修、木部腐食部分の補修等を予定しております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、川口委員、質疑をどうぞ。

○川口浩史委員 奨学資金の増額分なのですが、委員報酬、費用弁償ということなのですが、これ人数が増えたということなのですか。人数が増えていないのに委員報酬が増えるというのは、会議の回数ということなのですか。委員報酬で、会議の回数なってくるのか。費用弁償は変わってきますよね。費用弁償がその分、会議の回数が増えるので、3,000円増えているという、そのくらいか。ちょっとそこをよく分からなかったの、もう一度伺いたいと思います。

それから、教育相談員の月1回巡回するというので、なるほどそういうことをしてくれるのかということで分かりました。ちなみに、何人で回るのか。1人で回るということになるのですか。複数のほうがいいなと思いますので、ちょっと伺いたいと思います。

さわやか相談員ですが、会計年度任用職員の、これもちょっとよく分からなかったのです。割合が増えたということであるわけですが、どういう割合が増えたのかがちょっと分からなかったの。人数が増えたということでは言っているのか。この金額だと、会計年度任用職員2人分ぐらいになるのですか。ちょっとどういう割合だったのかを伺わさせていただきたいと思います。

それから、給食は分かりました。

それで、日赤もそうですか。大体これは要望どおりに、今傷んでいる部分がこれで

修復できるということなのですか。ほかにもあるのだけれども、金額がこれしか取れなかったということなのですか、ちょっとそれ伺いたいと思います。

35人学級ですが、そうしますと、志賀小学校の2年、何年生と言ったのかな。2年生と言ったよね。18人、18人になるということで理解してよろしいのか、ちょっと確認であります。

○松本美子委員長 以上ですか。

それでは、答弁をいただきます。

金子次長、お願いいたします。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 お答えをさせていただきます。

奨学資金の貸付委員会でございますが、昨年度の予算の計上に誤りがありまして、この委員に関しては、条例で定められています報酬が1回5,000円、費用弁償が1,000円で行っていただきました。昨年度、令和2年度の計上に誤りがありましたので、それを正しくさせていただいて計上させていただいたものでございます。

次に、教育相談員でございますが、室長は1人でございます。1人の方が順次学校を巡回して、様子を見たり、お話を聞いたり、先生方の相談に乗るということを行っております。

次に、さわやか相談員でございますが、さわやか相談員は今各中学校に1名ずつおりまして、計2名おります。この割合ということでございますが、期末手当の月数、いわゆるボーナスの基準月数というものが増えまして、今回増額ということになりました。この月数に関しては人勧ですとかそういったものに、社会情勢にも当然影響がありまして、毎年定額の月率ということではございません。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、答弁を溝上指導主事、お願いいたします。

○溝上智恵子教育委員会事務局教育総務担当指導主事 お答えします。

36名でございますので、18名の2学級ということで対応しております。

以上でございます。

○松本美子委員長 すみません、日赤社屋修繕。

○清水彩子教育委員会事務局生涯学習担当主席主査 答弁させていただきます。

日赤社屋修繕につきまして、現在修繕を必要とされるところ全て、そのとおり今回の事業計画のほうに入っております。

以上でございます。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方、どうぞ。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 まず最初は170、171ページ、15節学校教育 I T推進事業費の中の機械借上料でございますが、3,000万円ということで、去年はタブレットを買ったりとか、無線LANは元年につけたりとか、そういうことで分かっているのですけれども、今回私が一般質問したときにモバイルルーターの予算化はされていますっておっしゃったのですが、ここの部分に一部入っているのか、この3,000万円の内容を伺いたいと思います。

そして、次が176、177ページの七郷小の光熱水費なののですが、昨年度よりも20万下がっているのですが、光熱水費ですので、水道管の老朽化とかも問題になっているのですが、金額がマイナスになっていてよろしいのか、確認をいたしたいと思います。

そして、182、183ページの、こちらが菅谷中学校の消耗品費、前年度にいろんなものが残っていれば減るのでしょうけれども、減り方が前年度が550万に対して今回200万。そして、自動車借上料がほぼ半額近いのです。これ70万。自動車って何か借り上げているのか、私にはちょっと分からないのですが、あと教材用備品購入費も、こちら70万ほど下がっていますので、これはタブレット授業が始まるからそちらで対応するということで減っているのか。

玉ノ岡中学校、次のページ184、185、同じように消耗品費と自動車借上料と教材用備品購入費が下がっておりますので、確認をしたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

加藤室長、お願いいたします。

○加藤憲史教育委員会事務局新校開校準備室長 それでは、私のほうから170ページ、学校教育 I T推進事業の機械器具借上料の内容ということと、それからモバイルルーターの予算はというご質問についてお答えさせていただきます。

機械器具借上料の内容につきましては、昨年度からの継続事業ということで、例えば職員室の教職員が使っている校務系のPCですとか、それから昨年度導入した小学校のタブレットを活用したシステム、それから中学校のタブレットを活用したシステ

ム、そういったものの継続費という形で主な内容として計上されております。

もう一つのモバイルルーターに関しては、今年度の予算の中で、補正になりますが、一応要保護世帯数分ということで13台は予算措置をさせて、予算措置というか、交付金の中の費用で購入をさせていただいております。まだ納品にはなっておりませんが、新年度予算ということではなくて、今年度の予算内での購入という形になっております。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

金子次長、お願いいたします。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 お答えをさせていただきます。

まず176、177ページの七郷小学校の光熱水費でございますが、こちらに関してはコロナ禍ということで手洗いも励行しております。いつも以上に水を使うということも考えておりました。また、空調を効かせながら換気をするということで窓の開けているという状況もいつもと違っておりましたが、かなり学校のほうで工夫あるいは努力をされて、光熱水費に関しては今回の3月で、失礼しました、1年間を通してかなり抑えて支出をしていたという現状がございましたので、また現在七郷小学校はプールを使用できませんので、そういったことも加味して光熱水費のマイナスということで計上させていただきました。

続きまして、182、183ページの中学校管理費における菅谷中学校、玉ノ岡中学校の金額でございます。両校において消耗品に関して共通する事項がございます。また、自動車借上料に関しても共通する事項がありますので、併せてお答えをさせていただきます。消耗品に関しましては、学習指導要領の改訂がございまして、令和3年度から新しい教科書ということで、これから進んでまいります。そのために教師の、教員の指導書というものの購入を令和2年度にさせていただいております。その分が両方、それぞれ308万円がプラスで令和2年度に計上させていただいておりますので、この分に関しては、令和3年度には必要がございません。その分はマイナスをさせていただきました。また、各学校、コピーですとか、特にコピー、印刷物に関してもかなり抑えて、努力して金額のほうも抑えるということが続けております。

そして、自動車借上料でございますが、こちらは部活動、音楽会の生徒をそのままです送迎のバスを借り上げております。ただし、このコロナ禍におきまして、なかなか大会というのがまだ先行きが見えていない状態でございます。このたびの緊急事

態宣言等で、緊急事態宣言の中で、特に２月ですとかは部活動も中止ということにさせていただいておりますので、そういったことで今後の大会というのが見通しがつきませんので、まずは最初に必要となる部分を計上させていただきました。特に５月、６月には大きな大会、そして秋口には新人戦ということで、また音楽会と続いてまいります。これはそれぞれ開催の状況に合わせて借り上げを使用させていただきたいと考えておりますので、その実施大会によっては、また今後補正ということをお願いを申し上げることも考えております。

次に、教材用の備品でございますが、こちらに関しては各学校、やはりかなり必要ということで、予算要求としては大きい金額を上げてきております。ただし、その中から緊急として必要なもの、それからどうしても必要なものという、幾つか査定をいたしまして、また町の財政上、全体のバランスということもございますので、金額としてはこの金額を計上させていただいているものでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、質疑を畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 177ページの七郷小の光熱費だけ聞きます。

こちらは、昨年の決算はまだ出ていませんけれども、３、４月と、学校が２か月間お休みでしたよね。だから、多分金額面では減ったのかなという。でも、あまり空調は使わないと思うのですけれども、それに対して、昨年のその実績に基づいての今回250万という形で記載をしたのでしょうか。

○松本美子委員長 １点でよろしいですか。

それでは、答弁をいただきます。

金子次長、お願いいたします。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 お答えをさせていただきます。

令和２年度に関しましては、学校がお休みの期間もございました。また、先ほど申し上げましたように、空調を効かせながらの窓を開けるですとか、いろんな条件がいつもと違っております。この金額に関しては令和元年度の実績に基づいて計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 そのほかに質疑ございますか。

長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 2点ほど聞かせていただきます。

最初に205ページになります。スポーツ施設管理事業の中の項目で、公有財産の購入費ということで土地購入費が755万入っています。どこのことなのか教えてください。

それと、2点目が、先ほどももう出ていますが、日赤社屋の修繕の関係でございます。内容を何点か今お聞きしましたが、主に外部の外壁ですとか、外の木の部分、そのような部分を修繕し、予定していたものは全てやっていただけるということでございますが、内部だとか屋根の部分はなかったですか。その2点聞かせてください。

○松本美子委員長 それでは、答弁を村上教育委員会事務局長、お願いいたします。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

まず、スポーツ施設管理事業の土地購入費ですが、こちらに関しましては総合運動公園の、平成29年度に購入して、公社のほうに買っていただいたものを毎年返還しているものですので、購入自体は平成29年の総合運動公園の用地でございます。

それと、日赤社屋でございますけれども、今長島委員おっしゃったように、外壁のペンキの塗装と、窓枠の木材でかなり腐食しているところもありますので、そういった部分の修繕なのですが、あと屋根のしっくい部分、瓦も若干傷んでいるところもありますので、その部分も修繕をさせていただいています。また、今年度、状況によってはシロアリの危険性もあるということだったので、床下に潜って内部の状況も確認させていただきました。その結果、今日赤社屋のあの建物でシロアリの発生はないということですので、内部は特にいじることなく、基本的には外壁、基礎の木部の部分と屋根のしっくい部分ということで修繕を行わせていただきます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 お聞きをします。

土地の購入費は、分かりました。これでまだまだ続くのか、それとも鎌形球場のほうはもう全て公立化になっているのでしたっけ。そのような部分はないのですね。運動公園のところだけなのか、その確認だけさせてください。

それと、日赤社屋の件は分かりました。自分でも若干記憶があったものですから、どうなっているのかな。こちらの要望については全てやっていただけるということですから、そういうふうなお答えを聞いたから確認をさせていただきました。

それで、子どもたちが使ったり何かをするので、内部についてもやはり安全性の部分だとか、腐食して、子どもが跳ねたりなんかして床が抜けたりなんかしたら大変なので、そういうところも検査をしていただいたと。また、屋根の部分についても大丈夫と。その確認と、今ある、何というのですか、色、色合いがございますよね、それは前と同じような形で残していただくのかどうか、もう一回それだけお願いします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

村上教育委員会事務局長、お願いいたします。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

土地の借上料に関しては総合運動公園のあのグラウンドの中、1,129平米でございまして、この後支払いのほうが令和5年が最後になります。令和元年度から償還のほう始まりまして、2、3、4、令和5年度までの返還で、こちらで支払いのほうが終わります。

それと、日赤社屋でございますけれども、あの色で指定文化財となっておりますので、やはり基本的にあれと同じ色合いで当然ペンキのほうも塗らせていただいて、できるだけ当時の外観を損なわないように、県指定文化財でございますので、そういった形でやらさせていただいております。また、長島委員おっしゃったように、中の木材等も意外としっかりした形で移築がされているのを確認できましたので、床等に関してもかなりしっかり造っておりますので、そういった床が抜けるような危険がないということは確認しております。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔何事か言う人あり〕

○松本美子委員長 それでは、質疑の途中でございますけれども、暫時休憩とさせていただきます。それでは5分までということで、4時5分まで休憩でございます。

休 憩 午後 3時50分

再 開 午後 4時03分

○松本美子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑のある方はどうぞ。

渋谷登美子委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 198と199ページで、日赤社屋の保存工事があるのですけれども、その上の段に指定文化財環境整備業務委託料50万円が掲載されているのですけれども、これは日赤社屋のことなのか、ほかの地域で指定文化財の環境整備をしていくのか伺いたいと思います。日赤社屋の保存事業なのですけれども、昨年度はコロナ禍で行かれなかったのですけれども、ごめんなさい、障害者のアート展というのが毎年1回開かれています。それで、中入ってみると、何か展示したりするのにやっぱりちょっと都合が悪いかなというふうな部分もあって、そういったものは日赤社屋で保存事業であるので、そういった部分に関しての、もう少し何かうまく保存ができるような、それは別に展示ができるような形で変えられるというか、うまくできるような方法というのがあると日赤社屋が使いやすいのかなと思うのですけれども、その点についてまでは、そこまでやるといけないうのかどうかちょっと伺いたいと思います。

あと、それから206、207ページですけれども、給食センターの業務委託がありますけれども、これ基本的に今嵐山町、どういうふうな形で学校の給食の素材を注文しているか。昔、ちょっと前だったら嵐山町の野菜をなるべく使うようにとか、嵐山町の米を使うようにとかというものをやっていたのですけれども、それについては新たに、これはあれですか、会計年度任用職員の方がやってくださっているのか、委員会のほうでそういうふうな形をやってくださっているのか、素材についての調理業務委託をしている、そこまでは行っていないのかどうか伺いたいと思います。それだけです。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

村上教育委員会事務局長、お願いいたします。

○村上伸二教育委員会事務局長 まず指定文化財の環境整備でございますけれども、町にある国、県、町の指定文化財で環境整備ということで杉山城ですとか、稲荷塚古墳ですとか、あと畠山重忠像のあるところですか、やっぱり草が生えたりとかというのをシルバー等をお願いして草刈り等、杉山城の場合は全ての面積一遍にできませんし、地元の方々にもご協力してやっていただいているのですけれども、お見えになる方ができるだけ安全に中を見学できるように季節等を考えて環境整備ということで草刈り等実施しております。

それと、日赤社屋なのですが、渋谷委員おっしゃるとおりもう少し使い勝手がよければ、特に障害者の方々がそこにはきちんとしたスロープもついていないということもあるのですが、ただ県の指定文化財ということで、あの建物自体のどこかをいじる

には現状変更ということで県の文化財保護審議会のほうに諮らないと許可が出ないというのがございます。ただ、そうはいっても文化庁のほうでも文化財というのはただ守るだけではなくて活用しなくてはいけないというふうに近年変わってきておりますので、そういった形が取れるのかどうかというのはまた県の担当のほうにもいろいろ聞いてみて、どういう形だったらできるかというのは確認してみたいと思います。ですので、今あるものを何かいじるというのは非常に難しいのですが、展示しやすいように、例えばパネルを仮設で内側に設置するなり、そういった形で今の建物を傷めないようになれば特に問題はないと思うのですが、何か設置したり形を変えとなると、今答弁させていただいたとおり現状変更申請が必要になるという形になりますので、その辺は検討の協議が必要になります。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

金子次長、お願いいたします。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 お答えをさせていただきます。

給食センターの関係なのですが、調理業務委託に関しては調理のみの委託でございます。また、献立につきましては栄養技師、これは県費の職員なのですが、その者が作成しております。また素材ということでございますが、お米に関しては県産で100%を使用しております。また地元野菜の使用率を毎年目標30%ということで掲げておまして、近年そのパーセントをクリアしていたのですが、31年度に関しましては3月、給食が急になくなったということもございまして、年間を通して葉物的なものになり金額にも、それから流通にも変動が大きいものですので、平成31年度、令和元年度で品目としては20品目使うことができたのですが、パーセンテージは少し下がりました25.4%ということでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、質疑を。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 指定文化財の件なのですが、これは新たに指定文化財として指定を県に求めると、嵐山町のため池とか、そういったものが保全ができるのですけれども、その点、一度だけ質疑しているのですけれども、それについてはどうなのでしょう。それで、お話を聞くとやっぱりそれなりの整備がされていないと県も指定文化財に指

定することにはならないというふうに言われたので、そういったものはやっぱり整備していくというか、ここを整備したほうが指定文化財になって、嵐山町の自然を守れるところというのはかなりあると思うのですが、そういった調査というのは今年はやらないかどうか伺いたいと思います。

それと、学校給食センターの件なのですが、県内産は分かるのです。嵐山町産のお米を使うというのはもう難しいのですか。小川町ですと、もうこれからは有機100%の野菜を使っていこうという運動が起きてるのです。それを嵐山町でもやっていくにはどうしたらいいかなと思って今伺っているのですが、少なくとも県内産は毛呂にまだ、毛呂から御飯を持ってきたということですね。今の状況で、給食センターの調理委託では、米は嵐山町では炊飯はできないという形になってるのですか。そうすると、嵐山町で炊飯できるようになってくると、人数も少ないですし、嵐山町のお米を使った御飯ができるのですけれども、そういったことにはならないということですね。それ確認です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

村上教育委員会事務局長、お願いいたします。

○村上伸二教育委員会事務局長 まず、県指定文化財なのですが、これは市町村のほうから県のほうに指定をしてくださいというものではなくて、市町村どうこうというよりも、むしろ県のほうで必要な文化財をこれに関しては、これ嵐山町さんにありますよねということで問合せがあって、最近ですと、遠山の甌穴のあの辺りです、あの流域一帯をちょっと現地確認をしたいということで一昨年ぐらいでしたか、県の文化財の担当と県の文化財保護審議委員会の委員さん方何名か見えて、それでこういう状態ですということでお見せしたことがあるのですけれども、こちらで指定してくださいという形での指定ではないので、あくまでも県教委のほうでの文化財の指定という形になります。それ以外にも町内のいろいろなところの調査はしないのかというご質問でしたけれども、自然の部分だけでなく、機会を見て、予算上には特に何かを調査するというものは今回計上しておりませんけれども、いろいろ地域からの要望等もあります。うちのお寺の獅子舞の獅子頭ちょっと見てくれないかですとか、うちの神社のこの建築なり彫り物を見てくれないかという等々の問合せは教育委員会に来ることございますので、そうした際にはいろいろ地域のほうに要望に応える形で見させていただくことがあります、それをまた町の指定文化財として指定するかどうかは嵐山

町の文化財保護審議会のほうに諮ってそこで調査をして決定していくという流れになっております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、続けて答弁をいただきます。

金子次長、お願いいたします。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 お答えをさせていただきます。

県内産ということでお米の産地申し上げましたが、そのうち嵐山産も含んでおりまして、令和元年度で申し上げますと、嵐山産が450キロ、埼玉県産が1万1,000キログラムということでございます。今の現状では、町の炊飯というものは設備としても実施することは難しいと考えます。

以上でございます。

○松本美子委員長 そのほかにございますか。

藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 それでは、私のほうは3点ほどご質問いたします。

1つは186ページのところで教育振興費、これが193万、前年に対して減額になっておりますけれども、その理由についてお聞きいたします。

それから、2番目は192ページ、社会教育総務費が前年に対して1,682万、その中で一般職給与費等で1,701万4,000円増額になっております。この配置、どういう形で配置を、増員ですね、と配置をどういうふうにしていくのかということでお聞きします。

それから、3点目は194ページですけれども、図書館費、これが前年に対して1,154万3,000円減額になっております。その中で一般職給与費が968万5,000円、それから図書等購入費事業で284万6,000円減額になっております。この理由についてお聞きします。よろしくお願いいたします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

金子次長、お願いいたします。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 お答えをさせていただきます。

私からは186ページの教育振興費についてお答えをさせていただきます。こちらに關しては、主に扶助費に係るものがマイナス182万円となっております。

以上でございます。

○松本美子委員長 藤野委員の質疑に対しましてですけれども、給料の関係は総務課の

関係になりますので、申し訳ございませんけれども、現状では答えることはありませんので、お願いします。

〔「図書購入について」と言う人あり〕

○松本美子委員長 では、図書購入に関しましてですけれども、答弁をいただきます。

吉川主席主査、お願いいたします。

○吉川壮司教育委員会事務局知識の森嵐山町立図書館主席主査 それでは、答弁をさせていただきます。

図書購入事業のうち備品購入費であります、311万3,000円の減になっている理由ということであらうと思います。予算要求としましては例年と同様の額を予算要求したわけでございますが、査定により減額となりまして、この数字になりました。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、藤野委員、質疑をどうぞ。

○藤野和美委員 1つはまず186ページの教育振興費です。それが扶助費が減ったということをおっしゃっていましたが、その扶助費が減った原因というか、その辺をちょっとお聞かせ願えればと思うのですけれども。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

金子次長、お願いいたします。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 お答えをいたします。

こちら基準となる計上の人数が減っていることによるものでございます。また学年によっては修学旅行、あるいは校外活動というものがございまして、それから新1年生になるときは入学準備金というものがございまして。そういった学年によっても金額の差異がございまして、そちらを計算、人数と合わせて計算したところ金額としては減ということですが、今回のコロナ禍に関する影響というのは令和3年度これからということと考えております。ですので、その分に関しては計上の基礎がございませんので、今回の令和3年度のこの金額には含んでおらない状況でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

青柳委員さん、どうぞ。

○青柳賢治委員 3点あります。170、171ページの、先ほどから出ておりますさわやか

相談員の運営事業なのですけれども、私としてみると、これ中学に設置ということなのです。今このコロナ禍の中で非常に子どもたちがいろいろとやっぱり行事、授業含めて敏感になってる子もいるように私も見受けてるのですけれども、その辺のところの小学生に対してのフォローというのですか、事業内容とすれば中学校で手いっぱいというような形になって、小学生についてはどのようなそういった支援みたいなのがあるのでしょうか。それが1つ。

それから、194ページと195ページにかけまして、放課後こども教室事業なのです。これ結構コロナ禍でなかなか事業ができなかったのかなと思いますけれども、今年ほぼ同じ金額で予定されていますけれども、どのような事業内容、特にこれも子どもさんにとっては、放課後児童クラブに行っていない子どもたちにすると楽しみにしていたりする子どもたちもいるわけですし、どのような事業内容が予定されているのかお聞かせいただければありがたいです。

それと、3点目ですけれども、先ほどから出ている209ページの学校給食の補助なのですけれども、答弁の中には児童手当に準じるというような答弁がおりになったかと思えますけれども、そうすると、現状の児童手当というのは所得制限もありますね、5,000円の支給だったりというようなことで。その辺については、これから始まる新規の給食費の補助金というのはどのようなものなのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

溝上指導主事、お願いいたします。

○溝上智恵子教育委員会事務局教育総務担当指導主事 お答えいたします。

さわやか相談員でございますが、正式には中学校配置相談員というふうに申します。こちら県の事業でございます。これにつきまして、要領の中では、中学校1校当たり1名という規定がございます。また、1日当たりの勤務時間の上限は5時間、週当たりの勤務日数は5日というような縛りがございます。その中で中学校の配置相談員ではございますけれども、各中学校区の小学校につきましては週に1回定期的に訪問をし、相談活動を展開しております。また、必要に応じて相談活動が必要な学校には出向くようなシステムとなっておりますので、各中学校に1名ずつではございますが、小学校のほうに出向いての相談活動等は行っているのが現状でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、続けて答弁をお願いいたします。

川上交流センター副所長、お願いいたします。

○川上 力教育委員会事務局交流センター副所長 それでは、私のほうから放課後こども教室についての答弁をさせていただきます。

放課後こども教室につきましては、昨年も行っている事業でございますが、例年同様の予算ということでコロナの終息を見ながら今後進めていきたいと思っております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

金子次長、お願いいたします。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 お答えをさせていただきます。

給食補助でございますが、今回その計上するための基礎数値として児童手当の人数を使わせていただきました。この給食費に関しては学年によって、例えば中学校3年生は最後の月は満額ではないですとか、いろんな条件がありますので、この予算の中で網羅できると考えております。

以上でございます。

○松本美子委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 そうすると、さわやか相談員のほうなのですけども、週に1回ぐらいの3つある小学校ですね。巡回して学校区があるから志賀と七郷か、あと菅谷ということになるのですか。ある程度、その相談員さんの今の仕事内容というか、そういう中で大体子どものいろいろな悩み、心配事とかあると思うのだけれども、そういったものは吸い上げられている、吸い上げられていく予算になっているということでしょうか。

それと、最後の給食費の内容がちょっとよくのみ込めなかったのですけれども、最後の何、卒業のときに金額が前後するような話がありましたけれども、それはどういう意味なのでしょう。2点お願いします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

溝上指導主事、お願いいたします。

○溝上智恵子教育委員会事務局教育総務担当指導主事 お答えいたします。

さわやか相談員でございますが、先ほど申し上げたような内容で相談活動を展開しております。ただ、これで十分と言えるような状況ではないということもあります。そこで、嵐山町ではスクールソーシャルワーカーという者が1名おりまして、本来で

すと、県費2日、週に2日ということが県の勤務日数になりますけれども、そこに加えまして町費でそのスクールソーシャルワーカーをあと2日勤務をいただいております。つまりスクールソーシャルワーカーが週4日勤務というような、大変恵まれた状況の中にございます。この者が相談活動、それから家庭への働きかけ、または必要な関係機関とのパイプ役というような形で相談活動も行うことができておりますので、そういったところで相談活動を充実させているところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、続けて答弁をいただきます。

金子次長、お願いいたします。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 お答えさせていただきます。

不明確な答弁で申し訳ございません。今申し上げましたのは、中学生は給食費として月5,000円頂いております。ただし、中学校3年生は卒業もございますので、月数としては給食を食べる日数が少ないので、金額が5,000円ではなくて減額していただいております。そういったところの差分というのでしょうか、そういうその差額がありますので、この予算の中で全体の支出が計算としてはできるということでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 そのほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 それでは、質疑がないようでございますので、教育委員会事務局に関する部分の質疑をこれにて終結させていただきます。ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○松本美子委員長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

大変ご苦労さまでございました。お疲れさまでした。

(午後 4時30分)

予算特別委員会

3月11日（木）午前9時30分開議

議題1 「議案第17号 令和3年度嵐山町一般会計予算議定について」の審査について

○出席委員（１１名）

１番	小林	智	委員	２番	山田	良秋	委員
３番	狛守	勝義	委員	４番	藤野	和美	委員
５番	大野	敏行	委員	６番	畠山	美幸	委員
７番	長島	邦夫	委員	８番	青柳	賢治	委員
９番	川口	浩史	委員	１０番	渋谷	登美子	委員
１１番	松本	美子	委員				

○欠席委員（なし）

○委員外議員

森 一人 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局 長	菅 原 浩 行
書 記	安 在 洋 子

○説明のための出席者

佐久間	孝光	町 長
高橋	兼次	副 町 長
青木	務	参事兼総務課長
山岸	堅護	地域支援課長
前田	宗利	子育て支援課長
藤原	実	環 境 課 長
柳下	和之	技 監
杉田	哲男	農 政 課 長
藤永	政昭	企 業 支 援 課 長
永島	宣幸	教 育 長
村上	伸二	教育委員会事務局長
杉田	哲男	農業委員会事務局長農政課長兼務

◎開議の宣告

○松本美子委員長 皆様、おはようございます。

ただいまの出席委員は全員であります。よって、予算特別委員会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前 9時32分)

◎諸般の報告

○松本美子委員長 ここで報告をいたします。

初めに、本日の委員会次第は、お手元に配付しておきましたので、ご了承いただきます。

次に、本日渋谷登美子委員より一般会計予算案について修正案が本職宛てに提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、令和3年度予算案の参考資料20ページの9ですが、引上げ分の消費税充当一覧についてでございますが、総務課より修正したものが提出されております。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○松本美子委員長 議案第17号 令和3年度嵐山町一般会計予算議定についての件を議題といたします。

既に全課局に関する質疑が終了いたしております。本日は、歳入歳出を含めて総括的な質疑をお受けしたいと思います。

総括質疑者につきましては、5名の方から届出がございました。届出順にご報告申し上げます。川口浩史委員、次に渋谷登美子委員、続いて青柳賢治委員、長島邦夫委員、最後に畠山美幸委員の順で行いたいと思います。

それでは、川口浩史委員からどうぞお願いいたします。

○川口浩史委員 それでは、第1点目として、法律の趣旨にのっとり行政運営をしていくことについて伺いたいと思います。これについては大体答弁は分かっているのです

けれども、できませんとか、努力しますとかという答弁になると思うのですけれども、一応伺いたいと思います。

2つ目に、国、法律ですね、法、条例、私的のそれぞれの諮問機関を分けて整理することについて伺いたいと思います。

3つ目に、財政は本当に厳しいのかを、そこを伺いたいと思います。

4番目に、復興税のことを伺ったわけですが、いいかげんな答弁でありました。こんな答弁は駄目です。財政民主主義、皆さんあまり不勉強でしょうから財政民主主義というのは分からないでしょうけれども、後ほどご紹介しますが、財政民主主義の下で聞いているわけですから、できていないのであれば、しっかりとできていないということを答えるべきでありますので、伺いたいと思います。

5つ目に、観光地域づくり、DMOは果たして金のなる木になるのか。これは、昨日の質疑前に届出をしておりますので、若干それも含めて再質問以降はしていきたいと思います。

6番目に、川島土地区画整理は必要かについてです。

そして、7番目に防災無線から室内で聞けるスピーカーへの切替えについて、やはり防災無線を増やしたわけですが、聞こえないということでありましたので、伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

青木参事兼総務課長、お願いをいたします。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、私から第1点目のご質問から第3点目のご質問につきまして順次お答えをさせていただきたいというふうに存じます。

まず、1点目の法律の趣旨にのっとり行政運営をしていくことについての件でございますが、地方自治法の第1条では地方自治の本旨に基づいてと、こうした前提がございまして、この法律の制定の目的は定められているところでございます。地方公共団体の一つでもあります嵐山町、この地方自治法や関係する法令の趣旨にのっとり、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を図るべく行政運営を行っているというふうに認識をしておるところでございます。

続きまして、2点目の諮問機関の関係でございます。町において設置をしておりま

す委員会等につきましては、法令や条例等により設置の規定がございます。法律や条例において設置をされました委員会等と要綱等において設置された委員会があり、それぞれの例規の規定により設置及び運営がなされているというふうに考えておるところでございます。

3点目でございます。財政は本当に厳しいのかというご質問でございます。財政の厳しさについて何をもってそのような判断をするのかと。これはいろんな見方があるのかというふうに存じますが、例えば特定の指標1つを取って、その指標でこうだから厳しいであるとか、そうではないとかということではないのではないかとこのように考えてございます。この財政の厳しさに関しましては、例えば基金の状況であるとか、地方債の残高であるとか、またその予算編成の過程、こうしたものを総合的に見て厳しいというのが財政を担当する者としての思いでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、続けて山岸地域支援課長、お願いをいたします。

○山岸堅護地域支援課長 それでは、4番目の復興税に関してお答えを申し上げます。

こちらの復興税に関しましては、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律、こういった法律に基づきまして皆様に納めていただいているというものです。この法律の第1条に趣旨がございまして、その中に、「平成23年度から平成27年度までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として個人の道府県民税及び個人の市町村民税の均等割の標準税率について、地方税法の特例を定めるものとする」という規定がございます。この法律の2条には、個人の道府県民税及び市町村民税の税率の特例ということで、2条の第2項に、「平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、均等割の標準税率は、地方税法第310条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする」ということで、500円をいただいているということです。最初に申し上げましたとおり、この500円に関しましては、平成23年度から平成27年度、この間に行った全国的かつ緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策、こちらに充てるとなっております。ということで、実は毎年財政に関する調査で決算統計というものがあります。この調査の中で、23年度の決算から27年度の決算において、緊急防災事業ですとか全国防災事業ということ

でそれぞれその調査報告がされております。これは国のほうに報告していると思いますが、その中で、そちらの数字で今回のご質問にはお答えしたいと思います。平成23年度の決算におきましては、対象となる事業がございませんでした。平成24年度、対象となった事業、報告された事業が防災行政無線施設整備工事、菅谷小学校体育館・志賀小学校体育館耐震補強工事、これらで5,261万5,000円。平成25年度です。農業用施設整備事業、道路修繕事業。これらによりまして1億6,597万円。平成26年度、幹線道路整備事業、橋りょう改修事業、橋りょう改修事業耐震診断調査委託料、これらで1億4,222万2,000円。平成27年度につきましては、幹線道路整備事業、橋りょう改修事業、こちらによりまして6,083万5,000円。各年度このような形で報告がされておきまして、これをトータルいたしますと4億2,164万2,000円と報告されております。

続いて、7番目のご質問の防災無線を室内に取り付けることについてお答え申し上げます。これまでも聞こえづらい方につきましてはいろいろな対応をさせていただきました。実際に担当者がそちらに伺いまして実際に放送の鳴っているところをお聞かせいただいて、そうした形を取って対応させていただいております。その中では、例えばテレホンサービスをご案内するとか、あるいは安心メールをご登録いただくとか、そういったことで現在のところ対応させていただいております。しかし、どうしても音達区域とか、そういったことがありますので、そういったことによって聞こえないということがありましたら、それは室内の設置型ということで対応させていただきたいと考えております。

○松本美子委員長 それでは、次に藤永企業支援課長、お願いをいたします。

○藤永政昭企業支援課長 私のほうは5番目、観光地域づくりは果たして金のなる木になるのかについてお答えさせていただきます。

昨日の予算委員会でもちょっとお話のほうはさせていただきましたけれども、国の補助金があと2年間あるこの令和3年度、4年度中に、この2年間補助金があるうちに何とか独立で稼げるようにしていくのだというところは、昨年12月に観光協会の理事会におきまして人選を替わりまして、新たな理事さん、また新しく事務局長を迎えまして、今この2年間のうちに金のなる木になるようにするのだという強い意志を持って進めていくのだというところでスタートしたところでございます。当然この2年後には金のなる木になっているように努力をして頑張っていきたいというところで、意思の疎通、そういったものをしているところでございます。

続きまして、6番目の川島土地区画整理は必要かについての関係でございます。川島地区につきましては、以前昭和の時代から区画整理事業の話が始まって、なかなかそれができないという状況から始まりまして、その後も地元の方々からは早く整備をしてほしいという要望が出ていたというふうに私のほうでは認識しております。その中で、今回担当者になりまして、町としてはこの地域を整備していこうという決断を昨年度したわけでございますけれども、その中で町が開発として進めていくのだというところからスタートしたわけですが、昨日もちょっとお話をさせていただいたように、担当課のほうでいろいろどうやって整備をしていったら町にとっていいのか、早く整備ができるのか、そういった検討をしている中で業務代行方式による土地区画整理事業、これが一番いいのではないかという結論のほうを出させていただいて、今その形で準備を進めている、県との協議調整、そういったものを進めている状況でございます。

地元の説明会は予定をしておったのですが、なかなかコロナの影響で緊急事態宣言等も出まして、今年も2月に予定をしておったのですが、延期をさせていただいて、今現在4月の中旬に予定をさせていただいているところでございます。全体的な説明会というのはなかなかできなかったものですから、通知等でいろいろこの事業について町のほうでは実施していきますというところをご案内させていただいているところでございますけれども、なかなか反対だとか、同意できないよとか、そういった話というのは企業支援課の担当課のほうには一つも入っていない状況でございます。

また、その他事業の発起人会というのを昨年立ち上げたというお話をさせていただきましたが、その方々も反対している人がいるとか、そういったことは全然聞いておりませんので、改めて最終的には説明会のときに仮同意いただいたりとかという予定をしておりますけれども、その結果を待たないと同意率、そういったものがはっきりは分かりませんが、ほとんどの方が協力をしていただけるものかなという、仮定ですが、そんな感じで今捉えております。

その中で、この必要かについてというところでございますけれども、この事業をすることによりまして、まず業務代行方式でやると、民間の企業が請け負ってやるということになりますと、事業自体の進捗というのが年数、事業期間というのでしょうか、そういったのも短縮できるかなと。早く完成に向けてできるかなというところもございます。また、業務代行者が主となって当然やるわけですから、町の人件費的な、担

当部門で、通常の区画整理やるとなると、担当者としては2人、3人必要になってくるかなと思うのですが、そういった人件費も必要なくなってくると。そうすると、そういった財政的な面でも人件費の削減になる。また、今回この造成のほうが終わりますと、花見台との比較検討をさせていただいております。花見台のほうの税込、その辺と面積割で出していますので、あくまでも概算という形にはなりますけれども、おおむね毎年1億程度の税金が入ってくるのではないかなという見込みで課としては出しておりますので、いち早くこの整備が終われば、町に税金がそれだけ入ってくるということになります。また、就業関係、これ平成25年の花見台のデータでちょっと算出してみたのですが、新たな雇用というのが600人程度いたと。その中で100人ぐらいが町民の方が就業してきたというデータがございました。そういったことも鑑みまして、川島地区で新たに企業が張りつければ、そういった就業も期待できるのではないかなというところもございますので、町にとってはとても有効な事業になるのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、川口浩史委員、どうぞ。

○川口浩史委員 自治法の今1条って言った。2条ではないかな。本旨。2条は違うな、憲法だな。憲法92条に、本旨にのっとり地方自治はやっていくということで。それが地方自治法に書いてあるのだね。やっていくということなので、問題は例えば2番目の附属機関の場合については、これ附属機関でありながら附属機関ではありませんよと言って、ただし書の部分を拡大解釈して我々に説明して、あれは附属機関ではないということを行っているわけです。そういう法をねじ曲げた行政運営をしては駄目ですよということを私は申し上げているので、きちんとそれができるのかどうか、再度伺いたいと思います。

それから、2番目の関係なのですけれども、これは全国町村会だから首長のほうの部分だと思うのですけれども、そこでこの附属機関の在り方について書いているのです。各町村はきちんと整理をしなさいと。整理をしなさいという言い方ではないのですけれども。嵐山もそうだったので、嵐山だけではないということが私も分かりました、全国的なところで。附属機関を、ちょっとどこ書いてあるか見つからなくて、条例にのっとってつくったものが報償費で支払われていると。逆に要綱で設置されたものに報酬が支払われていると。そういうのがあって訴訟が起きているということなの

です。その訴訟は、例えば大阪や横浜、生駒、生駒というのはどこだ、大阪なのかな、ちょっと3つしか私はコピーしてこなかったのですけれども、そういうところで訴訟が起きていると。今のままの嵐山町では、訴訟リスクがあるのではないかな。そこに訴訟リスクを抱えたままではまずいというようなことが書いてあるのです。ですから、きちんと整理をしたほうがいいということで私申し上げているので、そこをぜひやっていっていただきたいというふうに思うのです。

例えば、空き家対策協議会、これをちょっと今私も嵐山調べようと思ったのですけれども、これは在り方からして附属機関として整理することがいいと。教育委員会、外部評価委員会、これも附属機関としてやるのがいいのだということです。地域包括支援センター運営委員会、これも附属機関として整理することがいいというようなことなのです。附属機関には該当しないと判断されたものには、要保護児童対策地域協議会、こういうものがあると。このほかちょっと幾つかあるのですけれども。このように整理をして、福岡市ではナンバーを打ってどこの局、嵐山では課局、所管の課、附属機関等、その名称、何々委員会、何々審議会、それから法律でできているのか、条例か、要綱か、それに分けて。設置年月日、どういう目的でこの委員会が設置されたのか。こういうのが書いてあって整理されているのです。やはりここまで来るともう完璧だと思うので、私はそういうふうにしていくべきだと思うのですけれども。嵐山町でも附属機関というのを例規集には出ているわけですから、あそこに整理して載せればいいと思うのです。各課に今載っていますけれども、これを一覧表にして。そういうきちんと分けて、それにのっとってというか、報酬、報償間違わないようなことでやっていくことが大事だと思うのですけれども、ちょっとお考えを伺いたいと思います。

それから、財政の関係なのですが、何をもってなんていうことではもう言い分はないのになって思って聞きました。基金、特に財調の関係では、これ総務省が出しているやつですけれども、一般的に財政調整基金は、標準財政規模の10%から20%が適正と言われている。だけれども、これを調査したところ、標準規模の一定割合と回答していると。市町村では、5%から20%以下とする回答が最も多かったというのが総務省で平成29年か2019年かちょっと忘れちゃったけれども、そのときの回答だということなのです。嵐山の標準財政規模は45億ぐらいですか。そこから計算して4億だとかなんとかという数字ですね。今嵐山では、補正予算で年度末で今度は3億8,000万円に

なるということであるから、仮に4億だとしてもかなり近い数字になってきていると。そうしたら、あと何が悪いのか。地方債の残高のは、それはそうですよ。ただ問題は、嵐山町の地方債の残高が高過ぎるのかということをおっしゃっているわけではないわけです。こういうのを見るべきだということをおっしゃっているわけで。7億近くあったものが6億ありますから、これ今年も減ってきていると。これで厳しいというのは、私はじゃばじゃば使えばいいということではありません。きちんと抑えるところは抑えなければいけません。だけれども、正確に町民には伝えないといけないということを、その下で行政運営をやっていくのだということを申し上げているわけで、この点についてお考えを伺いたいと思います。

復興税、なるほどと思いました。ちょっとその前に財政民主主義なんですけれども、端的に言うということ、国民が財政をチェックし、コントロールできるようにしなければならないと。国民がというのは、国民の代表者が、国会議員ですよね。この下にコントロールされなければいけないというのが財政民主主義だと。これは地方自治においても同じだということを書いてあるわけなのです。ですから、私は町民の一応代表として議会に來ているわけですから、私が聞いたら答えなければいけないわけなのです。こういうふうに使います、こういうことでちょっとまだ計算できていません、そういうことはしっかり答えなければいけないわけなのです。そのことを申し上げておきたいと思います。

それで、では新年度の復興税は何に使うのか。ご説明なかったわけなんですけれども、4億2,000万円ほどこの間使ってきたと。恐らくこれ言いたいのだろうと思うのですけれども、道路や体育館や橋りょう、こういうものに使ってきたのが4億2,000万円だと。復興税を全部合わせたってとても足りないですよということを言いたいのだと思うのですけれども、それならそれでしっかり答えていただければいいというか、ちょっと今頭がまとまっていないのですけれども。

ちょっとその前に、幹線道路、橋りょう云々って言っていたのですけれども、消防団の衣服や手袋なども私が前に聞いたとき、そういうのに購入に充てたということをお断りしているわけなのです。それはこの中に入っているのかどうか、ちょっと確認しておきたいと思います。

私が一番気にしているのは、4億2,000万円そこに使うのだということであれば、それはそれでいいのかどうかちょっと今私も迷っていますが、復興税がいろんな形で

流用されているのです。国でもそうなのですが、地方自治でもそうなのです。流用されているので、私はこれは問題だと思って、嵐山でも同じことが起きているのではないか。それで私は聞いているわけなのです。国レベルではいろいろ出ていますけれども、書籍の電子化、これが使われているのだと。無人島への防潮堤工事、これが使われていると。国ですから、復興税の。地方自治体にも税金が流用されていることが発覚しているということで、これまたこの1年で発覚、当時しかないのですけれども、そういうことをやっているは駄目なのです、流用しては。これ目的税として見るべきものですから。防災に関して使うということで、それがきっちりできているのかどうかを併せて伺いたいと思います。

5番目のDMOなのですが、なかなか決意だけでは難しいだろうなという感じはするのです。それで、昨日何社というか、ここに入っていただく会社のことを聞きました。この会社の支出していただくお金というのはあるのかなのか。嵐山町がここで6,400万でしたか、その金額だけで令和3年度はやっていくのだということなのかどうか伺いたいと思います。

それから、やっぱり観光資源の見通しというのが、これから協議なのでしょうけれども、そこのめどが立たなかったら、やっぱり私は引き際というのが大事だと思いますので、そこはお考えになっているのかどうか伺いたいと思います。そのことだけここでは伺いたいと思います。

川島地区の関係なのですが、ちょっと私よく聞いていなかったもので、花見台とこの川島地区を合わせて1億円の税收増になるという、そういうことなのですか。新しく花見台ができる。それと川島地区の部分合わせて1億円増になるという、そういう見立てをしているのか伺いたいと思うのです。

問題は、それは反対者はいないということで、全体の予算の在り方、そこの説明はしっかりしていて、反対者がないということなのですか。35億かかると。それは企業に売れた場合に、あそこに企業が、ではここに来ますよということになった場合にそれが可能なわけですが、少し延びてしまうというようなことの場合、東原だって20年前に始めて、もう10年前には工事はほぼ終わっていたわけですね。やっと今になって家が建ち始めたわけですね。約10年近くあそこの土地は遊んでいたわけですから、そういうことが川島でも起きることがあるのではないかなと。このコロナがいつまで続くか分かりませんが、特に今のコロナのようなこういう時期では景気も

悪いという状況ですから、新しい工場を建てようなんて思わないでしょう。そういうこともあるのだと。そうすると、出費だけが出ていくこともあるのですよと、そういうことは説明しているのかどうか伺いたと思います。

それから、防災無線。なるほど、どうしても聞こえが悪いところはスピーカーへの切替えもやっていきますよという答弁だったと思うのですが、そういうことで、もう一度確認なのですけども、伺いたと思います。

○松本美子委員長 それでは、随時答弁をいただきます。

青木参事兼総務課長、お願いいたします。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、1点目のご質問でございます。地方公共団体のありようです。日本という国は法によって治められている国、法治国家だというふうに理解をしてございますので、当然誰も法を守る、法に準拠すると。地方公共団体で行う様々なこと、これはそうした法であるとか、いろんな規律に基づいてそれを準拠していくと、これは当然のことでございます。過去にも将来にわたっても、そうしたことで運営のほうは行っていくというように考えてございます。

2点目のご質問です。先ほど委員さんのほうで訴訟が起こされているような例、お話をされました。条例で設置をしている委員さんに対して報償費で支払っているとか、そのようなお話をされましたが、嵐山町においてはそうした事例というのはないということでございます。条例であれば報酬でお支払いをしますし、それ以外の規定に基づいて設置をしている委員会等であれば報償費で支出をしていくと。これは法の規定に照らして適切に処理がなされているというところでございます。

また、全国町村会のお話をされました。私もその資料のほうは拝見をさせていただきました。この全国町村会の法務支援室でしょうか、そうしたところが出している資料については技術的な助言という形ではないかというふうに思っております。ある一つの団体の例を出して、こうした形でこの団体については区分けをしましたという内容だったかというふうに思っています。ただ、その中を見させていただきますと、この附属機関、そして諮問機関、この区分けについては、全国1,800近くある自治体がいっぱいありようがあると、こんな記載もありました。それぞれの自治体に応じて一定の考え方に基づいて条例あるいはそれ以外のもので設置がなされているのだというふうに考えてございます。本町にあっても一定の基準に基づいて条例、要綱等、こ

うしたものによって設置をしているということでございます。この全国町村会の資料については十分参考にさせていただきたいというように考えてございます。

最後に、3点目でございます。財政の厳しさのお話でございますが、これは過日の質疑の中でも委員さんのほうからご質問等々いただきましてお答えをさせていただいております。決算が終わりますと、一定の指標をお示しをし、財政が健全であります、このようなご説明させていただいておるわけでございますが、この財政の健全性というものは当然維持をしていかなければならないというふうに考えてございます。ただ、この財政の健全性というものと財政の厳しさというのは若干違うのかなというふうには思っております。先日来私申し上げているのは、一担当の実感として大変厳しいなと、予算編成上大変厳しいなということを申し上げているわけでございます。それぞれの課ではいろんな事業を考えていると。そういったものを要求をしてくると、それに全て応えることができない、これが現状でございます。歳入がないからでございます。財源がないからです。基金がないからです。そういった現状があると。

また、この先を見てもみますと、今年度公共施設の個別計画立てているわけですが、例えば道路一つを取ってみても数ある道路、これをどう将来にわたって維持をしていくのか。安全をしっかり担保してどう維持をしていくのか、それには大きな財源が必要なわけです。現状考えてみますと、人口減少が進んでくる、企業の業績、これも景気に左右されるところは多分にありますが、税収は間違いなく少なくなっていくと。こうした将来を見通したとき、とても財政は全く余裕がありますと、安泰ですということは申し上げられないというふうに考えます。将来必要な財源をどう今から確保していくのか、将来そういった税収を得るために今何をなすべきなのか、どういったところに投資をすべきなのか、こうしたことを一つ一つ考えていく中で財政は大変厳しいと、これが実感でございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、続けて山岸地域支援課長、お願いいたします。

○山岸堅護地域支援課長 4番目のご質問、復興税についてお答えを申し上げます。

初めに、何度も申し上げて恐縮でございますが、この復興税に関しては、平成23年度から平成27年度までの間において実施する施策、この費用の財源ということで、この財源を確保するために納めていただいているというものでございます。そういったことがありまして、先ほど申し上げました23年度から27年度の財政の一つの調査、決

算統計、この中でこういった調査が追加されて出てきた報告、それをお答え申し上げました。ということですので、決して全体的に4億2,000万程度かかっている、それとても足りないのだということを申し上げたいわけではなく、こういう報告をさせていただいているというお答えをさせていただきました。その中に今までの答弁的なものが入っているかというお尋ねでしたが、23年度から27年度の施策というところを考えると、何年度にどういう答弁をされたかは全て把握しておりませんが、少し考え方は違ったのかなというふうには感じております。

続いて、7番の防災無線の関係でございしますが、基本的には聞こえづらい、聞こえない、そういうことがありましたら、室内への設置ということで対応をさせていただきたいと考えておりますが、防災無線そのものが、例えば家の中にいたときに窓を開けて聞こえるかどうかということになるかと思えます。窓を閉め切って中でテレビを見ていて、それで聞こえないということになりますと、これは逆にもう大変な音量になってしまいますので、それで聞こえるということになるとすごい音量になってしまいますので、そういうことではなくて、基本的に窓を開けていただいて聞いていただいているというようなことで、それでも聞こえづらい場合はということになるかと思えます。

○松本美子委員長 それでは、続きまして藤永企業支援課長、お願いをいたします。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、まず観光地域づくりの関係のほうなのですが、企業のほうの支出はあるのかというご質問だったかと思えます。昨日申し上げました13社だったのですか、企業については正会員になっていただいている方々というか企業さんです。正会員ということは、観光協会のほうで正会員の会費というのを規定で定めておりまして、今まで3,000円だったのですが、今回から1年間5,000円の会費という形にさせていただきましたので、年間5,000円の負担をしていただくというところが一つでございします。今後いろんな観光事業を考えていく上で、例えば正会員になっている企業のほうで、それだったらうちのほうはこういうふうに出資するから、こういうのをやらせてくれたとか、発展につながるような、そういうことがあれば、そういうときには支出していただくようなことがあるかもしれませんが、今現在はまだちょっとそういうところは未確定ですので、今現在あるのは正会員の会費年間5,000円というところでございします。

また、引き際は考えているのかというご質問があったかと思えます。現在は、そう

いったことは一切考えておりません。2年間で何とかしなければいけないというところで頭がいっぱいでございますので、当然引き際は全く考えておりません。

続きまして、川島土地区画整理関係の質問でございます。税金の関係で、花見台と合わせての税金かというようなご質問がありましたけれども、先ほど申し上げましたのは、現在の花見台の税金の状況を参考に、川島地区だけでどのくらいの将来税金が出るのかなというのを花見台のデータを基に算出して、おおむね1億ぐらいになるのかなと。これも年度によって花見台のほうのデータを見てもやっぱり増減がありますので、低い年もあれば高い年もある。そういった中である程度平均的な形で概算費用をちょっとこちらで出してみましたら、おおむね1億ぐらいは税金が上がるのかなという状況でございます。

また、先ほどちょっと反対のほうはいないというのは、今のところそういったところは聞こえてこないといえますか、把握はできていないということでございます、説明会も先ほど言いましたように、来月第1回の説明会、全体の説明会というのは来月になりますので、まだ事業の内容、業務代行方式による区画整理事業でやっていきたいというのは来月説明のほうをさせていただく予定になっておりますので、こういった手法でやるのかというところは、発起人の方々にはこういった手法で考えていますというのは説明しましたが、その他の方にはまだ説明しておりませんので、全部の方がこういった事業のやり方をやりますよというのを把握しているわけではございませんので、その中で昨日もお話ししましたように、説明会のときに仮同意のお願いをしていくという考えでいますので、そうすると反対者がいるかいけないか、そういったところは来月の説明会以降に最終的には把握ができていくかなというふうに思います。

また、35億、概算費用、調査業務委託を出したときにおおむね35億ぐらいかかると、整備するのにですね。そういう費用は出しましたが、今回業務代行方式による事業というのは、業務代行者が全てやりますので、組合のほうが設立しましたら正式にその業者がやりますので、業者のほうでどういうやり方をやってやるか、そういったものを含めまして、町のほうで出した概算事業費は35億ですけれども、その辺は事業者によってどういうふうになるかというのは多少前後もあるのかなとは思いますが、要は売却できなかったときにいろいろ負担が出てきてしまうのではないかと、いろいろお話がありました、この方式はその業務代行者が個人の土地をみんな買収します。

買収してしまいますので、おおむね今地権者数約70名いるというお話をさせていただきましたけれども、買収してしまえば、その方はもう組合員ではなくなります。そうしますと、土地を売ってしまって、もう自分の所有権はなくなりますので、その事業が頓挫しようが何しようが、その地権者にとって痛手だとか、何かそういった損失だとか、負担が何か出るとか、そういったものは全くない。そういった手法でございますので、地権者に迷惑をかけるようなことというのはないのかなというふうに思っております。

コロナの時期で大丈夫なのかというお話もあったと思うのですが、これは昨年の秋口だったでしょうか、県の企業立地課というところが、企業を誘致するそういった担当している部署なのですが、これは県内でも、昨日も言いましたように、こういった工業団地の整備というのは幾つかやっております。そういった中で、業者さんのほうは結構そういうところに、どっかいいところはないでしょうかとか、そういった情報を聞きに来る業者さんも数多くあるところでございまして、こういうコロナの時期になって、我々も最終的に売れるかどうかというのは当然心配しました。そういった中で、県の企業立地課さんとは年2回ぐらいいろいろ打合せのほうをさせていただいているのですが、全くその心配はない状況ですと、県内でも需要はすごくありますと。そんな状況であるという話を聞いて、また実際にこういった業者さんというのでしょうか、そういったところも何社かちょっと予算とか、見に来て、情報伺いに町のほうの窓口にも来ていますが、川島地区は現在とても魅力があるのでやってみたいという感じで言っているところもありますので、そういった業者さんにコロナの関係というのもちょうと聞いてみたのですが、その辺の影響は全くないですよという形でやっぱりお話をされていまして、こちらとしてはほっとしているところでございます。そういう意味では、コロナの影響なく売却のほうもできるのではないかなと。仮に例えば売れない区画ができたとしても、それは業務代行者のほうが単純にそのまま自分の会社の名義で土地を持っているだけの話になりますので、町も地権者にも負担とか損失、そういったことは全くない、そういった手法になっておりますので、そういったところは全く心配しておりません。ただ、企業が立地されないと、先ほど言った税金がその分はちょっと下がるかなというところは出てくると思いますけれども、そういった意味では全然負担のない手法で今考えておりますので、心配はしていない、そういった状況でございます。

○松本美子委員長 それでは、川口委員、最後の質疑です。どうぞ。

○川口浩史委員 法律にのっとっては、ああいう間違いをしては駄目だということでしょう。しっかりやっていただきたいと思います。分かっていてやっているのでしょうけれども、ああいうことは。報償費を支払うために、附属機関ではないということを認めたら、これは支払うことができないから、みんなで話を通して、ではこれは絶対に答えないようにしようということをやったのだと思うのです。多分これは、ふだんは知恵出さないけれども、こういうときに知恵出すようなのがいるのです。誰だか分かりませんが、そういう下でやったのだと思います。それは、安倍政権のモリカケ、ああいうところの教訓を学んでやったのだと思いますけれども、法律には背いているわけですから、そういうことはやってはいけないということをくぎを刺しておきたいと思っています。

2 番目の附属機関なのですけれども、なるほど、それ全国町村会のこと、これ読んでいるのであれば、今の嵐山町では分からないわけです、附属機関というのが。分からなくしているのかもしれないけれども、きっちり整理をして間違いのないですよということをしていくべきだと思うのです。さっきもお話ししましたから、訴訟リスクにつながるようなことはしないためにも整理をしていくことが大事なのです。今は大丈夫でも今後どうなるかは分からないから、今後のことも含めてやっていくべきだというふうに思います。これもう課長はそれ以上答えられないですから、町長か副町長にお答えをいただきたいと思います。

財政の厳しさなのですけれども、予算編成で厳しいって、それはそうですよ、みんな各課から上がってきたものを全部普通やれるはずはないのです。何億かかるか分からない、何百億になるか分からない。それは普通そうですよ、どこの自治体だって。そこからこれは駄目だということで切って行って、何とか収めていく、その自治体に合っている額にするというのが普通なのです。入ってくる額に合わせるというのが普通なのです。その厳しさを私は言っているのではないのです。財政が厳しいというのは、もう夕張のような状況になるのかという、その厳しさを皆様はおっしゃったわけでしょう。だから、そういう厳しさは現時点ではないのではないかと。いうことを私は疑問に思っているということを質問しているので、夕張のような事態とはちょっと違う厳しさだということであるのであればいいのですけれども、これもちょっと町長か副町長に伺いたいと思います。

復興税の関係なのですからけれども、ちょっとよく意味が分からなかったのは、消防の関係で私申し上げたのですけれども、消防の衣服や手袋などに前使っているのですよということを、それに対して考え方が違うということでおっしゃったのかな。考え方が違うというのは意味が分からないのです。そういうことを前に決算で私は聞いてそういう答弁をもらっているわけなのです。だから、それは入っているのかどうかということを知ったら、いや考え方が違うというのは意味が分からなくて。平成23年から27年の事業に対して行うのだということで、道路もいろいろあるでしょうから、つまり何でも使えるということだったわけです、この期間の。それで、現時点でこれから入ってくる約500万近いお金がそこに使われるのかということでは分からないなということです。そこに使っていくということでおっしゃったわけではないから、課長は。前これだけの金額になりました、4億2,000万円の金額になりましたよというだけのことで、新年度は何に使うのかというのは全然組んでいないわけですから、おっしゃれないわけです。だから、私はこの税金が本当に必要なのかという強い疑問を持っています。みんなからは強制的に500円集めておいて、使うほうは何に使っているか分からない。皆さんの懐に入っているか分からない、こういう状況です。

〔何事か言う人あり〕

○川口浩史委員 書いていないのだからそうなのですよ。書いていないということは。そこまで疑いが進むということなのですから、きっちり予算編成ができていないということはそういうことなのですから。前に使うなんてことだけではなくて、それも答えていないのだから。しっかりとした予算編成をしていくべきだということを思います。これ課長もう一回お答えいただきたいのですが、町長、副町長にお答えいただきたいと思います。

観光地域づくりのDMOなのですからけれども、そうですか、各企業は5,000円で知恵を出してもらうということでお話しになって、私は観光資源の見通しが立たない中で、これ町長もこういうルールを敷かれて大変つらいと思うのです。どこまでやっていいか。民間のノウハウなんていったって早々に出てくるわけではないです。これは昨日もお話ししましたように、三セクでは本当に成功しているところはどこがあるのだというぐらいに失敗だらけなのですから。地方公共団体の堅実性と民間のノウハウを生かして両方足したらいいものができるということで三セクをつくったわけでしょう。それが失敗だらけなのですから。同じようなことがここでも私は起きるのではないかと

と本当に強く危惧しています。町長としては、こういう敷かれたレールを歩まなければならないという面は理解しますので、ぜひ引き際も考えていただきたいというふうに思います。これは結構です。

川島地区の関係なのですが、ちょっと技監のほうに伺いたいのですが、今何、県内では結構企業がいい土地がありませんかということで問合せがあるのですか。今の課長のお話ですとあるようなお話でしたので、県内自体ではどうなのか、もしご存じでしたら伺いたいのと、この業務代行方式というのは、これどこがやっていたのかな。成功例、失敗例、どっちかという失失敗例のほうが私は聞きたいのですが、どういうところがやって成功したところ、失敗したところというのはこういうところがあるのですというのはご存じであれば伺いたいと思います。

それで、業務代行者に契約で、これ課長、町も地権者も損害は起きないと。そんないいものなのかって思って今聞いたのですが、本当にそういう内容になっているのか。これ平沢だあってあれですよ、当初見込んだ金額、もう今の時点ではこれの倍以上かかっているわけですね、金額がもう。そういうことが業者がそれを受けるのになって思うと、そういう契約になっているのだからこれは結構なことなのですが、何か信じられないような契約だなんて思いました。その確認のためにもう一回伺いたいと思います。

防災無線の関係ですが、窓を開けて聞くのですよと。昨日は外に出て聞くのですよと。災害が起きるような状況、地震もそうですけれども、豪雨、もうゲリラ豪雨のような中で外に出て、あるいは窓を開けて、強い風が吹いている中で。これは普通やらないですよ。私のうちもよく聞こえますよ、小学校についているのですから。だけれども、強い雨だと聞こえづらい。私のうちですらそうなのですから、もう少し離れたらやっぱり聞こえなくなると思います。それが普通です。窓を開けて聞いてくださいなんていうのは、やっぱりそんな家があるのかって常識から判断して説明しないといけないと思うのですが、普通の暮らしの中で、テレビの音量ぐらいいは下げなければまずいですよ。だけれども、豪雨を想定して、そういう中で聞こえるというのはどういうことなのかということの中で説明していくことが大事だと思うのです。聞こえなければスピーカーを順次設置するということが必要だと思うのです。ということでおっしゃったのか。ちょっと足らなければ町長、副町長にお答えいただければと思います。

○松本美子委員長 それでは、質疑の途中ですけれども、暫時休憩とさせていただきます。それでは50分までということですのでよろしくお願いします。

休 憩 午前10時37分

再 開 午前10時50分

○松本美子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

3回目の答弁から入らせていただきます。

高橋副町長、お願いいたします。

○高橋兼次副町長 それでは、2番目の問題について私のほうからお答え申し上げたいと思います。

全国町村会の資料について私も見ております。したがって、今後のこともございますので、いい機会でございますので、全体的に今後どうしていったらいいかというのを含めて、ちょっと整理をしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、佐久間町長、お願いいたします。

○佐久間孝光町長 それでは、3番目の財政は本当に厳しいのかということで答弁をさせていただきますと思います。

川口委員のほうからいろいろご指摘をいただきましたけれども、例えば財政調整基金、それを今回は取り上げて、そういった状況でありますよということを皆さんに知っていただくと。これ手元に元年に出された嵐山町の財政の関係の資料でありますけれども、これは30年度末で、やっぱり嵐山町がこの中では県内の63市町村の中でほぼ最下位と。この中ではまだ鳩山のほうがちょっと少ないのですけれども、その後最下位。これどれくらい低いかというと、全国の1,700以上ある自治体の中でワーストテンなのです、全国ですから。この中に下から嵐山町が10番位であるということ、それで11番はどこかというと滑川町なのです。ちょっとそれもびっくりするかと思いますけれども。では、ほかの町村はどうかというと、東秩父村、唯一の村ですけれども、この東秩父村では12億4,000万、財調があるのです。それから、ときがわ町、6億6,200万。もちろん財調ですから、今ちょっと変動はしているかもしれませんがそれでも、そういった状況が1つ。それから、財政力指数はどうかということを見ると、これは地方交付税なんかの算定の基準の一つになりますけれども、滑川町は0.92という

ことで非常にすばらしい財政力を持っている。嵐山町も上位5位、0.79で、これも大変高い財政力を示しているわけです。そういう点では、嵐山はそんなに心配ないだろうという見方もできるかもしれませんが。しかし、例えば経常収支比率、これも大体90%近く。つまりもう90%は売り先が決まっているというような状況であります。それから、あとは公債費の負担比率、これはこの資料の中では嵐山町は13.5、滑川13.9、それで、町村の平均でいくと11.9です。これも上回ってしまっているということでもあります。

それから、川口委員のほうから指摘ありました将来負担比率、これが嵐山町の場合には86.2、滑川さんが54.1で、県の町村の平均は36.9なのです。県全体で市まで入ると16.3です。350あるから88はいいではないかと。この考えこそが恐ろしい考え方なのです。こういうものというのは、ある一定のレベルを数値を超えていくと、もう自転車操業みたいになって、そして徐々に徐々に改善ができないような状態に入っていく。そうするともう150だからと、では少し改善しようと思ってもできない。160なり180なり200になる。もうここからは改善ができない状況になっていって、最終的には破綻をしていくと。ですから、今現在こうだからといって安心だなんていう考え方は非常に危険です。将来の負担比率が全体で16.3ですから、その中で嵐山町は86.2ということ、これはやっぱり軽視をすべきでない。今すぐどうのこうのということではないです。しかし、軽視をすべき問題ではない。ですから、まずは財政を見るときには、こういった様々な係数がございます。ですから、そういったものを総合的に判断をする。では、これだけ苦しいのに何で財政力は嵐山町高いのだと。私の考えでは、嵐山町はそれだけ多くの事業を実施しているのです。そして、単独事業も含めて、そして補助金をいただきながら、町民の福祉向上のために一生懸命取り組んでいるということでもあります。でも、これで十分かと、もっとやらなくてはいけないこともあるわけです。だから、そういう中においては、もうこの事業に関しては少し役割を終えてきたのではないかと、少し縮小しましょう、あるいは廃止にしましょう、そして今度はこういった方向性で優先順位を変えていきましょう、そういったことをやっぱりやっていると、今までのものは全部残して、それでまたさらにこっちもやる、あっちもやる、これは大変危険な状況になるということでもあります。破綻との兼ね合いの中で考えるなんていうのはもう全然私は視点が違うと思いますので、健全な経営をしていくということがまず第一でありまして、その中でできることを最大限にやっ

く。そして、この数値が示すように、財政力指数はそこまである、でもこういう状態だというのは、町民のために今まで一生懸命町のほうでやってきているという、その裏返しだと私は分析をしております。

以上です。

○松本美子委員長 続けて答弁をお願いをいたします。

山岸地域支援課長、お願いいたします。

○山岸堅護地域支援課長 まず、復興税の関係ですが、法律の趣旨からいきますと、平成23年度から27年度までの間において実施する施策に、その費用の財源に充てるということです。法律の趣旨がそうとなっておりますので、その間の報告は先ほどご答弁させていただきましたとおり、決算統計の中で行ったということでございます。今年度いただいた税を今年度の事業に充てるという考え方ではなくて、法律の趣旨とすれば、23から27に充てるのだということです。来年度の予算に関して、具体的な計上がないというご指摘ですけれども、法律の趣旨からいってそういう形になっているのだということです。

続いて、7番の防災無線の関係ですが、確かに委員おっしゃるとおり、強い雨等が降っていれば、それはもう防災行政無線がなかなか聞こえないことになるかと思えます。現実的に一昨年ですか、台風19号のときもそういったことがありまして、例えば土砂災害警戒区域の方については直接電話連絡をさせていただいたり、あるいは川の近く、市野川の周辺の方については、消防団が本当に危険を顧みず、放送を車でしていただいたと、そういう対応を取らせていただいております。確かにおっしゃるとおり、理想とすれば1世帯に1台、そういうものがあればいいわけですが、大変費用がかかります。県内で、しばらく前に報道もされておりましたけれども、行田でたしか5億だと思いましたがけれども、かかったというお話もありました。そういったことを考えますと、今ある例えばテレホンサービスですとか、安心メール、そういったことをより普及させていただく、あるいは例えばもっと違う方法、今SNSも大変皆さんご利用が多い中ですので、そういったところをいかに利用していくかということを考えていければというふうに思っております。

○松本美子委員長 続けてお願いをいたします。

柳下技監、お願いいたします。

○柳下和之技監 川島土地区画整理は必要かにつきましてお答えいたします。

1点目の県内に行きたいという企業からの問合せ件数でございます。こちらは県の企業立地課に確認したデータでございますけれども、令和2年11月時点でございますが、まず全県どこでもいいですよというニーズは18件、嵐山町を含む西部のほうで希望されている企業数が12件、合わせて30件となっております。

続きまして、業務代行方式の失敗例でございます。こちらにつきましては、まず県内で業務代行方式で産業団地の整備を進めている地区は6地区ございます。その地区一つ一つを町のほうで、これは失敗なのか成功なのかという検証作業はしておりますけれども、何か売れ残ってしまって困っているだとか、そういったお話は聞いている地区は今のところございません。

以上でございます。

○松本美子委員長 藤永企業支援課長、お願いいたします。

○藤永政昭企業支援課長 私のほうは、損害がないのかの確認のお話がありましたので、その辺につきましてお答えさせていただきます。

昨日からも申し上げておりますけれども、業務代行方式、この方式で施行する限りでは、町または地権者の方にそういったご負担はないという認識で今進めております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、次に入らせていただきます。

渋谷登美子委員、総括質疑です。どうぞ。

○渋谷登美子委員 全部で5項目あるのですけれども、1番目ですけれども、川口さんと同じ感じですが、ちょっと視点が違うのです。附属機関、私的諮問機関の在り方の見直しについて、令和3年度予算で計上の委員会ほか、予算措置されていない要綱設置の委員会の全てについてということで、私自身がこれで予算措置されているもので見ると、数を数えてみると7委員会あるのです。ちょっと検討したほうがいいかなというものがあって、それを挙げてみますと、地方総合戦略検証事業委員、それと交流センターの運営協議会、これ昔は公民館審議会みたいな形であったと思うのですけれども、交流センターになったので、それ。それから、障害児就学支援委員会、交通安全対策運営協議会、地域包括センターの運営委員、それと給食運営委員会というのがあるのですけれども、これが給食運営委員会が規則になっていて、これどうしたらいいのかなと思って、学校給食運営規則の中に入っているのですけれども、これどういう立場になるのかちょっと分からないので気になっていたのですけれども、そ

れて要綱設置のものなのですが、要綱設置のものと、嵐山町健康いきいきプラン策定委員会、健康増進推進策定委員会、公共事業再評価監視委員会、それから里地里山推進委員会、嵐山町農業未来会議、地域福祉策定委員会の策定と評価があります。障害者計画も策定と評価があります。生活支援・介護予防体制推進協議会とボランティアセンターサポート委員会、学童保育室指定管理者選定委員会ですけれども、これもこれから指定業者をやるときに、嵐山町の職員以外の人が入っている場合は、これは条例制定したほうがいいのかなと思いました。

あと、嵐山町都市再生整備計画事業評価委員会、またこれ総合戦略策定委員会、これ策定のほうです。あと地域コミュニティ推進協議会、これが要綱の中ではかなり問題、ちょっと見直したほうがいいのかなというふうなものなのですが、1つ何かすごくこれどうしたものかなと思っているのがありまして、千年の苑事業推進協議会、それから嵐山町観光地域づくり法人設立準備委員会、これは報酬とか報償とか関係ないのですけれども、こういったものが要綱で設置されていると議会としては全然分からないです。議員としてはまず分からない。あともう一つ、中学校部活動指導員設置要綱というのもあるのです。これも10人以内で単純に補助金を出すだけだから、これも関わらないのかもしれないのですけれども、要綱設置でもう構わないのかもしれないのだけれども、今度社会保障がどうなっていくのかなということがあって気になっています。その点についてはどうなのかなというのを伺いたいと思います。それと、訴訟リスクのあるものはこの中にはありますから、ないと言っていたら大変なことになりますから、そのことだけはお話ししておきたいと思います。

次に、総括の2に行きます。第4次男女共同参画計画策定についてなのですが、これは3月8日が国際女性デーで、いろいろな問題が出てきています。2019年のジェンダーギャップ指数は、日本は153か国中121位です。これは、私はもういつもいつも感じていることなのですが、男尊女卑の意識、オールド・ボーイズ・ネットワークの変革が、嵐山町では課題になっていると思います。その意識改革をどのように組み込んでいくか、これが変わっていかないと嵐山町自体が少子化を克服することも難しいしというふうに考えています。コロナ禍で女性の不況というのは深刻です。それを改善できるような計画にしていこうためにどういうふうにしていくかなのですけれども、まず計画策定の委託先というのもよく分からないなと思いながら、条件として、女性の配分を50%以上にするなど条件設定は必要だと思うのです。あと、委員

の中に必ず若い人が男性も女性も含めて若い人、少なくともオールド・ボーイズ・ネットワークの人たちは入っていないというふうな形が必要かなと思うので、その点について伺います。

それから、3点目です。1月14日に埼玉県教育委員会は、各市町村に「令和3年度指導方法の工夫改善に伴う加配」を発行しました。その内容については、埼玉県においては、1学級当たり児童生徒数が全国的にも多く、少人数学級編制への要望を多く寄せられているので、第3学年については、国に先行して少人数学級編制ができるように加配定数の弾力的な運用ができるとしているのですけれども、嵐山町では志賀小学校の3年生が昨日の答弁だと36人ということで、35人以下の学級になるので、2クラスになれるのです。もともと今2年生までは2クラスなのでいい、3年生になると1クラスになるというところで、これは学級経営に対しても非常に苦しいところなので、3年生も2クラスにしていって、そのまま2クラスで上がっていけると、クラスの中の問題なんかも、不登校とかそういった問題も見やすくなるのではないかなと思いますので、その点について伺います。

次は4点目なのですが、1月20日だったと思うのですが、総務省から各市町村に通達が来ていますね。そして、それは議員にも出すようにというふうに出ているのです。ところが、議長には配付されたのだと思うのですが、私たちは見ていないのですが、私これは非常に重要なので読んで見ておきました。これで、令和3年度においては、人づくり革命について次の措置等を講ずることとされており、その地方負担6,712億円、前年度比11億円増について、地方交付税措置を講ずることとしている。

1、幼児教育・保育の無償化3歳から5歳までの全ての子ども及びゼロ歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、幼稚園、保育所、認定こども園の費用の無償化を引き続き実施すること、5,448億円です。これ保育の運営費については、運営費のうち3歳から5歳児の相当分による地方負担の財源については、令和3年度においては消費税率の引上げによる増収分による確保とし、令和4年度以降は児童手当における特例給付の見直し、これ高所得者による年収の特例給付を対象外にすることと、利用者支援事業の国庫補助率の引上げによって、地方負担の減少により確保することとしているということなのです。だから、基本的に3歳から5歳の子どもは教育を無償化されているということがこの人づくり革命において言われていて、そ

れが安倍政権だったときなのですけれども、それが方向として示されているのです。嵐山町の3歳児は、全てではないですよ、国や人づくり革命のその全ての子どもの中に含まれないのか理由を伺います。町長の一存でそんなことができるのであろうか。子どもにとって3歳から5歳の教育は必要であるというふうに言われていながら、財源確保のために一般財源をそっちに回さない、そういうことができるのだろうかということなのです。

地方消費税交付金の配分について、これは必ず予算の中に入れなくてはならないという形で出してもらっているのですけれども、地方消費税交付金の配分は幼保無償化分の地方交付税算出不足分を補って、全部幼保の無償化分のほうに持っていくべきだと思うのです。予算書の説明書では、子どものための教育・保育支援委託料は、予算額3億2,306万1,000円、そのうち国支出金は2億2,532万円、一般財源は7,678万円かな、うち消費税交付金は1,804万円ですけれども、消費税交付金は全額にすること、そして、子どものための教育・保育施設型保育費も一般財源の内訳を消費税引上げ分全額にすること。そして、町立幼稚園管理費は一般財源でほとんど行われているわけですけれども、地方交付税分を1,200万円分を引いた3,540万5,000円を地方消費税交付金分とする、それでもなおかつ、この一般財源のうち引上げ消費税分が残るわけですけれども、本当はこれに3歳児教育、町立幼稚園の子どもの部分が入っていかないといけない。だけれども、それが無い。それをほかの社会保障のほうに変えていくのです。例えば、私はこれはどうなのかなと思って見たのですけれども、こども医療費給付金分のところに引上げ地方消費税分を上げている。それから介護給付とか、そういった民生費のうちの全部のほう、介護関係、国民健康保険関係、後期高齢者関係、学童保育事業はいいですよ、これは入れたとしても。がん検診、高齢者予防接種事業、母子予防接種事業、妊婦健康診査事業、これを引上げ地方消費税分でそれを全部24%分としてばらまいていくということは問題があるのではないかと思います。これをどういうふうに考えていくか。少なくともほかの市町村でも公立のものは国庫支出金が出ないから、だからやめていく、非常に苦しい。坂戸の幼稚園がそうだったというふうに言っていますけれども、実際にはそうではなくて、一般財源のうち地方消費税の引上げ分もそれを充てることになっている。だから、そここのところの言い訳はできないわけなのです。それがそういうふうな形で財政問題として、この幼稚園の問題が片づけられていって、なるべく民間にして行政の中から3歳児から5歳児、就学未

満児の子どもたちの手当をなくしていこうとする方向があるのかなと、全体的にそういう方向があるのかなと思っていて、それは非常に問題が大きいなと思っています。それは特に嵐山町ではなくて、国のほうもそうですけれども、オールド・ボーイズ・ネットワークの考え方なのではないかなと思うのです。それを変えていかない限りは、日本の将来はないかなというふうに思うのですけれども、ごめんなさいね、その前の2のほうにかかってしまいましたけれども、そういった問題点をこの嵐山町の町立幼稚園の部分が含んでいると思います。その点についてお答えいただきたいと思います。

5 番目です。現在アフターコロナとかポストコロナとか言われていますけれども、それで国の政策も配分がされているわけですが、私はウィズコロナというふうに思っています。嵐山町の業務におけるテレワークをどのように位置づけるか伺います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

青木参事兼総務課長、お願いいたします。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、私からは1点目と5点目のご質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目の附属機関、私的諮問機関の関係でございます。令和3年度の予算に計上しています委員会の数でございますが、科目設定のものを含めて、条例設置のものが21件、規則もしくは要綱設置のものが15件ございます。また、予算措置されていない要綱設置のというご質問でございますが、令和3年度予算に計上のないものについて、例規集から検索をしたところでは、条例設置の委員会が8件、要綱等が41件ございます。ただ、この要綱設置のものについては、実際に所期の目的を達成してしまっていて、活動自体行われていない、あるいは新たな委員さんの委嘱がなされていない、こうしたものも多々含まれているものというふうに思っております。

それと、先ほどの川口委員さんの質疑の中にもございましたが、今後はどうするかと。副町長にもご答弁をいただきましたが、今回全国町村会の資料のほうも出されているということでございます。副町長のほうからは、全体的にどうすべきか整理をしたいと、このようなご答弁をさせていただいたところでございますので、そうした方向性を持って今後考えていきたいというふうに思います。

次に、5番目のテレワークの関係でございます。以前も一般質問、たしか渋谷委員

さんからいただいたことがあったかというふうに思います。町の業務において、テレワークを導入することについては、現状では大変難しいのではないかというふうに考えてございます。その要因でございますが、まずは個人情報を扱うという、このセキュリティをいかにしていくのかと、こうした問題があらうかと思えます。また、我々公務というのはサービス業でございまして、窓口業務が大変多い業種となっており、町民の皆様方、あと不特定多数の方とのやり取りが業務の大層を占めるということになります。こうした業務の性質上、なかなかテレワークというものにはなじみにくいのではないかなというふうに考えています。とはいっても今後のウィズコロナというお話ございました。テレワークは一定の効果があるというふうに言われていますので、どうしたことができるのかと、こうしたことについて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○松本美子委員長 続けて答弁をいただきます。

山岸地域支援課長、お願いいたします。

○山岸堅護地域支援課長 2番目にご質問いただきました第4次男女共同参画策定についてお答えを申し上げます。

1点目、計画の内容、オールド・ボーイズ・ネットワークの改革等を含め、計画の内容についてご質問をいただきました。来年度アンケートを実施させていただいて、審議会の中でご検討いただき策定をしていくという流れになっております。そういうことでございますので、こういったご意見を踏まえて検討して策定していくものと考えております。

また、委託先ということで、委託先の関係でご質問をいただきました。予算書で申し上げますと77ページに男女共同参画基本計画策定支援業務委託料を計上させていただいておりまして、金額は150万円です。こちらの金額ですと、恐らくアンケートの実施を委託させていただくということで、策定については主に職員が行っていくというような形になろうかと思われます。

なお、ご参考に申し上げますが、今総合振興計画の策定を繰越し事業でお認めいただきまして策定しておりますけれども、そちらの委託先については、担当者はほとんど女性です。そういうこともありますので、男女共同参画についてはアンケートという主な内容になるかと思えますので、女性を指定してということで、そういうことも

含めて検討してまいりたいと考えております。

○松本美子委員長 続けて答弁をいただきます。

村上教育委員会事務局長、お願いいたします。

○村上伸二教育委員会事務局長 3番目についてお答えさせていただきます。

昨日の答弁の中で、志賀小学校の令和2年度の段階で、2年生が36名というふうにお答えさせていただきましたが、令和3年度の志賀小の3年生、令和3年2月1日現在で1名転出がございまして、35人というふうになっておりますので、35名ということですので、委員ご指摘の少人数学級編制に係る研究指定校には該当いたしませんので、35人の1学級という形で、令和3年度、志賀小3年生は実施する予定になっております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、前田子育て支援課長、答弁お願いいたします。

○前田宗利子育て支援課長 私のほうから4番の3歳児についてお答えをさせていただきます。

国の人づくり革命の中では、幼児期の教育が特に重要であることから、幼児教育無償化を一気に加速するということで、3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化するものでございます。嵐山町につきましても国の人づくり革命の構想に基づき、3歳児につきましても幼稚園、保育所、認定こども園の費用等については無償化を実施しているところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、渋谷委員、2回目です。どうぞ。

○渋谷登美子委員 何かすごい答えをいただいてしまったなと思っているのですけれども、まず、すごい答弁ですよね。何か実施していないのに実施しているのだ、そうなのですねというご答弁をいただきました。附属機関についてなののですけれども、すごく検討されているということで、これから検討されるということなののですけれども、当初予算で必要なものというのがあるのですけれども、これは当初予算ではいつ報酬費を支払う形になるかという年度末になるのですか、これだと。年度末ではない形でまず見直しをしなくてはいけないと思うのですけれども、年度末に支払う前に報酬、法定の全部を見直しをしていく必要があると思うのですが、それについては大体いつぐらいまでにやるか、どういうふうな体制で行っていくか、これに川口さんが見てい

たのは、それから副町長も総務課長も見ていたのは全国町村会総務部法務支援室の文書ですよ。それでやっぱりある程度期間を決めて、半年ぐらいの期間を決めて全部チェックしていく、そういうふうなシステムをつくっていると思うのですが、それについてどういうふうに準備というのですか、それをどういうふうにしていくか。なかなかスケジュールをつくっていただかないとやっていけないということがありますし、そのところは当初予算で見直しが必要と思われるものはあるわけです。それから、令和2年度では完全に違法だったなというふうなものもありますので、早めに行っていた方がいいかなと思います。

それと、千年の苑事業未来推進協議会と、これ要綱なので報酬、報償費とは関係ないのですけれども、嵐山町観光地域づくり法人設立準備委員会、あとこれも何か気になるなと思っていたのは、杉山城跡史跡整備検討委員会、こういったもの、これはどういうふうな位置づけになるのか。138条の4には該当しないし、それから地方公務員法にも該当しないし、これは本来は条例で制定しておいて、そして補助金をそこに出していくという形が必要なのではないかなと思うのです。これだと何が行われているのか分かりません。少なくとも条例制定されたものに対しては、委員会は傍聴できるようにしているのが本来なので、それについて伺いたいと思います。

それから、2点目ですけれども、これはアンケートの実施ですけれども、アンケートをどのような内容で実施していくかというのはとても重要で、それがオールド・ボーイズ・ネットワークの意識を変革する一つのきっかけになるわけです。3月8日に国際女性デーで、皆さんいろいろ報道されていることはご存じだと思うのですけれども、いろんな問題がありまして、ここのところで紛失してきたなというふうに見える化、このオールド・ボーイズ・ネットワークの問題がやっと見える化されてきたなというふうな感じで見ているのですけれども、それを嵐山町でさらに意識化して、政策に反映していくということが必要だと思うのですけれども、そのアンケートの内容についてはどこがやっていくのか。職員が担当するということですが、それを委員さんが見るというふうになると、委員さんの、どのような方が委員に入ってこられるかというのがとても重要になってくると思うのですが、それについて伺いたいと思います。

3番目行きます。嵐山町では、すみません、35人以上になる学級というのは、小学

校はここだけだったと思うのです。それで、県の加配が得れないとして、私は35人とかいうのは本当に教室運営として、クラス運営として厳しいなというのを考えているのです。実際に参観日なんかに行きますと、これは昔の話ですよ、参観日なんかに行きますともう教室が狭い、それがまず最初にあるのです。特に中学生は教室が狭い。参観日なんかに行ってもなかなか中に入っていけないくらい狭いです。だから、35人学級にするためには、こうすると嵐山町では、独自に加配をしていくべきだと思うのですけれども、それはそれこそ本当にあれですよ、財政調整基金から出していかなくては行けなくて、予算措置をしなくては行けないから、臨時議会をしなくては行けないような状況になってくるのですけれども、私はこのところで大丈夫だと思っていたのですけれども、そういった考え方があるかどうか伺いたいと思います。

非常に残念なのです。35人学級が1学年ずつやっていくという形で、5年間でやっていくというのは嵐山町にとってはあまり今後期待できるかどうか、その政策自体が期待できるかどうか分らないのですが、その点について伺います。

それから、4点目です。4点目、私はなぜこんなに人づくり革命まで出して、そして地方消費税のことまで出してやっているのですけれども、それで嵐山町の3歳児は何人3歳児で、幼稚園にも行っていない、民間の幼稚園にも行っていない、それから保育園にも行っていない子どもは令和3年度、何人になるのですか。その子どもたちに対しての3歳児の教育というのは、これ同じように皆さんが国からの予算配分があるとしても、嵐山町の子たちだけには予算配分がないということですね。その方たちもきつとご家庭では消費税を1.5%分ぐらいというか、その部分は支出していますね。そこの不公平さがあるのですが、それについて町長に伺います。これは別に子育て支援課の課長に聞いたって仕方がないことで、なぜなのかということは町長の施政方針ですから、方針ですから、課長はそれを実行するだけなので、そのところを考えて答弁者を決定してください。

次、行きます。ウィズコロナに関して、嵐山町では現在個人情報も扱っていて、窓口業務も困るということなのですから、なので適していないというふうな形なのですが、将来的にテレワークをどう位置づけるかということ、私はこれも総務省の資料から持ってきていて、テレワークをどのようにして位置づけるかということがあるので、特に嵐山町の業務でテレワークでもできるかなというか、テレワークというよりは、今のこのテレワークという概念は仕事をいただいて、そしてPCでそれを家庭

でやっていくという概念が大きいのだと思うのですけれども、嵐山町のテレワークというのは何というか、住民の方と接するときにテレワークできますね。それに関わるものに入っていける、どのように位置づけるかということなのですが、その部分は今回の予算でもできるのかなと思うのですけれども、それについての考え方を伺います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

青木参事兼総務課長、お願いいたします。

○青木 務参事兼総務課長 では、お答えをさせていただきます。

まず1点目の附属機関の関係でございます。大変申し訳ございませんが、それぞれ個々の要綱等々、こういった内容かというものはちょっと手元にも資料ございませんし、把握をしておりません。特定の委員会の名前を出されましたが、それぞれの目的についてはその要綱なりに設置の目的、記入があると思います。基本的に言えるのは、要綱で設置をしているものについては、これは附属機関ではないと過日もご答弁申し上げましたが、私的の諮問機関だというような位置づけになるのだと思います。ですから、内容的にはその委員会の中で何か方針を決定してということではなくて、委員さんの皆様方からご意見を頂戴すると、こうしたことが目的にあるというふうに思っています。全国町村会のほうで云々という話については、その私的諮問機関としての活動が否かというところを分類をして整理をしますと、こうした内容かというふうに思っています。

今後どうするのかという、どのようなスケジュール観を持って進めていくのかというご質問でございますが、今日の段階でこうしたスケジュールでというのはなかなか申し上げられないところでございます。今後内容を吟味をさせていただきまして進めてまいりたいというふうに考えます。

それと、5番目の関係でございます。総務省のほうからこうした方針を持って、国の方針ですから、地方の自治体は当然そういったものに準拠して、できることから進めていくというのは、これは基本だというふうに思います。ただ、実際には県並みの大きな自治体から人口数百人の小さな自治体まで様々でございます。やはり規模が小さくなればなるほどできることは限られてくるのではないかというふうに思います。当然法で定められている基本的なことというのは、それはどんな自治体であってもやらなければいけないとは思いますが、そうではないものも多々あるかと思えます。現実問題、では役場の職員が一日中何か資料を作っている、パソコンに向かって何か

をやっている、こういった職員というのはほぼ皆無だというふうに思います。やはり町民の方、あるいは来庁舎の方、そうした方に何らかの形で接する。電話でもそうです。やはりこの職場にいるからこそできること、できることというのでしょうか、ここにいなければできないこと、本当に多いというふうに思います。昨年の分散勤務という形を一定期間取らせていただきましたが、その検証というのでしょうか、職員の皆様方からの意見を聞くと大変きつかったと。やはり人数が半分になってしまうわけですから、その半分の人数で通常の業務を行っていくわけですから、本当に皆さんきつかったと、そういった声もいただきました。先ほど1回目のご答弁でも申し上げましたとおり、テレワークという形ではなくて、では何ができるのか。こうしたことを今後の常軌等の関係もありますし、どういった世の中になっていくのか、そういったことを見据えながら長い目を持って考えてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、続けて答弁をいただきます。

山岸地域支援課長、お願いいたします。

○山岸堅護地域支援課長 2番目の質問、第4次男女共同参画、こちらについてお答えを申し上げます。

1つ目のご質問はアンケートの内容ということでご質問をいただきました。このアンケートの内容についてもこれから取っていくということでございますので、来年度もしアンケートも委託するようであれば、その委託業者の知識等があるかと思えます。そういったことも生かしながら検討してまいりたいと考えておりますが、ただ前回もアンケートを取っておりますので、そちらとの比較というのにも必要になってくるかと思えます。そういったことも踏まえて内容については検討してまいりたいと考えております。

2点目、審議会に関してご質問をいただきました。現在審議会の委員さん、10人お願いしております。女性が6人、男性が4人です。年代で申し上げますと、20代の方から80代の方までそれぞれの年代の方がいらっしゃいます。こうした形で多くの年代の方、それぞれのお考え、女性、男性の別、そういったことも踏まえて、また各いろいろなことに携わっている方にもお願いしておりますので、多様なご意見をいただけるかと思えますので、そういった中で審議をし、策定してまいりたいと考えております。

○松本美子委員長 それでは、次に村上教育委員会事務局長、お願いいたします。

○村上伸二教育委員会事務局長 各校の学級数でございますが、県の加配等をお願いしながら、国の基準にのっとって実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、最後に前田子育て支援課長、お願いいたします。

○前田宗利子育て支援課長 私のほうから、もう一度お答えさせていただきます。

渋谷委員さんのご質問にありますように、家庭で養育をしている3歳児ということでもございましたので、令和3年4月1日の状態はまだ確定しておりませんので、前回9月のときに調べた人数をちょっとお話をさせていただこうと思います。3歳児につきましては101名いらっしゃいまして、そのうち家庭にいらっしゃるのが25名ということでございました。これは昨年の9月の段階です。ですので、25名の方々についてはそういったここの人づくり革命で言っている幼稚園ですとか、保育所の費用についての無償化というのは対応になりません。町としてはそういった方につきましては、子育て支援センター嵐丸ひろばですとか、子育て広場レピの事業ですとか、そういった事業で支援をさせていただいているというところでございます。

○松本美子委員長 渋谷委員、すみませんが……。

○渋谷登美子委員 悪いけれども、答弁してくださいと言っているのは、課長に答弁してくれと言っているわけではない。町長に答弁してくださいと言っているのです。

○松本美子委員長 申し訳ありませんけれども、確認のためにさせていただきました。

それでは、佐久間町長、答弁をお願いいたします。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

今前田課長のほうからも答弁をさせていただきましたけれども、この3歳児に対して、町のほうではしっかりと対応しているというふうに認識をいたしております。例えば今家庭のほうで養育している方、これは昨年の9月の段階ですか、それで25名という形ありますけれども、こういった人たちが例えばどこかの私立の幼稚園に行く、あるいは保育園に行く、あるいは認定こども園なんかに行く場合でも利用料はちゃんと町のほうからしっかりと支出することはできるわけです。そういう状況にもかかわらず、こういう形で残っているというのは、その方々のやっぱり判断ということも多分あろうかと思います。そしてまた、それプラス嵐山のほうでは、例えば幼稚園に関して、さくら教室ももちろんそうですし、あるいはいろんな形の中で子育て支援をや

っておりますので、しっかりとそういった形で3歳児も含めて教育を行っているという認識を持っております。

それから、あと先ほど渋谷委員のほうから嵐山町立幼稚園をなくしていく方向性で考えているのではないかと、それに対して、その根底にあるのはオールド・ボーイズ・ネットワークみたいな、そういった嵐山町の男の人たちの考え方があるというような発言もありましたけれども、それは全く根拠としてはないものと私は認識しておりますし、また嵐山町の男性に対しても大変失礼な人格を否定するような言葉ではないかなというふうにちょっと危惧をいたしました。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、渋谷委員どうぞ、質疑を。

○渋谷登美子委員 1番目の附属機関のことなのですが、これは年内にはどうしてもやってしまう。12月ぐらいまでには最低でも、私は本当は9月議会までには出してほしいなというふうな感じがあるのですけれども、そしてその中に要綱みたいな形で、どこも何か所かそういうふうな資料として、附属機関の見直しについてという形の説明をしたりしているのです。それをやっていただかないと、令和2年度に行ったことについてでもそれなりの措置はする予定でいますので、それが一つの考え方の条件になると思いますか、それは私の判断ですけれども、そういうふうに思います。

それと、総務課長さんはご自分が総務の担当だから違反はないというふうにおっしゃっていますけれども、法令違反はないとおっしゃっているけれども、私は法令違反は幾つかあるなというふうに思っていますので、そこところが訂正できるかできないかというのは9月ぐらいまで、3月ぐらいで大体支出しているので、9月か12月ぐらいまでにはその判断ができたところで、私のほうで自分の次の行動を決めますので、それはそのようをお願いしたいと思います。

それから、男女共同参画についての委員なのですけれども、例えばシングルマザーの方という方も入っていただくと非常に厳しい状況の方ですから、そういった方は入っていらっしゃらないかなと思うのですけれども、それは予測値でしか皆さん考えることができないと思うので、そういった方はできるだけシングルマザーだから委員に入ってくださいというのもおかしいのですけれども、そういった配慮は必要かなと思うのですけれども、そうでないと不況に対して、女性の不況がコロナ禍で非常に大きかったわけです。それがうまく計画の中に反映されていかないと思うのです。これ難

しいなと思うのは、行動計画策定に当たっては大体お昼が多いのですけれども、働いている女性も入っていただいたほうがいいかなというふうに考えるのですが、男性も女性も、そういうふうなことも含めてお願いしたいと思います。それについてもご答弁いただければと思います。

それから、学校に関しては、加配については、ほかの生徒でも加配というのは取れますね。少人数学級にするための加配ではない形で加配を取って、その35人になってしまう。4月1日になってみないとまた増えてくるかもしれないから分からないのですけれども、私は子どもの状況というのは非常に厳しいなと思う。37人、38人になってくると、聞いている話ではクラス崩壊とかいじめとか多く出てきているのではないかなというふうに思うのです。それをスクールソーシャルワーカーとか相談員とかという形ではなく構造的な問題なので、構造的な問題を解決するためにどうするかという形で、そこに支援の方を入れるとか、そういうことが加配で支援の方を入れることができるのかの点について伺います。

それから、総括の4です。この頃よく言われております。私はたしなみのない女性議員ですので、しっかり発言させていただきます。非常に失礼なことを言っているのは、たしなみのない女性議員なので。それで、男性には配慮しない、特に男性である町長には配慮しない発言をいたしますので、たしなみのない女性議員としてそれを言いますけれども、この25名に対して、3歳児の子どもに対して、嵐山町は消費税の値上げ分については非常に不公平ですよね。家庭の問題ではない。そのお子さんたちが、例えばちょっとクラスに入っていけないような状況があるのかもしれないから別のところに行っていくというふうなことがあるかもしれませんが、基本的に文科省も厚労省も3歳児から5歳児については集団教育が必要であるとしています。これは義務教育ではないけれども、皆さんがそこに入っていけるように無償化になっています。それなりの事情があって幼稚園を選択していないだけであって、例えば遠過ぎるとか、保育園も、すみません、幾つの年齢の方が待機児童なのか私分からないのですけれども、嵐山町は少なくとも町立幼稚園は3歳児保育があれば、それなりの25人の方がそこに残っていない。それは3歳児に対しての考え方が違うからです、男性と女性で。それが失礼なことかどうか、議場で皆さんの前でそれを言うことが失礼なことかどうか分かりませんが、私は女性議員として、たしなみのない議員として言いますけれども、こんなことをやっていたら、嵐山町の少子化はますます進んでい

きます。

そして、坂戸のことをこの前お話しされましたけれども、公立幼稚園に関しては、そういったことをやろうとしていかない。それはなぜかという、国庫支出金が民間に行くから、公が負担が多くなるというふうなという理由づけですね。それは一つの考え方というか、おかしいですよ。皆さんがなぜ3歳児の町立幼稚園を造らないか。私こういうふうなお話を聞いたのです。3歳児と4歳児で集団に入っていくところにどんな差があるかというふうなことを聞いたのですけれども、これは本当にそういうふうなことがあるのかなというふうな今でも疑問なのですけれども、3歳から入った子と4歳から入った子どもでは、集団に対しての防衛心が違うのだそうです。自分をなかなか開くことが難しくなってくる。でも、それは長い期間かかって解決する問題ですけれども、例えば小学校1年生に関して言えば、4月生まれの子と3月生まれの子が大きな差があるのと同じことなのですけれども、だから3歳児はなただけ集団保育をやるというので。ではなかったら、なぜ3歳児から5歳児って、保育所保育指針や幼稚園指導要領や認定こども園のところは読んでいないのですけれども、そういうふうになっているのですか。これが必要だから、そういうふう書いてある。その必要性を嵐山町は認めていないということです。財政の問題ではない、嫌らしい男尊女卑の考え方です。それを私はたしなみのない女性議員として話していますから言いますが、これについてはちゃんとした答えをしてください。嵐山町では、なぜ幼稚園教育が3年にならないのか伺います。

〔「委員長」と言う人あり〕

○松本美子委員長 渋谷委員に申し上げます。

動議が出ておりますので、ちょっとお待ちください。

大野委員。

○大野敏行委員 コロナ禍でやっているのですから、あまり声を上げないで、あまり興奮しないで、静かに質問してもらうように指示してくださいよ、委員長として。

○松本美子委員長 はい、分かりました。

渋谷委員に申し上げますけれども、品格を持ちまして、議場で特別委員会ということで、今総括をやっているわけですので、お静かに説明しながらという形を心がけていただき質疑していただければと思います。

○渋谷登美子委員 分かりました。でも、もうこれで最後ですから。それで、3歳児に

関してはずっとやってきています。この前の一般質問ひどいし、総務課のことでの、この地方消費税交付金のことについてもそのような形でやっていますし、これで地方消費税交付金についての考え方、幼保無償化と地方消費税の立ち上げ分、それがなぜこっちに回っていかないのか、それが非常に失礼な言い方をするというふうに言われていましたけれども、私はこんなに失礼な議場でずっと長いことこれやっていますから、答弁をずっと続けて聞いているのです。そして、しかも男女共同参画の第4次補正するというのに、何もこれを私のほうが考え方が間違っているというふうに言われています。どうしてそうになっていくのか伺いたいと思います。なぜここに嵐山町で3歳児保育ができないのか伺いたいと思います。

○松本美子委員長 質問は以上でしょうか。

○渋谷登美子委員 いいですよ。

○松本美子委員長 それでは、途中でございますけれども、暫時休憩とさせていただきます。1時30分から開会をさせていただきます。

休 憩 午前11時56分

再 開 午後 1時28分

○松本美子委員長 それでは、皆様お集まりでございますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

渋谷委員さんの3回目の質問に対しましてご答弁をいただきたいと思います。お願いします。

それでは、青木参事兼総務課長、お願いいたします。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、私からの1件目のご質問に対してお答えをさせていただきますというふうに存じます。

令和3年度の当初予算が可決をいただき、新年度になりますと予算の執行がなされるわけでございます。要綱設置の委員報償費については、通常会議の出席報償、謝礼ということでお支払いしております。その会議会議で、新年度になりますと必要に応じて会議が開催されますと、その会議開催後、速やかに報償費のほうは支払っていくということでございますので、委員さんのお話のように年度末に支払いということでは一概は言えないというふうに考えてございます。スケジュールにつきましては、先ほどご答弁をさせていただきましたが、この場にて、ではいつまでというようなご

答弁についてはそういうのは難しいと考えてございまして、時期については申し上げられないということでございます。

以上です。

○松本美子委員長 続けて答弁をお願いいたします。

山岸地域支援課長、お願いいたします。

○山岸堅護地域支援課長 2 番目の男女共同参画の策定に関しまして、コロナ禍での女性不況、また独り親家庭の方で困っていらっしゃる方、そういった方のご意見をお聞きして策定していくのが重要ではないかということでご質問をいただきました。今回の総合振興計画の策定に関しましても一般的なアンケートということで2,000人の方を対象にアンケートを取らせていただきました。その中で、以前にもお答えを申し上げましたが、若い方の回答率が低いということもございまして、補足的に小学校4年生の保護者を対象にしたアンケート、それから消防団の団員さんの皆さんにご協力いただきましてアンケートを取らせていただきました。消防団の団員さんのアンケートに関しましては、特に県のシステムを利用しまして、それとLINE、両方利用させていただきまして、アンケートを取らせていただきました。そういったことも工夫の一つとして様々な方からご意見を伺う中で必要だろうというふうに考えております。こういったことを踏まえまして、男女共同参画の策定に対しましては、できる限り幅広い様々な方々からご意見を伺いながら策定をさせていただきたいと考えております。

○松本美子委員長 それでは、村上教育委員会事務局長、お願いいたします。

○村上伸二教育委員会事務局長 先ほど国の基準に基づいて学級運営を行っていくというふうに答弁させていただきましたけれども、やはり決められた定数の教員配置、これ以外に加配ということで、令和3年度は教科指導充実加配が志賀小、菅中、玉中に各1名、それと専科指導加配、こちら菅小にも1名お願いして決定しております。町費としてできるだけ学級運営を良好な形で進めるために、次年度においても臨時講師として小中両方の学校に行っていただく形で英語の先生がお二人、特支に1名、またそれ以外にも学習生活指導員特支の補助員さんとか、そういった形を町費で対応させていただいております。単純に人数でクラスをできるだけ少人数にするというだけでなく、実際各校、各学年、また各学級によってそれぞれ課題等がございます。いじめ等の問題等もありますので、そういった個別の案件に対して良好な学級運営ができ

るように町費等も使って次年度以降も学級運営のほう、学校運営のほうを行っていき
たいというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、続けまして佐久間町長、お願いいたします。

○佐久間孝光町長 私のほうから4番に対してご答弁させていただきたいと思います。

嵐山町立幼稚園におきまして、3歳児教育を行うという考えは今のところござい
ません。おかげさまで嵐山町立幼稚園は園長先生を中心とした教職員の方々、すばらし
い教育を展開していただく中で地元の方々から大変高い支持をいただいておりますの
で、一日も長くしっかりと幼稚園の運営を続けていきたいということに傾注をしてま
いりたいと思います。

また、予算面に関しましては、前田子育て支援課長を中心とした課のほうで実態を
しっかりと把握する。そして、また財政当局と連携をする中で、国の方針に従って適
切に予算を編成していただくというふうに認識をいたしております。

以上です。

○松本美子委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、青柳賢治委員の統括質疑から始めさせていただきますので、
どうぞお願いします。

○青柳賢治委員 私からは2点ということになりますか。まず1点目ですけれども、予
算編成、佐久間町長初めて当たられたわけです。多角的ないろいろな角度からご苦労
されたのだと思います。その編成に当たっての基本方針とされたところ、さらには令
和3年度の予算において特に重点を置いた点というようなことについてお尋ねをして
いきたいと思います。

2点目は、施政方針に示されました各種施策がいろいろございます。こういった点
がそれぞれ基本構想とされるようなところと、どうなのだろうなというようなことを
兼ねて、各地にありました活力と生きがいを創出するという、コロナ禍でやはり観光
面におけるDMOの事業でありましたり、さらには川島地区における産業団地の土地
利用、こういったことによって雇用や人の流れをつくっていくということで、非常に
この点についてはメリットのある、いわゆるめり張りがあるというか、という予算編
成ができたのではないかなというふうに私は思っているところでございます。いわゆ
るわくわく感のあるような予算編成ということの中で、今の活力と生きがい、先ほど

からも出ておりますけれども、やはり確かな財源がないことにはなかなかいろいろ皆さん町民要望を達する中でどれ一つをとっても大事なものでございますけれども、その辺をやっぱり活力と生きがいということを創出していく今の2点の事業の中から経済効果的なもの、さらには町がそれに対しまして目指すもの、そういったところについてお尋ねしておきたい。

それから、子どもたちの未来を創出するということでございます。これも佐久間町長がどういうふうな予算編成というか、施政方針を出されるかなと思って見ておりましたら、いわゆる嵐山町のまち・ひと・しごと総合戦略、これは第2期分も今ほぼ出来上がっているところでしょうけれども、基づいて出されております。その中で、私は今日の議論の中で一番力点を置きたいのは、子どもたちの未来を創出するという、ここなのです。このやはり嵐山町の、令和2年度までの町の考え方といいますか、そういった部分と、佐久間町長の施政方針を含めた令和3年度の予算というものが、やはり少し方向的なものが若干、私がですよ、思うところどうなのだろうなというようなところがあります。それは少子化、深刻な状況にある、コロナによってもいろんな状況にある。その中で今回子育てにおける経済的な負担の解消というようなことで国民健康保険の第3種の減免であったり、さらには18歳までの医療費の無料化であったり、無償化といいますか、それとやはり学校給食費、これの第2子、それから第3子、この辺のところの無償化に進んでまいりました。私とすると、この辺のところはいろいろと先ほども出ていました幼保無償化でありましたり、さらには児童手当、現在は恐らく年収制限があるはずですが、第1子に1万円、第2子には1万円、第3子には1万5,000円というような手当も出てきている。いわゆる一つの子育て支援というものは、ある程度かなり充実してきていることも事実なのです。そういう中で、こういう支援をされていくということについての考え方といいますか、その辺のところをお尋ねしておきたい。

それと、3点目ですが、これは住みよい豊かな環境を創出するというこの中で、今回防災計画が繰越しになったり、それからハザードマップ、それから強靱化、こういったものができてまいります。やはりこの予算をいろいろと外部、地震や何かには強いよと言われている嵐山町ではありますが、さらにこれに磨きをかけた、いわゆる町民のためになる住みよい環境というものが求められると思います。この点について、そういった各種の計画をどのように使って実践に生かしていくというお考えで

いらっしゃるのか、以上お尋ねしたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

佐久間町長、お願いいたします。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

まず、予算編成に当たって、基本方針と特に重点を置いた点ということで最初答弁をさせていただきます。施政方針の中でも述べさせていただきましたとおり、財政比率をしっかりと堅持する中で、嵐山町民の方々の健康で安心安全な生活を送ることができる、若い人たちが使命感を持ち、生き生きと活躍できる、子育て世代が妊娠期から安心して意欲的に子育てに取り組むことができる、子どもたちが将来に夢と希望を持ち、伸び伸びと成長できるまちづくりを念頭に予算編成をさせていただきました。その中においても子育て支援は特に重点を置いて予算編成をさせていただきました。

2の(1)についてお答えさせていただきます。活力と生きがいを創出ということですが、嵐山町内の事業所等で働く方々を「コロナに負けるな、働く人たち」特集として、広報嵐山で紹介をいたしました。今一番苦しいであろう飲食店の方々から、感染防止のために間隔を取らなければならないが、お客様との心の距離は近づいたとの声もあったとのことでもあります。そのような状況を後押しする企業支援課と商工会の連携による経済的支援は多くの事業所がこのコロナ渦を乗り越える支えになっていることと認識し、今後も引き続き支援をしてまいりたいと思います。

また、町の顔であります駅西地区の整備、新しい組織に生まれ変わった観光協会による町の魅力発信、新規就農者の育成、花見台工業団地拡張及び川島地区の産業系土地利用、国立女性教育会館がある町として恥ずかしくない男女共同参画社会の実現への取組を進めてまいります。

(2)についてお答えさせていただきます。令和元年の嵐山町合計特殊出生率は0.87と、国1.36、埼玉県1.27を大きく下回っているのが現状です。出生率向上を実現できるよう子育て世帯の経済的負担を軽減するため、こども医療費給付対象を18歳まで拡大し、国保税は第3子以降の均等割額を減免、給食費は第2子2分の1、第3子以降には全額助成といたしました。引き続き魅力的な子育て環境整備を進めてまいります。

(3)についてお答えさせていただきます。住んでよかった、これからも住み続けたいと感じられる安全で安心かつ利便性の高いまちづくりを目指します。災害時であ

っても妊産婦や乳幼児を抱えるお母様方が少しでも安心して避難していただけるよう、学校法人大妻学院と災害時施設使用に関する協定を結ばさせていただきました。町民の災害に対する意識を高め、嵐山町国土強靱化地域計画、嵐山町ハザードマップを策定することにより、さらに災害に強い地域づくり、仕組みづくりを展開してまいります。ポイ捨て、路上喫煙禁止区域の周知、河川及び調整池の水質検査、イノシシによる農作物の被害防止事業なども実施してまいります。策定いたしました第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に沿って介護予防に対する意識向上に取り組み、高齢者閉じ籠もり防止のため、高齢者外出支援タクシー助成はさらに利用しやすい形へと改善し、高齢者の生活圏拡大を支援してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○松本美子委員長 それでは、青柳委員、どうぞお願いします。

○青柳賢治委員 予算編成に当たっては、佐久間町長の思っているようなところが特に担当、各担当課に十分浸透して、それでつくられてきているのかなというふうに今の答弁を聞いて思っているところですけども、その辺のところは一応そのような感想であるのかどうか、そうだったと言えるかどうかということ。

それから、2点目のほうの活力と生きがいに関するDMOと産業団地関係の、いわゆる雇用と人の流れなのです。やはりいろいろのこの予算委員会の話を聞いていると人口が減少する、それから出生率はなかなか厳しい、これはコロナというようなことも当然想定されるわけですけども、しっかりとした雇用というものがやっぱりないと、いずれにしても嵐山に来て働く、嵐山で生活するというようなことは簡単なことではないだろうなというふうに私もいろいろ聞いていて思っているところです。ですから、その辺の面のところをまだ時間かかる事業ではありますけれども、いずれはこれコロナが終息をして、アフターコロナの時代が来るのです。その中で私は今回この投資的経費、約30.7%増額されたという、その大胆さというかな、それについては非常に高く評価しています。そして、それこそまさにこのアフターコロナの後の一つの町の戦略、恐らく逆の、今の静かになっている部分の反動が必ず来ます。でも、厳しい時代であることは間違いありません。そういったところを確かに進めていくという、いろいろ各担当課からありましたけれども、それをさらに後押しをしていくのだという町長のその考え方、その辺のところをお伺いしておきたい。

それと、さっきから少子化、子育ての件なのですけども、これが私が補正予算で

組まれたときに子どもたちの教育費、いわゆる2子、3子、文教厚生常任委員会のほうからご提案というか提言があったということで、それはそのとおりだと思います。ただ、その経済的支援というのは、もう一度やはり考えてみる必要があるのではないのか。よそがやっているから第2子、第3子にやるということではなく、やはり嵐山町としての独自性、やはりそこをいただくご両親や保護者にとっても非常にありがたいという効果のある経済的支援というのが強く求められてくるのではないのかな。そういう意味では、私は学校給食費の無償化については約1,500万ぐらいの予算が取られました。できることであれば、一律にして子どもたちに経済的支援をするということも考え方の一つにはあるのではないかと、その平等性も大事なんではないかなと。例えば、では学校に私は1人の子どもしかいませんでしたと。2子がいるところは2子目に半額が行くということになるわけですね。その辺も考えていきますと、なかなか今の現状ですと、第2子、第3子、非常にこれはご両親の理解だったり、頑張りだったりないとなかなかそこまで行くというのは非常に厳しい現実があるのだろうと私も思います。その中でその子育てを支援をするという考え方の中に嵐山町の子どもたちを子育てしている経済的支援の在り方というのは、やっぱりもう一度他町がやっているから、よそがやっているから、果たして給食費なのかということではなく、一人一人に平等な経済的支援というもの、そういう観点も求められるのではないかなと。嵐山町に住んでいる親としてみれば、当然そういうことは考えるのではないかなと思うところでございます。そういう点についてその経済的支援が一つであるとすれば、もう一つはいろんな人的支援なのです。昨日の学校関係で出ていましたさわやか相談員さんだったり、スクールソーシャルワーカーだったり、やはり今子どもたちの悩みの中も多様化してしまっているのです。我々のような素人の大人ではとてもではないけれども、どこまでどれを考えているかぐらいのことは私らではなかなか分からない。それを専門性のある方が、やっぱり昨日の教育委員会の答弁でした。スクールソーシャルワーカーを週に2回小学校にも回ってもらうような形でかなり充実していますよという答弁があったのです。やはりこれから子どもたちがもちろん給食もしっかり食べて栄養が回って健康な体でいくことは当たり前ですけれども、非常に今のこの時代がそこまで順調に来ていてもちょっとコロナでつまずいたりとか、あるケースも私も聞いております。そういった人的な支援というのも一つのいわゆる子育て支援にはなっていくのだろうというふうに私考えます。その2つを合わせてやっぱり嵐山町の

親御さんに対したり、子どもに対しての子育て支援ではないのかなというふうと思うところがございます。ここはやっぱり佐久間町長の考え方もよく聞いておきたいし、それによっては町のしっかりとした進み方というのが求められてくると思いますので、答弁を求めたいと思います。

そして、最後の防災関係ですけれども、これも本当に台風19号のときにあって、嵐山町が率先してやらなくてはならなかったことはいろんなことが大分進んできました。そして、いろいろと防災組織を見ていると、非常に嵐山町の場合は他地区から比べると、他の町ですよ、非常にいろんな活動状況とか内容がよく活発にやっているように私は見受けているわけです。さらにそれを、やっぱりコロナの中での避難とかいろいろ含めて大変な部分もあるのだけれども、では、町として、町長としてどういう後押しをしようかなというようなお考えでいらっしゃるのかお尋ねします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

佐久間町長、お願いいたします。

○佐久間孝光町長 お答えをさせていただきます。

まず1番の大きな予算全体の編成に関しましては、各担当課は自分たちのやはり職責の中でしっかりとこの事業を進めていきたいのだと、ここのところをもっと補強していきたいのだと、もっとここのところを拡大していきたいのだと、そういうものはしっかりと持っています。持っている中で、もちろん全体的な判断もありますから、そういう中で私ども随分、でもここのところはこうではないか、ああではないかという中でご理解をいただく。では、ここのところはこうしよう、ではここのところはこうしようではないかというので、やはりそういったきめ細かいところまでいろいろな議論をさせていただきました。職員一人一人も町の全体の様子、そしてまた今後進めていかなければいけない方向性、そういったこともしっかりと捉えていただく中で主張すべきはしっかりと主張する、でもご理解いただいて、そして妥協していただいたり、あるいは協力していただく、そういうことの繰り返しの中で今回の最終的な予算編成ができたと思っています。これは聞けば、本当に職員一人一人がどれだけ自分の仕事に対して責任感を持っているのか、そしてまた使命感を持って、そして進めているのか、とってもよく分かりました。感謝をしながらご理解いただくところはいただいて、そして最終的にはこういった結論に対処させていただきました。

それから、あとは2のほうの(1)、DMOに関してですけれども、このDMOに

関しては、もう既に私の耳にももう何年か前から平気なのかいというので心配する声もたくさん届いていることも事実です。しかし、あれはプレオープンだったか、オープンしたときでしたか、あれだけの人が短期間にやってきてくれた。そして、あれだけの売上げも上がったことも事実なのです。ですから、可能性としては本当に大きな可能性を秘めている。ただ、今までと同じやり方でいいのか、今までと同じ人材でいいのか、また今までと同じような方向性でいいのか、そういったことはしっかりと足元を見詰めて、そしてそういう中でDMOという組織を目指して新しい観光協会に再編をさせていただいて、昨年の12月からスタートしております。ご心配の点は、観光協会理事一人一人、また職員一人一人も共有をしておりますので、そういったことをしっかりと一つ一つの課題を乗り越えて確実な結果を出せるように。ただ、これはもうある意味ではビジネスと同じですから、1つのお店を開く、お店を開いたら、10人開いたら10人皆成功するか、とんでもないことです。みんな成功しよう、みんなよくなろうと思ってやっていたって、死に物狂いでやっていたってうまくいく人もいるし、うまくいかない人もいます。それから、社会的な状況で、何でもこういうときにということも起こる。今回はまさにコロナ禍というのがそういうことかなというふうに思います。ただ、しかしながら高橋副町長のほうからも力強い宣言がありましたけれども、必ず成功させるという意気込みで取り組んでまいりたいと思っております。

それから、あとは川島のほうの産業団地のほうに関してですけれども、これは当然のことながらあそこのところにまだ耕作をしている人がいるとか、そういうことであるならばまた別なのですけれども、もう長年ほとんど耕作する人はおられない。土地を有効利用するという観点からもこれは大変重要なことにつながっていくかなというふうに思っております。それから、またあそこのところに産業団地ができれば、やはりそこのところで雇用が生まれる。雇用が生まれるということは定住促進にもつながっていきますから、そういった観点から。そして、また今後人口が減っていく中でやはり税収というのも落ち込んでいく。今日はこういったシミュレーションでしたけれども、これぐらいの税収が見込めるという、そういうようなことも考える。そして、また地元の人たちの要望からこういうのが、話が進みつつあるのだと。普通はこちらのほうからぼおんと投げかけてどうだというときにいろんな反対の人もいるかもしれない。しかし、話を今聞いてみると、現状はほとんどの方が前向きにこのあれを捉えていて、そしてぜひ進めていただきたいと。もちろん川口委員のほうからも心配の声

がありましたけれども、細かいところでこうなのだ、ああなのだというところは幾つかあるかもしれませんが、そういった不安要素があれば一つ一つ丁寧に説明をし乗り越えていく中で進めていくことが必ずやはり嵐山町にとってすばらしい事業になっていくというふうに確信をいたしております。

それから、あと2番目の子どもたちの未来の創出ということで平等性、それが今は多様化しているから、いろんな人的な措置というのも必要なのではないかな。まさにそのとおりだと思います。全くそのとおりです。ただ、子どもたちがいなければ何にもできないわけです。子どもたちがいないのに人的配置をしてもしょうがない。だから、まず一人でも多くのお子さんを産んでいただくような、安心して育てていただけるような、そういう環境整備をやっていくということがまず第一のステップだと私は思います。

それから、あとは給食費なんか特にご心配をされておりましたけれども、よそがやっているからということではなくて、これは一般的に今若い人たちの貧困というのがもう社会問題化しているぐらい、もう我々が子育てしている、あるいは我々が子どものときにそんなことは考えられなかった、社会状況として。ですから、そういった現実もある、また独り親の方たちもいる。何年前のアンケートの中にも1人目を設けるときに経済的で心配している人はいないのです。1人いるけれども、2人目欲しいのだけれども、ちょっと経済的にどうかな。2人いるのだけれども、3人目考えているのだけれども、経済的にちょっとやっていけないではないか。そのところで二の足を踏むという、この経済的な理由というのがもう大多数なのです。ですから、そういった状況を考えてしっかりと経済的な支援を行っていく。ただ、今回もそうですけれども、そういったことも踏まえて、第1子から取り組むということではなくて第2子、第3子、だんだん手厚くをしていく。そのところは明確に違います。

それから、あとは、だったら単に何というか、誰も同じような形で経済的な支援をすると。これは甘やかすためではなくて、やはりそういう経済的な理由で二の足を踏んでいる人たちに対する支援ということですので、そういったことも私の中では出生率の向上ということにつなげていくことがまずもっての第1位でありますので、そういう中でこういった判断をさせていただきましたので、ぜひご理解をいただきたいなというふうに思っております。

また、3番目の豊かな環境の創出、嵐山町はおかげさまで自然災害には基本的には

強い町と、でも決して侮ってはいけないように昨年の台風19号のときにはあれだけの大きな被害が出たことも事実ですので、そういったことも踏まえて油断することなく、そしてまたご指摘のとおり嵐山の自主防災会だとか、そういった地域の方々の協力体制、気持ちというのでしょうか、それはありがたいぐらいに本当に高いものがある。これはもう感謝をしながら、そしてそのエネルギーが1つのベクトルになるように、しっかりと取りまとめをしていくような、そんなことも進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 町長から新しい年度の予算を組んだ、やはりその熱意といいますか、今話で大分分かりました。それで、私が3回目なものですから、子どもたちの未来ということで、今町長もいわゆる出生率の向上が第1位だという答弁でした。とすれば、もう少しその辺を特徴のある出生率の向上、その辺を嵐山町全体で考えてみると。そして、町民に投げかけてみる。お父さんやお母さんに聞いたけれども、もう一回投げかけてみる。そして、しっかりとした出生率向上というものを嵐山町が一番のある程度やらなくてはならない中で、子育て支援の中で出生率の向上なのだとこのことをやっぱり分かってもらう。そして、うちの嵐山町は出生率の向上なのだと、どっかのおばあさんがこう言ったと。うちに、こっちに来てくれると出生率向上こんなことあるとか、そこら辺に力点を置くことが大事なのかな。まして今年は60人も生まれるか生まれないか分からない。コロナのせいもあるかもしれないけれども。この嵐山町の人口ビジョンのこれにも書いてありますよ、最後に。ちょっとこの言葉だけちょっと私申し上げておきます。子どもたちが少ない、高齢者の方々が比較して多い社会、これは行政機関だけが危機的な状況になるのではないのだと。ここに住んでいる全員の方々の生活の維持が危機的なことになるのだと、このビジョンの最後に書いてあるのです、27年のときに。ですから、もう一度その辺を佐久間町長が重点的に力を入れていくということがあれば、さらに町民の皆さんにも理解を求めて、そして嵐山町に来て産んでもらったり、嵐山町に来て出産してもらったり、そういったような出生率向上につながるというものが必要なのではないのかなというように私は思います。そして、さらにこの後、いわゆる4月からは今まであった子育て支援課が編成されまして福祉課になるのだと思うのです。そういったときの今までの子育て支援課が持っていた、

いわゆる両面のある部分がその遅滞なくスピーディーに今まで以上に、やはりその部分が進んでいってもらわないと、さっき言ったいろいろな意味の連携が取れた、その環境が町の行政の中にできていないということを私ひとつ心配するわけですが、その辺併せてご答弁いただければありがたい。

○松本美子委員長 それでは、答弁を佐久間町長、お願いいたします。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

今青柳委員のほうから非常に的確なご指摘をいただきました。出生率向上ということを目指して私も私なりに考えておりますけれども、さらに多くの保護者の方々、また子育て世代の方々、またこれから結婚される方々も含めてお伺いをしていきたいと思えます。またそういったことと併せて、もし例えば委員さんのお孫さんだとか、そういう形で直接聞けるようなところがあれば、ぜひこの議会においてもご提案をしていただいて、そして皆さんの知恵をいただく中でしっかりとこういった政策が結果に結びつくようにやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、福祉課に関しましては、今まで子育て支援課ということで、もうある程度なじんできたところにまた少し組織が再編をするということで関連する方々には当面の間ご不便をおかけしたり、なかなか使い勝手が何かよくないというようなことも出るかもしれませんが、もうそういったことを見越して各関係課のほうでは既にそういった方々に少しずつインフォメーションをさせていただいたり、またそういったことはもう事前に我々も分かっておりますので、そういったときには、ではこういうふうに対応しようということで、ある程度我々のほうも内部でも話し合っておりますので、そういうことがないように全力を尽くしますし、また万が一そういったことがありましたら、しっかりと対応してまいりたいと思えます。

以上です。

○松本美子委員長 ご苦労さまでした。

次に、長島邦夫委員、総括質疑をどうぞ。

○長島邦夫委員 指名をいただきましたので、総括質疑をやらさせていただきます。

今青柳委員が子育て支援等について質疑がございました。私も重なる部分もございますし、また同じ答弁になるようなところもあるかと思いますが、町長のほうにはつきり聞かせていただきたいという部分が多いので、お願いしたいと思います。用意し

たものがありますので、多少読ませていただきます。佐久間町長が就任し、新しいスタートが切られましたが、今コロナ感染による緊急事態宣言は再延長になるような状況であり、国民皆ここから早く脱したいというのが正直なところではないでしょうか。それだけではなく、この状況は個々の収入面に対しても決してよい方向ではありません。嫌な状況となっています。嵐山町の内部に目を向ければ、転入に対して転出が上回るような状況、出生率も年々減少の傾向になっています。町の中では決して活気があるような状況であるとは言えません。町民は明るい話題が欲しい、変化を待ち望んでいるのではないかなという、そんな気がします。町長は施政方針にて進むべきまちづくりを述べられ、子育て支援は重要であるとしています。私も以前町長とこの子育てについて話をしたこともございますが、一部重なるところもあります。ですけれども、子育て支援はこの嵐山町のよさ、そのようなもの、定住の促進にもつながりますが、暮らしやすさを推進することが第一だと思います。ですけれども、子育て支援に佐久間さんの今年に大きく期待をしております。

まず、こども医療費の18歳の無料化、私も期待する政策であり、評価をするところでありまして、同感の部分が多いです。ほか給食費の多子世帯無料化等の事業などの子育て支援推進に至った、全てそうですが、子育て支援に至った町の考え方というか、リーダーとする町長の考え方を再度お伺いをしたいというふうに思います。

2番目なのですが、今年度予算において財産収入が多くなっています。何かを起こし利益を上げる、そのような稼ぐ力だけではなくて、もともとあるものを有効的に使う、アンテナを高くし少しでも見逃さない、そういう姿勢がこれから重要になってくるといふふうに考えます。嵐山町も町有地、公共施設等を所有し、活用されていない部分もあるというふうに考えます。有効的に使い、多少なりとも使用料等がさらに計上されれば町の財源にプラスになり、よい方向になるというふうに考えますが、現状この後のような財産収入の取組方についてお伺いをいたします。

以上、2点です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

佐久間町長、お願いいたします。

○佐久間孝光町長 それでは、1番の給食費の多子世帯補助などの予算計上に至るまでの考え方について答弁をさせていただきます。

嵐山町は、東京から車でも電車でも約1時間で来られるところに位置しています。

嵐山町に降り立てば山や川、田園風景といったすばらしい自然に恵まれ、子育てには理想的な地であると思っています。しかし、令和元年の嵐山町合計特殊出生率は0.87と、国1.36、埼玉県1.27を大きく下回っているのが現状です。現在は若者の貧困が社会問題となる状況下、特に独り親世帯の経済状況が悪化していることは様々な形でご指摘があることはご案内のとおりであります。また、アンケートによると、もう一人子どもを欲しいんだけどもともとためらう様々な理由がある中で断トツなのが経済です。経済的理由でもう一人子どもが欲しいにもかかわらずもうけることができないことが明らかである以上、その経済的支援を、財政状況を鑑み中で行うことは必要なことと思います。子育て支援、特に出生率向上を実現できるよう一連の子育て世帯の経済的負担軽減につながる事業を盛り込ませていただきました。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、青木参事兼総務課長、お願いいたします。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、2点目につきまして、私のほうからお答えをさせていただきますというふうに存じます。

自主財源をいかに増やすことができるかということは、町の財政運営に大きな影響を及ぼすものというふうに考えてございます。町では税収の確保はもとより、ふるさと納税であるとか行政財産の目的外使用、普通財産の貸付け、こうしたものを積極的に行う中で財源の確保に努めているところでございます。来年度、令和3年度の予算につきましても、ただいま委員さんのほうでお話をいただいたように、新たな土地建物の賃貸料を計上させていただいておるところでございます。今後におきましても活用できる資産、こうしたものについては積極的に行っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 町長のここに至った気持ち、よく理解させていただきました。ここの今年の予算書の中にも、第9条の関係の資料の中にも書かれています。町民要望があるのだと。この町民要望は、町長が直接肌で感じたあれなのか、または町民アンケートまたは町民要望としてポストに入っていたものが多かったとか、いろいろな判断の仕方はあるかなというふうには思います。私がこのあれに一番感じたのは、もう2年近くなりますが、議員に4期目を挑戦したときです。このときに支援してくれてい

る人に何が一番必要なかと。人口がどんどん減少してくる、こういう中において、私は自分の思っているものはあるけれども、皆さんから聞かせてほしいということで聞かせていただきました。そのときに給食費の無料化というのはやっぱり影響が大きいのです。だから、それもありますけれども、私はそれについて早々賛成はできませんでした、そのときに。ですから、私のその中の出馬に対しての考え方の中に入れてませんでしたけれども。医療費の無料化については、これは基本的なものだと。子どもがこれから、昔であればおじいちゃん、おばあちゃんがいるだとか、いろんな面で助けてくれたわけですが、もうお父さんとお母さんと子どもだけ。何かなったらいろいろなところに世話になるというのは、やっぱり病気になれば駆け込むところは病院だけなのです。正直言って子どもが1人、2人、3人になれば、このくらいは何とかなるだろう、ちょっと世話していろよと、そういう考え方も昔であれば出てきますが、今は相談する人間がいないですから、結局は早く病院に連れて行こうと。コンビニ診療とかなんとかと言われますけれども、やはりそういう社会の状況が、そういう現状があるのであれば、やはりこれはせめて18歳まで、そういうふうな考え方は皆さんがやっぱり多かったです。私もそれを公約の中で街宣を、今年の場合はほとんど、今回の場合自分一人で、一人というか、私がほとんどしゃべるような状況で街宣を1日に5、6回やらせていただきましたですが、それを話をすると、人がいるところは非常に反応が大きかったです。やっぱりこれは私の支援している方と同じ方が多いのだなというふうな感じを持ちました。ですから、これは私の感覚です。そういうふうにして私は情報を収集して、町長とも出馬前に話をしたことがあります。これはいいけれども、やってくれるとは思っていませんでしたけれども、すぐすぐ。だけれども、ぜひやってほしいということでお話をしました。ですけれども、町長が本当にこういう判断を、子育ての判断を、今言ったように給食についてもそれについてもいろいろな判断を総合してここに至ったのでしょうか、やっぱりこれは自分の子育てに対する支援なのか、町民要望が多いからなのか、この町にとって一番大切なというふうに思っているからやったのか、そのところを私は一番にはこれなのだというふうなところがあったら教えていただきたいなと思います。

次に、財産収入のことで移らせていただきますけれども、私も予算書を見ていて、財産収入が随分上がった。何なのだろうなというふうに思っていました。多少なりとも聞かせていただきましたが。やはりこれは町がいろいろ動くことによって、さ

っきの言ったDMOの関係もあるのでしょうか。そういうことによって新しい、何というのですか、財産収入を上げるというところに1点目を注いだのではないかなというふうに思います。そのほかにもこの質問に至ったのは、やはり公共施設を今こういう状況ですから、なかなか利用をできないわけですが、都内のほうから鎌形グラウンドという野球場に来て練習をする、収益が上がる、1回幾らだとか、何千円だというふうに思うのですが、いやいや、利用は、我々はそんなところから、都内から来て何で練習をするのだというふうに思いますけれども、やはり都内のほうにはそういう練習施設が、それでも安いのだというような話です。ですから、そういうふうにして思いがけないところでこれが町の収入になるとか、普通財産の収入になるのでしょうか。これからまた企業のいろんなところが企業誘致等が始まればお貸しする部分もあると聞いています。やはりこの目のつけ方というか、があるから財産収入上がっているのではないかなと思うのですが、さらにこういう部分については今答弁いただきましたけれども、これからも新たに考えていく必要があるかなと思うところがあったら、お聞かせをしていただければというふうに思います。2点ですが、お願いします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

佐久間町長、お願いいたします。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

まず、基本となるアンケートですが、これは私も直接受けることもありますし、聞くこともありますけれども、私が言っているアンケートというのは町のほうで取ったアンケートです。何かの計画、だから多分新人の4人以外は全員の議員さんがこれ受け取っていると思います。多分同じ。その中に先ほどの子育ての中で、何で2人欲しいのに1人なのか、3人欲しいのに1人なのか、これはもう断トツに経済的な理由というのが出てきますので。だから、それを基本とする中でいろんなところで、いろんな人に会うときにお聞きをすることもある。

また、今回の医療費に関しては一般質問の中で長島議員のほうからもご指摘をいただいた、そういったこともしっかりと認識をしております。ですから、そういったことも含めて最終的にこれやっていくべきだというようなことであります。ですから、私の思いが一番だとか、こうでなくて、私の最終的な判断はそういうことです。ただ、やっぱりそれに対しては自分自身の個人的な思いだけでやるというわけにはいきません

ので、それにはある程度の裏づけとなるような、そういった町が実施したようなアンケートだとか、そういうことを客観的なデータとして参考にさせていただく。そして、また生の声を聞く中でやはりこういうことは必要だなということがあろうと思います。それで、例えば給食費に関しては、圧倒的に違うのは、例えば隣町さんだとかというのはもう早々無償化というのはやっています。第1子からです。今日は財政の問題が出ましたけれども、財政の財調のほうの金額、嵐山町と滑川町ほとんど同じなのです。これで滑川はとても子育て支援は手厚いということで評価を受けていますけれども、今後相当厳しい運営を迫られることは必定だろうなというふうには何となく私も感じています。ですから、ああいった形での組み込み方というのは、私は考えてはおりません。その1弾として今回のような形を取らせていただいたと。それで、それにはただ単にそういうことだけではなくて、アンケートを見ても1人目をもうけるときに経済的な理由でやめますという人はいないのです。これは妊娠できなくてという、それは不妊治療のほうのあれになりますから。だから、そういうところを客観的に踏まえる中で、今回の給食費の問題は扱わせていただきました。

また、給食費の問題は今まで保護者の中にも、特にその先輩世代の中には自分たちで食べたものぐらい自分で払うのは当たり前だろうと、そういう考え方も大変強くあるということも認識をいたしております。ただ、それはその当時の先輩方が子育てに携わった社会状況と、それから今の状況では全く違いますので、それは納得いかない方がいれば、やはり丁寧に説明をしてご理解をいただけるように私はしていきたいなというふうに思っております。

そういう中でありますので、そういったことを総合的に判断する中でやる。それで何ととっても、我々はいろいろ行政を通して、いろんな仕事を通してやっていますから、最終的には次代を担う子どもたちに何を残すかということになってきますので、そうすると、この財産を残していく子どもたちがいないということになると、何のためにやっているのかということになりますので、ですからそういう面においては、第1弾として一人でも多くのお子さんを産みたいと思っている人はやはり生みやすいような環境を整えていくということがまず第一かなと思います。それで、私も個人的な考え方としては、これもやりたい、あれもやりたい、これもやりたい、こういうこともいいだろうな、活性化にはこれがいいというものもあります。しかし、最初から全部それはできませんので、今回のこの給食費、あるいは医療費だけを盛り込んでもらう

だけでも、担当の人たちが本当に知恵を絞って、こういう形だったらどうだ、こういう形だったら、そういう中でやっと実現できたのです。ですから、まずそういったことをしっかりと皆さんにお伝えをして、それでこれが当たり前なんていう考え方をされては困りますので、多くの方たちの努力と協力の下にこういう事業が実現できたのだという形の中で私は保護者の方たちにもお伝えをしていきたいと思ひますし、それがまたお互いの信頼関係につながっていく。そういう気持ちがなければ、ここまでやったのならもっとよこせ、ここまでやったらもっとよこせ、こういう人間をどんどん育てていったら、もう町も国も絶対に崩壊しますから、そうではないのだということもしっかりと気持ちとして乗せながら、こういう事業を展開していきたいというふうに思っています。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、次に答弁をいただきます。

青木参事兼総務課長、お願いいたします。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、2点目につきましてお答えをさせていただきます。

ただいまの委員さんのお話の中にもございました今年度の3月の補正の中では、施設の使用料は軒並み減額ということでさせていただきました。コロナの影響が大変大きかったというのが実感できるわけでございます。こうした施設の使用料については、それぞれの施設管理をしている課の中で、やはりより多くの方々にお使いいただき、使用料を獲得していくと。こうしたことについては、日々考えていただいているものというふうに思っております。このコロナ渦が落ち着いてくれば、また利用が次第に増えてきて収入も上がってくるのかなというふうに感じておるところでございます。

また、普通財産、あるいは行政財産の貸付けに関しましては、当町の場合には例えば公共施設で空いている施設についてはほぼないような状況でございますので、そういった施設を、では積極的にお貸しするというような状況は現下においてはなかなか厳しいのかなというふうに思ひます。また、普通財産に関しても何かの、例えば事業予定地、事業を予定をしていて、その事業を行うために取得をする、あるいは寄附をお受けをする、こうした土地があるわけでございます。そうした本来の目的にまず使用させていただくというようなこれが第一ございまして、そういったものの予定のない

土地等々については、これは必要に応じて、必要な方がいらっしゃればそれは積極的にお貸しをさせていただき、少しでも次世代の確保をしていくと、こうしたことについては、これは基本的な考え方を持っておりますので、そういった形で進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、質問の途中ではございますけれども、45分まで休憩とさせていただきます。

休 憩 午後 2時27分

再 開 午後 2時43分

○松本美子委員長 それでは、皆様お集りでございますので、会議を再開させていただきます。

総括質疑、畠山美幸委員、どうぞ最後でございますが、お願いいたします。

○畠山美幸委員 委員長からのご指名がございましたので、本日総括質疑最後、私、畠山美幸が行わさせていただきます。

今回の総括は3点でございます。まず1点目です。林業振興事業についてです。令和2年度まで5年間、自動車税の財源の一部を県からいただき、環境にという名目で木の伐採を行っていましたが、今年度から林業振興費が元に戻って100万円ということになりました。しかし、この自然が相手の事業のため、これで本当に足りているのか確認がしたいと思います。

次に、2番目、子宮頸がんワクチンの周知について、子宮頸がんワクチンは、2013年に副反応があったとのマスコミ報道等により、積極的接種勧奨が差し控えられたため、2020年までの7年間、積極的な勧奨をしない時代が続きました。2000年度生まれの女性の接種率は14.3%、2001年度以降生まれた女性の接種率はほぼゼロ%になっています。接種率がほぼゼロ%であった2001年から2003年度に生まれた女性は接種率が維持された場合と比較して4,500人以上の方が防げるはずの子宮頸がん患者が増加することが予測されます。2003年度生まれた女性は公費接種期間が終わっています。そのような状況が昨年から周知を始めたときと予算のときに聞きました。今後の周知について伺います。

そして、3点目です。地域猫活動についてです。現在はチケット、県支出金による

不妊去勢は実施していただいております。しかし、子猫を保護した場合のワクチン代、餌代、ミルク代、トイレ砂代などかかっております。また、子猫を里親への譲渡もしていますが、タイミングを逃してしまうと譲渡できず、そのまま家に残る場合もあります。ボランティア精神で取り組んでいますが、頭数によっては多額な費用がかかっています。ふるさと納税の目的使用に地域猫活動をはじめとする環境保全事業があります。その寄附を少しでも補助するお考えがあるか伺います。

以上3点です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

杉田農政課長、お願いいたします。

○杉田哲男農政課長 私のほうから質問項目1の林業振興費につきましてお答えさせていただきます。

来年度の予算につきましては、森林環境譲与税を活用して、遠山1の12号沿いの枯損木の伐採のほうを予定させていただいてございます。里山平地林事業につきましては、委員のご指摘のとおり、令和2年度で事業のほうを終了し、令和3年度につきましては、予定をしてございません。今後の林業振興事業につきましては、さっきも述べさせていただきました森林環境税及び森林環境譲与税、こちらを活用いたしまして、法で規定されました森林の整備に関する施策、また森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進、その他の森林の整備の促進に関する施策等、活用につきまして認められてございますので、そういったものに使用するよう検討してまいりたいと思います。今現在につきましては、こちらの森林環境譲与税につきましては、木材の利用の促進等を目的といたしまして、基金への積立てのほうを行っている状況でございます。

以上です。

○松本美子委員長 次に、前田子育て支援課長、お願いいたします。

○前田宗利子育て支援課長 それでは、私のほうから2項目めの子宮頸がんワクチンの周知についてお答えさせていただきます。

先ほど畠山委員さんからご指摘のあったこととちょっとかぶるところもございますけれども、その経過も含めてご説明させていただきます。子宮頸がんワクチンにつきましては、平成25年の4月1日から法定の定期接種となりました。また、平成25年の6月に厚生労働省の専門家の会議においてこの子宮頸がんワクチンの副反応症例等に

について十分に情報提供ができていない状況にあるということから、畠山委員にありましたように、接種希望者の積極的な勧奨を一時差し押さえるべきということでこの会議で出されました。それを受けて、この後リーフレットを用いたり、ワクチンの有効性、安全性、リスク等々関係する情報提供を取り組んできましたけれども、いまだに情報が行き届いていないということから、この専門家の会議が令和2年の11月にございまして、その会議の中で接種対象者及び保護者に個別に情報提供資料をお送りする方針が決められました。これを受けまして、嵐山町でも令和2年の11月、それと令和3年4月、これからになりますけれども、対象者へ個別の情報提供の資料をお送りするというような予定になってございます。

以上です。

○松本美子委員長 続きまして、藤原環境課長、お願いいたします。

○藤原 実環境課長 それでは、私のほうから3番目、地域猫活動についてお答えさせていただきます。

委員さんのご質問の内容にありますように、行き場を失った猫の保護を献身的にしてくださる方がいらっしゃるということは環境課としても大変ありがたく、感謝をしているところでございます。ご質問のふるさと納税の資金を地域猫活動推進事業補助金に活用できないかでございますけれども、現在ふるさとづくり基金から地域猫活動推進事業補助金へ10万円を繰入れさせていただいて、その補助に活用させていただいております。限られた予算でございますので、今後も現状把握に努め、適宜適切に配分などを考慮し、ふるさとづくり基金を活用させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 それでは、1番から行きたいと思います。森林の整備をしていただいけなくわけですけれども、今嵐山町はそんなに山がいっぱいあるわけではないのですけれども、しかしながら緑が豊かなところでございますし、整備をするのにお金を使うだけではなくて、人の力といいますか、実はこの間テレビ報道を見ていましたら、チェーンソーのメーカーさんが、結局メーカーさんのほうとしても売り込むためにこの器具はこういうふうにするのですよとか、そういう指導をする場所がやはり欲しいという、そういう報道があったのです。その練習場所というのがなかなかない。その番組では、今本当に山が負の財産という捉え方をする方がいらっちゃって、その負の

財産を手放したいということで、インター近くのところの山を売りたいというお話があったわけですが、なかなか普通の方がそこを買うという方が現われず、その不動産屋さんがすごく機転の利く方で、そうだと、このチェーンソーのメーカーさんの社長に声をかけたところが、そういう器具を販売するのにそういう場所があると助かるということは言っていたのですが、結局その方は買わず、別の方が買ったわけですが、それを見たときに、こういう使い方があるなと私も思いまして、ぜひここも嵐山町、都内から1時間という立地でもございますし、またインターからも近いというメリットもございますので、近隣のそういうチェーンソー、ましてや今コンパクトチェーンソーが大変人気ですごく売れているということで、待たないと買えないという、そういう時代にもなっていますし、ですので、町としては協定を結んで、ここからここまでの練習場所にどうぞ使ってください。そして、何ていうのかな、使って細かく刻むこともやっていました。ですので、何かそういう協力、お互いウィン・ウィンだと思うのです。なので、そういう考え方があるかお聞きしたいと思います。

そして、2番目の子宮頸がんのほうですけれども、前田課長から前振りで頂いております、昨年高校1年生を対象に保護者の方に配った令和2年の11月の「子宮頸がんワクチンの接種のお知らせ」というものと、この新年度、小学校6年生から高校1年生の女子の保護者にお渡しする資料等を頂いておりますが、昨年の11月の部分では、高校1年生、今年度3月31日をもって女性がなくなってしまうので、早急に手を打っていただいていたに本当はありがたかったなと思いますし、今度この4月のほうは小学校6年生から高校1年生相当と書いてありますので、今後は小学校6年生から高校1年生、これは初年度になるという考え方で、恐らく新年度配布されると思うのですが、その後、4年後、令和4年は高校1年生だけに送付するのか、でもやっぱり入り口のところの6年生、だから新6年生はやっぱり段階的に入り口と出口ではないけれども、最初と最後のところは、私は配布は6年生で判断するのは絶対厳しいと思うのだけれども、一応こういう制度があるというのは、来年、再来年度もやっていただきたいなと思うのです。高校1年生に差し上げるのは当たり前のことなのですが、その辺の周知をお聞きしたいと思います。

そして、3番目です。確かにこの間の予算のときにお聞きしたとおり、今チケットで、企業さんからもらっているチケットで避妊去勢の手だてもしていただいておりますし、また県からの支出金の40万円を使って80頭を見込んでいるということも分かつ

ております。この10万円というの、町の持ち出し分の10万円というところの使い方がいまいよく分からなくて、この10万円は避妊去勢のみならず、そういう方々、だから先ほど言った多頭飼いではないのですけれども、保護活動をしたためにやはり1匹、2匹と増えてしまって、1人の方が増やすつもりがあるわけではないのです。先日も日曜日の日でしたか、にも大きくもう成猫、大きくなった大人の成人した猫2匹が浦和のほうの方がもらいたいということで2匹保護されましたけれども、そういうのは異例中の異例で、なかなか大きくなった猫をもらっていただく方って本当にいないのです。でも、本当に相手も喜んでもらっていつてくれたし、こちらとしても多くを飼っているよりも、少しでも減ってくれば、やはり安心です。ですので、そういうところに1年間に1回でもいいので、その10万円の予算の中からちゃんと伝票は取っておいてもらって、自分が好きで飼っている猫ではなくて本当に保護活動をしている人か、好きで飼ってしまっている人なのかというのは、その辺の判断はちょっと課のほうでは難しいかもしれないのですけれども、いつも不妊、去勢のチケットを取りに来る方とか見ていれば、この方はいつもやっただきの方だなというのは大体判断がつくと思いますので、そういう方へのやっぱり、何ていうのかな、そういう部分での活用方法の助成をしていただければ本当に、もらいたくて言っている、私はちょっと見ていて大変だなと思っているから私が言うだけで、その方々がくれとは言っていないのですけれども、やはりそのくらいの助成をしてあげてもいいのではないのかなと思うので、それを確認したいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

杉田農政課長、お願いいたします。

○杉田哲男農政課長 それでは、1点目の森林振興費のほうにつきましてお答えさせていただきます。

こちらのほう、森林環境税等々は使途が決められてございまして、今畠山委員のお話の中でやはり贈与税を活用する場合に、各里山をフィールドとした団体さんとお話を以前させていただいた経緯がございました。そういった中で、やはり団員といいますか、人材の確保が大変であるということが一つ挙げられてございます。そういった中で、やはりそういう団員の方々に下草刈りであれば刈払い機の取扱いの特別教育であったり、チェーンソーの取扱いの特別教育、こういった講習会をやはり実施をさせていただいて、そういった方々に技術習得をしていただいて、フィールドで活躍して

いただきたいというふうにこちらを考えてございます。当然こういった講習会をやる中では実習、実技研修がございまして、やはりそういうチェーンソーのメーカーであったり、刈払い機のメーカー、そういった講習会を嵐山町でぜひとも、昨年につきましてはコロナ禍がありましたので、ちょっと開催のほうを見送りさせていただいたのですが、こういう財源を活用しながらそういう講習会をぜひとも嵐山町で実施をさせていただいて、そういったフィールドをこちらのところで提供させていただいて、森林の手入れも実習と併せてできればというふうに考えてございますので、ぜひとも参考にさせていただければというふうに考えてございます。

以上です。

○松本美子委員長 続けて答弁をいただきます。

前田子育て支援課長、お願いいたします。

○前田宗利子育て支援課長 私のほうは今後ということでお答えさせていただきます。

畠山委員さんのご指摘のとおり、今年度については初年度、初めてだったということもありまして、小学校6年生から高校1年生全ての方に個別に情報提供の通知をさせていただくということでございます。接種の判断の資料になる情報提供は今後も当然必要だと思いますので、これから国の指示も当然出てくると思います。そういったものも考慮しながら、入り口、出口という部分、これ受ける期間がございまして、高校1年生を過ぎてしまいますと、公費では受けられない。個人的には受けられますけれども、公費負担はなくなってしまうということもございまして、そういった意味では、最終年度でしたり、始まるについては、そういった情報の提供は今後必要と考えておりますので、国の指示もございしますが、その指示に従って異論ないようにやっていきたいと思っております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、続けて藤原環境課長、お願いいたします。

○藤原 実環境課長 それでは、お答えいたします。

今ご質問いただいたミルク代とかそういう経費に充てるお金も実際このふるさとづくり基金として10万円を繰り入れた分のお金で補助は現在でもさせていただいております。ただ、こうして献身的に活動してくださる方にできるだけ配慮はしたいのですが、ふるさとづくり基金からの繰入金に限られた金額で活用を図らなければなりません。ボランティア精神にのっとり、過度なご負担を感じるような活動とならな

いようにこちらからもお話をさせていただき、地域猫活動をしていただきましたボランティアの方々にその活動に応じて公平、平等に補助ができるように十分考えてまいりたいと感じております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 ありがとうございます。

それで、今の3番のふるさと納税の件ですけれども、今嵐山町では配慮してやっていただくというお話はあったのですが、今ふるさと納税の項目が7項目選べる使い道とあります。さっきも言った地域猫活動をはじめとする環境保全事業ですとか、あと教育ですとかあるわけですが、今10万円はそこから入れていただいているところですが、この目的税のところにも今までの実績、どのくらい入っているのか教えていただきたいのですけれども。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

青木参事兼総務課長、お願いいたします。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、3点目の質問につきましてお答えをさせていただきます。

ふるさと納税の件でございますが、平成30年度から項目立てをさせていただきまして、振り分けをさせていただいております。そのうちこの地域猫の関係でございますが、自然環境保全に対する寄附金で頂戴をしたもののうちの半額につきまして、地域猫活動に使っていきましようということで方針を立ててございます。平成30年度から令和2年度までのこの自然環境保全に対する寄附金の2分の1で、実際ふるさとづくり基金に積立てをさせていただいた金額は合計で78万円でございます。このうち令和元年から毎年10万円ずつその基金から取り崩すということでさせていただいております。令和3年度が3年目でございますので、取崩しの見込みが30万円と、現状3年度末のこの残高としては48万円残高としてはあるということでございます。この寄附金につきましては、寄附者の意向に沿ったような形で使っていくということが前提でございます。また、一過性の活動というのでしょうか、財政支援ということで終わらないように積立てを少しずつ取り崩して使っていくと、このようなことで進めているところでございます。

以上です。

○松本美子委員長 ご苦労さまでした。

以上をもちまして総括的質疑を終了とさせていただきます。

これにて全ての質疑を終結をいたします。ご苦労さまでした。

休 憩 午後 3時07分

再 開 午後 3時13分

○松本美子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎修正案の提出

○菅原浩行事務局長 すみませんでした。私のほうからの連絡不足で四役、三役と総務課長につきましては、私のほうからの連絡が十分調整できておりませんで、退席をしていただいて結構ですというのは説明員にお願いしている方で、課局長ということで私のほうが勝手に思い込んでおったのですけれども、その辺がちょっと十分に調整できておりませんでした。なおかつ、私のほうが安在のほうに資料のほうを4人の方に配るということのほうの徹底がされておりませんでしたので、このような状態になってしまいました。大変申し訳ございませんでした。以後気をつけさせていただきます。

○松本美子委員長 ありがとうございます。

それでは、最初からすみません、続行させていただきます。

議案第17号 令和3年度嵐山町一般会計予算議定についての件に対し、お手元に配布したとおり、渋谷登美子委員から3月11日付で本職宛てに修正案が出されております。よって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

渋谷登美子委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 この修正案は3つあるのです。3つというのは、1つは、部落解放同盟補助金の削減、削除ですね、全額削除。それから、オリンピック聖火リレーの全額削除です、全額削除になるのかな、そうですね。そして、観光費のうちの地域づくり法人推進事業を全額削除します。それに伴って、歳入の国庫支出金のうちの商工費国庫補助金の地方創生推進交付金が全額削除になって、そしてこれ申し訳なかったなと思うのですけれども、ここのところに、財産収入でDMOの不動産収入が、賃貸料が入ってくるというのは本来は入れなくてはいけなかったのですけれども、それは入っていません。

そういうふうな形の議案になってきますけれども、簡単に説明します。５ページの予備費になってきますが、５ページの予備費が１,７７２万７,０００円が全額削除になって、それがプラスになりますので、５,４３８万３,０００円になります。

次が４ページになりますけれども、教育費のうちのオリンピック聖火リレーが削除になりますので、これが２００万円がゼロ円になってきます。

そして、次が３ページになりますけれども、観光費のうちの観光費７,２８７万２,０００円が、これも減額削除６,７７６万７,０００円、それが減額削除になりますので、４３６万円になります。

そして、その次、２ページになりますけれども、人権対策推進事業ですけれども、これも４０万円が全額削除にしますので、当初予算８３万円が４３万円になります。

そして、その次に、説明書の事項別明細書の総括のほうになりますけれども、総括のほうの、これ１ページになりますが、総括の歳入、国庫支出金ですけれども、８億２,５１６万３,０００円が７億９,０９０万７,０００円になります。そのところの比較が、９,４４２万２,０００円が６,０１６万６,０００円になります。

歳出のほうで、総務費が７億８,３０７万１,０００円が、総務費ですね、７億８,２６７万１,０００円になります。これは一般財源の減だけです。商工費なのですけれども、商工費が１億６,３５６万円が９,５０４万８,０００円になります。これは国庫支出金が３,４２５万６,０００円ありますので、それがゼロになります。一般財源が、これ１億２,９０２万４,０００円が９,４７６万８,０００円になります。教育費が５億４,２２２万円がオリンピックの費用全額削除しますので、５億４,０２２万円になります。これも一般財源からですので、５億７０１万８,０００円が５億５０１万８,０００円になります。予備費が先ほどのように、１,７７２万７,０００円が５,４３８万３,０００円になって、歳入の合計が５９億８,９７４万４,０００円、歳出の合計が５９億８,９７７万４,０００円となるのが説明書です。

この１ページになりますのが当初予算の修正案になります。ここが議案第１７号の第１条、歳入歳出予算第７条の第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ５９億８,９７４万４,０００円と定めるになります。おかしいな、ここのところ直していなかったのかな。すみません。

それで、歳入のところに行きますと、歳入合計が６０億２,４００万円が５９億８,９７４万４,０００円になります。そして、歳出のほうで、やはり歳出合計が５９億８,９７４万４,０００円となるというものです。すごく端折りましたけれども、そういう形です。

○松本美子委員長 それでは、修正案の説明が終わりました。

これより渋谷登美子委員から提出されました修正案に対する質疑がございましたらどうぞ。

長島委員。

○長島邦夫委員 質疑ではなくて、質疑はしたいとは思いますが、何でもこういうふうに下げるのか、減額するのか、そこを何も説明していないのではないですか。そこまで説明していただかないと、質疑ができないのではないですか。

〔「質疑の理由ですか」と言う人あり〕

○松本美子委員長 はい。そのようなご意見等が出ておりますので、もう少し細部につきまして、渋谷登美子委員、説明をお願いいたします。

○渋谷登美子委員 減額の理由を言っていきます。そうすると、まず部落解放同盟補助金ですけれども、40万円の全額削減は、もう部落解放同盟に関わる補助金はいらないからですという理由です。ほかに使途を見ても、もうほかのところで嵐山町は十分に教育費においても、それから総務費においても部落解放同盟、それから人権推進費に関して予算を使っていて、嵐山町全体、嵐山町でやっているの、個別に運動団体に補助金は出す必要がないと考えるからです。

商工費ですけれども、商工費のDMOに関しての補助金に関して言いますと、これは、3年間でないと出せないという形で急いでいろいろ、去年の8月ですか、つくって9月で予算を取っていますけれども、そういうふうな形で急ぎ過ぎるという感じがあります。それで、全体でもう一度見直して、これは一般財源も関わってくるものなので、一般財源は取りあえず予備費に入っていますけれども、もう一度そのところは観光行政を嵐山町がどうやってやっていくか、そのところはしっかりした議論がされてからでないと、DMOをつくったとしても第三セクターと同じような失敗を繰り返していく。どんなにやったとしても、一生懸命これからやったとしても、これは皆さんの町民の総意というか、そういったものがない段階でそのところを進めていくわけにはいかない。ですから、これは削減です。

オリンピックに関しましては、教育費のオリンピックのことにしましては、ウィズコロナの中でオリンピックをしていく、オリンピックの聖火リレーを進めていくということは、職員に対してすごく負担が大きいと考えます。町民の方もそうですけれども、コロナの中でどういうふうな形でやっていくかということを考えること自体が

大変で、今外国人の出入国も、入国はもうやめるという形になってきていて、そういった形の中でオリンピックの聖火リレーを進めていくこと自体が問題であると考えていますし、私は意見書として、オリンピック自体を休止、あるいは中止にさせていただきますようにというふうな意見書を提出していますので、そういうこともあって、これはここに出していますということです。よろしいでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、改めて質疑のある方はどうぞ。

大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員 観光地域づくり法人推進事業補助金全てこれなくすということの提案も入っております。このことについてお尋ねしたいのですが、令和２年度中に嵐山町観光協会が発展的解消をされてこちらの組織に引き継いでいくと。そんな中で、この嵐山町の観光の発信から、受入れから、企画から、立案からいろんな意味でこの部位がやっていくことなのですけれども、ここの補助金をなくしてしまった場合にどこにそれを求めているのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁を渋谷登美子委員、お願いいたします。

○渋谷登美子委員 DMO自体はまだ設立していません。これは観光庁の認可を受けてからやるということで、いつ設立になっていくのか分かりません。そういうふうな中で、この補助金だけどんどん取って、いろんなこともそうですけれども、今国の事業というのはそういう形で進んでいます。ですから、先取り、先取りをしなくてはならない形になっています。これは、まだ観光協会が自分たちでその観光協会は発展的解消もしていませんという形です。

○松本美子委員長 大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員 観光協会が発展的解消をしていないのであった場合に、観光協会の理事長さんはどなたなのでしょう。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 現在観光協会の会長さんは副町長さんになっているのですか、理事者ですか、というふうにこの議案では今回議決したと思いますけれども。

○松本美子委員長 大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員 新しいこのDMOという組織の代表者として副町長がそこに携わるわけですけれども、そうなったときには観光協会のほうも併せて見ていくよと、当初の

段階として。それが順調にいったところで引き渡していくよということだと私は理解しているのですけれども、そういうことだと思いののですけれども。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 当初予算に組み込む必要はなくて、なぜこんなに当初予算で出さなくてはいけないのか、もう少しじっくりと話し合ってから、どのような形で進めていくか話し合いが進めていなくて、昨日ですか、一般質問でもありましたし、昨日の質問の中でも大体の概要的なものは分かってきましたけれども、ほとんど内容が分からない。私は、こういう形で嵐山町が事業にお金を、一般財源を使っていくということには非常に危険性を感じます。むしろそういうふうな形ではなくて、しっかりした形になって、当初予算ではなくて補正なり、それから次年度にやっていく。ウィズコロナの中でこのような形をやっていくのは職員も疲弊しますし、職員自体が少ない人数の中で嵐山町の様々な事業をやっていかなくてもいけない。それなのにこれをつくっていくと、その部分だけ職員がほかのことができなくなっていく。ですから、これに関しては今はやめたほうが良いと思って全額削減にしています。

○松本美子委員長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 先ほどの渋谷委員さんの説明の中で、DMOは町民の総意が取れていないというような発言がありましたけれども、町民の総意というのは議会の議決で判断されるのです。ですから、渋谷委員は取りあえずこれについてはまだ時期尚早だというような判断でありますけれども、国からのこういった国庫支出金というものの出てくる事業でございます。そんな簡単に修正というような形は、私はちょっといかがなものだろうなと思います。それで、答えていただきたいのは、まずDMOについての商工費の補助金は、今まさに総務経済常任委員会でも調査研究に当たっている事案でもあるのです。そういったことを、それこそよく言うこと言葉に、委員会軽視みたいなやり方が許されるのかなと私は思いますけれども、その点については考え方だけ聞かせてください。

○松本美子委員長 それでは、答弁を渋谷登美子委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 かつて24、25年前ですか、やはり何というのかな、納税組合補助金というのをずっと嵐山町が出していたのです。そして、私がこれは違法なのではない

かというふうに言いました。そしたら、そのときは総務委員会というのですけれども、総務委員会がそれを調査事項にしたのです。それを調査事項にして、この納税組合補助金をどんどん進めていくべきだというふうな意見を出したのです。仕方がないので、私のほうでは納税組合補助金の住民監査請求、住民訴訟になりました。それで、どういうふうになったかといいますと、20年前ですか、関根町長が議場で、この納税組合補助金はやめますというふうな形でそれをやめていったということなのです。ですから、委員会が調査しようとしていようと、これは個人として、議員の一人としておかしいと思ったら、それは別に委員会軽視でも何でもありません。こういったことができれば、議会の議員は仕事ができないです。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 2つ聞かせていただきたいのですけれども、今出ていたDMOの関係なのですけれども、一旦立ち止まってやったほうがいいだろうというふうなご意見がありました。観光協会については、前の観光協会の組織は名前は同じですけれども、もう解散してしまっていますからありません。ですから、新しいところに発展的に受け継ぐということで前の観光協会の役員さんも了解をして、そういう状況になっています。予算のことについては一般財源と、そして国の交付金と、これを合わせてやっているのだというふうに思います。ですから、ここでストップということになると、国のその予算もどういうふうになってしまうのでしょうか。私はちょっとよく分かりません。そういうことも消えてしまったら、立ち止まるなんてことではなくて、もうこれで終わりというふうなことになりかねないと思うのですけれども、もう誰もこの嵐山町の観光協会がこれからやるということの場所についての活動についてはやり手がいません。そういうことでいいのかどうか。

そして、またオリンピックの件なのですけれども、いろいろ今ご説明があったとおり、外国からの来場者については控えていただこうとかという議論は進んでいるみたいです。本来なら無観客でやってもらいたいなと私なんかも思いますよ、こういう状況になってくると。ですから、先どういうふうになってくるか分かりませんが、ここでどういうふうに予算を落としてしまって、そして住民の方が聖火リレーはないのだねと、そういうふうになったときの町民は力を落とし、本当に私は残念がります。どこでも中止というのだったら、上から来たものであれば仕方ないかなとい

うふうに思いますけれども、いろんなことを今模索しているのだと思いますけれども、わざわざここから出して、嵐山町は聖火リレーを中止するような、それはいかがかなと思うのですけれども、そういうことは考えてもちろん出しているのでしょうから、でも私の言ったことに対してご答弁があったらお願いしたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁を渋谷登美子委員、お願いいたします。

○渋谷登美子委員 観光協会なのですけれども、一般社団法人嵐山町観光協会、設立年月日、平成30年2月15日、そして代表理事として高橋兼次副町長となっております。これが指定管理者の資料に出ているもので、発展的に解消されたのだったらば、こういうふう指定管理者にできないです。そういうものではないですか。逆に伺いたいと思いますけれども、だからそういうふうなことです。全然発展的に解消されていないし、観光協会は多分お金を取るのだと思いますよ、1人500円か何かの。私は今観光協会の会員に入っていないですけれども、そういうふうな形で続いているのではないかと思います。

国からの補助金と言うのですけれども、これも総務省からのもので出てきていたけれども、こんなことがウィズコロナの中で、アフターコロナの中で、もうポストコロナ、アフターコロナを考えて公債費を、国が国債をどんどん使って、そしてこっちに回してくる、この後どうなっていくのかというのが大きな問題になっています。アフターコロナの後だったらもう少し、アフターコロナだったらいいですよ。でも、ウィズコロナで、今度別の株、新しい株というのですか、変異種の株が出てきて、これのほう大きな流れになっていくというふうな中でこういうふうな形を、今DMOのことで嵐山町の職員やほかの人を動かすのではなく、しっかりとした嵐山町のまちづくりをしていくことが必要で、こういうふうにお金を取ってしまったらまたどんどん動かなくてはいけなくなりますし、これは多分資金計画もあるし、それからそれに関わる財政執行計画もあると思います。そういうふうなことを出して初めて観光庁ですか、そこのところで認可がされて、そして認可がされないと、お金を得ることができません。認可もされていない段階で、いつ認可されるか分からないのにこういった補助金をして、しかも一般財源3,400万円ですか、それを使うよりはよほど別なことに使ったほうが健全であると考えます。

それと、オリンピックのことですが、オリンピックは確かにがっかりなさる方もいるかもしれないけれども、今の状況の中で、私はこういうふうな形で嵐山町がオリン

ピックを引き受けていく、オリンピックの聖火リレーを受け入れていくというのはとても厳しいなと思います。オリンピックの聖火リレーがない市町村はその分だけ別のことに職員に仕事をしていただけるわけですね。これでどれだけの時間をまた取られるかということを考えますと、町民の方もそれはオリンピックの状況、今の状況を見て十分に納得されると思いますし、走るランナーの方というのも、私も間接的にというか、すぐそばに住んでいた方の関係者ですからよく分かっているのですが、そういったことも含めて、これは削減していくべきだと思います。そうでなければ、嵐山町の健康的というのですか、すごく安全なまちづくりにつながらないから、こういうふうにしています。

○松本美子委員長 長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 渋谷委員のほうから、平成30年の何月に観光協会は発足したようなことを言っていますが、前の一般社団法人嵐山町観光協会が平成30年ごろだったと思いますよ、そこで発会をしましたよ。ですけれども、今その団体は、今年の12月だったと思いますが、これはもう解散したのです。解散したので、名前が違うだけなのです。ですから、別に前の方にどうだこうだと言われてもどうにもならないです。ですけれども、そのことよりはこれから進んでいくというふうなことに對して、全部ここでストップなんてことは、私はとてもではないけれども考えられませんが、本当にそれでいいとお考えなのかどうか。

〔「ちょっといいですか」と言う人あり〕

○長島邦夫委員 もういいですよ、私終わりましたから。

○松本美子委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 違います。これ私が話したのは、議案第24号、それからその次の何号かな、参考資料なのです。参考資料に出ているものでやっているわけです。これもそうですね。これ荒井さんで、23号と24号ですかね。嵐山町指定管理者の概要、一般社団法人嵐山町観光協会、それで従業員数11人、設立年月日平成30年2月15日、代表者の職氏名、代表理事高橋兼次となっているものをそのまま読み上げたわけです。ですから、それは、そうではなければ指定管理ができないわけです。どういうふうになるのですか、そうすると。議案と、今のごめんなさい、長島さんのおっしゃっていることはおかしい。

○松本美子委員長 渋谷委員に申し上げます。

ある面では憶測的なものもありますし、質疑の関係にも不明なところがございますので、暫時休憩させていただき、きちっと整理をさせていただければというふうに思っていますので、お願いいたします。

暫時休憩です。

休 憩 午後 3時39分

再 開 午後 3時41分

○松本美子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開かせていただきます。

ただいまの観光協会の関係、DMOの関係ですけれども、答弁よろしいですか、質疑は大丈夫ですか。それでは、質疑から入ります。

長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 質疑といいますか、私が勘違いしていた部分がありますので、それについては、平成30年のその部分については取消しさせていただきます。ただ、一旦立ち止まってここでやるというのは非現実的かなと、そんな感じがしております。それについて渋谷さんはどういうふうにお考えなのか、ちょっと伺いできればそれで結構です。

○松本美子委員長 ただいまの質疑に対しまして、渋谷登美子委員、答弁をお願いいたします。

○渋谷登美子委員 非現実的だということに関して、そういうふうに、現実的だと言われたのか非現実的だと言われたのか分からない、非現実的だということなのだね。先ほどから何回も言っていますけれども、非現実的ではなくて極めて現実的で、なぜかという、DMOがまだ認可されていない。認可されていないのにそれを予算を取ってくるというのは、当初予算で持ってくるということ自体の問題があります。私はそっちのほうによっぽど問題だと思うのです。認可、この前は9月の補正の段階では準備会だったのですね。それで、こういうふうな形で、まだDMOというふうな形で出ていなかったと思います。そういうふうな形なので、ちょっとこれは。それで、DMOに関しましては、観光法人設立準備会というものができています。ですから、多分そこに補助金が行くのかなというふうに思っていますけれども、先ほども言いましたけれども、観光地域づくり法人の準備会というものの要綱がどこから出てきて、それがいきなりそこにお金が出ていくということ自体の、何ていうかな、法的な根拠が

よく分からないなと思っていまして、それも問題であると考えています。

○松本美子委員長 それでは、ほかに質疑のある方はどうぞ。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 2 ページの部落解放同盟埼玉県連合会の嵐山支部補助金を毎回消されるわけですが、この近隣でこの補助金をもらっている団体というのはないのでしょうか。

○松本美子委員長 答弁願います。

渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 私が知っている限りでは、滑川町なし、鳩山町なし、小川町なし、吉見町は別の形の名前で出ているかもしれませんが、大体こういうふうな形ではなくて、例えば会議に行くときのその会議の負担金を支出するという形が多いです。だから、会場費を支出する、それは嵐山町もやっています。ここのような独立したところに、部落解放同盟という1つの団体にそれほど、何ていうか、今の状況の中でどのくらいの定員の方がいらっしゃるかというと、私が知っている限りでは5名の方だったかなと思うのですけれども、そういった方の活動の中に旅費とか研修費とかで幾らというふうな決定事項があるのですけれども、それはもうやめてもいいのかなというふうに思います。普通に会場費とか、例えば七郷小のふれあい塾とかふれあい教室とか嵐山町独自でやっていますので、もうやめたほうがいいと思います。

○松本美子委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 私もちっとこの辺でどうなっているのかなということで調べさせていただきました。そうしましたところが、吉見町、東松山市でやはり同じように補助金という形で書いてありましたので、支部のあるところには補助金を今出しているということでお伺いしておりますので、嵐山町だけ支部があるにもかかわらず抜くというのはどうなのかなということでお考えを伺いたいと思います。

○松本美子委員長 答弁を渋谷登美子委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 人権運動の団体っていっぱいあるのです。なぜ部落解放同盟のところだけ、嵐山支部だけ、部落解放同盟だけそこにお金を出さなくてはいけないのか。例えば障害者団体とか、それからエイズの問題でやっていらっしゃるところとかいっぱいあります。様々な運動、何ていうかな、難民の問題をやっているグループ、難民の方たちもそれを自分たちの問題として裁判を戦ったりいろいろしています。そうい

うふうな形のものが、それぞれの団体があるのだけれども、嵐山町はここだけ、何で部落解放同盟嵐山支部だけこういった形で運動団体にお金を出すのか。特にこれは40万になったとき、昨年ですかね、4年前ですか、提案型補助金事業というのがあったのです。それは全額削減しました。一切なくしました。それにもかかわらずここだけは残っているのです。ほかの団体と比べてもあまりにおかしな補助金であると考えますので、逆に聞きたいですよ。東松山支部と吉見町の支部がなぜこういうふうなところで行政から補助金を得ることができるのか、逆に聞きたいです。

○松本美子委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 私が説明を聞いたところによりますと、吉見町、東松山市、嵐山町には支部があるので、これだけの補助をしていますということで伺いしておりますので、ほかの支部が出ているのであれば、正当なのだろうなと思って私は判断いたしました。

○松本美子委員長 畠山委員、ただいまのは質問でよろしいですか。

○畠山美幸委員 はい。

○松本美子委員長 答弁をお願いします。

渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 どういうふうな質問でどういうふうに答えたらいいか分からないのですけれども、例えばこの内容、使途、使い道ですよ、使い道なのですが、ほかの団体で旅費まで1人当たり幾ら、1回幾らとか、それから上部団体に幾ら支出するとか、そういうふうなところまで、ほかの団体ですよ、運動団体ではなくて、なぜ部落解放同盟だけそういうふうな形でお金を出することができるのか、私は理解できないです。そういうことです。なぜ部落解放同盟だけそういうふうな逆差別的な補助金が嵐山町が出せるのか理解できないです。

○松本美子委員長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

山田委員、どうぞ。

○山田良秋委員 よろしいですか。聖火リレー関係なのですからけれども……

○松本美子委員長 マイクをすみません。

○山田良秋委員 失礼しました。聖火リレー関係なのですからけれども、7月23日のオリンピックの開会式、実際は難しいかもしれませんが、やっても観客を入れないで800億円の広告料を無視してやる、そういったふうになるかもしれませんが、

聖火リレーというのはつないで来るわけですね、リレーですから。それで、嵐山町予算ゼロ、ボランティアでやらないということですね。嵐山町だけ実施しないということになる。他町村との関係というのは大丈夫かなということは、嵐山町を飛び越えてやってもらうということなのですが、ちょっと質問します。

○松本美子委員長 では、答弁を渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 聖火リレーの日というのは7月8日だったと思うのです。そして、今日も見たのですが、嵐山町のスポーツ大会ですか、スポーツ大会は中止にするという判断が出されました。私は意見書を出そうと思っていました、オリンピックの中止、または延期を求める意見書というのを提出しようと思っていました、それと同じことで、嵐山町が聖火リレーに参加しないと、そうすると、そのところだけ1日このところで待っていただけて、嵐山町の前はどこでしたっけ、滑川ではなくて、そのところから直接持って行っていただければいいと思います。

○松本美子委員長 質疑ありますか、よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 質疑がないようでございます。それでは、質疑を終結とさせていただきます。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 討論を終結させていただきます。

これより議案第17号 令和3年度嵐山町一般会計予算議定についての件を採決いたします。

それでは、まず本案に対する渋谷登美子委員から提出されました修正案について採決をいたします。

本修正案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○松本美子委員長 挙手少数。

よって、修正案は否決されました。

次に、議案第17号 令和3年度嵐山町一般会計予算議定についての件の原案を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○松本美子委員長 挙手多数。

よって、本案は可決すべきものと決定いたしました。

◎散会の宣告

○松本美子委員長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会をさせていただきます。

大変ご苦勞さまでした。お世話さまでした。

(午後 3時54分)

予算特別委員会

3月12日（金）午前9時30分開議

- 議題1 「議案第18号 令和3年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について」の審査について
- 2 「議案第19号 令和3年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について」の審査について
- 3 「議案第20号 令和3年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について」の審査について
- 4 「議案第21号 令和3年度嵐山町水道事業会計予算議定について」の審査について
- 5 「議案第22号 令和3年度嵐山町下水道事業会計予算議定について」の審査について

○出席委員（１１名）

１番	小林	智	委員	２番	山田	良秋	委員
３番	狛守	勝義	委員	４番	藤野	和美	委員
５番	大野	敏行	委員	６番	畠山	美幸	委員
７番	長島	邦夫	委員	８番	青柳	賢治	委員
９番	川口	浩史	委員	１０番	渋谷	登美子	委員
１１番	松本	美子	委員				

○欠席委員（なし）

○委員外議員

森 一人 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長	菅原浩行
書記	安在洋子

○説明のための出席者

佐久間孝光	町長
高橋兼次	副町長
村田朗	税務課長
賛田秀男	税務課課税担当副課長
岡野富春	税務課収納対策室長
高橋喜代美	町民課長
大島行代	町民課保険・年金担当副課長
萩原政則	長寿生きがい課長
菅原広子	長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長
簾藤久史	長寿生きがい課包括支援担当副課長
柳下和之	技監
山下隆志	上下水道課長

深	澤	清	之	上下水道課副参事
片	岡	範	行	上下水道課水道管理担当副課長
今	井	良	樹	上下水道課下水道担当副課長
永	島	宣	幸	教 育 長

◎開議の宣告

○松本美子委員長 それでは、皆様、おはようございます。

ただいまの出席委員は全員であります。よって、予算特別委員会は成立をいたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前 9時29分)

◎諸般の報告

○松本美子委員長 ここで報告をいたします。

本日の委員会次第は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○松本美子委員長 議案第18号 令和3年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件を議題といたします。

既に、本会議において提案説明並びに細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑は一括して行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭なる答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 まず、参考資料の25ページの世帯数と保険者数なのですが、この保険者数、このところ、ここ数年、200人規模で減少しているわけです。人口規模の減少を上回る減少をしているなって、そういう数字だと思うのですけれども、何かここには要因があるのか伺いたいと思います。

それから、予算書の236、237、保険税についてなのですが、ちょっとその前に、今度第3子以降の分が減免されます。その影響額報告があったのかな、書いていなかったのか、32件、415万5,500円というのがそうなのかな、ちょっとこの影響額を伺いたいと思います。

それから、そっちに載っているのか。分かりました。人数はいいです、分かりましたから。

〔何事か言う人あり〕

○松本美子委員長 ただいまの質疑に対しましては、質疑なさいましたか、取消し……

○川口浩史委員 今の件はいいです。

○松本美子委員長 取消しでよろしいですか。

○川口浩史委員 載っているということだったので。

〔何事か言う人あり〕

○川口浩史委員 書いていない。ごめん、ではちょっと質疑しておきます。

○松本美子委員長 ほかにありますか。

○川口浩史委員 いやいや、ほかにあります。

○松本美子委員長 取り消すのですよね、載っているからということ。

○川口浩史委員 ううん、聞きます。すみません。ちょっと二転三転して。

○松本美子委員長 では、続けてお願いします。どうぞ。

○川口浩史委員 今の国のコロナのような対応で。

ちゃんと聞きますので、すみません、お答えをお願いします。

それから、保険税が、この人数減が一番大きいのだと思うのですけれども、大きく昨年を上回る減額になっているわけですが、この人数の減だけの理由で済むのか伺いたいと思います。

それから、238、239の一番下、一般会計繰入れなのですが、今度繰入れを本町はやめるということで、これはやめたものがここに載っているわけですが、課長は、やめて余りあるものがあるのだということをおっしゃったわけです。それは、どういうふうに見たらいいのか、こういう数字に出ているのですよということがあればちょっと伺いたいです。

その一般会計からの繰入れの減額が、去年は4,200万円、保険基盤安定繰入れが。今回は3,900万ってなっていますから、2,500万ぐらいの金額の減になっていますけれども、これが一般会計からの繰入れの減額ということで理解してよろしいのか、いや、そうではないのですよということになるのか伺いたいと思います。

その下のものも若干減額になっていますので、ちょっとどこにこういう影響が出ているのかを伺いたいと思います。

それから、次の240、241、基金繰入れなのですけれども、繰入れ後の金額がお示しされていないように思いますので、繰入れ後、幾らになるのか伺いたいと思います。

それから、246、247、療養給付費、一般保険者の。これも昨年を上回る減額で、昨年も何とかあれで済んだので、ちょっと私も驚いているですけれども、しかし、新年度こんなに減らしていいのか、どういう見立てで2億7,500万円も医療費が減るのだという見立てをしているのか、ちょっと伺いたいと思います。

それと、256、257の特定健診の、これは若干増えているわけです。昨年減らして、今年増やしたという、ちょっとその理由と、受診率は少し落ちているのか、この増やした金額で、増やしたのは、そういう増加させようという、そういう狙いがあった増やしたのか。そうすると、何を増やそうとしたのか、受診率を。ちょっとそこを伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

賛田副課長、お願いいたします。

○賛田秀男税務課課税担当副課長 お答えいたします。

ご質問の第3子以降の減免の影響額でございます。17世帯24人、64万3,500円です。

〔「ゆっくりと言って」と言う人あり〕

○賛田秀男税務課課税担当副課長 64万3,500円です。

〔「17世帯、64万」と言う人あり〕

○賛田秀男税務課課税担当副課長 3,500円。

もう一つの大きく減額になった関係で、原因は人数だけかというご質問ですが、昨年の7月から行いましたコロナウイルスの影響による国民健康保険税の減免で、申請された事業者の方のお話を聞きながら受けたのですけれども、昨年3月頃からの収入の減少が大きいということで、また先が見えないというような状況であるということも多くの方が言っておられました。事業所得者、またパート、アルバイトの多い国民健康保険税の影響は大きいと考えました。

昨年10月に県へ報告する令和3年度の予算納付金の算定のための基礎数値の報告の提出がございました。その試算では、例年申し上げております少子高齢化による被保険者の減少と、また医療、後期高齢、介護それぞれの所得割が大きく減少しております。

また、今回の税法の改正により、基礎控除額が10万円引き上げられたということによりまして、国民健康保険税も控除額が33万から43万に上がったことによる税収の減少もございます。

また、この算定に当たり、10月に報告しました納付金の計算の中で、県が試算した各市町村ごとの所得割、所得総額も考慮して試算を行いました。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、大島副課長、お願いいたします。

○大島行代町民課保険・年金担当副課長 それでは、順次お答えさせていただきたいと思います。

まず、人数減少の要因ということですが、こちらは考えられるのが、やはり社保加入の増というのが大きい、それから後期高齢者への移行が大きい、これがどんどん進んできているのかなといったところでございます。というふうに私どもも見ております。

それから、続きまして、一般会計への繰入金で減ったものであり余るものということなのですが、今、何回かお答えを申し上げたこともあるかと思うのですが、職員のほうでインセンティブのほうの獲得に向けて日々努力しているところでございます。一般会計からの法定外繰入金が減ったとしても、毎年度のインセンティブで何とか賄っていけるという判断の上でも、一つあるのかなというふうに考えてございます。

続きまして、基盤安定繰入金の減が一般会計法定外の繰入金の減分かということですが、こちらにつきましては、法定外繰入金につきましては、予算書の241ページで、そのほか繰入金というものがございます。こちらが昨年度と比べまして、約700万円近く減額になってございます。こちらがそのまま一般会計繰入金、法定外繰入金の分がマイナスになったものが表れているのかなというふうに考えてございます。

続きまして、基金繰入れ後の金額でございます。基金繰入れ後の金額は、予定ですが、繰入れ後、7,905万9,272円になります。

それから、246、247ページの保険税の減額の理由ということでございます。こちらにつきましては、平成30年度以降、町の保険給付費の算出は、国保事業納付金算定時に参考として提示される保険給付費見込額というものを基に算出しております。こ

らの見込額が減ったということになります。

県における診療費の算出方法、推計方法です。推計方法は、国が幾つか示しておりまして、その示す方法によって算出しているということでございます。今回選定された方法は、令和2年3月からの数か月分の実績を基礎として、過去2年間の推計値を含む伸び率により推計するものであるというふうに難しいのですが、そういうお話になっております。この方法は、本年度、令和2年分の実績が令和2年3月診療分のみとなるため、やっぱりぶれが出てくる方法でもあるということでございます。医療費抑制を考慮する算定方法としては、この方法が適当であり、県の財政運営ワーキンググループにおいても、全員同意を得て計算されたということでございます。この計算方法による直近の実績や伸び率等が反映されていることから、このような保険給付費推計値の減につながったものと考えられます。

ただし、療養費など現金支給分については、県の予測に上乗せしておりますので、若干県の示した額よりも増額した見積りをさせていただいております。保険給付費の予測はやはり非常に難しいものでございますので、保険給付費の執行状況は常に注視してまいりたいと思っております。突発的な状況もあり得ることは十分あると思いますけれども、現時点においては、この予算額で対応可能であると考えてございます。

最後になります。特定健診業務委託料が増している理由なのですが、こちらにつきましましては、257ページの委託料のところに国保ヘルスアップ事業という委託料がございます。こちらは、昨年度は新型コロナの影響で実施できなかったのですが、今年度またできるものと考えて計上させていただいておりますが、この国保ヘルスアップ事業につきましましては、特定健診の受診勧奨委託という内容になってございます。こちらの特定健診受診勧奨につきましましては、例年とちょっと違いまして、若年層を取り込みたいという考え方がございますので、若年層といいますと、40代から50代、受診率が低くなっているところの取り込みを狙うために、SNS、またはショートメール、SMS等を利用した勧奨ができないかどうかということを考慮した上での見積りとなってございます。なので、ちょっと去年よりも若干増えておりまして、そこが主に影響しているところかなと思われまして。

それから、受診率でございます。特定健診の受診率が令和2年度につきましましては、まだ暫定数値しか出てございません。令和3年2月26日現在の数値でございます。嵐山町は33.5%でございます。ちなみに、令和元年度は最終的に49.1%だったので、新

型コロナの関係で前半は全く何もできない状態であったのですが、後半持ち直してきて、ここら辺、33.5%まで伸びてきたのかなというふうに見込んでおります。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 分かりました。ちょっと一般会計の繰入れの関係で、インセンティブということでお話が合ったわけですが、このインセンティブはどのくらいの金額が嵐山町に来るのか教えてほしいのです。それは、一般会計からの繰入れをしていては、インセンティブのお金は来ないということで、インセンティブを狙ったということですね。ちょっとそこは確認なのですが、伺いたいと思います。

それから、256の特定健診は落ち込みがすごいです。昨年、この時点で聞いたときには、45.5%だったというふうにお答えになっているのです。結果的には49.1%で今お話ありましたけれども、それから見ても10ポイント以上下がっているわけですか。こんなにコロナで落ちるのかって思ったのですが、やはりコロナで皆さんが受診を控えているということなのですか。そこがそういうことと言えるのか、ほかに要因があるのか伺いたいと思います。

それだけでいいです。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

大島副課長、お願いいたします。

○大島行代町民課保険・年金担当副課長 お答えさせていただきます。

まず、インセンティブの金額なのですが、令和2年度で申し上げますと、大体約6,000万円ぐらいになります。これは、かなりいい金額になっているかなと思います。いつもこの金額が保てるかというと、ちょっとそれは疑問ですが、令和2年度、特に頑張ったところがございますので、6,000万ほどの金額を頂戴しております。

続きまして、一般会計からの繰入れ、法定外繰入れをしていると、一般会計の繰入金もらえないのかということなのですが、そういったことではなくて、インセンティブの条件の中に、一般会計からの法定外繰入れがあると点数を減点しますよという項目がございます。ですので、法定外繰入れをしているからもらえないではなくて、法定外繰入れをしていると、減点のマイナスポイントがあるという考え方が正

しいのかなと思われます。

続きまして、特定健診の落ち込みがかなりひどいということなのですからけれども、例年の嵐山町の受診率から比べると、かなり落ち込んだ状態になっているかと思います。ただ、これは委員さんおっしゃるとおり、コロナの影響が強いのかなと思われます。受診控えがかなり多かったのと、うちの町のほうからも受診勧奨はちょうど初めての非常事態宣言のときでしたので、行ってごさいません、受診勧奨のほうも。そういったことであります。

先ほど令和3年2月26日現在の嵐山町の受診率33.5%と申し上げました。こちらのところ、ほかの比企郡内の自治体と比較いたしましても、悪い数字ではございません。みんな似たような感じなので、またときがわ町に至りましては……

〔何事か言う人あり〕

○大島行代町民課保険・年金担当副課長 分かりました。ちょっと申し上げます。

滑川町が29%、小川町が33%、ときがわ町が15.4%、吉見町が31.0%、町村の合計が29.3%になります。ですので、平均よりは上にいっているのかなと思います。落ち込みも激しかったのですけれども、その中でも皆さん受診していただいて、何とかこの数字にいったのかなというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、質疑をどうぞ。3回目になりますけれども、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 インセンティブの関係なのですが、6,000万円来ているということです。今までその他繰入れで法定外を、法定外というのは、これはどういう法定外なのか。嵐山していないですよ、医療費のほうの法定外は。これは事務関係ですよ。事務関係もしないというのが今度ですよ。ちょっとその内容を伺いたいのです。

減点されると、減点というのは当然削減されるということですよ、補助金が。減点されないで来るお金というのは、6,000万円を今度超えるということで理解してよろしいのですか。それはどこに入っているのか伺いたいと思います。

○松本美子委員長 よろしいですか。それでは、答弁をいただきます。

大島副課長、お願いいたします。

○大島行代町民課保険・年金担当副課長 お答えさせていただきます。

まず、減点なのですから、減点のほうからお答えさせていただきます。減点に

つきましては、このインセンティブの計算方法というのは、ある求められている事業を行って、その結果、点数がつきます。それに対して点数がございます。その点数の積み重ねで幾らになりますよというような形でいただくことになりますので、減点というのは、その計算の中で、例えば10点満点だとすれば、その中で法定外繰入れしているから、ではあなたマイナス1点ですよということで9点、その9点に対してお金がかかってくるというような計算方法ということになってございます。

それから、インセンティブがどこに入っているかということでございますけれども、予算書239ページを御覧ください。特にインセンティブと呼ばれているものが、真ん中の表のところにございます保険者努力支援分、それから1つ飛ばしまして、県繰入金（2号分）、これが主にインセンティブと言われているものでございます。予算の見込みは低くなっておりますけれども、基本的にはちょっと低く見させていただきまして、その努力で上げていくというような形を取らせていただいております。

それから、法定外繰入れ、一般会計繰入金の内訳ですけれども、一般会計繰入金のうちのそのほか繰入金、そのほか繰入金が法定内繰入れと法定外繰入れに分かれてございます。法定内繰入れは、事務費繰入金と言われているものでございまして、法定外繰入れは、私どものところで今まで言っていたところの保険事業分というところでございます。その保険事業分を今回から繰入れをやめさせていただいているということでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、質疑のある方はほかにどうぞ。

藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 まず1つは、233ページ、234ページですけれども、歳入のほうです。

県から来るお金が2億9,198万3,000円減額がされております。歳出のほうは、国保事業納付金等、これが1,184万6,000円増えておりますけれども、これは納付金のほうは県に納めるほうが増えていると。県から来るお金は減っているのだけれども、納付金のほうは増えていると。被保険者等が減っている中でこれが増えているわけなのですが、この辺のちょっと事情をお聞かせ願えればと思います。

それからもう一つ、先ほど繰入金のほうは、法定内、法定外という、ちょっと混乱したかなと思っているのですけれども、今年度からは法定外繰入れはしないという方針でした。ですから、この中に繰入れが入っておりますけれども、これは法定内繰入

れだというふうに理解してよろしいのか、その辺を整理も含めてちょっとお答えを願えればと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

大島副課長、お願いいたします。

○大島行代町民課保険・年金担当副課長 お答えさせていただきます。

まず、県支出金のほうが減って、事業納付金が増えているということでございますけれども、この県支出金の中には、医療費だけではなくてインセンティブの数字も含まれてございます。ほとんどが医療費、保険給付費の分でございますが、保険給付費は事業納付金を算定する際に、参考として出される数字でございまして、直接事業納付金に影響はしているのですけれども、増える理由だけではない。その影響がその一部でございまして、医療費が減っているから事業納付金が伸びているというだけではなくて、ほかに1人当たりの保険給付費額の増だとか、そういったものの計算が様々重なって増となっておりますので、一概に保険給付費が減になったから増えたという、なぜ増えるのかといっても、一概にその相関関係が必ず成り立つわけではないので、ご説明が厳しくて申し訳ございませんが、ちょっと分かりづらいのですけれども、保険給付費が減りました関係上、県支出金の中の普通交付金が減ってございます。こちら辺の影響になっているものかなと思われまして。

それからもう一点、今年度につきましては委員さんおっしゃるとおり、法定内繰入れのみとなっております。

241ページ御覧いただきたいのですけれども、過日、大変恐縮で申し訳ございませんでした。訂正させていただいてございます、歳入概要のところ、国民健康保険の事務の執行に要する経費を繰り入れるものとさせていただいております。ですので、委員さんおっしゃるとおり、全てが法定内繰入れということでございます。

以上です。

○松本美子委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私が聞きしたのは、234ページの国保事業費納付金が増えているという理由なのですけれども。歳入のところ、要するに県から来る支出金が減っているわけです。減っているのだけれども、逆に歳出のほうで見ると納付金が増えていると、要するに県の国保事業費の納付金が増えている。この辺の事情はどうなのだろうとい

うことで、逆に増えているほうの事情をお聞かせ願えればいいのです。お願いいたします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

大島副課長、お願いいたします。

○大島行代町民課保険・年金担当副課長 お答え申し上げます。

言い訳がましいのですけれども、県で全体で設定している事業納付金でございます。細かいところまではちょっと分かりかねるのですが、示されている増の理由というものはございますので、そちらをちょっとご説明させていただきたいと思います。

1人当たり保険税必要額が増えるので、納付金も増えてくるという図式が成り立つのですけれども、県全体としては1人当たりの保険給付費は増額になっております。これが理由の1点。

それから、1人当たりの介護納付金額の増、これも増の理由の1点になります。これは、支出項目の中で増となり得る理由の一つです。

それから、歳入項目における増の理由ですけれども、1人当たりの前期高齢者交付金額が増えているというのが1点、それから過年度分の納付金の過多、多かった分による減額調整をしていたのですけれども、それがなくなった、減になったということによる負担増、この4点により、全体の事業納付金のほうが増になったということとされております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、藤野委員、最後です。どうぞ。

○藤野和美委員 ちょっと念押しなのですけれども、来年度の県の国保の本算定結果から見ると、おっしゃったとおり嵐山町の場合は、要するに4%ぐらい増えて本算定結果がされていると。ただ、それを嵐山町は値上げしないというふうに回答をいただきましたので、その辺との絡みでこれが納付金そのものが増えているというふうに理解してよろしいのでしょうか。それとはちょっと関係ないですか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

高橋町民課長、お願いいたします。

○高橋喜代美町民課長 お答えいたします。

県の本算定結果から見ると、4%ぐらい今増えているというお話でございました。県の算定のほうにつきましては、町のほうでは、県からは示されているのですけれど

も、細かい数字をこちらで検算するのは大変難しいものがあるのですけれども、委員さんご心配なされている、こんなに上がってしまって、保険税のほうは上げなくて大丈夫なのだろうかというご心配があるようなのですけれども、そのことにつきましては、先ほど副課長のほうから説明させていただきました、インセンティブ等で現在のところは補充できているような状況でございます。

また、このインセンティブが、税の徴収率が上がったとかすると、また点数がよくなったり、いろいろ点数を上げる項目というのがあると思いますので、そういったところをまた今後も財政担当のほうも一生懸命探して、もらえるものを一生懸命もらっていけるようにしたいと考えております。

以上です。

○松本美子委員長 ほかに質疑のある方は。

青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 1点なのですけれども、先ほど来出ています、239ページの保険者努力支援分でありましたり、県の繰入金、いわゆるインセンティブと言われるものなのですけれども、今回第3子の減免によって、その部分、約60何がしだか、4万ぐらいだったかな、歳入が減収になるわけです。そういったような嵐山町独自の制度になるわけですけれども、そういったようなものはこういったところに影響を及ぼさないのだという、その判断でよろしいのでしょうか、お尋ねします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

大島副課長、お願いいたします。

○大島行代町民課保険・年金担当副課長 お答え申し上げます。

第3子の関係で成立したとしても、そういったインセンティブには影響がないというふうに認識しております。

以上です。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 説明書の28ページを見ますと、県の1件当たりの平均医療費よりも町の平均医療費が、月別にも見ても5,000円から1万円ぐらい高額なのです。これ1人当たりではないので、計算の仕方が分からないのですけれども、この理由というのは何が考えられるのか伺います。

それと、先ほど237ページかな、ちょっと気になったのですが、257ページかな、国保ヘルスアップ事業委託料のうちにがん検診ですか、受診勧奨を30代、40代に対してショートメールで送るようなシステムというふうに聞こえたのですけれども、といいますと、それはショートメールで送るということは、国保の被保険者と、それから嵐山町がスマホで連絡が取れる状況になっているということなのですか。それがちょっと分からなくて、これどういうことなのかなと思っているのですけれども。

あと、245ページで、オンライン資格確認の実施に伴う市町村運営負担金ですから、これは医療機関に行くと、その人の医療の資格が県のほうに行くと、それが低所得者かどうかというふうな形が確認できる資格確認のシステムということなのですか。それがどういうふうなシステムになっているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

大島副課長、お願いいたします。

○大島行代町民課保険・年金担当副課長 答えさせていただきます。

まず、参考資料の28ページの件でございますけれども、ちょっと具体的なものまでのははっきりと分からないのですが、ただK D Bのほうをちょっと調べていたりすると、ごめんなさい、その具体的なものというのが、例えば白血病とか、あとがんの関係とか、そういったものの関係が県の平均よりも高かったというところまでは分かっているのですけれども、では、さてそれがなぜかと言われると、ちょっとまだ分からないというのが現状でございます。申し訳ございません。

それから、257ページの特定健診の受診勧奨の件で、ショートメール等で送るという話でございますけれども、具体的な方向、内容とかというのについては、ちょっと他の自治体でそういった事例があるということで私どもも伺って、それで予算を計上させていただいたのですけれども、具体的な実施方法については、今後、業者に細かい説明を求めてやっていかなければいけないので、ちょっとはっきりとは申し上げられないのですけれども、現状、特定健診、今分かる範囲では、国保の申込みのときに40代以上の方々に同意の上で電話番号を提供いただきまして、その電話番号にショートメールで受診勧奨ということで、いかがですかというものを送るというふうに、現状ではイメージしております。

続きまして、オンライン資格確認のシステムの概要をご説明申し上げます。オンライン資格確認では、マイナンバーカードのＩＣチップ、または健康保険証の記号番号

等により、オンラインで患者さんの資格情報の確認ができるものでございます。

マイナンバーカードの場合、カードをカードリーダーに置いて、ＩＣチップ内の電子証明書を用いて患者の資格情報をオンライン資格確認等システムにより取得します。その際、マイナンバーは使用いたしません。医療機関側では、顔認証つきカードリーダーや目視、または暗証番号入力により本人確認を行います。

健康保険証の提示の場合は、健康保険証の記号番号等を用いて患者さんの資格情報をオンライン確認等システムにより取得します。

また、マイナンバーカードを用いて、本人から同意を得た上で、薬剤情報や特定健診等情報を医療機関で閲覧することも可能となると、これがオンライン資格確認のシステムの概要ということでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、質疑を渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 まず、医療費の状況で、１件当たりの金額が高額なのは、高額な医療費を使う被保険者が多かったから、１件当たりの被保険者が医療費が高額に、他の機関のものと高額になっているということで、それは受診回数が減ったから高額になったということとは、また違うということなのですか。それがちょっとよく分からないのですけれども。

それともう一つ、オンライン資格確認の、これはマイナンバーカードで、これは別にマイナンバーカードを使わない方には影響がないということですよ。

あと、国保のヘルスアップ事業に関して、私、がん検診って聞いたのですけれども、特定健康診断は40代以上になるのかな、それで30代、40代の方にがん検診を勧めるためにショートメールでというふうに聞こえたのですが、そうするとそこに間に入ってくる事業者は、国保の加入の保険者の携帯の電話番号というのですか、スマホの電話番号が分かるというシステムに変えていくということなのですか。マイナンバーカードでは、受診履歴が分かるけれども、それではない方で国保に加入している方は、電話連絡をしていいかどうかということ聞かれて、その電話連絡を聞いた段階で、ショートメールが自動的にがん検診などの勧奨に使われるということで、30代、40代のがんとなると、どういうふうな形、がん検診って聞こえたのですけれども、そうではなくて特定健診なのですか、よく分からないのですけれども。それで、こういうことというのは、国保の事業者ではなくて、嵐山町ではなくて、普通の事業所が個人の携

帯の電話番号まで知るわけですね。流出とか、そういったことは当然考えられるのだけれども、その点については、他の市町村はどのようにしてこのところの情報漏えいを防いでいるのか、そのところまで確認されたかどうか伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

大島副課長、お願いいたします。

○大島行代町民課保険・年金担当副課長 お答え申し上げます。

まず、受診控えが原因かということでございますけれども、そこも数字上だけの話で、ちょっとそこまで把握できておりません。申し訳ございません。

それから、マイナンバーカードがなくても健康保険証があれば大丈夫だということになります。

それから、勧奨の件なのですけれども、勧奨につきましてはがん検診ではなくて特定健診になります。特定健診の受診勧奨をするために、先ほど説明申し上げたことも検討しているということなのでございますが、正直申し上げまして、まだ渋谷委員おっしゃられたようなところまで詰められていないのが現状でございまして、そこはそういったところもきちんと周りの近隣のところをもっと詳しく調査しながら、どういったことが対応可能なのかということも含めて精査してまいりたいと思っております。

以上です。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 がん検診の勧奨を進めていくというのは、私は特に子宮頸がんなんかは必要だと思っているのですけれども、こういった感じで勧奨を進めていくのか伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

高橋町民課長、お願いいたします。

○高橋喜代美町民課長 それでは、お答えいたします。

健診の勧奨につきましては、先ほど副課長のほうから説明させていただきました特定健診につきましては、新しい手法も考えながらやっていく予定でございしますが、その他がん検診等につきましても、健康いきいき課と連携しながら、広報やそういったもの以外にも何か受診を勧奨できるものがないか、また考えながらやっていきたいと考えております。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 今の257ページのことがお伺いしたいのですけれども、国保ヘルスアップ事業委託料は、昨年と比べて140万増えています。この140万増えているというのは、40代、50代の若年層にもっと受けてほしいということで、連絡を入れたいということの費用に充てるのだと思うのですが、ショートメール、今まだ何も決まっていないう中で、SNSを使つての対応をしたいということで理解はするのですが、ショートメールですと、多分費用がかかってしまうと思うのです、5円とか、1通話になってしまいますから。だから、それはやめたほうがいいのかと思うのと、ショートメールですと、ほかのショートメールが、だますではないのですけれども、来て、リンクが張ってあって、こちらから申し込んでくださいとかということが危険につながるので、ショートメールはやめたほうがいいのかと思います。QRコードとか、そのようなところからサイトに入って、こちらから今後連絡が行きますよみたいな形を取ったほうが安全性が高いのかと思いますので、ショートメールはあまり検討しないしてほしいかなと思いますが、その辺の考えを伺いたいと思います。

それと、245ページのオンラインのほうなのですけれども、こちら今回負担金ということで8万9,000円入っているのですが、今回これからずっとこの8万9,000円の負担金で済むのか、もっと拡大されていってしまうのか、この辺をお伺いしたいのと、先ほどの説明ですと、マイナンバーにはICチップがついておりますので、1回は医療機関にそれを窓口を持って行って登録をして、2回目からはマイナンバーを持っていかななくても暗証番号4桁を入れれば、それで対応ができるということでよろしいのか。

また、マイナンバーカードを持っていらっしやらない、まだ通知書のままの方もいると思うのですが、その方はその通知書の例えばコピーなり、その原本なりを持って行ってマイナンバーの登録をして、それで1回登録してしまえば、それも保険証としての扱いで、保険証なしでもできるようになるのかお伺いしたいです。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

大島副課長、お願いいたします。

○大島行代町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

貴重なご意見、どうもありがとうございます。ちょっと私の説明の仕方もよくなかったのですが、今回増となっている主眼といたしましては、40代、50代、若年層へのアプローチをもっと受けてもらうために、どうしたらよろしいのかというところを主眼としております。ですので、あくまでショートメールだとか、例えばラインだとか、そういったものは手段でございまして、何がベストなのか、先ほど渋谷委員さんもお心配いただきました、そういった件もございまして、ここのところにつきましては、慎重に何がベストなのかをしていっていきたいと考えております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、高橋町民課長、お願いいたします。

○高橋喜代美町民課長 私からは、オンライン資格確認についてお答えさせていただきます。

まず、8万9,000円の負担金、今後もこの金額で大丈夫かというご質問でしたが、これは1人当たりの単価が決まっております、1.77円、それに加入被保険者の人数を掛けまして、1年分を計算しますと、およそ8万9,000円になりますので、これを国民健康保険のほうの情報を統括しております、国保中央会のほうに負担金としてお支払いする予定でございます。

そして、こちらにつきましては、オンライン資格を確認するための整備につきましては、令和2年度までに整備が済んでおりますので、今後はそれを利用していくための負担金ということで、年間この金額が必要になってくるということでございます。

また、マイナンバーカードを使った受診の方法でございますが、まず保険証を使う方につきましては、従来どおり保険証のほうを提示していただきまして、病院さんのほうがその保険証の記号番号等から資格を確認するという方法でございます。

また、マイナンバーカードをお持ちの方は、まずマイナポータルというサイトから、1回だけ事前の登録をしていただきます。それは、病院さんでしていただくということではなくて、個人のスマホですとか、またはスマホをお持ちでない方は、町民課窓口においても、マイナポータルから初回の登録のほうの支援をさせていただいております。

そして、マイナンバーカードを読み取るカードリーダーが設置された医療機関から、順次このマイナンバーカードを使った資格確認ができるわけですが、1回資格確認をその病院でしたから、2回目は暗証番号だけということではなく、暗証番号と

いうのはあくまでもカードに付随しているものですので、必ず病院にかかるときにはマイナンバーカードか、あるいは保険証は、どちらかは必ず持って行っていただくということです。マイナンバーカードであれば、カードリーダーにかざしていただくことにより、事務員さんとのやり取りが非接触でできるということでございます。ですので、必ずマイナンバーカードをご持参ください。

そして、通知カードの方でございますが、通知カード、紙のカードの制度は、昨年、令和2年の5月で運用がもう終わってしまっております。その紙のカードは、あくまでも個人のマイナンバーをお知らせするためだけのものでございますので、今後こういったマイナンバーを使ったいろいろな利用につきましては、写真付きのマイナンバーカードを作っていただいて、ご利用いただくということになります。

マイナンバーカードにつきましては、一般質問の中でもお答えさせていただきましたが、保険証の利用も、先ほど副課長のほうからお話しさせていただいたように、資格を確認するだけでなく、お薬の利用状況とかも、また健診の状況とかも、マイナポータルでご自身で確認できるような、そういった利用もできるようになりますので、ぜひ順次病院のほうでも設置されていくと思いますので、そういった受診方法を取っていただけるとありがたいと思います。

以上でございます。

○松本美子委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 よく分かりました。

245ページのオンラインのほうに戻りますけれども、そうしますと、お薬手帳とか、今必ず病院に行くときにお薬手帳を持っていかなくては、私なんかよく忘れてしまうのですけれども、今後はお薬手帳は必要なくなるのでしょうか。でも、やっぱりそれは持っていかなければいけないのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

高橋町民課長、お願いいたします。

○高橋喜代美町民課長 お答えいたします。

お薬手帳ですが、ご自身の薬剤の管理につきましては、今後もそういったものを目で見分ける方法でご利用いただくのはよろしいかと思います。

また、そういったものがオンラインで確認できるようになるのは、予定としては今年の秋以降になりますので、資格確認と同時に薬剤情報も見られるようになるという

ことではないので、薬剤や健診記録などは今後の予定となっております。また、そういうものに従って、さらにいろいろなものが連携していけるようになるのではないかと思いますので、今後の状況に応じてということでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 確認ですが、そうしますと秋口になりますと、今、銀行なんかも全部スマホで見られるような状況になっているということになっているではないですか。そういう今の説明ですと、秋口になると、そういう状況が見られる時代が来るよということですのでよろしいのでしょうか、お葉の。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

高橋町民課長、お願いいたします。

○高橋喜代美町民課長 お答えいたします。

予定としては秋頃ということで、まだ正式な日にちまでは決まっておりません。また、そうした情報の提供につきましても、こうしたことを予定しているということまでしか、まだこちらでも分からないので、詳しいことが分かりましたら、またその都度お伝えしていきたいと思います。

以上でございます。

○松本美子委員長 そのほかに質疑がありますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 討論を終結いたします。

これより議案第18号 令和3年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○松本美子委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

ここで休憩とさせていただきます。

休 憩 午前10時32分

再 開 午前10時45分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○松本美子委員長 議案第19号 令和3年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議において提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

川口委員、質疑ですか、お願いします。

○川口浩史委員 274の保険料の関係ですけれども、特別徴収と普通徴収、人数はどのくらいで見ているのか伺いたいと思います。

それと、278、279、広域連合への納付金なのですが、あまり増えていないです。医療の関係がそんなに多く医療費が出なかったということで、この負担金、納付金が増えなかったのか伺いたいと思います。参考資料でもそんなに増えているという感じがしないので、月別のを見ましても。そういうことから、この納付金が増えていないということなののでしょうか。ちなみに、昨年は1,500万円ほど増えていますので、ちょっとその点を伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

大島副課長、お願いいたします。

○大島行代町民課保険・年金担当副課長 それでは、先に納付金の医療費が出なかったからかということでお答えさせていただきます。

後期高齢者医療広域連合納付金でございますけれども、この内訳につきましては保険料分と基盤安定分の合計額になります。保険料分は特徴分、普徴分、それから滞納繰越分を足した合計分、それから基盤安定分は歳入のほうから入って、一般会計のほ

うから入ってきました県と町の分、合わせて4,300万ほどのもので、この合計額が納付金となりますので、直接医療費が、大きく見れば川口委員おっしゃるとおりに、医療費がそんなに伸びていないという理由もあるかとは思うのですが、直接的にはこの2つのもので構成されておりますので、直接的にはそういったことになるかなと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

高橋町民課長、お願いいたします。

○高橋喜代美町民課長 私のほうからは、特別徴収と普通徴収のおおよその人数につきまして、お答えさせていただきます。

参考資料の33ページを御覧ください。後期高齢者医療保険者の推移がこちらに載せてあります。令和3年度末の被保険者の人数を2,964人と見込んでおります。その中で特別徴収に該当する被保険者をおおよそ81.88%を見ております。それで計算しますと2,426人、そして普通徴収のほうを18.12%で見込みますと、537人ということでございます。この特別徴収と普通徴収の人数の割り振りににつきましては、決算における人数の割合を利用しております。こちらにつきましては、令和3年度につきましては令和元年度の決算が出ておりますので、その令和元年度の特別徴収と普通徴収に該当した金額、人数等で予想しまして、こういった割り振りをしております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、質疑を川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 広域連合への納付金、これが中心ですから、出ていくお金の。そういう中で医療費の件が大きく言えばということなので、大きく言えばということだけだと、そういう言い方でいいのかなという感じがするのです。仕組み的にはそうなのでしょうけれども、私が言いたいのは、保険医療費が嵐山町の分が全体的に見ると、先ほど渋谷委員さんが国保のことを言いましたけれども、後期の分も嵐山町は負担のほうで、全県平均より町のほうが大きいわけです。ですから、全体的には医療費を押し上げている要因の一つになるのだと思うのです。これは、県平均並みに下げていくために何をしていくかというのは、ちょっと特別な力を入れないと、後期ではちょっと難しいので、一般会計のほうでやっていくべきなのだと思うのです。その辺が大きく言えばでくくってしまうと、あまり努力しなくてもいいのかなという感じがしてしま

いますので、その努力はあまりしなくても、別に負担金の納付はもう計算されてくるからいいのですよということになるのか、ちょっと伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

大島副課長、お願いいたします。

○大島行代町民課保険・年金担当副課長 失礼いたしました。お答え申し上げます。

すみません。ちょっとざっぱく言い方で大変失礼いたしました。医療費、県平均よりも上だということで、そのために何をしていくべきかということになるかと思えますけれども、一般会計のほうでも申し上げました、今度は嵐山町、令和3年度から保険事業と介護予防の一体的実施を行ってまいります。ここに積極的に今まで、先ほど川口委員さんおっしゃったとおりに、健診ぐらいしかなかったような後期高齢者の医療ですけれども、これからまた計画等を立てたり、通いの場等へ積極的に関わっていったりして、そういった医療費の削減に努めてまいりたいと現在では考えております。

以上です。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 討論を終結いたします。

これより議案第19号 令和3年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○松本美子委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

ここで休憩とさせていただきます。

休 憩 午前10時56分

再 開 午前10時58分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○松本美子委員長 議案第20号 令和3年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議において提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 294ページ、295ページの保険料ですけれども、昨年から比べると大きく増えているわけですが、これは値上げによるものということで理解してよろしいのでしょうか。人数はさほど変わっていませんので、昨年との。昨年からはいずれだ。ちょっと聞いてみます。

それから、306ページ、307ページの居宅介護サービス、訪問サービスです。これがまた減額されているのですけれども、昨年は増えたのかな、この減額の理由なのですかけれども、訪問サービスを求める人が、要望者が少なくなっているということでこういう数字になったのか伺いたいと思います。

それから、その下の地域密着型介護サービスですけれども、実績からこういう数字にしたのだということですが、なぜこれが減るのか、ちょっと理由をつかんでいるようでしたら伺いたいと思います。

その下の施設介護ですけれども、これは昨年は減っていて、今年は増やすということで、施設に入る人が増えているということなのではないでしょうか。昨年、待機者を聞いたときに25人ということで答えていたのですけれども、大体全員が入れるようになったので、ここが増えたということなのではないでしょうか。ちなみに、待機者がいるのかどうかも併せて伺いたいと思います。

それから、ちょっとよく分かっていなくて、私も。319ページの上のほうに配食サービスがあるわけです。この配食サービスと、325ページの中段より上にある配食サービス、ちょっと違いが何だったのか伺いたいと思います。

それから、326、327、中段にあります医療と介護の一体的提供ということで、こういうことを進めてきているわけですが、それが減額されているわけです。どういふことで減額されたのと、どういふことを今やっているのか、具体的なことを伺いたいと思います。

それから、一番下の支払準備基金ですが、今というか、この700万円を、これは積み立てるのだよね。幾らになるのか伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

菅原副課長、お願いいたします。

○菅原広子長寿生きがい課長長寿生きがい担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

ページ数でいきますと、294、295ページにつきまして、保険料の関係なのですが、こちらの保険料については値上げによるものです。人数につきましては、特別徴収のほうにつきましては5,510人を見込んでおります。普通徴収保険料につきましては433人を見込んでおります。

それでは次に、306、307ページの居宅介護サービス給付費、それから地域密着型介護サービス給付費、それから施設介護サービス給付費の関係のご質問なのですが、こちらにつきましては第8期の計画を策定いたしまして、計画の数値を入れさせていただいております。令和3年度につきましては、実績により近い数値に計上されているものでございます。以上です。

すみません、申し訳ございません。あと、施設の待機者なのですが、ちょっと古いのですが、令和2年の4月1日現在につきましては、25人になっております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、簾藤副課長、お願いいたします。

○簾藤久史長寿生きがい課包括支援担当副課長 お答えさせていただきます。

3点目の配食サービスについてお答えさせていただきます。319ページの配食サービスと325ページの配食サービスの違いですが、319ページにつきましては、要支援と事業対象の方が対象になっております。325ページの任意事業費の中の配食サービスですが、要介護の方と認定を受けていない方が対象でございます。対象者の違いで、

内容については違いはございません。

もう一点、326ページの在宅医療・介護連携推進事業費の減額についてでございます。こちらの事業につきましては、比企郡市の9市町村で共同で行っている事業でございます。来年度の事業費が48万3,000円減額となっております。それプラス各市町村に均等割と人口割がございまして、均等割が20%、人口割が80%でございまして、嵐山町の人口が少し減ったことにより人口割が減っておりますので、減額となっております。

事業内容でございますが、地域の医療・介護の資源の把握、医療・介護関係者の情報共有、医療・介護関係者への研修、住民に対する普及啓発活動、それと在宅医療・介護連携に関する相談支援ということでございまして、比企の医師会の在宅医療拠点に委託のほうをしております。看護師の資格を持つ職員が在宅医療とか往診医の紹介、そういった事業を行っております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

萩原長寿生きがい課長、お願いいたします。

○萩原政則長寿生きがい課長 私のほうから、326、327ページの介護保険介護給付費支払準備基金積立金の件についてお答えします。

今現在、支払準備基金の残額が1億5,885万1,348円でございます。令和3年度末、今回704万9,000円を予算化しておりますので、こちらの額を足しますと1億6,590万348円になります。介護保険料の条例を上げたときに、3年度、4年度、5年度の3か年で6,600万円基金を取り崩すというお話ししたかと思います。毎年、介護給付のほうが増えていきますので、1年目は約700万円の積立てになるわけですが、2年目、3年目は給付費が多くなりますので、マイナス、マイナスということで、1年目はプラスですけれども、3年間を合計すると6,600万円のマイナスになります。令和5年度末の想定金額ですが、利息を混ぜなければ9,290万348円となる想定となっております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 保険料、これは増額になった分だということで、町民の負担も大きいなというふうに思います。分かりました。これはいいです。

306、307の実績に近いということで、こういう結果になった、要因は分からないのですか。何で、居宅介護サービスって、できるだけ居宅介護をしてもらったほうが経費がかからないということで進めてきているわけです。だけれども、実際はそんなに、その方が居宅ではないというところを選んでいるのかなと思いますので、使いにくい面が、このサービスの内容があまりよくないのではないかなって想像するのですけれども、何が要因なのかというのをちょっとつかんでいたら伺いたいと思います。この地域密着型もそうです。

施設介護のサービスですけれども、待機者はそうすると変わらないということなのですね、人数だけ見ますと。去年は減額になっていて、今年は増えるというのは、何か重い人が入るようになって負担が増えると見ているのか、どういうことで増えているのが実績だけだとちょっとよく分からないので、伺えればと思います。

それから、326、327の医療と介護の一体型なのですけれども、これをやって、どういう効果を上げているのかというのをちょっともうそろそろ検証する時期に来ていると思うのです。ただ、こういう事業が始まったから負担を出していますというだけでは、嵐山町ではこういう事業をやっていて、介護保険の重くなる人を防いでいるとか、医療にかかる人を軽くしている、あるいはかからなくても済むようにしている、そういうことが言えるのかどうか。もっとこれを進めていけば、もっとそれは少なくなっていくのだということが言えるのか、予算であれだけれども、時間があるから大丈夫でしょう。ちょっとそれを伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

萩原長寿生きがい課長、お願いいたします。

○萩原政則長寿生きがい課長 306ページ、307ページの居宅介護サービス給付と地域密着型介護サービス給付の額が大分減ってしまっているというお話だった件についてなのですが、まず令和2年度、前年度の予算額につきましては、第7期計画の3年目の計画値を入れて予算化をしています。今年度の予算は、新しく第8期計画の1年目の計画値を入れています。したがって、今年度の1年目ですので、今現在の状況からの1年目と、3年前の状況からの計画値というのが大分差が出ていたということになっていて、こういうふうになっています。

ちなみに、まず一番上の居宅介護サービス給付費、前年度予算額は5億9,249万

6,000円になっていますが、その前、元年度の決算額が5億1,300万円です。したがって、7,900万円ぐらいもう差が出ているのです。直近、今回8期の計画をつけたので、8期の計画は3年度はもうすぐ来るわけですから、それを見込んだときに5億2,996万8,000円というふうに出しております。したがって、前年度の計画値と3年度の計画値に差が6,200万円も出てしまったというふうになっています。同じような考え方で地域密着型のほうについても、前年度比較すると4,900万円の差が出ているというふうになっております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、簾藤副課長、お願いいたします。

○簾藤久史長寿生きがい課包括支援担当副課長 在宅医療・介護連携事業につきまして、お答えさせていただきます。

まず、1点目の効果を検証する時期に来ているのではないかというご質問でございますが、この在宅医療・介護連携推進事業につきましては、会議のほうを3つのパターンで行っております。まず、各9市町村の担当者レベルでの会議、2つ目が各市町村の課長レベルでの会議、3点目がこの地区のお医者さん、歯医者さん、栄養士とか、あと理学療法士、そういった専門職の方、そこに市町村の代表としても入るような形で、様々な形のほうで検証しております。2年か3年に1遍改選があるのですが、お医者さんとか歯医者さん、理学療法士とか、そういった方が集まる会議のほうに、来年度は嵐山町の地域包括が代表として参加をしまっている予定になっておりますので、各市町村からのいろんな意見を受けて、その場で発言をする機会もございますので、そういったところで住民の声とか、そういったものを発信していきたいと考えております。

もう一点が、この在宅医療・介護連携推進を使うことによって医療費がかからないとか、そういったことがどうかというお話でございますが、ちょっとすみません、ずれてしまうかもしれないのですが、今病院で亡くなる方も多いですが、最期をご自宅で迎えたいという希望の方が多くいらっしゃいます。ただ、なかなか情報がございません。無理に退院させて退院のままというわけにはいきませんので、自宅に往診してもらって診ていただく必要があります。終末期医療というふうになりますが、そういったこともしなければなりません。ただ、そういった情報というのがなかなか住民の方、お医者さんも含めてですけれども、ございませんので、この比企医師会に委託してお

ります拠点のほうで、在宅医療のほうの紹介とか、そういったことを行っておりますので、そのことによって実際嵐山町でもそういった動きもございました。私、実際に目にしたのですが、最期はご自宅のほうに帰ってきたいという希望がありまして、いろんな調整を図りまして、おうちに帰ってきて本当に1週間もしないうちに亡くなったのですが、ご希望はかなったのかなと思っていますので、非常に有意義な事業だと考えております。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑ございますか。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 今回の改定で診療報酬が0.7%ですか、全体的には0.65%になっていると思うし、逆に今度は基準率が緩和されているので、例えばグループホームなんかはショートステイが15人の基準になったとかいうふうに一応言われているのですけれども、そういった部分で嵐山町の中でショートステイなんかは増えていたり、逆に報酬が上がった部分がここに入ってきているのは僅かな金額だから、入ってきているのが見えないのですけれども、そこが見えないのと、あと基準が緩くなっている部分、そこの部分で労働する方というのですか、仕事をする方は大変になってくるのかなと思うのですけれども、そういったことがうまく見えてこないのですが、その点について伺いたいと思います。

あと、先ほど私聞こうかなと思っていたのですけれども、在宅で亡くなる方の数の把握というのはやっぱりできていないということですよ。できていればいいかなと思うのですけれども、在宅医療・介護連携推進事業である程度把握できるようなスタイルが取れていればいいかなと思うのですけれども、あと居宅介護サービスでは計画給付費が増になっていて、住宅改修は減で、それで介護予防サービスでは住宅改修も増になっていることだから、介護予防サービスのほうに重点が置かれてきているのかなというふうに思ったり、介護予防サービスを使われる方がそのまま介護になっていくのですけれども、なるだけ介護予防サービスの段階で済むほうがいいわけです。そういったところの把握というのはどの程度なさっているか伺いたいと思うのです。

ごめんなさい。変な聞き方で申し訳ないのだけれども、難しいな、この介護保険。答えようがないか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

簾藤副課長、お願いいたします。

○簾藤久史長寿生きがい課包括支援担当副課長 2点目につきまして、お答えさせていただきます。

まず、在宅で亡くなる方なのですが、人数のほうは、申し訳ございません、把握できておりません。ただ、病院から退院して介護サービスの利用がないような方、元気という言い方はあれですけども、本当に介護サービス使っていないまま入院してしまって、退院後に介護サービスを新たに使いたいという方には介護申請も必要になってきますので、事前に病院の相談員さんから連絡来る場合が多いです。その場合には、例えばケアマネさんが介護認定申請のお手伝いなり、あるいは介護用のベッドとかポータブルトイレとか、そういったものを配備しなければなりませんので、そういったものは包括のほうで調整なりをして、退院したときに困らないような体制を取るようにはしております。

もう一点、介護予防サービスに重点を置いているのか、その点の把握というご質問ですが、渋谷委員さんおっしゃるように、今、介護予防サービス、非常に重要なものでございまして、町としても力を入れてございます。ただ、コロナのという状況がございましたので、令和元年度には3か所ぷらっと嵐トレ、自主活動増えたのですが、昨年度は全くそういった普及活動ができませんで、実際活動している方も高齢者でするので、参加を控えていらっしゃる方も大勢いらっしゃいましたし、会自体の活動を止めているところもいまだにございます。感染対策のほうを十分にこちらのほうで、自主活動とかの再開する場合、または町の直営の事業を行う場合には、十分に感染対策をやった上で事業を進めておりますので、その辺をご理解いただきながら、動かないことの弊害のほうが多いということで国のほうでも出ておりますので、その辺のことを配慮しながら介護予防事業を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 続けて、答弁をいただきます。

菅原副課長、お願いいたします。

○菅原広子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、お答えいたします。

先ほど介護報酬の改定があったということで、0.7%ほど介護報酬が上がることになりまして、そちらにつきましては、こちらの給付費のほうに反映させていただいて計上させておりますが、細かいこれだけ上がったというのはちょっとお示しできないと

ころでございます。

グループホームなのですけれども、グループホームの質問があったかと思うのですが、確かにグループホームを使う方も増えているのですけれども、嵐山町内にはらんざん苑が1つだけですので、そちらを利用している人がほとんどですので、こちらの給付費のほうにつきましては、ちょっと低めの計上になっているところであります。

それから、労働者の関係もお話しされたと思うのですけれども、労働者の方につきましては、労働者の離職に関する国とか県のそういう支援みたいなのがありまして、そちらのほうをご案内させていただいているところなのですけれども、町としてはそういう啓発活動をしているだけという状況になっております。

それから、介護予防サービスのほうが増えているということですが、確かに介護予防は大事ですので、介護予防を重点的に町としても進めて考えたいと思っております、実は8期の計画を策定する前にニーズ調査というのをさせていただいたのですけれども、先ほどもお話あったとおり、自宅で介護をしたいという方がほとんどでした。ですので、それで皆さんやっぱり健康、介護にならないようにということで、自分でいろいろ対応をなさっているようですので、介護予防サービスを利用している人が増えているのではないかと考えているところです。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 すみません。聞き方が悪かったのですけれども、例えば310、311だと、介護予防計画給付費というのが39万8,000円増えていて、介護予防住宅改修が150万ぐらい増えているのです。そうすると、逆に介護給付費のほうでは計画は増えているのだけれども、計画が増えるのは当然です。だけれども、住宅改修のほうは減になっているのです。そうすると、具体的に数字で言ったほうがいいのか、介護予防サービス計画給付費はどのくらい予定していて、介護予防住宅改修費はどのくらい予定しているのか。

それで、介護を利用されるようになってから、利用者の方というのはどのぐらい大体生存なさっていると言ったらいいのか、健康寿命というのですか、そういうふうな形で聞けば分かって、それでそれに対応できるような形にだんだん、だんだん介護保険も重度化していったら、それで最後に亡くなっていくわけなのですけれども、そのみとりの部分の介護給付サービスについては、その部分ではどのくらいというふう

な予想値というのですか、みとりの介護報酬というのではないわけですよね、今のところ。訪問看護だと、その部分があるかもしれないのですけれども、そういったことのすり合わせというのが先ほど高度の、ごめんなさい。在宅医療・介護推進事業の中でそういったことが情報として分かってきて、その情報が提供されるような形になっていくと、皆さんが自宅でみとられるという形が進んでいくかと思うのですけれども、その点についてのことの統計値とか、そういったものはこれからつくっていくべきではないかと思うのですが、その点について伺いたいと思います。

何か重なっていて申し訳ないのだけれども、論点が整理されていなくて。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

菅原副課長、お願いいたします。

○菅原広子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、お答えいたします。

介護予防サービスの住宅改修なののですけれども、介護のほうにつきましては50件を見込んでおりまして、介護予防のほうにつきましては10件を見込んでおります。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

簾藤副課長、お願いいたします。

○簾藤久史長寿生きがい課包括支援担当副課長 お答えさせていただきます。

在宅医療・介護連携の情報発信とか統計値はありますかというご質問なのですが、まず情報発信なのですが、こういった介護サービス、医療サービス、比企郡市ですが、あるかという情報に関しましては、今年度までは冊子、紙データでまとめてありまして、長寿生きがい課とか施設のほうに置いて、紙データで見ることはできました。ただ、紙データだとなかなか皆さんの目に触れることもないので、今年度データ化をいたしまして、実はこの3月、つい最近なのですが、町のホームページから入れるようにいたしました。そこで比企郡市だけなのですが、川越とか坂戸とか寄居とか、そういうところは見られないのですが、比企郡市の医療の病院とか介護事業所、そういったものがこういったのがあるかというのを見ることができるようになりました。おいおいデイサービス、どのくらい今空いているとか、そういった情報も発信していくような体制になると思います。

統計という面に関しましては、ちょっと古いデータで申し訳ないのですが、比企医師会のほうにお願いしています在宅医療に関する問合せなのですが、令和元年度で比

企都市全体で242件の問合せがございました。内容的には退院の支援に関することとか、往診医に関すること、そういったものが主でございます。うち嵐山町ですが、すみません、ちょっと手元に嵐山の資料はないのですが、たしか嵐山は1桁か10件程度だったように記憶しております。嵐山町からの問合せは少なかったように記憶しております。

以上です。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 介護保険を利用されるようになって、それから亡くなるまでというのは健康寿命というのですか、健康寿命とする寿命なのですけれども、保険会社はそういうのってつかんでいるのですよね。保険会社は、大体このくらいの時期の方はこのくらいの生存期間があるとかいうのをつかんでいて、そういう資料を持っているのですけれども、そういった資料というのはやっぱりあるほうが、介護をされる側も介護をする側も終末期に対しての一つの心得ができると思うのですけれども、そういったものが出されるといいのかなと思うのですけれども、その辺は今回の8期の介護計画の中で、そういったことはやっぱり考えることはまだ難しいのでしょうか、伺います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

萩原長寿生きがい課長、お願いいたします。

○萩原政則長寿生きがい課長 健康寿命というお話でしたけれども、埼玉県健康寿命の定義が65歳で、あと何年健康でいられるかというのが要介護2になるまでの期間というふうに記憶しております。大変申し訳ないのですけれども、健康いきいき課のほうで多分データは持っているかと思うのですけれども、男女別で嵐山町は65歳から何歳までは要介護2までの年数ですよというのと、あと障害寿命というのが多分それも持っていて、その期間をできるだけ短くしようというのが「健康寿命を延ばそう！！プロジェクト」等で町でやっている事業になっています。その数字はちょっと今把握していませんけれども。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 1点だけお聞きをいたします。

先ほど川口委員の質問の中で待機者、これは介護入所の待機者だというふうに思う

のですが、25名、昨年の4月現在ですという話でした。それで、参考資料のほうを見ますと、要介護の5だとか4の方は、そうそう増えているわけではないのです。高齢者全体が増えている割には増えていない。そういうふうに見えるのですが、25名の方が、その前の年だとか、そういうのは私分からないので、変動はあるというか、増えているのですか、減っているのですか。なかなか介護度が上がらないと入所ができないというふうな話がある中で、現状はどうかちょっとお聞きをしたいなと思ひまして。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

菅原副課長、お願いいたします。

○菅原広子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 お答えいたします。

待機者の人数につきましてお答えさせていただきます。待機者につきましては、その年によって人数が変わりますが、たまたま今年度につきましては前年度と同様ということになります。入所につきましては、埼玉県のほうで入所指針がありまして、点数をつけて優先順位が高い方から入っていくということになりますので、介護度が高いから全て入れるというわけでもなくて、そういう点数制になっておりまして、それで入所することになっています。ちなみに、その25名なのですけれども、介護度でいきますと、介護3の方が一番多くて11人で、介護4の方が6人で、介護5の方が4人です。介護2の方も申し込んでおりまして、4人おりまして25人となっております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、質疑を長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 4から5ぐらいの方、特に5の人が多いのかなというふうな感じを、そういうふうに見ていたのですが、3のような方もいらっしゃる、これは優先順位からいって5の方というか、そういう重い方が当然なるでしょうから、この数字というのは入りたいのに入れないとか、そういう数字ではないというふうな今感じに思いました。

それで、今みとり介護ですとか、介護会計がなかなか大変になる中で、なるべくご自宅で最期をみとっていただくような、そういう体制も必要であるし、お勧めをしているというふうなことでございますけれども、これは一概に、今の時代なかなか本当に難しいです。そういう中においても、それを選択する方がいらっしゃる。非常にありがたいなというふうな感じはするわけでございますけれども、町とするとこのみと

り介護とか、ご自宅で見えていただくようなあれというものを推奨しているというわけではないのでしょうか、実際ご自宅で見えていただくのが介護としてはベストですよというふうな話し方をしているのか、そこら辺をちょっともう一度考え方というか、あれをお聞きをしたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁を簾藤副課長、お願いいたします。

○簾藤久史長寿生きがい課包括支援担当副課長 お答えさせていただきます。

長島委員さんおっしゃるように、町のほうとしては特にみとり介護推奨というのは改めてしているわけではございません。本人、ご家族の方からそういったご希望がございましたら、なるべく希望に沿うような形で支援のほうをしていきたいと考えております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 聞き方も悪かったのですが、そういう希望があれば、それに沿った最大限の支援をしていくということで、確認になりますが、よろしいですね。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

簾藤副課長、お願いいたします。

○簾藤久史長寿生きがい課包括支援担当副課長 委員さんおっしゃるとおりでございます。

以上です。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 325ページにあります居場所づくりの事業補助金ですが、こちら川島に今度居場所をつくるということで、そちらに差し上げる19万円ということでよろしいのかお伺いします。

それと、その下のほうにございます認知症地域支援ケア向上事業の中の研修費がなくなっているのですが、コロナのためにこちらはやらなくなるのかお伺いします。

それともう一点、GPSを前認知症の方に貸与していたという事業があったかなと思うのですが、こちらが昨日から見つけているのですけれども、見つからないのですが、違う事業に変わったのか、ちょっと消耗品費も2万1,000円ということで、去年から2万円下がっているから、そこだったのかなとか思いながら見ていたのですけれ

ども、その３点につきましてお願いします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

簾藤副課長、お願いいたします。

○簾藤久史長寿生きがい課包括支援担当副課長 お答えさせていただきます。

まず、１点目が325ページの生活支援体制整備事業の居場所づくり補助金なのですが、委員さんおっしゃるように空き家を使った居場所づくりに対する補助金でございます。今年度エアコンとか、そういったものの整備を補正でかけていただきまして、今その事業を進めておりまして、この19万円につきましては、実際来年度、今コロナの状況なので、いつ開所とはなかなか見通しが立たないのですが、開所に向けての予算となっております。光熱水費、電気代、ガス代、水道料金、そういったものの一部補助の予算と、あとそれで光熱費の補助で14万円、それプラス何か備品的なものが不足した場合に備えまして5万円、合計で19万円の計上をさせていただきました。

２点目の同じページの認知症地域支援ケア向上事業の研修負担金がゼロになった件でございますが、この研修費なのですが、認知症地域支援推進員がございまして、東京のほうに研修に行くのですが、その研修を受けてこの嵐山町、この地域に認知症について正しい理解を深めていただくというようなものでございまして、今、町、地域包括に職員２名、この推進員になっております。隔年で１年置きに県のほうで研修費を負担してもらえるので、来年度は研修費のほうの計上を見送らせていただいたということになります。

最後に、GPSでございますが、同じ325ページの任意事業費の中の真ん中辺に、13番使用料16万6,000円、ここがGPSの料金になりまして、今現在利用は２名ですが、３名分の予算のほうを組まさせていただきます。

以上です。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 いろいろ今までの質疑を聞いていまして、この参考資料の39ページと40ページなのですが、私も第８期の部分がちょっと細かく見ていないのですが、この被保険者数の推移を見ていきますと、もう当然40歳から64歳の数が減ってきています。そして、この第１号被保険者になってくる数も下から上がってくるのが減りますから、そして上の方は75歳以上の方がいますので、当然自然減があるとい

うふうになってくると、この辺が今のところ一番の、嵐山町においては、被保険者の数とか上限のところなのかなというふうに予想ができるのです。そういう中で、この介護認定者がそう変わらないで今推移してきている。今までの中でもあれだけの蓄積が、皆さんが介護予防に努めてきたということがあって、かなりの財源が積み立てられているというか、残っているということにもなるわけでございまして、そこを考えますと、今ある程度余裕のあるうちに、これ以上高齢者がそう増えていかないということが予想されますので、重症化されれば別ですけれども、むしろここは、いわゆる脳トレだとか、そういった本当に効果の上がるというものをもう少しよくしっかりと町が押さえて、そこにある程度投資をしていくというような考え方も求められてくるのかなというように考えるところですが、課長さん、いかがでございましょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

萩原長寿生きがい課長、お願いいたします。

○萩原政則長寿生きがい課長 答えいたします。

保険者の推移というお話で、今後40歳から64歳の人口が減って行って、今がピークではまずないのかということですが、国の状況と町の状況を簡単にお話しします。介護保険をよく見ると必ず言われるのが、2025年問題と2040年問題というのが必ず出てきます。2025年問題というのは、団塊の世代の方たちが75歳以上になるというのが今から4年後の2025年問題です。次に、2040年問題というのがよく言われています。これは何かというと、団塊の世代のジュニア、子どもたちが65歳以上になるのが2040年問題と言われています。国では、2040年が65歳以上のピークとなると言われています。

嵐山町、どういう状況かと申しますと、ちょっと簡単にお話ししますと、嵐山町の65歳以上の人口のピークが2025年、今から4年後がピークになります。国は2040年で、15年早い2025年がピークとなっています。そして、介護者、要介護、要支援者の人数ですが、一番多くなるのが、一番1号保険者が多いのは今から4年後の2025年なのですけれども、認定されている方が一番多いのは、それから10年後の2035年が一番最も介護認定の受けている方が一番多くなる、嵐山町はその時点になります。

青柳委員さんが言うように、それまでの間、町は何をしたらいいか、もちろん介護予防が一番かと思います。介護予防だけでなく、町では健康寿命を延ばそうといういろんな事業を行っています。例えば健康寿命を延ばすだけでなく、子どものときから

スポ少に入ったり、体育の時間一生懸命運動してもらったり、まずちっちゃい頃から運動に対する意識がすごく大事なと思います。そして、一般になったら町は1人1スポーツということで、嵐山町スポーツ協会を中心に皆さん一生懸命運動してもらっています。特に高齢者は、その嵐山町スポーツ協会の中でも、グラウンドゴルフ連盟さん一生懸命やってもらっていますので、そういう力が多くて、ふだん地区で週2回とか3回とか家から出て、みんなと楽しくグラウンドゴルフをしたりして健康寿命を延ばしているのかなと思います。

今後、介護だけでなく、そういう事業も伸ばしながら、うちのほうは介護予防をやっていますので、脳トレとかそういう介護予防も進めていって、今後介護保険事業が一番大変になる時期にできるだけ介護の支出が抑えられるように、今から努力していきたいというふうに考えています。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 課長のほうで考えていらっしゃるの、それ以上言うことないのかもしれませんが、いずれにしても、今健康の質の高さの要求が高くなっていますから、やはり嵐山町は元気なお年寄りが多いということも売りですから、その辺もしっかりと町民の皆さんにも周知をもっと徹底して、そういう出てこれないような人たちも引っ張り出していくような工夫をしていって、重症化にならないようなやっぱり進め方が一番いいと思いますので、さらに効果の上がる施策を考えていただきたいと思います。

以上です。結構です。

○松本美子委員長 答弁はよろしいですか。

○青柳賢治委員 はい。

○松本美子委員長 ほかにご質疑の方は。

藤野委員、質疑どうぞ。すみません。

○藤野和美委員 私のほうは、歳入歳出の中で今回保険料が値上げということで、約3,344万5,000円ここでアップになっているわけですが、全体の歳入歳出の予算としては、9,800万円減になっているわけです。全体は縮小の予算になっていると。その中でこの保険料が、この金額は上がっていると。この上げたものをどういうふうにして生かしていくのかと、その辺の基本的な姿勢についてお聞きしたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

萩原長寿生きがい課長、お願いいたします。

○萩原政則長寿生きがい課長 まず、前年の予算から比べて予算が減っているということと、保険料が上がったというお話がまず1点だったと思います。

予算書の292ページを御覧ください。前年度の292ページ、293ページの左側の292ページです。保険給付費の部分ですが、そこで比較すると1億755万4,000円減っております。ここが前年との比較で一番大きいところかと思えます。

詳細が306ページ、307ページになります。先ほども質問がありましたが、居宅介護サービス費が6,252万8,000円マイナスで、地域密着型介護予防給付費が4,940万6,000円減ということで、こちらを合わせると先ほどの減になったところとほぼイコールになるかと思うのですが、先ほども申しましたが、昨年度の予算というのは7期計画の最終年度の計画値を基に策定し、元年度の決算額も先ほど申しましたが、大分差異があると。今回の予算額については、8期計画の第1年目ということで、それほど差がない金額になっているというふうに思っております。

保険料が上がることは、どこの自治体も多分どんどん高齢者が増えて同じような状況だと思えますので、保険料は上がっていますけれども、できる限り介護予防と、さっきお話ししたいろんな健康寿命を延ばしたりということで、支払準備基金のほうをできるだけ取り崩さないで、これから来る高齢者がどんどん増え、介護が増えるときに備えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長 藤野委員、質疑のほうはまだかかりますか。

〔何事か言う人あり〕

○松本美子委員長 分かりました。

ほかにも質疑なさる方はいらっしゃいますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 質疑の途中でございますけれども、暫時休憩とさせていただきます。

休 憩 正 午

再 開 午後 1時27分

○松本美子委員長 それでは、少し時間のほうが早いようですけれども、皆さんおそろいでございますので、これより休憩前に引き続き会議を開きます。

藤野委員さんの2回目からの質疑となりますけれども、お願いいたします。どうぞ。

○藤野和美委員 この予算の歳入歳出の関係を考えますと、それぞれ9,800万円減額して、予算規模としては小さくなっているということがこの中であるわけですが、一方では、保険料の値上げによって収入だけが増えているという状態かと思います。その中で考えますと、歳入のところで国庫支出金、それから支払基金交付金等、県の支出金、これらが減額されていると。これを表面的に見ますと、ちょうど保険料の値上げ分と、いわゆる国庫支出金から県の支出金とほぼ符合してしまうということになるわけですが、この国庫支出金等々は、予算書を見ますと、給付に対してある一定のパーセンテージで交付されるという仕組みかなと思うのですが、減っているということは、先ほどのような説明の中で、今後被保険者が増えていくという予想がされていたわけなのですが、現実には交付金そのものは減額予算にもなっているということになるわけです。ですから、値上げについては、今後被保険者が増えていくという予想の下で値上げをされた。しかし、実際この交付金の動きを見ると、実は減っているということがあるわけです。それについて、どのようにお考えかとお聞きしたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

萩原長寿生きがい課長。

○萩原政則長寿生きがい課長 お答えします。

まず、予算のつくり方ですが、普通歳入があって、そのお金をどう使うか、歳出が決まってくるかと思います。介護保険特別会計では逆で、歳出がこれだけありますと、そしてそれに対して国は何%、県は何%という形で歳入が決まってきます。それなので、歳出の合計が決まれば、昨年度より歳出の合計が少なくなっていますので、それに合わせて県、国の補助金が減っているという形になっております。

保険料が上がって、291ページですけれども、歳入の総括で一番上の保険料が3,344万5,000円増えていると、そして歳出が減っているというのはどうしてかというところですが、298ページ、299ページをお開きください。6款繰入金、2項基金繰入金、介護保険介護給付費支払基金繰入金、本年度は科目設定の1,000円です。昨年度は、7,000万円取り崩すという形で予算化をしております。この支払基金準備金というのは、もともとどういってお金だったかということ、過去、皆さんが納めてもらった保険料をここに、国とかの補助金は翌年度精算しますので、入ってきませんが、皆さんが納

めてくれた介護保険料が今までこれだけ余っていますというのをためてあったところから、昨年度は7,000万取り崩す、そういう形で予算化してありました。今年度は、そこが科目設定という形なので、先ほど申しました保険料が3,344万増えますけれども、この部分の差が藤野委員さんが質問しているところかなというふうに思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 もう一点、今お聞きしたかと思うのですけれども、現実には交付金その他考えて、前年より減っているということは、期数が減っているというか、要するにその給付額が来年度は減るということで想定しているわけです。それに対して一定程度のパーセンテージで交付されるという仕組みかと思うのです。来年度は、要するに給付ということは、その部分はある意味被保険者が同じであっても、実際にいろいろかかる費用が減っていることによって交付額が減るという仕組みです。そうしますと、8期の中で保険者が増えていくという予想の下で保険料を上げたわけです。現実には来年度はそういう方は減っていると、その辺のところをどういうふうにお考えになるかということなのです。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

萩原長寿生きがい課長、お願いいたします。

○萩原政則長寿生きがい課長 お答えします。

今年度の予算は、第8期計画の第1年目の令和3年度の計画値で予算化をしております。比較している前年度の予算は、7期の3年目の数値で予算化しています。結果これだけ差が出たというのは、嵐山町は計画以上に使用しなかった、介護予防が行き届いていたということで、計画値まで多くなくて抑えられたということで、ここで計画の見直しをしたときの1年目と昨年第7期の3年目で差異が出て、このような形になっているというふうに理解しております。

以上です。

○松本美子委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 それでは、質疑を終結させていただきます。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 討論を終結いたします。

これより、議案第20号 令和3年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件
を採決いたします。

本案を可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○松本美子委員長 挙手多数です。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

ここで休憩とさせていただきます。

休 憩 午後 1時34分

再 開 午後 1時37分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○松本美子委員長 議案第21号 令和3年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件
を議題といたします。

既に本会議において、提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑
に入ります。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、
説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

山田委員。

○山田良秋委員 355ページでございます。言葉の意味と定義だけ教えていただきたい
と思います。

13節の手数料のところ、コリンズテクリス手数料です。これが何かということ。

それから、21節のところの公課費、初めて出てきた言葉ですけれども、公課費、こ
れはどういう意味なのか。

それから、その右側のほうに重量税ってございますけれども、何に対しての税なの
かということ、以上、3点教えていただきたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

片岡副課長、お願いいたします。

○片岡範行上下水道課水道管理担当副課長 それでは、お答えいたします。

先ほど355ページ、13番手数料のコリンズテクリス手数料というものののですけれども、こちらにつきましては、発注工事に対しての業者のほうで登録している、受注している情報の中から、コリンズテクリスという利用機関のところに、データベースとして現場代理人の登録状況とかというものが登録してありまして、こちらのほうを工事を発注した段階で、紙ベースで今までは登録内容のほうを徴収していたのですけれども、その中でよりその登録の内容を確認するために、インターネット上で公開しているデータベースを利用するというものの手数料になります。

もう一つのほうですけれども、21番の公課費の重量税のところだと思うのですけれども、こちらにつきましては、上下水道課のほうで所有している公用車2台あるのですけれども、所有している分の軽自動車の重量税のほうになっております。

以上でございます。

○松本美子委員長 よろしいですか。

それでは、山田委員、お願いします。

○山田良秋委員 車の重量税ということですね。分かりました。どうもありがとうございました。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 353ページの受水費なのですが、昨年は一昨年の台風被害を第3水源が受けて、しばらく使えなかったということで、その分を県水で賄ってきたということです。それが昨年の4月、5月だったかな、もう少し長いのかな、それで増えたのですよという説明でした。その費用とあまり変わらないのです、高止まりというか。やはり嵐山町にはああいうおいしい水が自分の井戸で自己水としてあるわけですから、できるだけ自己水を使ったほうがいいと思うのです。これは、どうして減らすことができなかったのか伺いたいと思います。

それから、355ページの17番に会費負担金ってありますけれども、昨年、比企地区水道研究会負担金、金額は幾らでもありませんが、なくなっているわけです。どういうもので、どうしてこれは廃止になったのかを、廃止にしたのかな、伺いたいと思います。

それから、その下の貸倒引当金繰入額、ここも給水収益未収金というのがあったのですけれども、これがなくなっている理由を伺いたいと思います。

それから、356、企業誘致条例による加入金減額分還付金とあるのですけれども、川島の工場を誘致するところですよ、たしか。そこを水道のほうでは、このぐらいのお金がかかる、何かそういうので研究したわけですよ、調査したわけですよ。それは、今度は区画整理組合になっていくわけですが、ちょっと内容が違うのだったらおっしゃってください。そこに生かされるのかどうか、これはせっかく調査したのですけれども、その数字は生かされないのですよってなるのか伺いたいと思います。

それから、その下に消費税の還付が、還付ではないのか、納付のほうだ。これは、どうしてゼロなのか。去年は600万円以上納付するということになっているのですけれども、それを伺いたいのと、次の357ページの管路設計業務委託、これ説明があったのかな、ちょっと分らなかったのですけれども、去年あって、今年もあるということ。これは設計ですから、2年も続けて研究する、設計しなければならないということになるのか伺いたいと思います。

それから、浄水場施設工事、これが去年はゼロですから、いよいよこれが始まるのかなって思ったのですけれども、ちょっとどこの浄水場なのかを伺いたいと思います。

それで、補正で工事を予定していたのを落としたわけですが、なかなか読めないところもあると思うのですが、これは執行率が多分またというか、下がっていると思うのです、当然工事ができていないのですから。きちんとこれは、今年の工事は大丈夫ですよということが言えるのかどうか伺いたいのと、あと技術職の方がこれでお辞めになるのかな、たしかそうですね。その代わりというのは入ってくるのかどうか。それと、県からの支援というのは、今後も支援してもらえるのかどうか伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

片岡副課長、お願いいたします。

○片岡範行上下水道課水道管理担当副課長 質問をいただいた中で、まず最初に353ページ、県水の受水費の関係でご質問があった件なのですけれども、お答えいたします。

こちらにつきましては、令和2年度の当初予算の県水の受水費とは、ほとんど一緒の額で計上させていただいております。計上になった元の県水の受水量なのですけれ

ども、こちらも10年計画で県水の受水の量のある程度町のほうで固めておりまして、それに沿ったもので、令和3年度の分につきまして計上させていただいたものでございます。なので、受水費、受水量についても、それほど増減とかはございません。令和2年度との増減等はそれほどございません。

2つ目の355ページ、会費負担金、比企地区の水道研究会のほうの計上がなかったという件についてなのですが、こちらにつきましては、令和2年度に計上させていただいておったのですが、それが今回のコロナの影響もありまして、会議自体が行われなかったことがございまして、その分の会費については、令和2年度はお支払いさせていただいたのですが、令和3年度につきましては、会費負担、会費といいますか、その会費につきましては持ち越しということで、令和3年度のほうには計上しなかったものでございます。なので、比企地区の水道研究会につきましては、なくなったというわけではなく、令和2年度は会議をしなかったというもののだけでございます。

3番目の355ページの貸倒引当金繰入額なのですが、大変申し訳ございません。例年計上させていただくものは、昨年度まで計上させていただいて、備考欄に記載させていただいた実質給水収益の未収金のものでございます。こちらのほうは、給水収益未収金のものを計上させていただいているのですが、今年度はちょっと計上のほうが記載のほうを間違えてしまったものでございます。

それと4番、356ページの企業誘致条例による加入金の減額分還付金のほうなのですが、こちらにつきましては企業誘致条例が公布されまして、初めて水道事業のほうといたしましても、加入金の減額につきまして、申請がつい先日あった分でございます。それについては毎年歳出予算のほうには計上しておりませんで、申請があるという見込みの中で予算のほうは計上させていただくものでございまして、それが令和3年度、口径50ミリの231万円という加入金につきまして、その50%の半額を減額させていただくとして、還付のその他雑支出のところに計上させていただいたものでございます。

私からは以上になります。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

深澤副参事、お願いいたします。

○深澤清之上下水道課副参事 私のほうから、管路の設計業務が上がっているというこ

とでございましたので、その辺りにつきましては、管路、川島地区の開発の関係に伴うものの設計業務ということで考えておるところでございます。

次に、浄水場工事の関係でございますけれども、これにつきましては第1水源の関係ですけれども、実質水源につきましては、もう長年使っておりまして、今水源からの取水ができなくなるようなことがありますと、実際に給排水するときに支障が出てくるということもあるものですから、これを回避するために第1水源の改修を実施しようとするものでございます。

それから、執行率の低下ということでございますけれども、今年度もちょっと執行できなかったところはあったのですけれども、来年度の予算につきましてはそのようなことがないように、課内施設担当で協議しながら予算計上しておりますので、そのようなことがないようにしていけると考えております。

それから、技術職についてなのですが、課長と私、技術職なのですが、そのほかにも技術担当、工事の関係として若い技術者として2人ぐらい、もう既に工事現場のほうに実際に出て監督をしておりますので、いなくなってしまうというようなことではないというふうに捉えております。

それから、県からの技術支援ということでございますけれども、現在企業局のほうとの協定もありまして、企業局のほうの担当のほうの技術的な指導等もいただけるのかなというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

片岡副課長、お願いいたします。

○片岡範行上下水道課水道管理担当副課長 先ほどすみません。答弁の漏れがございましたので、消費税の関係につきまして、今年度支払うほうの消費税、失礼いたしました。356ページの営業外費用の消費税及び地方消費税のところなのですが、当年度はゼロ円というふうに計上させていただいたのですが、こちらにつきましては、351ページの収入の2番営業外収益、4番消費税還付金のほうに61万7,000円として、消費税の還付という形で計上させていただいております。こちらにつきましては、令和3年度の給水収益で受ける仮受消費税なのですが、そちらのほうと同じく令和3年度で支出する仮払消費税よりも少なかった、仮受消費税のほうが少ない予算のほうで計上させていただきましたので、差引き消費税のほうも還付を受けるというも

ので、計上させていただくものでございます。

以上になります。

○松本美子委員長 それでは、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 353の受水費なのですけれども、昨年と同じでは、高いわけなのです、今までの量から見て。令和元年、2年って、台風の被害で第3水源が使えないから、その分余計に県水を入れたわけです。令和3年だと、それはもう元に戻すという、私は戻ってくるのだと思っていたら、大体金額が同じなので、戻っていないのになって思ったわけです。今も答弁が同じです、昨年と。だから、平成30年と同じぐらいの金額にまで減らさないと、私はいけないと思っているのですけれども、その努力、そうすると努力を全然していないということなのですか。大体4分の1、25%を県水に頼っているということで、それはもうしょうがないなと思っているのですけれども、それ以上増やす、通常の場合、増やす必要は私はないと思っていますので、しっかり自己水を75%は確保してやれるわけですから、それをやっていくべきだと思うのですけれども、努力をしたのか、どうしてこれ減らなかったのかを伺いたいと思います。

それから、355ページの比企地区水道研究会、会議はコロナの関係でなかったということでご説明があったわけで、それはしょうがないのですけれども、この会議自体はどんな会議なのですか。役に立っている会議かどうかというのをちょっと確認したので、こういう機会でないとなかなか聞けないので、書いていなかったから聞きやすいなと思って。ちょっと教えてください。

それから、356ページの企業誘致条例による関係なのですが、そうすると今までここは特別に調査研究したわけですね、お金を取ってやりましたよね。その資料というか、それは生かされるわけなのですか。どんな結果になったのかというのは分からないのですけれども、ちょっとそこを伺いたいです。組合になって、あれはせっかくお金を使ってやったのですけれども、無駄になってしまったのですよということなのかどうか、ちょっと伺いたいです。

消費税の関係は、なるほど、私もちょっと飛ばしてしまって、351ページ、書いてあるのです、起債なしって。昨年は起債なかったのです。これがだから617ってあるから、そこに行ったということで、これは分かりました。

管路設計業務、この川島地区は、今まで去年あった管路設計とはこれは別な、今後組合になるから、改めて設計をここ限りのやるのだという、そういうことなのですか。

ちょっと伺いたいと思います。

第1水源の工事ですけれども、使えなくなると困るからということで、それはそうです。ぜひそれはやっていただきたいと思うのです。ちょっとどんな内容なのかを、工事の内容を伺いたいと思います。

それで、執行率は下げないようにぜひお願いします。

それで、技術職の方なのですが、新しく入る、これはちょっと分からないかな。これは町長、副町長に聞かないと分からないのかな。技術職の方は、これは課長と、今深澤さんがいるということで、お辞めになるということで、代わりの技術職は入れる方向でお考えになっているのかどうか伺いたいと思います。

それと、県からの支援というのも、協定云々って、協定でこういうのは結ぶわけですか。指導がもらえるはずだって、ちょっと担当課としては不安な感じを私は受けたのですけれども、これも町長か副町長でないと分からないのかな。来年も引き続き県からの支援がもらえるのかどうか確認です。伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

高橋副町長、お願いいたします。

○高橋兼次副町長 それでは、私のほうから技術職の関係についてお答え申し上げたいと思います。

今年度募集をしましたけれども、残念ながら応募はございませんでした。したがって、全体的に技術職が不足しているというのは私も承知しておりますので、来年度どうしていったらいいかというのをまた改めてちょっと考えていきたいなというふうに思っております。例えばどこかの時点で募集をすると、通例の9月とかというのではなくて、もっと早く一度募集を試みようかなということも考えております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

山下上下水道課長、お願いいたします。

○山下隆志上下水道課長 それでは、私のほうからは県水の受水費の関係と、あとは第1水源の工事の関係、そして県からの技術支援、こちらのほうをお答えさせていただきます。

受水費の関係でございますけれども、こちらにつきましては2年度の補正で若干追加をさせていただきました。通常であれば25%ほどの県水受水割合でいけたわけなの

ですけれども、台風の影響で水源部分の工事と合わさりまして、一時期26%を超えるような受水割合で追加しておりました。今回も前に戻して、なるべく少なくというふうなことでは考えておったのですけれども、3年度に予定しております第1水源の工事もございまして、やはりこれは同じような形になってしまうのではないかという懸念がございまして、踏み込んだ減というのは今回させていただいておりません。同等な量とさせていただいております。

また、場合によっては、年度途中で工事の関係で県水を増やしてという場合も出てくるかと思いますが、またそのときは補正という形でご相談をさせていただければということでお願いができればと思います。

そして、県からの支援の関係でございます。昨年から、先ほども委員さんおっしゃいましたように、技術職が最近少なくなってきた、工事発注もかなり昔のペースではできなくなってきているというふうなこともございまして、私のほうもかなり懸念を前からしておりまして、県から技術の関係どうでしょうというお話を、実は先ほどの水道研究会というお話がございましたけれども、その水道研究会の中で県の職員さんを招きまして、それぞれの自治体の水道の状況をお話ししたときに「それでは、嵐山さん、県のほうもそんな技術職は困っていないわけではないのですけれども、協力をさせていただきますよ」というお話が始まりまして、1年をかけて技術支援というふうなことで予定をしております。実は来週、議会の最終日の翌日に県のほうに出向きまして、この辺の正規な調印を取り交わして実施していくというふうな予定にしております。

町としますと、こういった設計ですとかの関係、それとやはり独自の施設でございますので、そういった施設もそれぞれの担当の分野の県の職員の方が来てくれて、支援をしていただけるというお話でございますので、期待をしているところでございます。

私からは以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

深澤副参事、お願いいたします。

○深澤清之上下水道課副参事 委託の管路の設計ということであったかと思うのですけれども、これはあくまでも都市計画道路、川島地区に設定しています新設道路の中の設計ということです、これはあくまでもほかのところと重複しているようなもので

はございません。あくまでも新規に管路設計を行いたいというものでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁を山下上下水道課長、お願いいたします。

○山下隆志上下水道課長 すみません。私のほうからは追加をさせていただきます。

第1水源のほうの工事の内容でございますけれども、こちらにつきましては、ご承認いただければ、取水ポンプがございまして、これが現在2基入っております。このポンプが既に耐用年数を過ぎておりまして、この後、浄配水場等を統合して開設をするまで、恐らくもたないだろうという判断をさせていただいております。そんなことでポンプが2基、それとそれを動かしております制御盤の更新、それとその制御盤とはまた別にテレメーターという装置がございまして、テレメーター盤の更新、そして場内の配管も一部更新をさせていただくという内容の工事を予定させていただいております。

そして、企業誘致条例に絡んだ関係でございまして、こちらにつきましては、委員さんご存じかと思っておりますけれども、今花見台の中で1件工場が夏の間に工事を行いまして、稼働が既に始まっております。そういった企業さんの関係で、今回この予算を計上させていただくものでございます。

私のほうからは以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、続けて山下上下水道課長、お願いいたします。

○山下隆志上下水道課長 すみません。1点追加させていただきます。

比企の水道研究会でございまして、先ほどちらっとお話をさせていただきましたけれども、これは比企管内の水道事業体さんがそれぞれ集まって構成しております。今現在、東松山が研究会の会長で実施をしているところでございます。

内容に関しましては、それぞれの自治体がそれぞれの運営を行っております。その情報の共有を行っております。とかく水道の部門というのがあまりよそのつながりがないものですから、中だけに考え方が固着してしまうという傾向がございまして、よその実際にやっている内容ですとかを、生の声を聞いて、よい部分は採用をする等々、参考にさせていただく場になっております。

先ほどのお話の中でも、その会議の中で県の職員さんを招いて、県の状況はこうですよというお話を聞いたりという情報の共有を行っております。そういったときには県内の状況まで含めて把握ができるというような会になっております。

残念ながら、昨年はコロナの関係で、直接集まってというふうなことがなかなかできずに、紙上総会というふうなことを行っております。この辺が収束すれば、また変わってくるのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 351ページの新設加入金、これは説明があったのかもしれませんが、今回852万5,000円、前回は1,375万円ということで、こんなに新設で加入する方が減ってしまうという見込みをされた理由をお伺いしたいと思います。

そして、356ページの5番の資産減耗費、固定資産除却費、これは老朽管の取り除きというのですか、字から読むと。こちらが減っていますけれども、今回どうしてこのように減ったのかお伺いします。

それと、前回の令和2年のときに、町の水源は立方当たり35円、県の水源は立方当たり66.78円という記載があったのですが、これは今年も同じでよろしいのかお伺いします。

3点です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

片岡副課長、お願いいたします。

○片岡範行上下水道課水道管理担当副課長 それでは、お答えいたします。

最初にご質問のありました351ページ、新設加入金の件なのですが、委員さんおっしゃるとおり、加入金につきまして、昨年よりも800万円ぐらい下げさせていただいているのですが、こちらにつきましては理由が、今年度、令和2年度の実績を加味しまして計上させていただいたのですけれども、この金額の内訳といたしましては、13ミリのメーターにつきまして、今年度、令和3年度に計上させていただいているのは40件、同じく口径20ミリにつきましては5件というふうに計上させていただいているのですが、令和2年度に計上させていただいた分からは、口径13ミリについては20件を減した数字です。それと、口径20ミリにつきましては5件減をさせていただいた数字になっております。

ちなみになのですが、令和2年度の実績の中に、通常ですと新設のアパートとかというのが例年ですと2棟とか3棟、集合住宅として建てられるのですが、

令和2年度の現状といたしましては、そのアパートが一件も新規で申請がなかったものでして、そういったものを加味した新年度予算の計上とさせていただきます。

2つ目の356ページ、資産減耗費、固定資産除却費の減についてなのですが、こちらにつきましては、令和2年度に工事とかで取得した資産につきまして、令和2年度の決算を終えた後に新しい更新した施設につきまして除却したものをこちらの資産減耗費、固定資産除却費として計上させていただくのですが、令和2年度に取得する予定の資産がその前の年よりも少なかったもので、その更新のものが少なかったことによって、令和2年度の当初予算よりも計上が少なかったものでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、答弁を深澤副参事、お願いいたします。

○深澤清之上下水道課副参事 それでは、私のほうから町の水道の単価の関係、35円前後ということで、前回でもお話ししたかと思うのですが、町の正確な立米単価については、これは第2次水道ビジョンですか、水道事業基本計画を定めたときに、27年頃かと思うのですが、算定したものが38円前後だったと記憶しております、このようなお話を申し上げたのですが、県水のほうの単価と違いまして、町のほうの単価、厳密には毎年毎年算定しているわけではございません。おおむねこのぐらいの金額になるということをコンサルさんに依頼をかけていたときですので、ちょっと算定をしていただいたものでございます。

それから、県水の66.78円、これは税込みなのですが、これについては変わりはありません。3年、4年、5年、6年の4年間につきましては、変わりはないというようなことで県のほうから通達がございました。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 さっき川口委員が質問をしていた受水の関係で、10年契約とかという何か答弁があったのかなと思うのですが、先ほどのこの県の水源の水代は、令和4年まで変わりませんよということは、10年契約で4年までが10年契約というのでよろしかったのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、片岡副課長、お願いいたします。

○片岡範行上下水道課水道管理担当副課長 それでは、お答えいたします。

県水の受水につきましては、10年の契約というものではございませんで、先ほど私

のほうからお伝えいたしましたのは、10年の間の内部資料といたしまして、町全体の配水量から県水の受水量、割合といたしましては25%に抑えるという意味も込めまして、県水の受水については10年間の計画を立てたものでございます。

それと、あと付け加えまして、県水の受水費につきましては、4年に1遍県の企業局のほうで見直しとかというのをしているものでございます。なので、令和3年度からの単価につきましては、令和6年度までその単価が続くというものでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 355ページなのですが、手数料でコンビニ及びスマホ決済収納手数料が77万9,000円なのですが、このスマホ決済手数料というのは件数としてどのぐらい見込んでいるのかを伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

片岡副課長、お願いいたします。

○片岡範行上下水道課水道管理担当副課長 それでは、お答えいたします。

355ページ、13番手数料の中のコンビニ及びスマホ決済手数料ですけれども、令和3年度は77万9,000円を見込んでいるのですけれども、スマホ決済につきまして、4月の広報とか、あとホームページにも掲載する予定なのですけれども、税と同じようにスマホ決済といたしましては、電子決済を4月から利用できるというふうに進めているところなのですけれども、これにつきまして、スマホ決済はどのぐらいの件数というのは、申し訳ございません、それほど多くは見込んではいないのですけれども、この金額になった理由といたしましては、コンビニ収納の伸び率を勘案いたしまして、昨年度よりもちょっと多く計上させていただいたものでございます。大変申し訳ございません。スマホ決済の件数の見込みというのは立てていないのですけれども、正直な話、それほど多くはないのかなと考えております。

以上でございます。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 357ページです。この配水本管の施設費が1億5,450万ほど投下されます。これは、参考資料の一覧表のところにそれぞれの距離などが載っているのですけ

れども、嵐山町としてこれが投下されて、まだやっていかななくてはならないというか、いわゆる距離というか、布設替えが必要だというものがどのくらいに及ぶのか、令和3年のこの工事が終わってどういう状況にあるか、その点だけちょっと確認させてください。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 お答えをさせていただきます。

この配水本管の布設替えでございますけれども、従来から老朽管の更新というようなことで、布設替えを毎年毎年実施させていただいております。差し当たって、向こう10年等で区切って、早急に布設替えが必要な路線というふうなことでは、業務委託等をして優先順位をつけて路線ごとに整備をしておりますけれども、なかなか近年では、予定どおりの本数が進まないのが現状でございます。

恐らくこの水道の管網自体、全町にわたりますので、サイクルで申し上げますと、老朽をしていった順に順繰り順繰り更新が全て終わる頃には、恐らくまた次の更新時期が始まってしまうのではないかというふうには考えております。水道だけではないかなと思いますけれども、以上でございます。

○松本美子委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 そうすると、相当な距離があることは当然分かりますけれども、一応緊急性があるという、耐用年数がありますから、当然その辺はもう台帳のほうで把握はされているでしょうけれども、そういったことが優先的に進んでいくという、この令和3年度の予算については、捉え方でよろしいのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁を山下上下水道課長、お願いいたします。

○山下隆志上下水道課長 お答えをいたします。

委員さんおっしゃいますように、そのとおりでございます。本来でしたら、もっともっと単年度でやりたいところでございますけれども、なかなか数量的にはまとまらない状況でございますけれども、その年度年度、できる限りの延長を計上して更新をかけていくというふうなことで、この3年度予算にも計上をさせていただいております。

以上でございます。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

- 松本美子委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論を行います。

〔発言する人なし〕

- 松本美子委員長 討論を終結いたします。

これより、議案第21号 令和3年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- 松本美子委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

ここで休憩いたします。

休 憩 午後 2時28分

再 開 午後 2時43分

- 松本美子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。
-

◎議案第22号の質疑、討論、採決

- 松本美子委員長 議案第22号 令和3年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いいたしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

川口委員。

- 川口浩史委員 382、下水道使用料ですけれども、これ補正で落とした額そのまま落としているわけですけれども、もう少し工夫があっていいのではないかなって、見込みがこういう傾向にあるからということで見たほうがいいかなと思ったのですけれども、補正で合わせたのにもう厄介だから合わせようということでしたのか、ちょっと

伺いたいと思います。

それから、その下の営業外収益の3、他会計補助金、一般会計、これが大きく減っているのです。国保も一般会計からの繰入れというのはやめるようにしたということで、ここでも減らせるものは本当は減らそうという考えの下で減らしたのか伺いたいと思います。ちなみに、昨年は1億1,693万4,000円ということです。それが6,600ですから、約半分になっているということで伺いたいと思います。

383ページのカメラ調査業務委託料なのですが、花見台を入れるということで、ちょっとどういう理由なのかを伺いたいと思います。

それから、3番浄化槽費の一番下の浄化槽転換促進奨励費、これ上がっているのですけれども、ちょっと理由を伺いたいと思います。全体で今度は30基で、去年というか、今年度が6基という報告でした。大丈夫なのかなと思って、多く見ているから、この浄化槽転換補助金が増えているのでしょうか、多く増やして大丈夫なのかを、どういう根拠の下に増やしたのかも伺いたいと思います。

それから、384ページの資産減耗費、先ほどちょっと出ていましたけれども、水道で。固定資産除却費というのがありますが、これちょっと中身を教えていただきたいと思います。

それから、その下の営業外費用の1、支払利息及び企業債取扱諸費ということで、この企業債利息が大きく増えているのですけれども、何でこんなに増える、ここにこれだけ預けるからですよという話になるのでしょうか、ちょっとまず内容を伺いたいと思います。

それから、385ページのその他特別損失、今年度はありませんよということなのですが、ちょっと理由を伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

今井副課長、お願いいたします。

○今井良樹上下水道課下水道担当副課長 答弁させていただきます。

まず、1点目の382ページの下水道使用料の前年度比較で990万程度減額している理由でございます。こちらの使用料につきましては、当初予算作成時における元年度の使用料の実績と2年度の途中での実績を比較して、こちらの使用料を算定しているわけでございますが、基本的に申告事業所とそれ以外で比較した場合、ちょっと申告事

業所の使用料の実績がコロナの影響で大幅というか、15%前後落ち込んでいるという状況が見えたので、使用料の収入見込みを減らせていただいているところでございます。

続きまして、同ページの他会計補助金でございますが、こちら一般会計から補助金としていただいているわけなのですが、全体額としましては、令和2年度は2億500万でしたが、令和3年度、総トータル1億9,700万で内示を受けております。その額を収益的収入と資本的収入で配分をしております。このページ数でいいますと、382ページの他会計補助金の額と386ページの他会計補助金の額を合わせると1億9,700万円になるものであります。それで、この割合を来年度の予算では変えてございまして、その理由につきましては、資本的収支におきましては基本的に資本的支出のほうが収入を上回る傾向がございます。それはなぜかという、収入が建設事業費に係る補助金とか受益者負担金とかに限られる、あと起債に限られるものだからでございます。資本的支出のほうは、元金償還金の額が多いものですから、その収入の財源が基本的にはないものですから、前年度の留保資金と他会計補助金を財源として、過不足がないように資本的収支の予算を組んでいるためでございます。

続きまして、383ページのカメラ調査業務委託料の質疑でございますが、こちらが令和元年度に嵐山町の第4、第5幹線上におきまして、緊急工事が必要になった工事がございました。それに基づきまして、第5幹線の緊急工事をした下流から大体838メートル部分を国の交付金を使いながら、管渠の中の状態をカメラ調査する委託料でございます。

続きまして、同ページの浄化槽転換促進費でございますが、こちらにつきましては、補助金額をくみ取便所または単独処理浄化槽からの合併処理浄化槽への転換部分のみ1件50万を見ておりまして、令和3年度15基の予定で予算を計上しております。それで、トータル750万円の予算計上とさせていただいているところでございます。

続きまして、384ページの資産減耗費の固定資産除却費でございますが、こちらにつきましては、町管理型の浄化槽事業におきまして、浄化槽が使用者の正当な理由で要らなくなったときに、浄化槽を撤去する際に資産の除却費として計上しているものでございます。

続きまして、その下の支払利息でございます。こちらは、昨年に比べて637万9,000円減額されているわけですが、こちらは下水道の建設に当たって借りた借金、それから

流域下水道、県のほうに支払う建設負担金に係る借金、それと令和元年度に公営企業会計を取り入れるために起債を借りたときの利息とか、今現在、浄化槽事業を実施している建設費に係る利息等、もろもろ今まで事業を行ってきた事業費に当てる起債に係る利息が累積してこの金額になったもので、基本的には年々若干下がっていています。ただ今後、改築更新等が出てくれば、その際にまた起債をすることになるかと思いますので、改築更新工事等が増えてくれば、また起債の額も増えてくるという形になります。

最後に、385ページのその他特別損失でございます。昨年度1,163万7,000円あったものが今年度ゼロということで、なぜかという問合せでございますが、こちらが令和2年度から公営企業会計を適用させていただいているわけでございますが、令和2年度の6月の期末勤勉手当を支払う際に、6月の勤勉手当はその前の直前6か月分のものに対して支払われるわけですが、4、5月は現年ですが、その前の前年度の12、1、2、3の4か月分については、公営企業会計になる前の特別会計分のものであるわけでした、それを6月に支払うということになります、現年と一緒に。そのための特別損失分の金額を令和2年度に計上してあったものでございます。あとそれと、元年度の消費税の中間申告額2回分と、あと令和元年度から引き継いだ引継金の消費税の損失額を合わせて計上したものでございます。ただし、3年度につきましては、既に会計移行しておりますので、3年度はゼロという計上をさせていただいております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 それで、383ページのカメラ調査なのですけども、これ具体的に緊急に工事をやったところだということです。どんな調査をするのか、管が傷んでいる部分がまだいっぱいあるのではないかと、その周辺、その前後で。そういうことであるのだと思うのですけれども、ちょっとそこは確認も含めて伺いたいと思います。

それと、浄化槽促進奨励ですけども、今年は6基なのでしょう。何で15基も多くも見積もることができるのか、何か今年はこのぐらいいきそうだなと、10基や12～13基いくから15基見込めるだろうと、何かそういうものがないと、今年の数からはとても15基の設置などできないと思うのですけれども、何か見込める当てがあって言っているわけなのですか、伺いたいと思います。

それから、他会計の補助金、一般会計からの補助金ですけども、ちょっと言って

いること分らなかったのですけれども、収入と支出で支出のほうが上回ると言ったのかな。支出で足りない分を内部留保の分で全部補うのがこの資本的収支の関係ですよ。何とか額でその分は足していきますっていつも書いてありますけれども、今回は書いていないのかな。会計が変わったから、そういう会計が変わると変わるのかな、変わらないのかな、ちょっと今混乱してしまっている。その辺が変わったからちょっと違うのですか。内部留保で足す分が若干合わない部分があるのですよということなのですか。バランスシート上、少し不均衡が出てきてしまうのですよということなのでしょうか、ちょっと伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いをいたします。

今井副課長、お願いいたします。

○今井良樹上下水道課下水道担当副課長 それでは、お答えいたします。

まず、1番目のカメラ調査業務委託でございますが、元年度に緊急工事をしたところではなくて、その下流の838メーターを調査する予定でございます。

それと、浄化槽の転換促進費につきましては、転換部分ということで15基を見込ませていただいているということでお答えさせていただきましたが、これは理由としては、実績等も加味いたしますが、国庫補助のために当初は多く基数を見込みまして、もし実績がそれより少ない場合には、当然減額して国のほうに請求できるのですが、もしその逆の場合、15基以上、20基、30基となることは、ちょっとここ最近の実績からいってないとは思うのですが、見込みが上回ってしまった場合に、後から国庫補助金等の増額がちょっと厳しい場合があるわけなのです。ですから、多めに初めに予算計上させていただくという一つの手法としての予算計上でございます。

それと、最後の他会計補助金でございますが、ちょっとこちらがなかなか説明が難しいところでもございまして、我々も川口委員さんと同じように2年度からやっていますので、基本的に公営企業会計の予算というのが、先ほども話したように収益的収支、要するに営業の収入、そして下水道施設を維持管理するために支出するものの収益的収支、一般的には3条予算と言っていますが、それとあとは下水道の管を敷設したり、あと浄化槽を敷設したりするための建設的な予算は資本的収支のほうになります。それは一般的に4条予算と言っております。資本的収支のほうは歳入、入ってくるお金というのが、先ほどもちょっとお話しさせていただきましたが、建設費に係る国庫補助とか受益者の負担金とか、そういう限られたものを充てるのですけれども、

先ほどもお話ししたように元金の償還金があるわけです。元金の償還金については、それに充てる財源というのは国庫補助とか、そういうものはございませんので、川口委員さんおっしゃったように前年度の留保資金、留保資金というのが前の会計でいうところの歳入から歳出引いた余ったお金というのですか、それと同じ意味の留保資金、繰越金です。すみません、ちょっと言葉が。繰越金みたいな感じのを充てているのですけれども、全部充てるわけではないので、あとは一般会計からの他会計繰入金もここに歳入として入れているということで、過不足ないように4条予算をしているということでございます。

以上です。

○松本美子委員長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 下水道使用料が確かに補正であれした部分が減額になっているの分かります。そうすると、387ページの流域下水道の建設費の負担金というところになるのですけれども、これは直接さっきも説明してあるように、今までの資本的な部分の支出になりますから、683万5,000円ぐらい増えているわけです。ここの関連はどうなるのでしょうかということが1つと、それとさっきの説明にもなるのでしょうか、この下にある固定資産の購入費、浄化施設購入費が3,577万6,000円ということで、前年度と同じような予定がされているわけです。恐らくこれが15基相当分になってくるのかなと思いますけれども、この辺のところさっき言った説明の意味は分かるのだけれども、実際にやはり担当課としてみると、過大な計上にもなっているということにも言われてしまうのではないかなというような心配もあるのですけれども、その辺についてはいかがなものなのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

今井副課長、お願いいたします。

○今井良樹上下水道課下水道担当副課長 お答えいたします。

青柳委員さんのご指摘で4条収支の関連で、387ページの流域下水道の建設負担金と浄化槽施設購入費の関連でご質問ではございますが、資本的収支のほうの支出につきましては、今のところ流域下水道の建設負担金と浄化槽施設の購入費、その2つの建設費が主になっています、3年度。まず、建設費負担金につきましては、委員さんご存じかと思うのですが、市野川の終末処理場、滑川町にあります、その建設費

の負担金を県から求められるわけです。年4回支払うわけなのですが、その財源として起債をしております。

それと、浄化槽の施設購入費につきましても、国と県の補助金、それとあと起債を充てているわけでございます。それなので、他会計補助金につきましては、専ら残った元金償還の部分に充てているのが実情でございます。当然あと今申し上げたところで足りない部分にも割り当ててはおりますが、大部分は元金の償還に充てています。あと、来年度、3年度、平準化債も借りの予定になっています。平準化債につきましても、流域下水道の償還金に充てるための起債となっておりますので、それも合わせて起債の償還に充てるという形になっています。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 確かに今の下水道使用料が伸び的には前年と同じような形で見ていらっしやって、確かに負担金が1,300万減っていますから、そのところを私は今建設費の負担金ということでちょっと比較させてもらったのです。それで、これが683万5,000円増えていくということは、今後もこの支出の増額というようなことはあるのかどうかということです。要するに設備のいわゆる支出になってくるわけですから、そういったものがこれは増えていくのかどうか、その辺の見通しを1つと、それから、この質問をさせてもらったのは、この使用料そのものがやっぱり伸びないと、なかなかさっき言ったいろいろな支出が償還金を含めて多いわけですから、大変な事業、厳しい事業になるわけです。ですから、そういったところの収入の使用料等の、それからあとは固定資産のさっき15基といったようなところのいわゆる向上させていくという努力、その辺についてはなかなか厳しいのだ厳しいのだということは私も聞いていますけれども、やはりそこら辺が一番大変な部分だと思うのだけれども、この令和3年度に対しては、担当課としてはどのような形で望まれていくのかということです。お聞かせください。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

今井副課長、お願いいたします。

○今井良樹上下水道課下水道担当副課長 お答えいたします。

まず1点、下水道使用料でございますが、令和3年度は確かに昨年度と比べまして減額になっております。その原因としては、先ほども言ったように2年度コロナの影響

響で実績が下がっている。そして、先が見えない状況ですので、令和3年度も一般家庭なんかから出てくる下水道使用料が2.2%ぐらい増えています、巢籠もり需要とかだと思うのですが。ただ、申告事業所というのが、工場団地なんかで普通は水を使った分だけが下水道使用料としてかかるわけなのですが、製造業によっては使った水の全部が出るわけではなくて、製品の一部分になったり、製造過程で蒸発してどこかへ行ってしまったりということがあるので、100%下水道使用料になるわけではございません。そうは言っても、申告事業所の下水道使用料に占める割合は大変高うございます。3割程度使用料に対して占めていますので、実績で。ただ、コロナにおいてやはり生産が落ちていると思われて、そういう実績で数値出ているので、3年度に右肩上がりで伸びるというような数値はちょっと3年度には書けなかったということで、数値が下がっているわけです。ただ、今後、今コロナのワクチンの供給が始まっておりますので、コロナ禍を脱していけば、また明るい未来の展望が開けるのではないかと、生産も上がってきて使用料が上がってくるのではないかなと推測しているところでございます。

続きまして、流域下水道の建設負担金でございますが、今年度は若干上がっているわけなのですが、これはあくまでも県からの負担金、来年度幾らお願いしますという通知に基づいて設定しているものでございます。これが今後上がっていく、下がっていくというのは、一律には申し上げられませんで、ちなみに2年前ぐらいは5,700万ぐらい払っています。ですから、県のほうで市野川の終末処理場のほうでこういった工事を行うかによって、全体の事業費を小川、滑川、嵐山で排水量に応じて割り振ってくるものですから、今後また大規模な工事等、お金の張るような工事が出てくれば、当然各町村の負担金も上がってくるものと思われます。よって、各年度で金額は変わってくるものでございます。

以上です。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 387ページの支出の管渠建設改良費550万、これは何に使うのでしたか。昨年から会計が変わってしまったので、ここ科目設定に昨年はなっていて、今年が550万なのですけども、もしかすると何だったのかな。

あと、マンホール4か所のうちの1か所のポンプ交換とかという説明があったので

すけれども、それはどこに当たるのか教えていただきたいと思います。どこの部分にあるのか。

○松本美子委員長 それでは、答弁を今井副課長、お願いいたします。

○今井良樹上下水道課下水道担当副課長 答弁させていただきます。

1点目の387ページの工事費でございます。確かに畠山委員さんがおっしゃるように、今まで科目設定的なものでしていたのですが、先ほどもちょっと触れさせていただいたのですが、嵐山の第4、第5幹線で元年度緊急工事をさせていただいたというのがあると思うのですけれども、そこに限らず、施設の老朽化に伴う不具合がちょくちょく出てくるわけなのです。工事請負費もそうなのですけれども、ほかのところでは修繕料も大幅に上げさせていただいております。ある程度予算がないと緊急対応が今後難しいかなと思ひまして、ある程度思い切った予算措置をさせていただいております。ただ、ちょっと何か所もあると、これでも足りないぐらいなので、そこは工夫しながら修繕工事請負等で発注していく対応をさせていただきたいかなと思ひます。よろしくお願いいたします。

○松本美子委員長 それでは、山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 それでは、私のほうから若干補足をさせていただきます。

委員さんおっしゃいました工事請負費の550万なのですけれども、これは先ほどお答えしたように、施設の老朽化によってマンホールポンプの制御盤の入替えを1か所予定をさせていただいております。これもやはり花見台の路線になりますけれども、花見台のナンバー3ポンプ場というふうに呼んでいるポンプ場がございます、これが竹の花橋のところに設置している設備でございます、こちらの制御盤の更新を予定をさせていただいて、550万を計上をさせていただいております。

以上でございます。

○松本美子委員長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 すみません、お聞きをします。

383ページなのですけれども、浄化槽の関係ですけれども、浄化槽の修繕費132万ということで載っているのですが、経年してきました浄化槽も新しいのもあれば寄附されたものもあるだろうし、いろいろな形があるかなというふうに思うのですが、全体何基を見てこの132万という予算化しているのかお聞きをしたいというふうに思ひま

す。

それとあと、新規のあれは一応30基を見込んでいるということでございますけれども、あまり今までよく分からなかったのですが、この基数というのは必ず購入しているものなのかな、そういうふうに思っていたのですが、そうではなくて実績に合わせて改めて購入していくというふうなことなので、あくまでもこれは想定した数字だと、予算化というか、このくらいをやりたいという数字のものなのだという受け取り方をしました。実際それで基が決まって、ユーザーの方が発注をして、そこで初めて1基という計算で、そこから発注という形になるのですか。いい機会なので、ちょっと聞かせていただきたいのですが。

○松本美子委員長 それでは、今井副課長、答弁をお願いいたします。

○今井良樹上下水道課下水道担当副課長 お答えいたします。

まず、修繕費の件でございますが、こちら予算が6基見ております。単価が20万で設定しておりまして、それに消費税入れて132万と。この修繕費につきましては、主に今まで寄附浄化槽で大体設置後20年ぐらいたったもので、ここ近年壊れたり維持機能が芳しくないのが出てきていますので、その修繕費に充てるために見込みで予算計上したものでございます。

それと、浄化槽の新規のお話でございますが、浄化槽、3年度新設と転換を含めて30基、ご指摘のとおりでございますが、新規15件でやるのですけれども、事務的手続的にはPFI事業でやっておりますので、基本的にPFI事業って新埼玉環境センターさんが代表管理企業になっていただいていますので、そこで事務をしていただいていますので、おうち建てられる前に新埼玉さんのほうで相談、それから書類作成とかの相談に乗ってもらって町へ書類を提出してもらって、うちが認めて工事が先へ進んでいくという事務の流れになっているわけでございます。

以上です。

○松本美子委員長 長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 修繕のほうですけれども、6基ぐらいが想定されるだろうということで20万円で計算が出されているということでございます。でも、相当の基数を保守管理委託をしてこの上に載っていますが、基数を抱えているのではないかなというふうに思うのですけれども、そこで6基というのはどこから出てきた、大体今までそのくらいの基数の修繕、ただこれから年数が進んでいきますから、耐用年数は一応20年と

いうことで今お聞きしましたけれども、ちょっと私は少ないような気がしたものですから、本当にこれで大丈夫なのかな。予算化ですから、なるべく実績、想定したあれが間違いないようにやっているのでしょうかけれども、ちょっと私はそんな感じを思ったものですから、もう一度聞かせていただければ。全体の基数が何基だか私も分かりませんので、想定的に言っているだけのことですけれども、いかがなものでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、今井副課長、答弁をお願いいたします。

○今井良樹上下水道課下水道担当副課長 お答えいたします。

長島委員さん、ちょっと6基では少ないのではないかとのご指摘なのですが、先ほど申し上げましたように、近年寄附浄化槽の不具合というのが出ていまして、この6基でも若干多めには取っているのですが、近年の実績からいっても、この予算で賄えると思います。ただし、浄化槽の不具合については千差万別でございますから、基数とか内容によってもちょっと若干違うと思いますけれども、それを加味したとしても、多分この金額では賄えるのではないかと推定しているところでございます。

以上です。

○松本美子委員長 長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 あまりこだわるわけではないのですが、たまたま私どものところで、昨年管理する委託されている業者さんが来て見ていたら、いわゆるポンプアップ方式という形、そんなわけではないということなのです。そんなに簡単に壊れるわけではないのだというようなことで、最初はショートしていたのです。漏電していたものですから、落ちてしまうわけです。ですけれども、大体そういうふうなポンプ、吸い上げるやつは、案外水の中で使っているから漏電するのです。中が焼けているからショートしているわけです。簡単なことですが、直しは利かないです。もう取替えになってしまうわけです。でも、そういうことを考えると、この基数で、もう相当な基数で、私基数聞いていないのですが、もう何百基、500基以上ぐらいになっているのではないかな。そういう中で6基だけで本当にやっていけるのかなというふうに思ったものですから、ちょっともう一度ご答弁いただければというふうに思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁を今井副課長、お願いいたします。

○今井良樹上下水道課下水道担当副課長 お答えします。

本当ご心配ありがとうございます。それで、全体の基数、今補助管理の令和3年度

に予定している基数というのは292基になっております。長島委員さんがおっしゃった、多分ポンプっておっしゃられたのは、基本的には排水先が町道側溝だったりするのですけれども、側溝と浄化槽からの排水の出口の高低差があるので、ポンプを使って町道側溝が高い位置にあるところへ押し上げて排水しているという意味に受け取ったのですが、よろしいでしょうか。

近年の不具合については、まだちょっとポンプの故障、壊れた修繕というのは発生しておりません。ただ、機械物ですから、長島委員さんがおっしゃったように、今後そういうのも出てくることかと思えます。近年の不具合で申し上げますと、本体の亀裂、穴が空いて漏水しているという事案がありますし、それとろ過材の浮遊を防止するための押さえる板というか、そういうのがありますが、その剥離という不具合がありますので、その辺を勘案した修繕費の単価で取っています。それなので、長島委員さんがおっしゃるように、今後そのポンプで押し上げる部分の故障とか、壊れてしまったというところが多くなってくれば、この修繕費では当然できませんから、予算をまた足りなければ補正するなり、実績に見合った当初予算の設定をするなりしてくる必要が今後出てくると思えます。ただ、3年度につきましては、多分というか、この金額で賄えると思われます。

以上です。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 討論を終結いたします。

これより、議案第22号 令和3年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○松本美子委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○松本美子委員長 以上をもちまして、予算特別委員会に付託されました予算議案6件の審査は全て終了をいたしました。

4日間にわたりまして慎重審議をされ、大変ご苦労さまでございました。また、佐久間町長、高橋副町長、永島教育長をはじめとする説明員の皆様には、大変ご多忙の中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございました。

ここでお諮りをいたします。予算特別委員会の審査報告の作成につきましては、正副委員長に一任させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 異議なしと認めます。

よって、本委員会の審査報告の作成につきましては、正副委員長に一任させていただきたいと思います。

これをもちまして、予算特別委員会を閉会させていただきます。

大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

(午後 3時31分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年 月 日

委員長